

5 土佐の今四氏 佐々木氏の族か。香宗我部曆三年六月文書に「佐々木梅窓殿、今四編六殿」と見ゆ。又香宗我部記録に今四半人佐、今四九右衛門等あり。6 三宅氏流 備前國兒嶋氏の一族なりと稱す。

7 其の他、美濃、志摩に此の氏あり。今野 イマノ コムノ 陸前加美郡の豪族にして大崎家の配下たり。觀蹟聞老志に「往生寺村、上館、大崎家臣今野伯耆なる者之に居る」と。コム氏の裔なるべし。

今橋 イマハシ 三河國渥美郡に今橋庄あり、今の豊橋市なり。石清水嗣官に今橋氏あり、御馬所(所司)にして清和源氏末流助實の後と稱す。又應仁略記に今橋善年あり。

今幡 イマハタ 近江國坂田郡今幡より起りしか。佐々木氏の族にして、京極高清の子泰舜・今幡を稱す。今林 イマハヤシ 山城、丹波等に今林庄あり、その地より起れるか。室町時代今林五郎三郎なる者あり。

今原 イマハラ 山城賀茂社の舊社家に今原氏あり、藤原姓なりと云ふ。今治 イマハリ 伊豫國越智郡今治より起

る。日用重寶記イマハリと訓ず。三嶋社の大祝にして越智姓也。豫章記に「後醍醐天皇元亨三年癸亥、三嶋宮回祿、時に氏長者通盛、大祝今治季經と云々」と見ゆ。今春 イマハル コンバル條を見よ。新比叡 イマヒエ 日用重寶記に見ゆ。

今福 イマフク 甲斐、肥前、攝津等に今福邑あり、それより起る。1 清和源氏武田氏流 甲斐國巨摩郡奈胡郡今福より起る、武田の庶流奈胡藏人より出づと云ふ。後和泉守入道淨閑齋七、其子丹波守、其弟市左衛門昌私・新右衛門昌常等あり。寛政系譜に家紋花菱、丸に割菱、稻穂の内鎌打違、と見ゆ。西山梨郡相川にも今福氏あり。

2 遠江駿河の今福氏 榛原郡諏訪原城(金谷)は武田氏の屬城にして今福丹波守等守ると。又上吉田の小山城も天正年間今福丹波守守る。又駿河國久能城、永祿十一年十二月、甲斐勢亂入、武田家の家臣今福入道淨閑、與力四十騎を從へて守ると。

3 松浦黨 肥前國松浦郡今福邑より起る。又彼杵郡にも今福あり、此の氏の分住せし地なるが如し。松浦山代文書永徳四年二月のものに「させほのいまふく左

京亮、また博多日記の裏書彼杵庄の庄官に「今福四郎(喜勝云々)」と見ゆ。4 其の他、肥後にも今福氏あり、今福刑部は上代城主なりき。又蒲生氏郷家臣に今福求之助あり、信濃にも存す。

今淵 イマフチ 陸奥國津輕郡今淵より起る、佐々木氏の族、家紋四目結。南部士譜に「今淵將監・津輕今淵村に住し、外濱牛九郎と云へり。後信直公に仕ふ」と。今藤 イマフチ 陸奥國發祥の氏にして坂上姓なりと。寛政系譜に、家傳に坂上田村麻呂の裔、中頃平氏となり今淵に改むと、家紋大刺萬、五三桐、三頭左巴。

今牧 イママキ 信濃にあり。今奉部 イママツリベ 萬葉集廿に、下野の防人なる人に火長今奉部與曾布と云ふもの見ゆ、祭祀に與る品部にて日奉部等と關係あらんか。今溝 イマミヅ 信濃にあり。

今巳 イマミ 和名抄豊後國球珠郡に今巳郷あり。コゴかと。今道 イマミチ 尾張の今道氏 愛知郡の名族にして、地藏院所藏文正元年古體狀に今道七郎左

衛門尉吉家、同平左衛門尉範家あり、今道は熱田の小名也。

大村氏流 肥前國彼杵郡の今道小路より起る。大村氏の一族にして其の家譜に「純郷公三男純直の子純利・今道越後守今道小路を以つて氏と爲す」と見えたり。其の裔に今道左京純經あり、大村純伊に仕ふ、大村記以下の書に多く見ゆ。又その後、今道遠江純周あり。

今水 イマミツ 信濃にあり。今峯 イマミネ 今峯とも今峰ともあり。

1 清和源氏土岐氏流 美濃國の名族にして厚見郡今峯より起る。厚見分脈に「土岐德隆陸岐孫二郎頼貞—七郎頼遠—氏光(號今峯右馬頭、孫二郎、兵部少輔)—頼豊」と。また氏光弟駿河守光行(光正)も號今峯とあり。土岐系圖にも頼遠—光政(今峯)と見ゆ。新撰美濃志厚見郡今嶺村條に「今峯左馬頭氏光は分脈系譜に土岐彈正少弼頼遠の子にて、土岐系圖には『頼保修理亮氏光・保々と改む。細目に於いて討死』と見え、其兄に今峯駿河守光政、弟に今峯右馬頭氏直(兵部少輔)といふ人をのせたり。皆此處の人なるべし。氏光の事は、太平記に『土岐右馬頭氏光、

外山、今峯、兄弟三人、始めは仁木に屬して城に籠りたりける」と見えたり。分脈系圖には今峯左馬頭とし、太平記には土岐右馬頭とす。ともに此の氏光にて、兄弟に外山今峯を名のる人多し。

また慈照院准后八幡社參記の終り、永享十年八幡宮放生會御參向の帶刀のうち、「土岐今峯三郎頼通といふ人見えたり。是れも、その一族の子孫なるべし」と載せ、又「後醍醐天皇の皇子めうふく院の宮伊勢より美濃にのがれまし」ける時宮の侍今峯又太郎細目にて討死す、今峯塚是なり。又太郎弟今峯次郎は田立にて討死す」と。また「今峯城跡、今峯氏の居城のよしいへり。今峯左馬頭氏光、康安元年仁木義長に屬し、伊勢の長野の城にありしが、義を守りて京方に降參せず、和歌をよみて兄弟と義絶せしよし、太平記にのししたるは、厚見郡の今嶺村の住人なるべけれど、一族も多ければ氏光はこゝにすみしにてもあるべし」と見ゆ。此の今峯氏は太平記に「土岐右馬頭氏光、外山、今峯、兄弟三人、」(土岐系圖、嫡子兵部少輔、仁木義長の養子となり、今峯と號す。二男遠江守外山光明、三男駿

河守今峰光正、四男近江守外山直頼)。また廿四に土岐今峯駿河守、永享以來の御番帳に土岐今峰孫三郎、長享將軍江州勅産着到に土岐今峰兵部少輔等を載せ、又後世今峯源八あり。

2 伊勢阿濃郡に今峯堡あり。三國地志に「按ずるに今峯大學居守、北島の幕下に屬す」と見ゆ。

今宮 イマミヤ 清和源氏佐竹氏流にして常陸國久慈郡今宮より起る。佐竹系圖及び佐竹支族系圖に美舜—永義(今宮別當)と見え、又諸家系圖纂に「義舜—今宮永義—大納言坊」とあり。家紋五本骨月扇。新編常陸國志には「今宮、久慈郡今宮より起る。義舜の四子永義、法を眞壁郡山田乘蓮院に受け、修驗先達職となり、佐都宮、今宮に居り、白羽社別當に補し、今宮大納言と稱す。大納言は其小名なり。子道義、攝津守、子光義云々」とあり。坂戸城に據る、又其の後裔今宮道義、白川郡寺山城に據る。細倉記私考に「今宮氏は御南大納言房とて世に稱せられし山伏なり。寺山蛇頭の城は寺山村にあり」と。佐竹移封の後今宮攝津守槍山を守る。

猶ほ餘目舊記に大御堂殿様、若君殿、今宮殿と見ゆ。
今村 イマムラ 近江伊香郡に今村庄あり其の他三河、尾張、上野、陸前、美作、肥後等に今村の地あり。

- 1 中原氏流 近江國伊香郡今村庄より起りしか。今村中庄、今村新庄等あり。江州中原氏系圖に「成俊—愛知大領成行—仲大夫仲行—秀仲—某(大源太)—某(今村源太)」と見ゆ。源太の後は「彌二郎—彌四郎朝綱—二郎左衛門家綱、第四郎二郎景綱—周防房慶尊、弟に源太良定綱、小二郎助綱等あり。江北記根本當方被官に今村を載せ、又江濃記に淺井家臣に今村見ゆ。五項を参照せよ。
- 2 佐々木氏流 尾張國海部郡の豪族にして、家傳に「佐々木定頼が子高名、尾張國今村城に住せしより家號とす」と、家紋四目結、丸に四目結。津島の人今村久助、水野下野守に仕ふ。又今村伊豫とあり。
- 3 相良氏流 相良系圖に「貞頼—頼而(今村)」と見ゆ。又「定頼の子藤太頼劫、今村を稱す」と。
- 4 秀郷流藤原姓河村氏流 河村義秀—盛秀—秀家—秀村(今村を稱す)—重秀—

秀通なり。寛政系譜此末流三家を載す、家紋藤の丸に雙、花輪違。

- 5 美作の今村氏 陸奥太平記に作州の士今村氏を載せ、又流江舊記に「神樂尾城主今村越中守」見ゆ。又徳川時代森藩の奉行に今村氏あり。此の今村氏も佐々木氏流と云ふ。即ち佐々木秀義八代の孫清秀近江國淺井郡今村に居る、その子左近清始めて今村と云ふ。京極家の老職にして、清五世の孫今村左門國向に至り、美濃金山城主藤三左衛門可成に仕ふ。その子藤大夫尚信なりと。
- 6 蒲池氏流 筑後の豪族にして、今村系圖に「大隅・蒲池義久より出づ、故に名・世々久の字を用ふ。初めて今村氏と號し、城を宮園に構へ之に居る。山門郡大江廣安宮園三村の内十八町を領し、其の他三十六町所々に散在す。是一家の分領する所也。大隅自力を以つて切取る處、上妻郡山崎吉田に於いて十六町、幸田中川島に於いて四町、下妻前津に於いて十二町、別に室岡中等あり、義治に仕へ、屢々軍功を立つ」—瀧兵衛—藤原—土佐(入道覺榮、其の人となり豪勇、替力人に過ぐ、頗る強弓を善くす)—合人(早世)—

土佐—清兵衛」と見ゆ。田中家臣知行割帳に二百石今村小助、三百石今村七郎右衛門等見ゆ。

- 7 肥前の今村氏 北肥戰譚元寇の際肥前の士に今村三郎ありと。又鎮西要略延文の頃武家方なる今村三郎を載せたり。河上社元徳元年文書に今村三郎五郎入道見ゆ。後世大村藩に今村氏あり、菊池家臣と稱す。又渡邊氏の一族にもあり。
- 8 豊後の今村氏 豊後國田原に「古後郷云々、今村五郎高能」と。後日田氏の家臣に今村氏あり、今村左馬、その主七郎丸を弑す。
- 9 日向の今村氏 日向記に今村三郎太郎見ゆ。
- 10 清和源氏義光流 寛政系譜清和源氏義光流新見氏條に正意はじめ今村を稱すと見ゆ。
- 11 那波氏流 上野國那波郡今村より起る。
- 12 其の他、太平記三十二に今村宗五郎あり、赤松氏の家臣なり。又今村五郎見ゆ。其の後結城秀康の老臣に今村掃部氏定あり、越前黒丸城を守る。忠直の時、本多富正と幕府に訴訟し刑せらる。

徳川時代、新見國藩重臣、井伊藩用人、三ヶ月藩藩用人、松江松平藩重臣、淀稻葉藩重臣、下妻井上藩用人、母里松平藩中老、其の他香宗我部家臣、筑前宗像津宮下社家、神宮社家、又加賀藩給帳に多く、「四百五拾石、紋四つ目結、今村清左衛門。參百石、紋藤丸、今村伊三郎。貳百石、紋同、今村藤大夫。參百石、紋同、今村多左衛門。參百石、紋角内抱海老、今村源兵衛。百石、紋同、今村幸藏。貳百石、紋丸内井桁、今村銀三郎。百五拾石、紋抱海老、今村藤之助。百拾石、紋藤卷、今村字兵衛。百貳拾石、紋藤丸内井桁、今村武之助。百石、紋同、今村源左衛門」等見え、猶ありき。又今村彦兵衛あり、元和二年伊豆下田藩を支配し陣屋を置く、これより此の地繁昌す。今村田主あり。岩代、信濃、甲斐等にもあり。

- 今室 イマムロ
- 今本 イマモト
- 今源 イマモト 正訓不明。
- 今森 イマモリ 篠山青山藩中老に此氏あり。
- 今康 イマヤス 尊卑分脈に「利仁三世越前國押領使伊傳—公則(備後守、駿河守、此の流源氏相續をなす。文徳天皇六代孫、河

内守章経の子となる。—公貞(大宰少貳)—信季(實父忠忠也、仍りて河内坂戸に住す(大監物)—康季(左衛門大尉)—近康(今康黨祖也)と見ゆ。近康の後は「近康—康綱—康實—康景—康遠—康運—康任—康守—康宣—康幸」と見ゆ。

- 今安 イマヤス 丹波國天田郡今安保より起りしなるべし。加佐郡高野由利城(高野由利村)は今安相模守の居城也。
- 今柳 イマヤナギ 石清水洞官系圖に柳羅清—隆清(號今柳)と見ゆ。
- 今山 イマヤマ 筑後、肥前に今山邑あり、その地名を貰ふ。
- 1 筑後の今山氏 三池郡に今山城あり。田中家臣知行割帳に今山忠右衛門(一百三十石)見ゆ。
- 2 肥前の今山氏 佐賀郡今山村より起る。河上社文保二年二月の文書に「山田東郷、今山太郎入道、」また元享二年文書に今山彌太郎季政見ゆ。
- 今雪 イマユキ
- 今吉 イマヨシ
- 今良 イマヨシ コンリヤウ イマリヤウ 中古の制度藤民の許されて良民となりしものを云ふ。寶龜元年紀に今良大目東人子秋

鹿呂など見ゆ。

伊萬里 イマリ 肥前國松浦郡伊萬里より起る。松浦黨にして嵯峨源氏と稱す。北肥戰譚元寇の際、肥前國伊萬里源次郎入道如性を載せ、又後藤家記録鎌倉末の人に伊萬里五郎次郎充、鎮西要録曆應元年十一月條に武家方伊萬里彌次郎、また文和四年七月條に武家方伊萬里彌次郎、應安三年條今川貞世に従ふ。また明應二年條に「司馬少二政實、伊萬里、山代等を追討の爲に松浦に下る」等見え、又後藤家文明十五年五月文書に伊萬里(宮内大輔)仰、小鹿島文書これに同じ。天正の頃伊萬里兵部大輔治利あり。龍造寺、有馬、大村、後藤等諸家の記録に多く見ゆ。

- 今有 イマリ 和名抄安藝國沼田郡に今有郷あり。
- 今脇 イマワキ 備前にあり。
- 伊實 イミ 和名抄周防國玖珂郡に伊實郷あり。
- 伊美 イミ 和名抄豊後國國崎郡に伊美郷あり、中世以後伊美庄とも云ふ。豊後國田原に「伊美郷七十町字佐彌勒寺領、地頭伊美兵衛次郎永久(法名道意)」と見ゆ。豊前權介膳伴光恒の後かと云ふ。東鑑卷四十に

伊美太兵衛尉見え、又後世安西軍策に大友方伊美彈正左衛門、後太平記に伊美彈正統正等あり。

井三

イミガキ 紀國造家の一族なり。

忌垣 イミガキ 實德八年四月紀に「紀伊國名草郡人云々、秋人等百九人、姓を紀忌垣直と賜ふ」と見ゆ。

忌職師部 イミカヌチベ 皇太神宮儀式帳に忌銀治内人、無位忌職師部正月麻呂なる者見ゆ。

忌寸 イミキ 姓(カマホ)の一種、天武朝制定八種の姓の第四に位す。古語拾遺に「其四を忌寸と云ふ。以つて秦漢二氏、及び百濟、文氏等の姓と爲す」とある註に「蓋し齊部と共に齊藏の事に預る。因りて以つて姓と爲す也」と。また書紀集解に「按ずるに忌寸は今來也、諸蕃歸化賜ふところの姓也」などあるは、一二の例によりて全部を推したる説にて、探るに足らず。忌寸は古代の直、造、即ち伴國兩造に賜ひし姓なり。詳細は(社會組織の研究)を見よ。

伊美吉 イミキ 忌寸に同じ、天平實字三年十月紀に「天下の諸姓、君字を著くる者、公字に換へ、伊美吉は忌寸を以つてせ

よ」とあり。齋藏 イミクラ 神物を收むる倉庫を云ふ。

齋藏職員 古語拾遺に「此の時(神武朝)に當り、帝と神と其の際、未だ遠からず、殿を同じし牀を共にし、此を以つて常となす。故に神物宮物、亦分明ならず、宮内に藏を立て、齋藏と號し、齋部氏をして永く其の職に任せしむ」と見えたり。

忌玉作 イミタマツクリ 玉作氏の族なり。姓氏錄右京神別に見ゆ、一本玉作連とあり、マツクリ條を見よ。

射水 イミツ 越中國に射水郡あり、和名抄伊美豆と註す。古代伊弉諾國のありし地なり。又和名抄越前國大野郡に出水郷、神名式江沼郡に出水神社あり、射水氏に分居せし地か。

射水國造 國造本紀伊弉諾に作る。伊弉諾國は後の越中國射水郡の地なり。されど、又其の地を根據として數郡を統べしかとも云ふ。國造本紀に「伊弉諾國造、志賀高穴穗朝の御世、宗我同祖、建内足尼の孫大河音足尼を、國造と定め賜ふ」と見ゆ。射水郡内に二上山ありて二上神社鎮座す。今の射水神社これなり。

蓋し伊弉諾國造の氏神かと云ふ。

2 射水臣 伊弉諾臣ともあり。伊弉諾國造家にして建内宿禰の後藤我氏の族なり。氏は天平勝寶四年十月十八日の越中國縣に「越中國射水郡三島郷戸主射水臣」また越中國官舎納穀交替記に「擬大領從八位下射水臣常行(延喜十年の頃)」「また仁和二年十二月紀に「越中國新川郡擬大領正七位上伊弉諾臣眞益、私物を以つて官用を助け、民に代りて公を濟ふ。仍りて借外從五位下を授く」と見ゆ。

3 射水宿禰 射水臣の宿禰姓を賜へる者なり、除目大成抄康平二年條に、越中大掾射水宿禰好任と云ふもの見ゆ。姓名錄抄には伊水宿禰とあり。

4 射水氏 元亨釋書十七に「越州別駕射水親元」と云ふ人見ゆ。又明月記正治二年の條に、肥前權介射水輔業なる者あり。射水臣の後裔なるべし。

伊弉諾 イミツ 射水氏に同じ。伊弉諾國造、前に云へり。

伊水 イミツ 射水氏に同じ、宿禰姓也。

出水 イミツ 越前大野郡に出水郷、同國江沼郡に出水神社あり、射水氏のありし地か。

忌浪 イミナミ 和名抄加賀國江沼郡に忌浪郷あり、式内忌浪神社鎮座す

伊南 イミナミ イナム イノミナミ 平姓上總氏族也と云ふ。イナム條に詳か也。

忌宮 イミノミヤ 長門國豊浦郡に忌宮神社あり、舊二宮八幡宮と云ふ。海東諸國記に「正滿、戊子年使を遣はして來朝す。書して長門州乾珠浦島代官宮内頭藤原正滿と稱す。宗貞國を以つて接待を請ふ」とあるは此の宮の神主かと云ふ。

忌部 イミベ イムベ條を見よ。

伊牟 イム 太平記卷一に伊大納言師賢を載せたり。

伊イ 員 イン 員姓は漢族にして本姓は劉也。段姓を見よ。

院 キン 三條源氏系圖に「三條院一、小一條院一信宗(右中將、備中守、承保元、六、卅卒、院院中將)と見ゆ。小一條院の院を稱號とせし也。其の子行信(民部大輔)一範信(民部大輔)一實憲、弟高行一行能なり。

印歌 インガ 欽明紀に見ゆ、語説未詳とあれど伊賀臣の事なるべし。

伊麥 イムギ 尾張海部郡に伊麥郷伊麥村あり。

井向 キムキ 印支部 インキベ イナキベ條を見よ、出雲にあり。

印西 インサイ 下總國印旛郡に印西庄あり、印旛の西部の意也。此の氏は此の地より起りしにて、下總小金本土寺過去帳に「印西左近八郎(延徳)なる者見ゆ。

蘭牟田 キムタ 薩摩國伊佐郡蘭牟田郷より起る。此の地に蘭牟田古城(蘭牟田、浦の川内)あり、弦掛城とも云ふ。澁谷郡答院六世重茂の子河内守延重の二男重基の居城也。其孫蘭牟田河内權守重持と云ふ。地理纂考蘭牟田城條に「初め、澁谷河内延重(延重は郡答院氏第六世出羽重茂の子にして家統をつがず)の第二男重基、蘭牟田を領し、累代の居城とす。其孫蘭牟田河内重持、高城東郷の兩澁谷と兵を合せ、文明十七年川内水引の城を陥れ、勢ひ大いに振ふ。島津修理忠廉(島津久豊の第三子秀久の子時に結佐の主なり)是を撃んとして蘭牟田城に來り攻め、終に城を抜く。城兵班目右京、糞毛五郎右衛門等戦死す」と見えたり。後島津義弘の家臣に蘭牟田縫殿あり。

伊牟田 イムタ 前條氏と通ずるなるべし。嘉吉三年正月菊池持朝の侍帳に「伊牟

田兵部少輔家吉、伊牟田加賀守守親、伊牟田上野入道宗興、伊牟田勘解由允朝廣、」また永正元年三月菊池政隆の侍帳に「伊牟田美濃守守俊、」を載す、澁谷氏の族なるべし。

伊務田 イムタ 信濃にあり。

位田 インデン 越前吉田郡に印田邑あり、但し位田は中古位田の制より起り、更に氏名となれるか。イテム條を見よ。

印東 イントウ 下總國印旛郡印東庄より起る。東鑑文治二年條に印東莊・成就寺領と見ゆ。此の氏は此の庄名を負ひしなり。

1 榎武平氏千葉氏流 千葉上總系圖に「千葉次郎大夫常兼—上總坂太郎常家—同介常明—同介常澄—常茂(印東二郎、長男、印東祖)と見ゆ。又千葉系圖に印東別當常閑、印東太郎師常等見えたり。

2 印東氏は東鑑卷一治承四年十月廿日條に「印東次郎常義は駿島に於いて誅せらる云々」と。平家方なり。これ以下卷十、十五に印東四郎、廿七、卅八に印東太郎、卅一に印東八郎、三十六、三十八に印東次郎、三十八に印東三郎等見ゆ。前項千葉氏の族と思はるれど、常義の如き、或は印旛國造の裔にあらざるか。

3 上總の印東氏 武射郡松谷勝覺寺棟札

に「嘉暦元丙寅年、本願大檀那印東中務丞常直」と、又「天正十九年大旦那大藏丞胤安、并印東中務少輔胤房」と見ゆ。同郡入道山鳴戸古城は安貞以後千葉氏の臣印東氏之を守ると傳へらる。

4 陸奥の印東氏 曾我元弘四年文書に印東小四郎光朝あり。大光寺合戦に闘ふ。

5 其の他、相州兵亂記持氏満貞最後の條に印東伊豆守、また鎌倉大草紙等にも此氏の事見ゆ。又刈谷土井藩の用人たり。

印藤 イントウ 印東氏に同じきか。鎌倉管領滿蒙の家臣に印藤備前守美高あり。安房齊部氏本系に印藤采女正なる人見ゆ。

院内 インナイ 筑前院内邑より起るとぞ。印南野 インナミノ イナミノ條を見よ。

院相 キンノサウ 秀郷流藤原姓、林氏の族にして、尊卑分脈に「林行房（上野國住人、林六郎）—兼綱（院相五郎）」と載せたり。

院嶋 キンノシマ 又因島ともあり、備後國御調郡院島より起る。此の地古くは伊豫國野間郡に属す。伊豫國村上氏の一族ありて此の地名を負ふ。初め村上三郎左衛門義弘は因島を領知し、中庄春影山に居たりしが、没後今岡通任之を押領せしを、義弘の孫山城守義顯、伊豫國より來りて今岡を

討ち、城を復して、二男次郎吉豊を入る。其の子備中守吉資、其の子新左衛門義光、毛利家宮島の戦に舟手として功あり。因島新藏人吉光と云ふは此の人なり、その子彌太郎照友・毛利家に仕ふ。一説（武家高名記）には北畠顯家の子山城守師清、信濃國にありしが、義弘没後同族なればとて、紀伊の難賀より此の地に渡る、師清の子山城守義顯なりとも傳ふ。

吉川記に「村上右近大夫、因島新藏人相共に數十艘の兵舟に乗つて味方に属す」と、吉光の事なり。詳細は村上條を見よ。

印波 インバ イナバ條を見よ。印幡 インバ 同上。

忌部 インベ イミベ 齊部と通じ用ひらる（忌部を齊部とせし事は忌部宿禰の項を見よ）。忌部の忌は齊戒の意にて、神事に携はるより起ると傳ふ。齊藏、忌鏡師、忌玉作等の例に照して恐らく事實ならんと考へらる。インベ、イムベと云ふは音便のみ。記紀の神話、並に古語拾遺の傳説によれば、忌部は中臣と對抗する大部族なるが如きも、比較的確實と見るべき崇神垂仁以後の帝紀に全く見えず。又その首領は永く首（オビト）姓にして、天武朝連姓を賜ひし際

も、書紀に氏人等が大いに喜びて朝に拜する事載せられたれば、到底中臣と匹敵せしむべきにあらず。蓋し忌部氏が中臣氏と對抗するを得るに至りしは、中臣氏の宗族が佛敵となりて衰へし後に、佐賀斯が神宮頭となりし頃よりなるべし。古語拾遺が神武朝の太王以來、孝德朝の佐賀斯に至るまで殆ど自家の事を擧げ得ずして、他のみを謂ふは自家に何等の史料なかりしや想像するに難からず。

思ふに忌部氏が神物を收むる齊藏と重大なる關係を有せし事は明白にして、齊藏、並びに内藏、大藏の三藏は蘇我氏の管理する處なりしなれば、内藏大藏の事に關與せし後漢氏が蘇我氏に屬したるが如く、此の氏の蘇我氏と密接なる關係に立ちしものと考へらる。されど蘇我氏が三藏を檢校し、國家の財政權を握りしより、次第に勢力を得、遂に國家を傾けむとする程に至りしが如く、忌部氏も神事に關する齊藏を管掌し、その方面の財政權を握りしなれば、その勢力遂に神祇界を動かし、中臣氏と對抗するに至りしや想像するに難からず。記紀の神話は、その反映のみ。即ち諸國の忌部は神祇官隸屬の品部にし

て、地方にありて朝廷神祇祭祀に要する諸物を備へ、之を齊藏に送るを職とし、中央なる忌部の長官忌部首は、此の齊藏を管理して、朝廷祭祀の用具を整へしなり。記紀の神話に、忌部氏の祖天太玉命が布刀御幣を奉りしと傳ふるも、天太玉命が神武朝神物を調ふと云ふも、これを謂ふに外ならず。又古語拾遺が神祇官隸屬、諸種の品部の中臣氏に隸屬せずして、忌部氏に屬せしが如く云へるも、忌部氏が神祇官に於ける財政を握りし結果と考へられ、又同書が内藏、大藏を掌りし蘇我氏の事の特記するも、等しく蘇我氏管理のもとにありし爲と想像せらる。

斯くの如く忌部氏は其のカマネ・首に過ぎざりしも、財政權の一部を握りしが爲に、秦漢兩氏と同様、實際上の勢力が甚だ大なりし事は之を認めざるべからず。しかるに中古に入り諸種の制度改まり、且つ中臣氏の勢復興して、神祇界に於ける勢力を握りしより、齊部府成は憤慨して古語拾遺を著はせしものと愚考す。

忌部の出自に關しては、神代紀に「忌部の遠祖天太玉命、また神祇本紀に「忌部祖天太玉命、また天太玉命は忌部の上祖」などあ

るは、此の品部の伴造家なる忌部首の祖先を記したるにて、忌部なる部氏總べて此の神より出でたりと云ふにはあらざるなり。

1 大和の忌部 高市郡に忌部邑あり、延喜式内太玉命神社四座鎮座す。忌部氏のありし地なるべし。天平五年の右京計帳に忌部細部斯と云ふ人見ゆ。こは大和の忌部の裔ならん。

2 伊勢の忌部 古語拾遺に天目一箇命を伊勢忌部祖とす。イセノインベ條を見よ。

3 紀伊の忌部 神代紀一書に「紀伊國忌部の遠祖手置帆負命、また神祇、天神兩本紀も之を云ひ、古語拾遺には「彦狹知命は紀伊國忌部の祖なり」と載せたり。詳細はキノインベ條を見よ。和名抄本草部に忌部繩を收む、此部のありし地也。

4 阿波の忌部 古語拾遺に「天日鷲命は阿波忌部の祖也」と載せ、又神代紀には「粟忌部の祖天日鷲神」とあるは、其首長の家系なり。和名抄麻殖部に忌部繩を收め、伊無倍と註し、神名帳に「麻殖郡忌部神社、或は麻殖神、或は天日鷲神と號す」と見ゆ。詳細はアハノインベ條を見よ。後

5 讚岐の忌部 古語拾遺に「手置帆負命世の當國忌部氏は第廿五項に云ふべし。

は讚岐國忌部祖也」と見ゆ。サマキノインベ條を見よ。その裔の事は第廿六項にて云ふべし。

6 出雲の忌部 古語拾遺に「御明玉命は出雲國の忌部、玉作の祖也」と見ゆ。和名抄意字部に忌部繩あり。詳細はイヅモノインベ條を見よ。

7 筑紫の忌部 古語拾遺に「天目一箇命を筑紫の忌部の祖」とす。ツクシノインベ條を見よ。

8 安房の忌部 阿波忌部の後なりと。アハノインベ條に詳述せり。その後裔は第廿三、廿四項に詳述す。

9 越前の忌部 古典に見えざれど、天平神護二年國司解に「上家郷戸主忌部叔人、同竹山、同郷戸主忌部大倉」など見ゆるにより、多かりしものと考へらる。（第二十九項参照）。

10 淡路の忌部 三原郡に忌部村あり、此の部のありし地なるべし。

11 忌部首 忌部の總領的伴造家なり。古事記に「布刀玉命は忌部首等の祖也、また神代紀一書に「忌部首の遠祖天太玉命、また神代並に天神本紀に「天太玉命は忌部首等の祖」など見ゆ。太玉命の孫なる

天富命、神武朝に功ありて、大夫に列せられしと云ふも、其の後又振はざりしが如く、唯齋藏の首として神祇界に於てのみ勢力を振ひし事上述の如し。但し記紀其の他に見えざれば、推定に過ぎず。孝徳朝に至り、忌部首佐賀斯なる人・神宮頭となりしと云ふ（古語拾遺）されど遂に中臣氏の右に出づる能はざりき。天武朝連姓を賜ふ。神名帳高市郡太玉命神社四座あり。祖靈社なるが如きも、其の實出雲系の神社なり、説第廿四項にあり。安房國洲宮小野氏所傳齋部宿禰本系帳は後世の作なるや、察するに難からざるも、参考の爲に此處に引けば次の如し。掛巻くも長き神倭伊波禮毘古天皇、故火の檣原の大宮に御宇し給ふ大御世、上祖天富命、阿波忌部を東土に分ちて麻穀を作らしめ、又天富命の祖神天太玉命、天比理乃咩命の神祇に、己が命の眞名子飯長姫命を御杖代と爲して齋き奉らしめ、天日鷲命の孫由布津主命を以て諸相副へ掌らしめき。

高皇產靈神—天太玉命（亦名天神玉命、亦名玉櫛比古命、后神天比理乃咩命）—天櫛耳命（米麻穀を植しめき）—天富命

（掛巻も恐き故火の檣原の大宮に初國知らし伊波禮天皇の御世に、阿波忌部を率ひて東土に良地を覓む）

彌麻爾支命—和詞富奴命—佐久耳命
飯長媛命由布津主命の妻也

阿加佐古命—玉久志古命
古佐麻豆知命此實皇の次子也
粟耳命此者日靈部祖也

多良斯富命—麻豆奴美足尼
意保熊命此者日靈部祖也

佐岐大人足尼—多比古足尼—那美古
古止爾此者小山部祖也

達奈豆—豊止美—宇都麻鹿

佐賀斯—子麿—名代正八位上
右麻呂—色弗—夫岐麻
子孫有別
加奈萬呂
加米古
衣屋咩

と載せ、而して玉久志古に「瑞籬大宮御宇廿五年、倭毘賣命を御杖代として、天照坐大神を、佐久久志呂五十鈴川上に齋き奉る時、太幣を執持ちて供奉りき」と載

せ、又多良斯富に「卷回日代大宮御宇天皇五十三年八月、伊勢に行幸し、轉じて東海に入る。冬十月、上總國安房浮島宮に至ります時供奉、安房の大神を御食都神と坐奉り、忌火を伊波比由麻々へて、神嘗供奉り始めき」と。又麻豆奴美足尼に「息長帶姫皇后新羅を征し給ふ時、伊伎島に天神國神を齋ひ奉り、己が命の弱肩に太禰取懸けて、太幣持ち忌まはり、持ち淨まきり、造り仕へ奉りき」と。次に伎岐大人足尼に「輕島明朝より難波高津朝に至るまで供奉」と。次に多比古に「磐余稚櫻宮に供奉」と。那美古に「長谷の朝倉宮朝廷に供奉」と。達奈豆に「或は達撫古に作」と。豊止美に「磯城金刺宮御宇朝廷、忌部首姓を賜ふ」と。次に宇都麻鹿に「小治田大宮に供奉、大神冠を授け賜ふ」と。次に佐賀斯には「難波長柄豐前大宮御宇白雉四年、神祇頭を拜す」と。次に子麿に「或は子人と云ふ、出雲守、從四位上、氏上、養老三年閏七月卒、子孫京に在り、神祇官に仕へ奉る。淨御原朝白鳳九年正月甲申、首を改めて連を賜ふ、同十三年十二月己卯、連を改めて宿禰姓を賜ふ」と。その弟色弗

には「正五位上、神祇大副、大刀自天比理刀咩大神を齋き奉る。兄と同姓、大寶元年六月癸卯卒す。壬申の功を以つて從四位上を贈る」と見えたり。右の内、佐賀斯、子麿、色弗の三人は古典に微證あり、又子麿以下の系は第廿四項を見よ。

12 阿波の忌部首 アハノイムハ條を見よ。

13 忌部毘登 天平神護元年正月紀に忌部毘登隔なる者見ゆ、忌部首と異なる事なし。毘登はヒト條を見よ。

14 忌部連 天武紀九年條に「忌部首子首姓を賜ひて連と云ふ」と見え。間もなく宿禰姓を賜ひしが、天平寶字三年十二月紀に「外從五位下忌部首麻呂等若干人連姓を賜ふ」とあるを見れば其の支流の人には長く連姓を稱せしもありしものと考へらる。

15 阿波の忌部連 アハノイムハ條を見よ。

16 忌部宿禰 天武紀十三年條に「忌部連云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見ゆ。其の後逸史引く類聚國志に「延暦二十二年三月、右京人正六位上忌部宿禰濱成等、忌部を改めて齋部と爲す」と載せ、また

貞觀十一年十月紀に「神祇大祐正六位上忌部宿禰高善、忌部を改めて齋部と爲す。其の先は高御魂命より出づる也」など見え、齋部宿禰となれり。即ち忌部首より連に、更に宿禰に、而して忌部を齋部と改めしなり。

17 齋部宿禰 前述の如く忌部宿禰の後也、姓氏錄、右京神別に「齋部宿禰、高皇產靈命の子天太玉命の後也」と。また古語拾遺に「高皇產靈神云々、男の名を天太玉命と曰ふ、齋部宿禰の祖也」と見ゆ。古語拾遺の作者齋部廣成は此の氏の嫡流の人か。

18 阿波の忌部宿禰 アハノイムハ條を見よ。

19 安房の忌部宿禰 アハノイムハ條を見よ。

20 紀伊の忌部宿禰 栗栖氏文書に見え、その後裔を森氏と云ふ。續風土記に「其の祖を田屋介大夫散位忌部宿禰といふ、其の名、承安、建久の文書に見えたり」とあり。モリ條を見よ。

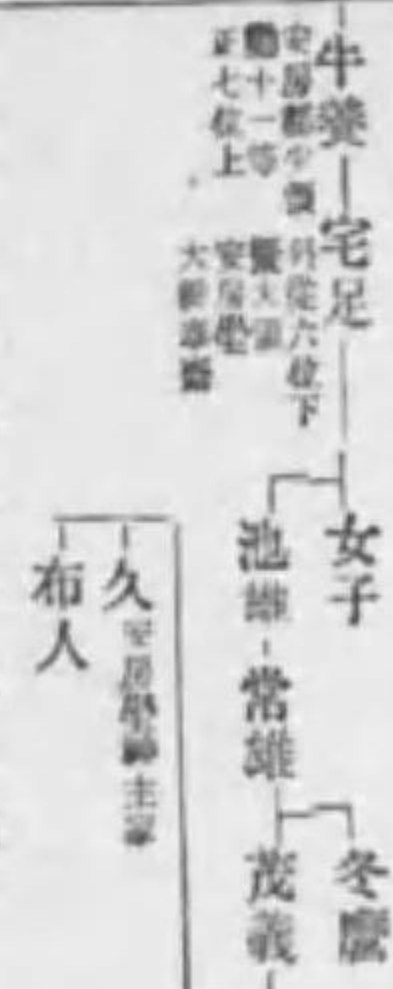
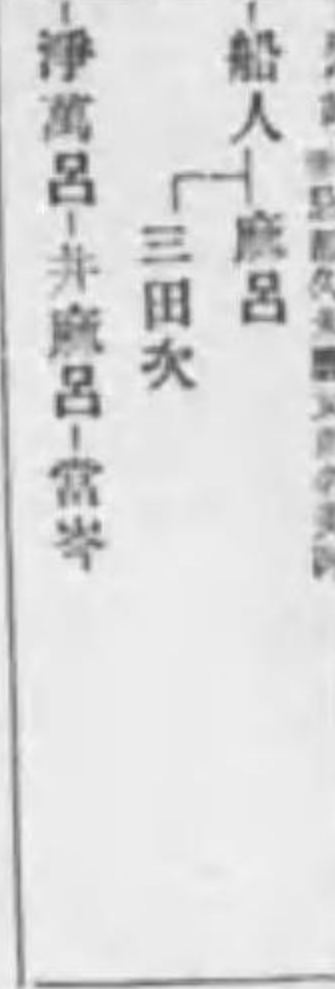
21 忌部造 天平寶字三年十二月紀に「外從五位下忌部首麻呂等若干人・連姓を賜ひ、忌部首麻呂等若干人・姓を造と

賜ふ」と見えれば、忌部造と云ふもありし也。

22 京師の齋部氏 齋部宿禰の後裔なれど後世甚だ衰微す。外記日記に神祇少祐齋部宗重あり。又二條朝・神祇大祐齋部明友、少祐宗重に誣ひられ沈淪、後漸くにして氏長となる。其の後、土御門天皇の時、神祇權少祐明茂、後醍醐天皇の時、齋部憲親、神祇權大副親重あり。

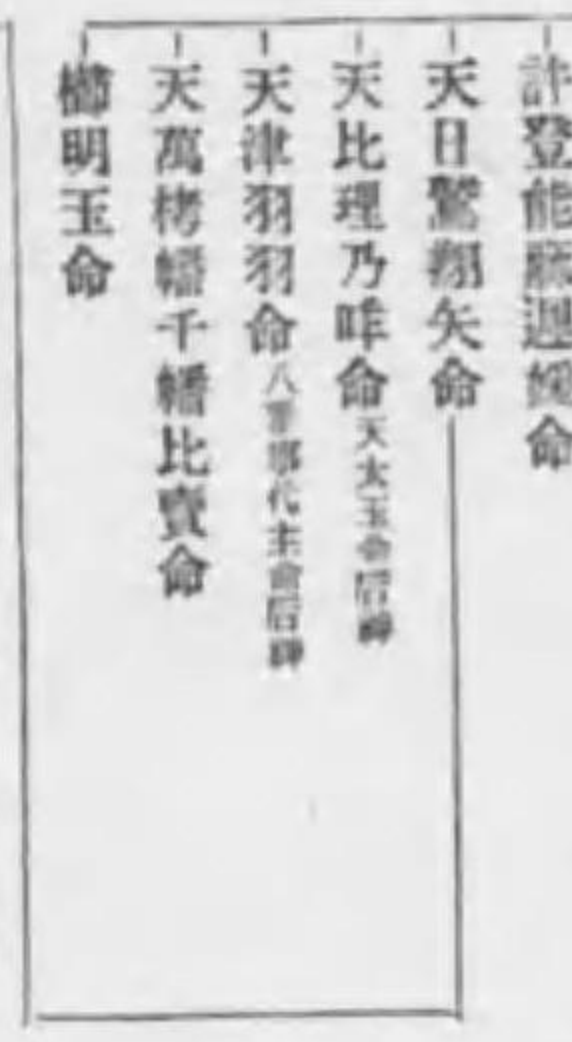
23 安房の齋部氏 齋部宿禰本系帳に據れば、京師齋部氏の後なりと稱す。今前述せし子麿以後の系を示せば次の如し。子麿—名代（正八位上）、その弟夫岐麻（正八位上、文武天皇四年二月、安房郡大領司に補せらる。安房大神奉齋、天平神護二年春二月死。）その弟榮慶、阿本正喜院祖、洲崎宮視部、役小角に隨ひて僧となる。榮滿と號す、その弟加奈萬呂、元正天皇養老元年春三月、奏して神殿を改造、同二年夏五月、班田使下向の時、勝が時洲宮を神戶と定らる。五月廿日變國降伏の爲め、官幣を奉られき。同四年秋七月廿一日、勝崎浦に神奉の假宮を造り齋祭り、洲崎社と申し榮滿を視部としたり。後榮滿、役小角に隨て僧となる。又武藏の

洲ヶ崎の岡に比理乃咩命を齋祭る。其の弟(衣屋咩)と載せて、夫岐屬



満足 得積 淨人 宗繼 良實
満足 (從七位下、郡司主政、天長五年秋九月死) 得積 (正六位下、郡司大領) 淨人 (從六位上、大領司) 宗繼 良實 景知 (宗繼以來代々郡司大領) 副義 (郡司大領、神余家の祖、神余郷に住) 統光 (妻當國住人和田權守正忠女) 義宗、弟義種 易義、弟義範 義唯 義類 義維 貞峯、弟貞郷 (賴朝頃の人) 光成 光信 義俊、弟諸幾 (その弟義角は岡崎氏祖) 義實 義信 義借 保義 義要 義胤 義春 義信 義臣 義俊 庶義、弟庶扶、弟義仙 義郡 義州 義安」とあり。

24 安房の忌部氏 天日鷲命の後なる事アハノイム條に云へるが如し。安房忌部家系により参考の爲に其の神系を擧げれば、次の如し。神魂命 色己利命 天底立命 五十狹布魂命 天背男命



夫由良和氣 比比多臣 止美々大人
伊波毘古 志麻名 武良比 宇氣意
伊津毘古 久豆美 波志主 多氣毘古 止保志
見部萬侶 由岐萬侶 大左和氣

岐久和氣 伊久毘古 理岐萬侶 多岐雄



以下アハノイム條を参照せよ。神名帳安房郡に安房座神社(名神大、月次、新嘗)あり、續後紀、文德實錄、三代實錄等には安房大神、或は安房神と載す。其の祭神に關しては、古語拾遺に「神武天皇に違ひ、天富命更に沃壤を求め、阿波齋部を分ち、東土に率む往き麻敷を播殖す云々。天富命即ち其の地に於いて太玉命社を立つ。今之を安房社と謂ふ。故に其の神戶に齋部氏あり」と記し、又天皇本紀も此文に基きて、天富命・安房の地に於いて太玉命社を立つ。安房社と謂ふ、是れ也」と載せ、而して一宮記、頭注等、皆當社の祭神を天太玉命と云へば、太玉

命を奉齋すとすべきか、而して式帳の次に后神天比理乃咩神社(大、元名洲崎神)を擧ぐ、續後紀、文德實錄、天比理乃咩命神、三代實錄・天比乃理乃咩に作れば、ヒノリトメにして、安房大神の后神とすべきが如し。されど忌部氏が、かゝる僻地に祖靈社を経營せしと云ふ事は甚だ疑ふべし。又天富命の東征と云ふ事も、古語拾遺並に之を史料とせし舊事本紀以外、古典に徵證なく、又此の地以外途中に氏族の遺跡の見るべきものなければ、當然疑義を挿まざるべからず。殊に安房神社鎮座の安房郡は、文武紀に「安房郡大少領、父子兄弟の連任を許す」と云ひ、延喜式當郡を神郡とす。而して安房郡は古代安房國の地にして、出雲系伴姓、その國造となり、下つて承和三年紀、この地の人・伴直家主を載せ、又嘉祥三年紀・安房國々造伴直千福麻呂を擧ぐ。當郡々司の人名は一も國史に見えざれど、郡の大少領は一般に國造後裔なるを恒とし、而して平安朝に至るも伴直が國造と稱するを見れば、此の神郡の郡領は伴姓なりしや想像するに難からず。然らば安房社は安房國造の奉齋神にし

て、出雲族關東經營の宗社かと考へらる。然るに其の神戶に齋部氏ありと云ふ一理由より古語拾遺が、當社を自家の祖靈社(當時は氏神と混す)となしてより、遂に忌部氏の神社となりしにあらざるか。斯くの如く中央官人が多少の縁故を理由として地方に勢力を張れるは古今を通じて然り、中臣氏が香取、鹿島の二大社を自家の神社の如くなしたるも同例とす。猶ほ中央齋部氏の氏神と見るべき大和國高市郡太玉命神社四座は貞觀十六年の太政官符に「飛鳥神の高、天太玉、櫛玉、白瀧、加夜鳴比女四神」と明記すれば(類聚三代格)、出雲神系統の神なりしつ明白なりとす。即ち此の神社は飛鳥神社の分社にして、忌部氏の崇敬を受けたるものと解すべきが如し。よりに安房の大神を古語拾遺並に其れに基ける諸書が云ふ如く、太玉命を祭るものとすれば、出雲系の安房國造が出雲神の苗裔神を奉じて、此の地に祀れるにて、同族武藏國造が冰川神を氏神とせしと同例と見るべきなり。

25 阿波の忌部氏 阿波忌部祖先に關する傳説系圖は前項に云へり。此の國第一の大社大麻比古神社(板野郡)は天日鷲の子大麻比古命を祀ると云ふ説あり。其の他粟忌部首、粟忌部連、粟忌部宿禰の事はアハノイム條にて云へり。此の忌部氏は極めて多き譯なれど、永く其の職を傳へしは麻理郡御衣御殿人にして、三木(ミツキ)氏最も名あり。此の麻理の忌部の事は中臣宮處氏本系帳に「粟國麻理縣主忌部首玉代」を載せ、又延喜式に「大嘗祭、馬一疋、太刀一口、弓一張、箭二十隻、鍬一口、鹿皮一張、麻布一段、木綿麻各一斤、阿波國麻理縣輪する所」と見ゆ。その後裔、後醍醐天皇の朝、荒衣貢進を怠るものあり、よりに御殿人等、毎年二月、九月二十三日山崎市に族人を集め、怠る事なきを約す。御衣御殿人は次の如し。
中橋四信(略押) 北野宗光(略押) 高如安行 高河原藤二郎太夫 名高河惠五郎太夫 今鞍進士 藤三郎(略押) 治野法橋(花押) 田方兵衛入道 赤松藤三郎太

夫 永谷吉守 大坂中六 三木氏村(略押)(正慶元年十一月文書)
 長者長村 赤松右衛門 長谷吉定 北三野宗光 千野法橋 名高惣五郎太夫 田方兵衛入道 高河原藤二郎太夫 中橋四信 今鞍進士 木氏村 大坂平定 高如安行(元弘三年十一月文書)
 猶ほ三木以下各條を見よ。又嘉暦二年三月の文書に忌部行正、また「但此本者貞和參年政所書寫、忌部吉久」と見ゆ。
 26 讚岐の忌部氏 讚岐忌部の後裔なり。全讀史に「引田八幡宮、傳へて曰ふ、手置帆負命廿五世孫忌部正國、大内郡戸主たり。(大坂山) 叢林中に祠あり、之を引田に移し、以つて村社と爲す、祭田三十石、城林寺その祀を掌り、忌部氏の裔中山某その祭を輔く」と。引田町中山氏は忌部氏本家と云ふ、現代にて六十四代なりと稱す。
 27 美濃の忌部氏 天台座主記に「第十一良勇和尚、美濃國人、忌部氏」と見ゆ。
 28 備前の忌部氏 和氣郡伊部(インベ)より起りしにて、其の實伊部氏にあらざるか。イベの訛インベとなり、忌部、齋部の文字を用ふるに至りしものと解するを

29 越前の忌部氏 延喜式越前國敦賀郡に織田神社あり、その祠官、老祝部、禮祝部、並に齋部宿禰姓と稱す。即ち織田信長を出したる尾張織田氏の發祥地にして、織田氏は其の實忌部姓なりと考へらるれど、延喜式同郡に伊部齋座神社を收め、又伊部氏が此の郡に榮えし事、貞觀紀によりて明白なれば、此の忌部も最初は伊部にて、後忌部と訛り、遂に忌部一族の如くなりしものとも考へらるべし。されど天平神護二年の當國國司解に忌部氏見ゆれば、猶ほ忌部とする方穩かならんか。
 齋部 インベ 忌部條に云へり。岡山縣に此の氏多し。
 印牧 インマキ 朝倉氏の家臣に印牧丹波守あり。
 印役 インヤク 羽前國村山郡山形兩所宮の給人に印役氏あり。職名より來る。
 伊村 イムラ イノムラ條を見よ。
 井村 キムラ キノムラ キノムラ條を見よ。猶ほ河内交野郡永祿二年の總侍中運名横に「芝村、井村九郎高勝」を載せ、伯耆志に、元龜頃の人井村覺兵衛を載せたり。

猪村 キムラ キノムラ條を見よ。
 居村 キムラ キノムラ
 一口 イモアラヒ 山城國久世郡一口より起りしか。日用重寶記に見ゆ。
 妹尾 キモヲ モノヲ條を見よ。
 芋頭 イモガシラ 磐城國標葉郡の舊家にして標葉氏の家臣なりしと云ふ。桓武平氏の庶流なりとぞ。
 芋川 イモカハ 信濃國水内郡芋川庄より起る。又五百川氏とも云ふ。北越軍記に五百川修理亮弘春は信州芋川城主也と見ゆ。甲斐芋川六十騎。イモカハ條參照。
 又上杉景勝の家臣に芋川越前守、芋川備前守見ゆ。越後頸城郡に大田切城(名香山村大田切)あり。天正中、上杉景勝織田氏と對抗の時、此城に芋川越前守を置くと云ふ。芋川庄、また芋河庄とあり。
 妹川 イモカハ 筑後國生葉郡妹川邑より起る。同地に妹川萬殿(滿願)の城跡あり。
 妹背 イモセ 大和國吉野郡芋瀬邑より起りしならむ。熊野あひだ八庄司の一なり。太平記卷五に「鹿瀨、蕪坂、湯淺、阿瀨川、小原、芋瀨、中津河、吉野十八郷の者」と見え、又芋瀨庄司出づ。
 此の氏の出自に關しては源姓と云ひ、或は

穂積氏の族と云ふ。紀伊に多く、横風土記那賀郡名手莊市場邑の地土に妹背佐左衛門、同佐次兵衛、同四郎五郎を載せ「其の祖は紀伊八莊司の内妹背莊司名手新藏人といふ。名手莊及び丹生谷村を領し、島山家に屬して、永祿中に戦死す。其後數代を経て、妹背孫左衛門重勝といふもの、地土に命ぜられ、世々當村に住す。家に島山家の感狀二通を藏す」と記し、又名草郡五箇莊條に地土妹背秀松、妹背次郎四郎を擧げ、又那賀郡友瀨莊地土莊司氏條に「熊野八莊司の内矢藏の城主妹背莊司左馬頭源義光末裔といふ」とあり。
 芋瀨 イモセ 妹背氏に同じ。
 芋田 イモタ
 芋常 イモツネ
 井本 キモト キノモト 次の猪本、伊本氏と通ずべし。
 1 肥前の井本氏 有馬氏の家臣にして、陰徳太平記天文十四年條に井本上總介あり、佐賀城を攻むる事を載せ、又永祿中にも見ゆ。伊本條參照。
 2 丹波の井本氏 丹波志水上郡條に「井本氏、石生村、先祖地侍、古家也」と、また「井本權頭、奥村、古屋敷跡在」と。

又天田郡條にも載せたり。
 3 其の他日向記に井本武藏守、周防の井本氏は家紋丸に井術。志摩にもあり。
 猪本 キモト キノモト 清和源氏にして信濃より起ると云ふ。尊卑分脈に「土水太郎滿政一是政(猪本三郎)一政則一則幸」と見えたり。
 井元 キモト キノモト
 居本 キモト
 生本 イモト 備前にあり。
 伊本 イモト イノモト 肥前の井本氏に同じ。肥前許島郡の豪族にして有馬氏の物與するや、之に屬す。鎮西要略等に見ゆ。
 伊元 イモト 神宮雜事記に「康平元年七月、入部一志郡之處、郡司伊元宿禰之住宅機拂已了」と見ゆ。伊元は人名にて壹志氏の人か。
 芋野 イモノ 丹後國竹野郡芋野郷と關係あるか。
 居物 キモノ 中興系圖に大岐分流と見ゆ。
 芋生 イモフ 紀伊國伊都郡芋生村より起る。隅田黨の一にして芋生嘉右衛門なる人物に見ゆ。後世戀野村の舊家に芋生作助あり(續風土記)。
 芋瀨 イモフチ 下野國那須郡芋瀨邑より

起る。那須氏の族にて那須系圖に「那須太郎資隆一幹隆(芋瀨三郎)」とあり。
 伊毛保利 イモホリ 遠江國數智郡に昔伊毛保利長者あり。大寶二年六月、鴨江寺觀音堂を建つと傳ふ。伊毛利參照。
 芋堀 イモホリ 加賀介吉信の裔孫に芋堀藤五郎なるものあり。山中に沙金を得(三州志)。
 井門 キモム キカド、キド條を見よ。美作井門氏は吉野郡川戸村山根の構に據る。井門龜右衛門あり。もと播磨赤松家の臣武邊者六人の中の一員なり(東作志)と。
 芋山 イモヤマ
 井森 キモリ キノモリ
 居森 キモリ
 井守 キモリ 正倉院寶龜三年文書に井守黒虫なる者見ゆ。
 伊毛利 イモリ 遠江國の豪族に伊毛利利長なるものあり、奥山氏の族なりしと云ふ。伊毛保利條參照。
 射矢 イヤ 備前にあり、正訓不詳。
 彌犬丸 イヤイマル 深堀文書曆二年のものに「長瀨庄彌犬丸名内彌犬丸彦太郎跡」と見ゆ。
 彌熊 イヤクマ イヨクマ條に云ふべし。

彌郡 イヤコホリ 武藏七黨、丹黨の一にして、七黨系圖に「武平一經房一横經時親一時景(彌郡四)一時衛(彌郡三)一時門(小三)一時教(小三)弟時員(五)」及び時衛の弟に中務丞時道を載せたり。又并戸葉栗系圖に「彌郡四時景一中務丞時通、第三郎時衛」以下同じ。

伊屋谷 イヤタニ 石見にあり。

彌富 イヤトミ ヤトミ條を見よ。

猪八重 キヤヘ 日向記に猪八重常陸守なる者見ゆ。

居山 キヤマ 陸前栗原郡の名族にして、封内記に「眞坂邑、姫松館、居山雅樂之亟居る所」と見ゆ。

井山 キヤマ 和名抄相模國愛甲郡に印山郷あり、イヤマ郷と訓ずべしと。後世飯山邑と云ふ。

飯山 イヤマ 前條印山より起る。建仁中飯山權大夫あり、イヒヤマ條を見よ。

伊由 イユ 和名抄但馬國朝來郡に伊田郷あり、伊由の誤にして延喜式伊由神社、大田文伊由庄とあるに當る。

伊豫 イヨ 伊與、伊余等ともあり。伊豫國より起る。和名抄伊與と訓ず。伊豫國は

四國の西北部に位置するに關はらず、紀記の神話並に、四國を指して、伊豫の二名島と呼び、而して伊豫、讃岐、粟、土佐と數ふ。これ我が國名を大和と云ひ、九州を筑紫と云ふと同様、四國の政治的中心が當國にありしによるや必せり。中古初期伊豫總領あり、持統紀に見ゆ、蓋し四國を總管せし事太宰府に似たりしならん。而して此の現象を一層古く溯る時は、我が民族の郷里は九州にして、四國も九州に近き伊豫より開け初めしに據る、その遺習ならんかと考へらる。斯くの如く當國は太古より重要な位置をしめしが故に、幾多有力なる氏族を起せり、以下次第に之を述べむ。

一 伊余國造 伊余國は伊豫國に同じく、此の國造は後述の如く伊豫全體を支配せし大國造たりしが如く考へらるれど、其の本據は伊豫郡なりしと思はる。和名抄當國に伊豫郡を收め、神名帳同郡に伊豫豆比子命神社を擧ぐ、國造の治所のありし地ならん。されど同帳續ほ同郡に伊豫神社を收むれば、國名郡名の起原地は此の方なるべし。而して此の伊豫神社は天

社鎮座地は、もと久米郡、即ち古代久米國の管内たりしなり。(伊豫神社は、かく續紀に久米郡と載せ、後世も久米郡内に鎮座するに關はらず、式帳のみ伊豫郡とするにつきては、或は郡界の變動なりと云ひ、或は初め久米郡にあり、後伊豫郡に遷ると説き、或は久米郡一時伊豫郡に併はされしなりと云ふ。何れより云ふも、續紀これを久米郡と云ひ、後世も久米郡にあれば、久米國管内たりしや明白なり。)然らば國造本紀に久米國造の祖を伊與主命とすると併せ考へて、伊豫國名の起原地は久米國(久米郡)内伊豫神社の鎮座地にして、最初久米國造家勢力ありて、伊與主と稱せしが、後多氏の族入國して伊豫の凡直となり一國に號令せしかば、その治所の所在地の方、伊豫郡となり、國名の起原地は反つて久米郡内となりしものと考へらる。

此の國造の事は古事記神武段に「神八井耳命は意富臣、火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連、伊余國造云々等の祖也」と載せ、また國造本紀に「伊余國造、志賀高穴穗朝の御世、印幡國造と同祖、數桁彦命の見速後上命を國造と定賜ふ」と見

ゆ。大分は海を隔て、對岸にあり、而して火(肥)の國、阿蘇國と一輪上に位置す、蓋し火國造が勢力を得て大分に延び、當國に及びしものか、説・拙者(日本古代史新研究)にあり。

伊豫郡伊豫豆比子神社は北伊豫村神崎邑にあり、豫章記に「此の孝元天皇御弟を伊豫皇子と申(母皇后細姬命、磯城縣主大目女、孝靈第二王子、御諱彦狹島尊)、此の頃南豐西戎、動もすれば餅起せしむるの間、此の御子當國に下給ふ。仍つて西南藩屏將軍と云、即ち以つて宣下、故に伊豫皇子と號す。云々。此の皇子御座處を伊豫國伊豫郡神崎庄、今靈宮と號し、親王宮と申し崇め奉る。即ち當家靈祖宗廟神なり。件の宮の南方十八町山腰、皇子御陵有り、臣下多死隨、寶玉を陵となす、天子の御廟に似たり。仍りて今岡王子と號す」と載せ、又河野系圖にも「孝靈天皇一伊豫皇子(豫州伊豫郡)に宮作りして住御す、神靈あり、則ち靈宮大神是也、故に此所を以つて神崎の郷と名づく、件の宮の南方十八町、山の腰に、皇子の廟陵之あり、臣下多く死に隨ひ、寶玉陵を成す。天子の廟に似たり、今岡王子と號

す」と云ひ、其の他越智系圖、一本河野系圖等總べて然り。此等に據る時は、伊豫豆比子神社は靈宮と呼ばれ、河野一族が祖靈社として尊崇せしや明白なりとす。而して宮の南方十八町なる陵所の記事は、當時の状態を述べしものにして史實と見るを得べし。蓋し古墳を指すならん。よりに思ふに此の神社は此の陵墓と密接なる關係を有するにて、豫章記等が傳ふる如く祖靈の神社と見るも可なりと信ず。されど此の神社の祭神を伊豫皇子とし、孝靈帝の皇子彦狹島命となす如きは、系圖の錯亂より來りしにて採り難きや勿論なりとす。伊豫皇子とは伊豫豆比子に外ならず、その豆はツにてノに通ふ助辭、比子は彦なれば、伊豫豆比子とは伊豫彦にて伊豫國造のみ、これを伊豫皇子とし、又後述の如く伊豫親王とするは、後世その尊稱を時代的にせしに過ぎざるなり。

此の神社並に陵墓の事は、大洲舊記にも「伊豫皇子と號す、是れ河野の遠祖なり。伊豫郡神崎庄に御座す。此の所を靈宮と云ふ、親王宮と崇め奉る。里俗傳へて椿森と云ふ、委しきこと更に傳へ殘さず。

傍に森の木立あり、故あるべく見えて榮字の舊礎を殘し、又古墳數多昔に横はりて見えたり、此の宮の南十數町を距て山の嶺に皇子の陵あり」と。又温故錄に「神崎村字小齋院に在り、此の神崎村は昔の北神崎村にて、南神崎村は上野宮下兩村なり。社家傳に云、孝靈天皇第三皇子彦狹島命、伊豫皇子と稱す。詔有りて伊豫國に下し給ひ、伊豫郡神崎庄に御座す、後に靈宮と崇め奉る。今親王宮と云ふ。即ち河野家の靈祖宗廟の神也」と。斯くの如く諸説何れも此の宮を伊豫皇子の靈宮となすは、伊豫豆比子より來りし事明白にして、此の伊豫皇子を彦狹島命となすは、越智河野傳説より誤りしものにして、其の詳細は、ウキアナ、オチ、カワノ等の條にて説くべし。かく多數の説は此の宮を越智河野傳説によりて、彦狹島命となすと雖も、河野氏と同じく浮穴爲世の後裔と云ひ、又豫章記以下河野氏にても同族と認むる今井氏系譜等に於いては、桓武天皇の皇子伊豫親王を祀るとす。即ち左の如し。

先づ温故錄引用爲世後裔諸氏系圖に「伊豫親王、母藤原大夫、西南藩屏將軍に任

ず、伊豫郡神崎郷に館す」と云ひ、又古蹟志に「神崎邑に置社あり、親王宮と曰ふ。桓武天皇の時に當り、西州動もすれば、平かならず。帝・今阿皇子をして、西南藩屏將軍と爲し、以つて昏外を征せしむ。館を此の地に築き、稱して伊豫親王と曰ふ。或は伊豫別宮と云ひ、又神前宮と曰ふ。今の靈宮其の城也。平城帝即位せらるゝに及び、母陰かに平城を弑し奉り、將に親王を立てんとす。輒ち藤原宗成と圖りしが、事露はる。因りて院董を酒肉に莫し、以つて親王の母に與ふ。母驚れ給ふ。親王之を聞き、自ら食を絶ちて薨す。土人・其の尸、及び衣冠巾佩を權現山麓に瘞葬し、王の靈を館第に神として安んず、號して靈宮と號す。或は云ふ親王京に薨す、此の陵は是れ其の臣が陰かに警むものなり」と云ひ、又「史氏評して曰く、親王を以つて彦狹島となすは野史の妄也。正史を按ずるに彦狹島は景行帝五十五年春二月、上野國に葬す、舍人王の史に徵すべし。且つ彦狹島の時、未だ將軍の稱あらず、西南將軍・吉備武彦を以つて始めと爲す。又彦狹島の考を證して孝靈と曰ふ、而して今此の

宮を呼んで靈宮と爲す、若し親王を以つて彦狹島と爲せば、則ち父子共に靈と稱して、考證を避けざる乎。蓋し國邊別王を誤傳して親王と爲し、又混じて彦狹島と爲すや、昭々乎として知るべきのみ」と云へど、伊豫親王を西南藩屏將軍となして伊豫に下すなど云ふは正史に全くなく、又親王遣難の事は大同二年十月紀に「蔭子藤原宗成・中務卿三品伊豫親王に勸めて、潛かに不軌を謀る。大納言藤原雄友之を聞き、右大臣藤原内膳に告ぐ。是に於いて親王連かに宗成己に反を勸むるの狀を奏す。即ち宗成を左近府に繋ぐ、反事を按驗す。宗成云ふ、叛逆に首謀たるは是れ親王也と。左近中將安倍兄雄、左兵衛督巨勢野足等を遣はし、兵百五十人を率ひ、親王の第を圍む。十一月己酉、親王並に母夫人藤原吉子を川原寺に徙し、一室に幽して飲食を通ぜず。甲午詔して云々、謀反の輩を解却し、又親王を廢するの狀を以つて、柏原山陵に告す」と載せ、又「乙未親王母子藥を仰ぎて死す、時人之を哀しむ」とあれば、親王は京に御座して京に薨じ給ひしや明白なり。又

親王の御子を爲世、爲頼、爲時などと云ひ、浮穴系統諸氏の祖となせど、親王にかゝる御子なく、高柱王、繼枝王等、一時遠配に遣ひたれど、幾程もなく恩赦により入京して(弘仁初)相當の地位に上りし事國史に明徴あり。(爲世の事は、ウキアナ、オナ、カワノ條を見よ)。殊に此の神社は延喜式に伊豫豆比子と載せ、伊豫豆比子は播磨風土記に伊與都比古ともありて、古代の人名なる事明白なれば、伊豫親王に當つべからざるなり。されば此の宮を伊豫親王となすは、古代の伊豫豆比古に後世その時代の尊號を附して、伊豫親王と稱するに至りしと同名なるにより、附會したる説なるや明白なりとす。而して豫章記、並に諸種の越智河野系圖が此の神を彦狹島命となし、孝靈皇子とするは、三島大山積神を氏神とする吉備、庵原等の諸氏が孝靈帝裔なれば、同じく三島神の氏子なる越智、河野等も孝靈帝の後裔と信じたるのみにて、亦全く誤れり。彦狹島命は書紀、姓氏錄に見え、古事記には日子宿間命に作る、猶ほ毛野氏にも彦狹島王あれど、豊城入彦命の孫にて、全く同名異人とす、景行紀五十五年

上野國に葬りたるは此の方なり、混すべからず。孝靈皇子彦狹島命は播磨牛鹿臣の祖也(古事記)、而して齊衡紀、貞觀紀、元慶紀等に笠朝臣姓を賜ひしを載せ、笠朝臣は彦狹島の兄弟稚武彦の後なれば、御兄弟何れも播磨、吉備地方の經營に従事せられし事は想像するに難からざれど當地方と關係あるにあらず。殊に此の地の國造の多臣氏なるは古事記、國造本紀の等しく認る處なるをや。爲世は浮穴系統の系圖傳説、これを伊豫親王の御子と云ひ、嵯峨天皇の准皇子と解し、而して河野系統の系圖傳説は、これを伊豫王子の後と云ひ、又同じく實は嵯峨天皇第十の御子と説く。しからば同人たる事明白にして、一は伊豫豆比子を伊豫親王に宛て、一は孝靈皇子彦狹島に當てしまでに、共にその傳説を正史に牽強附會せしに過ぎざるなり。されど此等の諸氏が等しく此の伊豫豆比子神社を祖先の靈社として尊崇せしは事實なり。而して豫章記、越智河野の諸系圖は等しく、爲世の祖玉與を「伊大夫と號し、亦伊豫大領と稱す」と載せたり。河野氏は後世越智姓と稱すれど、其の系

圖を見るに舒躬以外正史古文書に一致する人なく、又國史並びに古文書に越智姓の人を多く載せ、若し越智河野系圖を果して越智姓の系圖とすれば、當然載らざるべからざる人も尠からざるに一も之を載せず。唯・往生極樂記、今昔物語等の傳説に有名な舒躬を擧げしに過ぎず。且つ國史古文書に其の所貫を明記する伊豫の越智氏は盡く越智郡の人なるに、河野氏が越智郡に勢力を得たるは後世の事にして、その系圖上に於いても然り。これ等によりて河野氏が越智姓と云ふは後世の假冒にして、その祖に舒躬を加へしは、この人が諸書に見えて人口に膾炙すれば後世妨りに加へしものか、又は同名異人なるに過ぎざるべしと考へらる。猶ほカワノ條を見よ。

伊豫國造家の氏姓を伊豫凡直とも大直とも云ふ。これ伊豫一國の大國造たればなり。中古諸郡の郡司となる、即ち舊來小國造のありし地は多く其の裔孫が郡領となりしも、他は伊豫凡直の人を補任せしにて、越智河野系圖が宇麻大領、周布郡司、風早大領などを載せたるは此の結果なりとす。河野氏果して越智姓ならば、かゝる事あるべき筈なきなり。

2 伊與主 伊與の主の意にして國造本紀久味國造の祖先と傳ふ。久味國即ち後の久米郡に伊豫神社あり、この地を領せし人と考へらる。前項及びカワノ條を見よ。

3 伊豫ツ彦 第一項に云へる如く伊豫國造の祖先なり、イヨツヒコとは伊豫の貴人、或は支配者の意にて伊豫國造たる人を尊稱せし語なれば、一代に限るべきにあらず。播磨風土記神前郡條に「曹岡は伊與都比古神と字知賀久牟豐富命と相闕ふの時、曹・此の岡に墮つ」と載せ、又日本紀纂疏に「伊豫郡昆古、伊豫郡昆賣二神、此の洲に降り居り、之が靈をなす、故に名つけて二名洲と曰ふ。神祠・被國に見在す」とある如きは、之を神話化せしに外ならず。

- 4 伊與直 イヨノオホシ及びイヨノオホ
條を見よ。
- 5 伊與宿禰 伊呂波字類抄に見ゆ。伊豫
凡直、後に宿禰姓を賜へるなるべし。
- 6 伊豫別君 景行紀に「十城別王、是れ
伊豫別君の始祖也」と、また皇孫本紀に
「十城別王、伊豫別君等の祖」と見ゆ。
當國に和氣郡あり、和名抄和計と註し、
靈異記別郡と載す、此の氏が領せし地な
るべし。
- 7 伊豫總領 前述せり。持統紀三年條に
「伊豫總領田中朝臣法麿等に詔して曰
く、讚吉國云々」と見ゆ。
- 8 河野氏流 河野系圖に「越智守興一王
興(號伊與大夫、亦稱伊豫大領)」と載せ、
越智系圖には「玉興・散位、號伊大夫、亦
稱伊與大領」と見ゆ。伊豫國造の後裔也。
9 藤原北家流 山内守藤原系圖に「師尹一
清時一爲任(伊豫守)一師通(伊與三位)一
通家」と見ゆ。父の受領を稱號とせし也。
10 宇都宮氏流 宇都宮系圖に「景綱一宗
泰(伊與十郎、伊與宇都宮)」と見ゆ、ウ
ツノミヤ條を見よ。
- 11 清和源氏 源家の祖經基伊豫守に補せ
られ、その子滿仲伊豫目、頼光伊豫守、

- 頼信伊豫守、頼義伊豫守、義家も亦伊豫
守たり。かく源家が伊豫守を世襲するは
これ經基が天慶承平の功に據るなりと。
後義經が伊豫守となりしも、この由緒に
據る。
- 12 佐々木氏流 鎌倉幕府の初め佐々木盛
綱を當國守護となす、されど道後七郡は
河野氏之を管領す、元暦二年七月廿八日
の文書に「伊豫國道後七郡の事、守護職
と爲し管領あるべし。道前の事は佐々木
三郎盛綱に申付候也。諸事申し合せ、沙
汰あるべく候、得能冠者の事は勿論也、
恐々謹言、頼朝、河野四郎殿と」。
- 13 其の他、東鑑廿四に伊豫少將實雅、(承
久記・いよのせうしやう實政) 四十二に
伊豫中將公直、四十七に伊豫三郎、伊豫
五郎見え、文安年中御番帳に伊豫下總次
郎を載せたり。
- 14 賀茂伊豫朝臣 カメの條を見よ。
- 伊余 イヨ 古事記、國造本紀等、伊豫を
伊余に作る。
- 伊與 イヨ 伊豫に同じ、その條を見よ。
- 猪與 イヨ 伊豫に同じ、その條を見よ。
- 伊與泉 イヨイツミ
- 伊與久 イヨク 上野國佐位郡伊與久邑よ

- り起りしなるべし。藤原氏なりと、後伊谷
氏と云ふ。
- 伊谷 イヨク イヨク、イタニ條を見よ。
- 彌熊 イヨクマ 伊豫國越智郡彌熊邑よ
り起る。東鑑當國御家人三十二人の内に彌
熊三郎頼行あり。また愛媛而影に「昔彌熊
六郎行恒なるもの、紀州熊野神を當國に勧
請して、彌熊權現と崇む」と見ゆ。
- 伊與田 イヨタ 武藏、三河等に伊與田村
あり、それ等の地名を眞ふ。
- 1 秀經流藤原姓山内流 家傳に「山内經
俊が後裔にして、三河國伊與田村に住せ
しより家號とす」と、寛政系譜には二家
を載す、家紋木瓜の一文字、二引、白黒
一文字、五三桐。
- 2 土佐の伊與田氏 幡多郡山田八幡宮經
宮銘に「土州幡多在山田郡伊與田淡路守
基能、并に紀伊守國能、永正八年辛未二
月」とあり。
- 伊豫田 イヨタ 伊與田に同じ。
- 伊豫宇和 イヨノウウ 景行帝裔、ウラ條
を見よ。
- 伊豫大 イヨノオホ 次の伊豫凡直に同じ
く、伊豫國造家の氏なり。天平神護二年九
月紀に「伊豫國人大直足山、私稻七萬七千

八百束、餘二千四百四十口、懸田十町を
當國の國分寺に獻じ、其の男外少初位下
氏山、外從五位下を授けらる、と見ゆ
直は國造の稱するカメネなり。大直は凡
直に同じけれど、伊豫國造は多(大)氏な
れば、大直の大は多にて伊豫の多氏と解
するも可也。

伊豫凡 イヨノオホシ 凡直とは大國造の
氏姓にて、こは伊豫の國造家を云ふ。又大
直とも見ゆ。伊豫國造家の氏姓なり。天平神
寶九年五月紀に「伊豫國守和郡人外大初位
下凡直鎌足等、各當國の國分寺に知識物を
獻ず。並に外從五位下を授けらる、」また
神護景雲元年十月紀に「伊豫國守摩郡人凡
直繼人、錢百万、紵布一百端、竹笠一百蓋、
稻二万束を獻じ、外從六位下を授けられ、
其父稻積は外從五位下を授けらる、」など見
ゆ。猶ほ天平八年の伊豫國正稅帳に「(風
早)郡司大領正八位上凡直宅麻呂、」また
「(桑村)郡司大領正八位上凡直廣田」など
見ゆ。何郡の大領なるか明記なけれど、恐
らく風早、桑村の二郡かと考へらる。而し
て共に凡直とあるを以て伊豫國造の裔なる
事明白なり。

が、一國內各郡の郡領として勢力ありしを
知るに足らん。

伊豫賀茂 イヨノカモ 朝臣姓なり、カモ
條を見よ。

伊與來目部 イヨノクメベ 伊豫國に於
ける久米部にして久味國造の族なり。清寧
紀に「播磨國司山部連の先祖來目部小橋」
と見ゆるは此部氏より出でし人なり。カメ
條にて詳説すべし。

伊豫橋 イヨノタバナ 橋條を見よ。

伊與御城 イヨノミキ 景行帝裔なり、ミ
キ條を見よ。

伊豫御村 イヨノミムラ 景行帝裔なり、
ミムラ條を見よ。

いよばら 承久記卷三に「いよばらあらさ
こん」見ゆ。イホハラなるべし。

伊與部 イヨベ 伊與國造家私有の部曲裔
ならんか。

- 1 高魂裔伊與部 姓氏錄右京神別に「伊
與部、高祖平須比命三世孫天辭代主命の
後也、」と見ゆ、伊與部を管理せし氏なる
べし。
- 2 尾張族伊與部 前者と同様、伊豫部の
部長の氏ならんか。姓氏錄、右京神別に
「伊與部、同上(武藏目命の後、)」と。即

ち尾張氏の族なり。本貫は伊豫國か。尾
張氏族の早く伊豫に移り住みし事は、多
治比連及び壬生部條を見よ。此の氏後連
姓を賜ふ。

- 3 伊與部連 前項伊與部の連姓を賜へる
者なり。承和十二年二月紀に「散位從四
位下善道朝臣眞直卒す也。眞直は右京
の人也。故伊賀守從五位下伊豫部連家守
の男也、云々、天長五年上表して姓を善
道朝臣と賜ふ、」と見ゆ。伊與部が連姓を
賜ひし事、史に漏る。
- 4 伊豫部直 日本書紀風土記の駿河風土
記に「駿河國造伊豫部直氏」と見ゆけれど、
偽書なれば信ずべきにあらず。
- 5 伴姓伊與部氏 伊與部の後裔か、又は
母系など冒せるなるべし。伴氏系圖に「富
永五郎實隆一實遠(號伊與部孫五郎)、そ
の弟實乘(號伊豫部孫六)、」また實遠の
兄「設樂孫四郎實幸一實繼、その弟朝幸
一實重(伊與部孫四郎)一實元(伊與部孫
四郎)一實次(遠江守)弟實俊(伊與部孫四
左衛門尉)」と見ゆ。

伊豫部 イヨベ 伊與部に同じ。

五百藏 イヨロイ 桓武平氏なりと、正清
の後なり、家紋丸に豊羽打達。又土佐に有。

伊良 イラ 伊良は給羅にて大隅國給羅郡より起りしかと云ふ。

石羅井 イラキ 但馬日下部氏の族なりと、イシライ條を見よ。

伊良子 イラコ 三河國渥美郡伊良胡より起りしか。

伊良原 イラハラ 阿波故城記上郡美馬三好郡分に「伊良原殿、小野寺、鐘の紋一文字」と見ゆ。

入 イリ イル ニフ 信濃にあり。大同類聚方に入海主なる人見ゆ。

伊梨 イリ 皇極紀に見ゆ。

納 イリ イル 淡路國委文庄の家族にして南北朝頃に著はる。

入井 イリキ

納石作部 イリイシツクリベ 姓名録抄に見ゆ。ヨサミノイシツクリメ條を見よ。

入江 イリエ 山城、駿河の外、加賀、備後、安藝等に入江の地あり。それ等の地名を貢ふ。

1 村上源氏久我流入江家 京都上京の入江より起りしなるべし。尊卑分脈に「壬生雅頼—兼定—定平(號入江三位)—頼兼—信聖—定宗(號入江少將)」と見ゆ。

2 藤原北家御子左流 上京入江より起

る。尊卑分脈に「定家—爲家—爲教—爲兼(號京極又號入江)」と見ゆ。

3 御子左流入江家 前條入江の家號を繼ぎたるなり。藤谷爲賢の二男相尙より出づ。相尙—相敬—相茂—家誠—相康—相永—爲逸—爲良—爲善—爲達(藤谷家相續)—爲福—爲守、徳川時代、御藏米、烏丸上立賣下四個、寺眞如堂、現今子爵。

4 石清水祠官流 石清水祠官系圖に「新善法寺宮清—尙清—道清(號入江)」と見ゆ。紀姓なり。



入江家

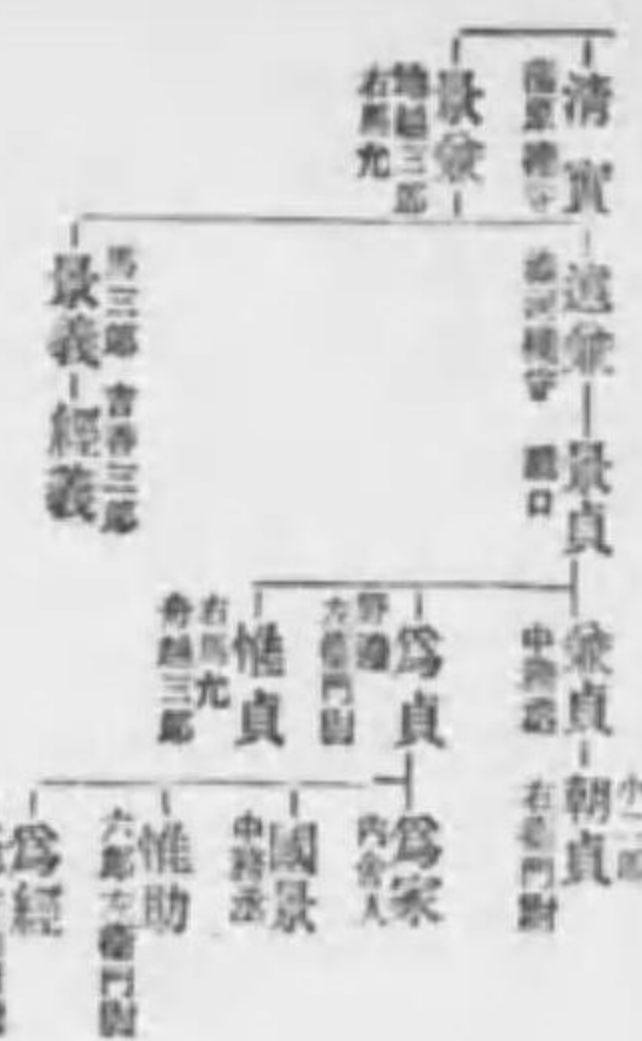


御合印

5 藤原北家工藤氏流 駿河國有度郡(安倍郡)入江莊より起る。入江莊は鶴岡永仁元年文書、太平記、淺間社司村岡氏文書等に見ゆ。その地を領せし氏にて當地方の大族なり。保元物語に「駿河國には入江右馬允、高階十郎、息津四郎云々」とあるによりても知るべし。又曾我物語に見え、下つて太平記卷三に「入江蒲原の一族、十三に「直義朝臣は鎌倉を落ちて上洛せられけるが、其の路次に於いて駿河國入江莊は海道第一の難所也。相模

次郎が與方の者共、若し道をや塞がんとらんと、士卒皆是を危く思へり。之に依りて其の所の地頭入江左衛門尉春倫が許へ使を遣はされて悪むべき由を仰せられたりければ、春倫が一族共、關東再興の時討りぬと料簡しける者共は、左馬頭を打ち奉り、相模次郎殿に馳参らんと云けるを、春倫つく／＼思案して、天下の落居は、愚蒙の我等が知るべき處にあらず。只義の向ふ所を思ふに、入江庄と云ふは、本徳宗領にて有しを朝恩に下し賜り、此の二三年が間、一家を顧る事日來に増れり、是れ天恩の上に猶ほ義を重ねたり。此の時争でか頼政の弊に乘りて不義の振舞を致さんとて、春倫則ち御迎に参じければ、直義朝臣斜ならず、喜んで頓て彼等を召具し、矢矧の宿に陣を取る」と載せ、又梅松論にも「當國の工藤入江左衛門尉、百餘騎にて馳参じて忠節を致しける」と見えたり。

此の氏の系圖は尊卑分脈に「常陸介維茂—木工助爲憲(工藤始)—時理—駿河守時信(或說時理弟云々)—維清(入江馬允、號馬大夫)—清宗(入江權守)—
—家清(大内親實)



また天野系圖に「爲憲—時理—時信(駿河守)—維永(駿河守)—維清(右馬允、駿河守維景弟)—山城守清定—景澄(入江權守)—景光(天野遠内)—遠景」と。又吉川系譜は分脈に同じく、日向記には「時信の嫡子維永、維永の嫡子駿河權守維景、次男維重、是を駿河の工藤と號す、入江、船越、岡部、大田、蒲原、禁架云々等、維重の支流也」と見ゆ。新風土記に「入江氏は駿河守爲憲の裔孫、狩野、工藤、岡部、高橋とは近き一族にして、保元平治の頃より此の國の名家たる事、曾我物語、其の外諸書に見ゆ。文暦元年入江光信あり、淨土真宗の開祖善信、東國經歷の時、宅地を轉じて専修道場となす云々」とあり。寛政系譜此の末流二家を載す。家紋三輪上の輪の内登、丸に登、丸

6 阿倍姓 駿河入江氏の出自については疑義あり、果して工藤族なるや調査の要あらん。又一説に此の入江氏は阿倍氏ならんかと云ふ。

7 攝津の入江氏 島上郡高槻城主なり。延元中入江春則これを修補し、爾來入江氏の居城となるとぞ。應仁別記に「入江殿、細川兩家記に「入江茨木孫次郎、」その後入江盛重あり。永祿十一年九月、信長當國に入るや、高槻城主入江左近將監出で、降りしも、後三好黨に屬せしを以つて誅せらる。見聞諸家紋に、



攝津之入江

又昔西成郡に入江長者あり、濱村を開拓すと、其の裔蔭家たりと。又島上郡に學者入江若水あり。

8 丹後の入江氏 康正二年造内親引付に「五貫文、入江圓清殿、丹後國板沼同東方段錢」と見ゆ。細川藩士入江氏は「丹後の人、赤松氏の一族なりしが丹後に入りて細川氏に従ふ」と稱す。關係あるべし。

9 近江、美濃の入江氏 康正造内親引付に「内五貫文、入江殿御領、近江國山前、同國後立南庄、美濃國曾代三ヶ所。段錢」と見ゆ。以上皆同族なるべし。

10 加賀の入江氏 石田郡入江邑より起る。大田次郎兼定の子息入江冠者親定より出づ。兼定は源平盛衰記に見ゆる人也(三州志)。加賀藩給帳に「參百石、紋カラナシ、入江中藏」と云ふもの見ゆ。

11 伯耆の入江氏 入江氏系譜に「人皇第十九代反正天皇、河内丹比紫羅に都を設し五ふ時迄は、内裏へ奉仕せるも、歳月の遷延と共に流瀆し、終に伯耆國河村郡牧村に移住し、亦人皇第五十六代清和天皇御宇、貞觀十七乙未歲、親子四人同郡坂本村に移住す。是當村入江氏の祖也にして、亦實に當村の開祖なり。血族漸く繁榮して入江氏二十二軒に分る云々、」又其の末に「左内に(御領)、先祖京都入江殿御紋是也」と見ゆ。杉原氏家臣に入江氏あり。

12 美作の入江氏 駿河入江氏の後なりと。子孫赤松氏に仕へ、藏人村則に至り山名氏に従ひ、當國久米の地頭職となる。その孫信忠に至り、毛利の從將中村

家織に仕へ、余野ニツ山の嶽にあり、其の子又太郎忠義、弟助治郎、共に頼宗に仕へ功ありしとぞ。津山藩分限帳に「百六十石、入江右膳。五十石、入江鉄之進」と見ゆ。

13 讃岐の入江氏 全譜史増補に「氏部城(在阿野郡北氏部村)入江庄左衛門居之」と見ゆ。

14 壹岐姓 筑前織幡神社祠官入江氏は壹岐眞根子の後なりと云ふ。

15 其の他入江氏は安西軍策に入江平内、入江三兵衛、土佐一條家一門公家衆に入江殿、伊豆松崎村に入江長八、徳川時代伊達藩用人、并筑松平藩中老、富山前田藩重臣に此の氏あり。又三條家の諸大夫、一條家の諸大夫、備前國の名家、又田中家臣知行刺帳に「四百四十石入江久右衛門」等見ゆ。

又久保氏の家譜に「入江入道勝の嫡子入江大和守は足利將軍に仕官す、入江岩千代の代、甲斐の武田家に仕官す」と云ふ。武藏にも此の氏あり。

入江田 イリエタ 嶋津義弘の家臣に入枝佐五右衛門なる者見ゆ。

入内 イリウチ 美作三星山城主後藤勝元の家臣なりと(東作志)。

入岡 イリヲカ 會津耶麻郡高木村の肝煎に入岡澤右衛門なる者見ゆ(會津風土記)。

己里木 イリキ 寛弘元年讃岐國大内郡入野郷戸籍に己里木系女外二人見ゆ。

納木 イリキ 荒木田二門系圖に「家田一福宜元親―氏實―元滿―氏俊―何良(納木、一福宜)―氏尙―延尙」と見ゆ。

入來 イリキ

入來院 イリキキ 薩摩國薩摩郡入來院より起る。此の地は建久の圖田帳に「入來院九十三町二段内、没官御領、地頭千葉介。社領十五町(彌勒寺)下司在應種明。公領七十町内、辨濟使分五十五町本地頭在應種明。郡名分二十町、本郡司在應道友」と見ゆ。

1 藤原姓 上古藤原頼孝本院に地頭たり。鎌倉の初め、入來院又、郎頼宗あり、當院裏之名村清色城(清敷城)に居城す、頼孝の後裔か。

2 澁谷氏流 澁谷氏は桓武平氏秩父支族澁谷庄司重國の子太郎光重、鎌倉に仕へ、當國東郷、郡答院、鶴田、入來院、高城等を領し、五家に分る。入來院氏は光重の五男曹司五郎定心の後なりと。定心・

寶治二年清色城を治所とす、よりて入來院、或は清色を家號とす。蒙古合戦の時入來院有重、致重、重尙等軍功をたつ、地理纂考若宮神社條に「當社は、入來院平四郎有重の靈を祭る。有重は舊領主入來院平次公重の弟にて、弘安四年蒙古筑紫に寇せし時、兄公重の軍代として、弟平五郎致重、四郎太郎重尙等と共に出軍し、六月廿九日、博多の海上にて兄弟共に戦死す。依て其靈社を建立す」と載せ、其の後應永中入來院彈正重長あり、嶋津山城守忠朝を永利城に攻む。敗北して嶋津久豊に援助を請ふ。又極脇の久住城は入來院第八代重長の第三子左馬介の後裔利部氏の居城なりと。

室町末、石見守重朝、其の子加賀守重嗣あり、地理纂考永利郷岩田城條に「入來院淡路・城主なり。元龜元年入來院重嗣・嶋津貴久の武威に恐れ、澁谷、東郷、高城、郡答院等の一族と背議し、各領地を出して降る」と。其の子彈正少弼重豊(十四代・廣瀨神社)、次に又六重時あり、「入來院氏第十五代の嗣にて、慶長五年關ヶ原の役に島津義弘に従ひ戦死す」と也。其の他極脇の市比野城、前田城、樋

入藏 イリクラ 鷗城及び入來の川床城、持之原城等皆此の氏の屬城なり(名勝圖會)。

入倉 イリクラ 岩代耶麻郡に入倉村あり。

入小屋 イリコヤ 館林盛衰記に入小屋上野介あり、天正頃の人なり。

納薩 イリサ 和名抄薩摩國日置郡に納薩郷あり。マサチかとも云ふ。

入前 イリサキ

入澤 イリサハ 數流あれど山陰の入澤氏最も天下に名あり。

1 物部姓 伯耆國日野郡樂々福神社の舊神主に入澤氏あり、物部氏にて、大矢口宿禰、稚武彦命に陪し、當國に來り、子孫當社に仕ふ。其後裔那澤仁典を此氏の始祖とす。仁典の後玉澄―澄勝―澄信―澄方―澄芳―好澄―好方―好長―長高―氏長―滿長―持長―持清―清利―利次―利久―女子(出雲仁多郡龜山城主三澤爲清の二子爲房を婿とす)爲房、後に名を豊次と改め、家名を名澤とす(伯耆志)。永祿二年三月の棟札に「領主尼子右衛門督晴久、神主入澤左京大夫利久」と見ゆ。

2 因幡の入澤氏 當國の大族にして山名氏の守護代たりき。即ち明徳記に「因幡の國の守護代入澤の河内守」と見ゆ。

3 美作の入澤氏 戰國の頃入澤源兵衛義政なる者あり、尼子氏の族、通れ來り入婿して家を嗣ぐ、入澤治郎清保これなりと傳ふ。眞庭郡に入澤氏多し。備前にも此の氏あり。

4 諏訪神家族 信濃國佐久郡入澤邑より起りしか、諏訪神家の族なりと。

5 藤原南家二階堂流 石谷政清の子行重、入澤を稱す。武田家に仕ふ。

入下 イリシタ 日向國入下より起る。日向記に「入下領主、入下彌四郎」を載せたり。

入州 イリス 物部氏の族なり。

○神野入州連 天孫本紀に「物部老古連公は神野入州連等の祖」と見ゆ。

入膳 イリゼン ニフセン條を見よ。

入田 イリタ ニフタ 九州の大族にして、猶ほ東國にもあり、多くはニフタと訓ずるが故に、その條にて述べむ。

入谷 イリタニ

入月 イリツキ

入戸 イリド 信濃にあり。

入戸野 イリトノ ニットノ條を見よ。

納富 イリトミ ナフドミ條を見よ。

入長 イリナガ

入西 イリニシ ニツサイ條を見よ。

入野 イリノ イルノ ニフノ 和名抄常陸國那珂郡に入野郷あり、イリノ、或はイノと訓むべしとの説あり。次に陸奥國白川郡に入野郷、猶ほ同國耶麻郡にも入野郷あり。次に讃岐國大内郡に入野郷あり、爾布乃也と註す。又安藝國賀茂郡に入農郷あり、伊比乃と註すれど、高山寺本蓮比乃と訓ず。其の他上野、遠江、土佐に入野邑あり、イリノにて、山城の入野はイルノなりと。(東鑑に入野平太)

1 清和源氏今川氏流 遠江國濱名郡入野邑より起りしか。今川國氏の三男俊氏、入野を稱すと云ふ。今川系圖に「今川三郎俊氏―俊國(號新野彈正少弼)」とあれば、ニフノと訓むべきなり。その後裔に入野將監光興あり、シホタ條を見よ。

2 清和源氏宇野氏流 中興系圖に「清和源姓、宇野頼治四代八郎光治稱之」と見ゆ。入野屋を誤りしか。

3 常陸の入野氏 那珂郡入野郷より起る。新編國志に「入野 那珂郡上入野郷

より出づ。藤王院文書に、建武三年二月補正家に應じて、久慈郡瓜連館に籠るも入野七郎次郎助房あり。一流同郡下入野村より出づ」と見ゆ。猶ほ六地藏寺過去帳に入野長門夫妻を載せたり。

4 因幡の入野氏 邑美郡田野島村中郷の領主に入野大藏あり。

5 安藝の入野氏 入野村より起る。松嶽城あり。入野民部貞景の居る處なりと(藝藩通志)。

6 熊谷氏流 遠江國數智郡入野邑より起る。熊谷直實十二世孫實長—直安—直次、入野の熊谷と稱す。

7 備前にも此の氏あり。

入野屋 イリノヤ 陸奥國入野屋莊より起る。大和源氏宇野氏の族なり。尊卑分限に「頼親五世孫宇野親治—有治—光治(入野屋八郎)—藏人義治—二郎朝治—左將監氏治—左京權大夫仲治—清治」と見ゆ。又隈部系圖に「有治(宇野太良、齋院次官、關東下向、母兵庫頭藤原仲常女)—光治(陸奥入野屋莊領、入野屋に居住、八郎、因つて入野屋と改むる也)」

朝治(入野屋殿大夫)氏治(入野屋内膳頭)基治(入野屋御代)義治(入野屋判官)

「範治子野吉」

と見ゆ。イリヤマ條参照。

入野谷 イリノヤ 前條氏に同じ、中興系圖に「宇野有治稱之」と。

入橋 イリハシ

入原 イリハラ

入生田 イリフタ ニフタ條を見よ。

入船 イリフネ

入部 イリベ ニフベ條を見よ。

入交 イリマゼ 嵯峨源氏渡邊氏の族なりと。全譜史に「鷲山城、新名内膳之に居る。天正十一年、土佐元親内膳を殺し、入交藏人をして之に居らしめ、以つて近郷の鎮となす」と見ゆ。

入村 イリムラ

入屋 イリヤ イリノヤ 尊卑分限に「入野屋光治—義治—基治(入屋八郎)—義基—頼基」と見え、又中興系圖に「入屋、清和源氏、本國、宇野中務丞頼治七代、八郎基治稱之」とあり、イリノヤ氏に同じ。備前にも此の氏あり。

入矢 イリヤ 備前にあり。

入谷 イリヤ 同上。

納屋 イリヤ ナフヤ條を見よ。

入山 イリヤマ 駿河、上野、薩摩等に此

の地名あり。それ等より起る。

1 清和源氏村上流 尊卑分限に「頼清五世孫村上信次—基輔(入山五郎)—惟基—實頼」と見ゆ。

2 藤原氏流 藤原國伊佐郡入山村より起る。大口に市山城あり、又入山城と稱す、藤原重妙弟師重、此地を領し、入山彦四郎と號す。藤原條を見よ。

入山瀬 イリヤマセ 遠江國城崎郡入山瀬邑より起る。續太平記結城攻の時に當國住人入山瀬八郎見ゆ。

入善 イリヨシ ニフセン條を見よ。

伊類部 イルイベ 釋紀引丹後風土記に舊宰伊類部馬養連と見ゆ。馬養は名なるべし。

入鹿 イルカ 紀伊國牟婁郡入鹿莊より起る。「山中僻遠の地なれば、其の令行はれず、因りて山中の守護として京都より士族山本氏を招く、山本氏三子あり、長子は入鹿の地頭たり、次は尾呂志莊の地頭たり、三男は西山郷竹原村に居る」と傳ふ。續風土記小栗須村入鹿八幡宮條に「勸誘の時代詳ならざれども、或は云ふ中世當莊の領主入鹿某當社を建立す。今傳ふる處、延徳三年の棟札に總領義家とありて、裏に時々取

合、施主山本 奉行大栗栖後とあり。此總領義家と云ふは入鹿殿の祖先ならん。又大永三年の棟札に「入鹿村總領井一族等、本願主山本助九郎義則、永祿三年の棟札に「本願主大栗洲後義明、同龜鶴丸、同孫二郎、」とあり。天正七年、慶長九年等の棟札連綿とあり」と載せたり。

又入鹿殿治本宗屋敷條に、「古今綴治考に紀伊國綴治系圖を載せ、本宗といふものあり。其傳に「光明帝御宇、康水、包貞子、或正治、入鹿仲實門人」と見え、其後、實世鹿實真重等入鹿に住す。此一族の打ちたるものを、世に入賀物と稱すといへり。按ずるに入鹿殿京都より來りし時、刀鍛冶を召連れ來り、遂に此地に住居し、子孫も刀鍛冶を業とせしに、入鹿殿の家斷絶せるより其家も斷絶せるか。又他へ移轉せしなるべし。紀伊國綴治系圖。包貞(伏見御宇正應

權法師と云ふ。新川住、吉野山神とも本國大和、後包吉とも、一切正成大刀作)一本宗(光明御宇康水包貞子、或正治入鹿仲實門人と)

實重 時代百代に引 實重(包貞の子) 實次(包貞の子) 實行(包貞の子) 實就(包貞の子) 實成(包貞の子) 實隆(包貞の子) 實盛(包貞の子) 實隆(包貞の子) 實盛(包貞の子) 實隆(包貞の子) 實盛(包貞の子)

「範治子野吉」

と見ゆ。イリヤマ條参照。

入野谷 イリノヤ 前條氏に同じ、中興系圖に「宇野有治稱之」と。

入橋 イリハシ

入原 イリハラ

入生田 イリフタ ニフタ條を見よ。

入船 イリフネ

入部 イリベ ニフベ條を見よ。

入交 イリマゼ 嵯峨源氏渡邊氏の族なりと。全譜史に「鷲山城、新名内膳之に居る。天正十一年、土佐元親内膳を殺し、入交藏人をして之に居らしめ、以つて近郷の鎮となす」と見ゆ。

入村 イリムラ

入屋 イリヤ イリノヤ 尊卑分限に「入野屋光治—義治—基治(入屋八郎)—義基—頼基」と見え、又中興系圖に「入屋、清和源氏、本國、宇野中務丞頼治七代、八郎基治稱之」とあり、イリノヤ氏に同じ。備前にも此の氏あり。

入矢 イリヤ 備前にあり。

入谷 イリヤ 同上。

納屋 イリヤ ナフヤ條を見よ。

入山 イリヤマ 駿河、上野、薩摩等に此

納部 イルベ 網部の誤高なり、ヨサミ條を見よ。

入間 イルマ 和名抄武藏國入間郡に註して伊留末とす。當郡は神護景雲二年七月紀に入間郡、天長十年五月紀同じ。風土記稿に郡名の起は郡中入間川村より始りしならんと。此の氏は此の地名を負ひしにて、もと物部直と云へり。武藏國造の一族にして、神護景雲二年七月紀に「武藏國入間郡人正六位下勳五等物部直廣成等六人、姓を入間宿禰と賜ふ」と見えたる、これなり。かく郡名を負ひたる事、並びに宿禰の如き高姓を賜ひし事によりて、郡内は勿論、國內に於いても屈指の強族たりしを想像すべき也。一門の内、京師に上り京戸に貫せらるゝ者あり、即ち姓氏錄左京神別に收め、入間宿禰、天穗日命十七世孫天日古曾乃日(一本己呂)命の後也」と載す。當時地方の氏族中、強大なる者は皆京畿に邸宅を有せし也。これ任官に便宜を得るが爲に外ならず。天日古曾乃命は角井系圖に天日古曾乃己呂命と見ゆ。國造祖兄多毛比の曾祖父也と云ふ。この命なほ姓氏錄和泉神別山直條に「天穗日命十七世孫日古(一本吉)曾(日)乃己名(一本呂)命の後也」とあり、此

景光(後醍醐御宇元享、包貞弟、本宗師、或元曆中とも云、入鹿住續三分)。實世(時代系圖不詳入鹿住)。真重(右に同、根品車と切入鹿住)。鹿實(實世と同じ、入鹿住)景宗(後光嚴御宇貞治、本宗子實綱弟、又實可實景童子、又仲國有)公(元明御宇和銅中、或和泉肥後遠江國四ヶ國住と云)。天狗(熊野住、同銘數代、寛永中之作も有、又吉重、天正熊野住)、と見ゆ。

の山直また同族なるべし。
 吉田博士は地名辭書に於て、物部入間宿禰と、此の出雲系の入間宿禰とを別流、即ち入間氏には、天神と天孫との二流の家ありたる如く論ぜられたるも、こは千慮の一失にて、物部直と云ふも此國なるは畢竟出雲氏の族たるなり(モノノベ條を見よ)。即ち此の物部直は武藏なる物部の部分的伴造にて、直を稱するは國造族なるによるなり。(武藏國造は出雲族とす)。彼の入間郡なる物部天神社は此の物部の氏神にて、天神とは中古に於ける社格たるのみ。(拙著武藏參照)しかるに此の天神なる語を物部連の祖天神饒速日命となし、物部連姓存在の理由となす如き、曲解と云ふも可なるべし。物部直の本宗、即ち後の入間宿禰の住居せし地は古書に明記するものなけれど、此の氏は郡中の最強族にして、郡名を帯ぶより見れば、他の例より推して、必ずや郡の大少領は此氏より任ぜられしなるべきか。果して然らば、和名抄に見ゆる郡家郷、こ即ち此氏の住居せし地なるべし。郡家郷は現今入間川村と推定さる。

入間川 イルマガハ 武藏國入間郡入間川邑より起りしか。前條を見よ。

入間野 イルマノ 入間氏の後か。
入見 イルミ 和名抄遠江國磐田郡に入見郷あり。
イレ 和名抄大隅國大隅郡に渭列郷あり。
色川 イロカハ 紀伊國平妻郡色川郷より起る。傳説に據れば、平惟盛・逃れて熊野に來り、伴つて海に投じて死すとなし、匿れて山中に居る、小松氏、色川氏、皆その裔なりと。續風土記色川郷條に「色川左兵衛尉は平惟盛の裔にて、世々此地を領し、南朝に奉仕せり」と。又口色川村城跡條に「村の巳午にあり、城の森と云ふ。維盛の長男廣廣の居城なり」と。また舊家清水氏條に「相傳ふ、平族亡びし後、三位維盛・當郷に來奔し、大野村の奥藤綱に匿れ、後當村に移り、氏を清水と改め、郷士となる。其の子孫色川一族といふ。建武の頃、色川左兵衛尉平盛氏といふ者、南朝に奉仕し、軍功あり。建武三年法勝寺宮より日高郡岩代莊を給ふ。其の子盛忠、兵衛大夫に補せらる」と見ゆ。南朝の胤尊義王第三の御子尊雅王の母は此の左衛門尉平盛氏の女なりとも云ふ。

色河 イロカハ 前條氏に同じ。色川氏文

書に色河一族の事を載せたり。
色紙 イロガミ 島津義弘の家臣に色紙仲兵衛なる者あり。
伊侶具 イロク 秦氏の族也。山城國風土記に「伊奈利と稱するは秦中家忌寸等の遠祖、伊侶具秦公稻夢を積み、富祐あり」と云々と見ゆ。ハタ條を見よ。
色部 イロベ 越後國岩船郡色部邑より起る。色部城また平林城(平林村)は色部氏(伊呂部氏)の故館也。此の氏は桓武平氏秩父氏の族にして、小泉庄内加納に住し、當庄内色部條領職並に粟島地頭職たり。元弘三年十月の繪旨に色部長綱後室性空、また建武元年八月、色部總領秩父三郎長倫が瀨波郡謀叛人小泉持長以下を誅罰したる軍忠狀あり。其の後裔、色部修理大夫泰元は長尾爲景に、其子修理亮長實は謙信に、其子長門守は景勝に従ふ。
色摩 イロマ 肥後に色見山莊あり。
色見 イロミ 肥後に色見山莊あり。
伊和 イワ 和名抄播磨國完栗郡に伊和郷あり、此の地より起る、又播磨郡にも伊和

郷を收む。播磨風土記飾磨郡伊和里條に「右伊和郡と號するは積蟻(完栗)郡伊和君等の族、此に到來す。故に號して伊和郡と云ふ」と見ゆるにより、完栗の伊和・本貫にして、一族・此の地にも來りて此の地名の生ぜしを知るべし。完栗の伊和に伊和神社(一宮)あり、延喜神名帳に伊和坐大名持御魂神社(名神大)と見ゆる社、これにして、三代實錄にも同様見ゆ。即ち出雲系統の神社にして、此の氏の氏神たるべし。此の氏の出自については明記するものなしと雖、此等、並びに君姓なるより推して、出雲系統の氏かと考へらる。伊和社の神官は後世、大井氏、安黒氏と云ふ、又神樂役吉田配下の忌子一人あり(式内神社考)と。
 神名式明石郡に伊和都比賣神社、赤穂郡に伊和都比賣神社あり、此の神の後神か。又國領備前郡に伊和津大歲明神見ゆ。
 ○將門記に、内暨伊和貞經見ゆ、伊和君の後裔か。

井和 キワ
伊王 イワウ 承久記卷三に「伊王さまもん」見ゆ。伊王左衛門能茂入道四蓮の事にして、修明門院の御領淡路由良庄の代官たりき。

硫黃嶋 イワウジマ
伊王野 イワウノ 下野國那須郡伊王野より起る。那須系圖に「賴資—實長(伊王野次郎)と見え、下野國志に「伊王野は、那須與一資隆の男、肥前守賴資の二男、次郎左衛門尉實永より以來、代々伊王野に住して、下野守實宗の男下總守實信、其の子又十郎實重重世に依て、二男又次郎實朝相續して、豐後守といふ。實朝の女二人あり、長女は井上新左衛門の男數馬を養子として、相續しけるが早世せし故、改易せられて家名のみ僅に残れり。次女は千本大和守義貴の室となる。又十郎實重の男又六郎實直は浪人と成りて、後に太田原家の臣家となり、伊王野五郎左衛門と名のり、子孫連綿たり」と見ゆ。
 又伊王野系圖には賴資の子、那須太郎實光の弟に伊王野實長を載せ、更に光實の子、那須太郎實光の弟にも實長を載せて、「伊王野次郎、左衛門尉、號下野守、住下野國、伊王野氏祖也、人となり恭謙にして學を好む、儒に聞き、釋に聞き、神道を慕習す。且つ又文武政ケン也。家紋一文字三頭左巴」と註し、その子に澤村二郎長綱、矢田四郎長吉を擧げ、次に「右系圖・明曆三年丁

酉正月十九日、江戸府回廊の時に焼失、一本ありと雖、此の間十六七代爛壞して寫し取るを得ず」と書し、長元より系あり。長元の子薩摩(その子兵部孫左衛門—彦左衛門・甲州秋元に仕ふ)、大藏(その子五兵衛—憲能)を擧げ、其の弟に實宗を擧げて、「伊王野次郎、左衛門尉、號下野守、法名忠賢存養、後奈良院御宇天文十八年己酉、丁月女坂に宇都宮左衛門佐俊綱と合戦、實宗討ち勝ち、執事結瀧彌五郎・宇都宮俊綱を討ち取る。其の印・五月女坂に於て結瀧彌五郎永樂十貫を以つて俊綱石塔を立つ。人呼んで其の地を十貫と言ふ。彌五郎、後俊綱の子息廣綱と下野薄葉に於いて合戦、廣綱敗軍の甥、結瀧又廣綱を討ち取らんと欲す。實宗制止して廣綱の命を助く、是れ天正十三年乙酉三月廿五日の事なり」と。次に實宗の子又五郎直清、田中藤兵衛尉淨信、女子(淺井氏に嫁す)、及び實信を擧げ、實信に「又太郎、伊王野下野守、法名月山、高麗陣に勤む、加藤主計頭清正の手に屬す」と。その長子又十郎實重早世、次男又次郎實友嗣ぐ、されど男子なくして此の家斷絶とあり。
 那須記に「永正八年大隅、伊王野云々」と。

又宇都宮興廢記に「天文十八年九月宇都宮俊綱・鹽谷郡五月女坂に寄來る。那須太郎高實云々、伊王野下野守實宗が家臣粘ヶ瀧彌五郎實光後綱を射落す」と。その子伊王野下總守藤原實信は那須七騎の一にして、小田原の役西軍に屬して、秀吉より二千七百石を賜ふ。

伊王野 伊王野ノ 伊王野に同じ、伊王野聖徳寺本尊如來佛後背銘に「文永十年癸酉十月吉日、願主醫王野次郎左衛門尉藤原實永、佛師藤原光高」と見ゆ。

育王野 イワウノ これも伊王野に同じ。

猪波 キワタリ

伊和部 イワベ 播磨風土記に伊和君等族と云ふを伊和部ともあれば、伊和氏の族類郡曲なるを知るべし。

ウ (う)

ウ		ウ		ウ		ウ		ウ		ウ		ウ	
ウレ	ウミ	ウニ	ウチ	ウシ	ウキ	ウエ	ウア	ウイ	ウオ	ウカ	ウク	ウケ	ウコ
七五	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六
ウロ	ウム	ウフ	ウツ	ウス	ウク	ウア	ウイ	ウオ	ウカ	ウク	ウケ	ウコ	ウサ
七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六
ウラ	ウメ	ウヘ	ウネ	ウテ	ウセ	ウア	ウイ	ウオ	ウカ	ウク	ウケ	ウコ	ウサ
七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六
ウル	ウモ	ウホ	ウネ	ウテ	ウセ	ウア	ウイ	ウオ	ウカ	ウク	ウケ	ウコ	ウサ
七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六

鳥 ウ 漢土の氏なり、小吳金天氏の後と云ひ、又甘肅州なる西戎の裔なりとも云ふ。神龜元年二月紀に「鳥安麻呂」また天平六年十二月紀に「外從五位下鳥安麻呂、下村主の姓を賜ふ」など見ゆ。下村主は光武帝の後と稱す。

宇井 ウキ 熊野新宮黨の一なり、平家物語卷四に「新宮には鳥居の法眼、高房法眼、侍には、うい、すき、水屋、龜甲、那智には執行法眼以下都合その勢一千五百餘人」と見え、又源平盛衰記に「愛にウイ、ススキ黨と申すは權現・摩伽陀國より我朝へ飛渡り給ひし時、左右の翅と爲てわたり

しものなるによりて、熊野をば吾儘に管領す」とあり。以つて極めて古くより此の地方にありし豪族なるを知るべし。

1 丸子姓 傳説に據れば、「孝昭天皇の朝、漢の司符將軍の嫡子眞後・權現を榎木の本に勧請す、よりて榎本の氏を賜はり、二男基成、猪子ならびに御餅をすむ。此によりて丸子の姓を賜はる」と云ひ、又二男「基成を宇井と號す」とあれば、丸子の後裔ならんかと考へらる。されど前田氏の呈請には「元は穂積氏にして、後丸子氏に改む」とあり。ススキ條を見よ。宇居兼純より此の氏著はれしが如

し。

2 大和の宇井氏 吉野郡十二村莊宇井村(今野道川村)に據る。宇井長三郎は熊野新宮に生る、鈴木黨なりと。

3 熊野別當族 熊野別當系圖には「岩本良範—良増(宇井)」、また其兄「良智—良圓(宇井)」と見ゆ。

4 下總國香取郡松澤村熊野權現社の祠官に鈴木氏、宇井氏あり(寺社分限帳、式社考)熊野より移りしや察するに難からず。

鶴井 ウキ 宇井氏に同じ、中興系圖に穂積姓とす。

鶴池 ウイケ ウノイケ

有寶 ウウホ 和名抄美濃國不破郡に有寶郷あり。

植 ウエ 鹿兒島島津藩用人、府中毛利藩の重臣に此の氏あり。

宇衛 ウエ

羽衣石 ウエイシ 伯耆國河村郡羽衣石邑より起る。南條氏條を見よ。

植尾 ウエヲ

植岡 ウエヲカ

植賀 ウエガ 原田氏家臣なり。

殖木 ウエキ 和名抄筑後國御井郡に殖木

郷、及び肥後國飽田郡に殖木郷あり。後世植木邑と云ふ。此の氏は植木氏に同じ。

植木 ウエキ 以上殖木郷の外相摸、上野等に植木邑あり。此の氏は此等の地名を貢ふ、而して殖木と通じ、猶ほ上木と互用せらる、對照すべし。

1 清和源氏武田氏流 また殖木とも書す、武田の系圖に「信光—信快(植木先祖)」と見ゆ、寛政系圖、清和源氏支流に植木氏あり、此裔か、家紋丸に重葛、根莖、五七樹。

2 兒玉黨 寛政系譜に見ゆ。家紋三引、團扇。

3 丹治姓 備中國美賀郡の豪族にして、府志に「戦國頃、中井郷佐井田城に植木藤實、同秀長と云者あり、秀長は三好長基に加勢し、淀堤の合戦に大内衆を破る。功を以つて水田莊を賜ふ。その子秀實は浮田氏に屬し、又尼子氏に屬し、毛利氏に攻められて雲州に走る。其の孫孫左衛門・再び歸郷して、天文廿一年作州高田城主三浦元象を斬る」と。藤原氏とも稱す。

4 美作の植木氏 前項と同族なるべし。「藤姓丹治丹保の孫秀行より二十三世孫

植木左平治秀亮・天正末宇喜多氏の家臣草加郡山城主福島右近の養子となり、文祿の役朝鮮に死す」と傳ふ。勝北郡妙見宮の社人(東作志)津山藩分限帳に百六十石・植木茂松と。

5 丹波の植木氏 丹波志水郡鴨野村植木氏條に「古家、先祖は用明天皇行幸の節、御宿を仕り、粟を指上ぐ、此時御尋に屋敷の植木粟と申上ぐ、其詞にて植木氏を賜ふと云ふ」と載せ、又横山谷小畑村、植木利部大夫、子孫代々醫師、植木玄圭と云ふ、同家六軒利部棟と云ふ、植木は中古母方の稱號と云」とあり。

6 清和源氏爲義流 源爲義の孫若狹介義邦、建久二年頼朝より淡路國福長庄上樹邑を賜はる、よりて子孫植木氏を稱す(植木系圖)と。

7 藤原姓 中興系圖に「藤姓、本國加賀、上水共」と見ゆ。

8 下野の植木氏 室町時代下野に植木小太郎直久あり、その女は新田義宗の子義邦の室なりと。

9 其の他、天文三年十一月攝津の人植木五郎右衛門法名空誓、淨光寺を開基すと。又石見、信濃、備前、志摩にもあり。

植草 ウエグサ
 植邦 ウエクニ
 殖粟 ウエクリ 上古以来の名族なり、エ
 クリ條を見よ。

植崎 ウエサキ 寛政系譜、未勘源氏に收
 む。家紋黒餅に揚羽蝶、黒餅に壱綱、政則
 より系あり。

植前 ウエサキ 志摩にあり前條氏に同じ
 きか。

植島 ウエシマ
 植杉 ウエスギ 大和十津川豪士にあり、
 鎮役由緒家筋書に今西村庄屋植杉新助見
 ゆ。

殖杉 ウエスギ 下學集に見ゆ。

殖田 ウエダ 和名抄武藏國足立郡に殖田
 郷ありて字嘉太と註し、又讚岐國山田郡に
 殖田郷、字嘉多と訓じ、猶ほ土佐國長岡郡
 に殖田郷ありて字嘉多と註す。此の氏は此
 等の地名を貢ふ、されど後世は多く植田の
 文字を用ふるが故に、次の條に併せ云ふべ
 し。見聞諸家紋に



記氏
 殖田家

植田 ウエダ 前條の外三河、近江、警城、

岩代、陸奥、羽後、越後等に植田の地名あ
 り。猶ほ此の氏は殖田と通じ、又時に上田
 と混用するが故に併せ見るべし。

1 讚岐公姓 山田郡植田郷より起る。又
 殖田ともあり。讚岐公の後にして景行皇
 子神櫛王の後也と云ふ。南海通記に「山
 田郡植田郷は地勢險固にして壤地豊饒な
 り、一畑、二に居を占めて世々此に住す。
 其の裔別れて三家となる。神内、三谷、
 十河と云ふ也。南朝の御時、細川清氏南
 朝に候し、讚州に渡海して、三木郡白山
 の麓に陣を居え、國中の御方を招きしに、
 十河十郎一番に参候す。云々。此の時十
 河十八歳也と傳來也。足利家に至て、細
 川讚岐守四國を管領す。故に讚岐公と稱
 する事を遠慮して、自ら植田氏と稱す、
 と。サマキ條、十河(ツカハ)條を見よ。

全書史に「讚岐朝臣水成の子元重、その
 次子政成、采を神内に受く、是れ神内氏
 の祖也」と。永成の事は承和三年三月紀
 に見ゆ。又月田城條に「山田郡西殖田、今
 西土居と云ふ。今之左市右衛門宅後、今
 稻田と成る。元暦の時、殖田若狭允信則
 あり、屋島の役、源延尉に屬して功あ
 り、元龜天正の間、殖田美濃守安信あり、

兩殖田、及び菅澤、朝倉に采す。蓋し世
 々此の城に居るならん。子孫世々植田村
 に居る、村名を以つて稱と爲す、後村尾
 に改む」と。又「東川城、朝倉村にあり、
 植田美濃守之に居る、山田郡植田村の主
 也」と見ゆ。殖田氏譜・神櫛王の後と
 す。

2 清和源氏伊那氏流 信濃の名族なり。
 又上田とも云ふ。伊那爲扶の子芳美爲家
 の孫公光・植田四郎と稱す。中興系圖に
 「清和、本國信濃 右衛門尉滿快八代 太
 郎公光・稱之、上田共」と見ゆ。其の他
 飯田氏譜にもあり。

3 桓武平氏岩城氏流 磐城國菊多郡植田
 邑より起る。菊田氏の族にして、仁科岩
 城系圖に「親隆—常隆—隆通(右近、但
 馬、植田七郎、菊田名跡)」「一本植田・
 垣田に作る」と見えたり。

4 羽後の植田氏 平鹿郡植田邑より起
 る。文祿中・最上義光山北に侵入し、植
 田等の諸寨皆陥ると。山北小野寺義道家
 方に「足田要害、植田要害、何熊城主、
 今泉太郎左衛門」等と見ゆ。

5 佐々木氏流 近江國甲賀郡植田村より
 起る。佐々木氏の庶流にして、滿高より

系あり。家紋四目結、橋。

6 大神氏流 豊後の豪族、ワサダ條を見
 よ。

7 紀姓 前條を見よ。

8 其の他美作(川副家臣)、石見(矢上名
 族)志摩、備前、攝津(矢田郡兵庫名
 所記著者植田下省子)、今出川家諸大夫、
 栢原織田藩重臣、岩代、大和十津川豪士
 (鎮役由緒家筋書に三浦村庄屋、植田由
 右衛門、同村植田與市)、植田勝堅、京極
 殿給帳(六十石植田七郎右衛門)、田村家
 々臣等あり。

植竹 ウエタケ 武藏國賀美郡植竹邑より
 起りしか。秀郷流藤原姓、小山氏の族に
 て、筑城系圖に「小山政光—宗政—時宗—
 宗泰—宗綱—宗秀—秀行—長沼宗子—憲秀
 —秀宗—氏秀—宗成—廣長(號植竹)」と見
 えたり。關八州古戦録に「永祿九年城主長
 沼信義齋、植竹三河守云々」と見ゆ。

植地 ウエチ 石見にあり。
 殖月 ウエツキ 和名抄美作國勝田郡に殖
 月郷を收む、高山寺本植月・字信都岐と註
 す。太平記卷八に殖月彦五郎重佐見ゆ、菅
 家黨の一なり、次の條を見よ。

植月 ウエツキ 殖月氏に同じ。美作菅家

黨の大族にして、三種太郎菅原滿佐の四男
 植月豐後守公興の後裔なりと。代々植月莊
 宮山城に據る(古城記)。その出自に關して
 は、有元系圖に「滿佐(三種太郎)—公興(植
 月豐後守、植月庄宮山城主)」。又植月系
 圖に「高堅(七十九代六條院仁安元年丁亥、
 叙從四位下、任右兵衛督、博學與家業)—
 公興(民部少輔、從五位下、七十二代後鳥
 羽院建久九年戊午、領知作州勝田郡、續父
 學才)—滿佐(三寶太郎、叙從五位下、美作
 國勝田郡是宗城主、子孫繁榮、而植月、江
 見、有元、廣戸、小坂、以不菅家之一族、
 云同姓)—義之(治部少輔)—宗嗣(隱岐守)
 —常嗣(隱岐太郎)—義益(太郎兵衛)—直好
 (植月四郎、住植月城)—好重—良泰(植月
 彌太郎、住植月村城)—安嗣(彦九郎、住
 構城)—重佐(植月彦五郎、美作國勝田郡植
 月村構之城主、元弘元年辛未、四條猪熊而
 討死、長武備、能射、旗一本傳來有之)—
 重長(尉月勘解由次官、居城曰所後勘齋云、
 赤松筑前守貞範幕下、出張苦北郡田邑神樂
 尾城、山名右衛門佐師義府陣之節、退神樂
 尾、植月村本城歸と。○この弟に植月彦太
 郎重勝、同次郎を載せ、重勝—藤八直時—
 喜太郎有行なりと)—重可(植月準人正、

同所倉敷城主山名氏房陣之節、度々有軍
 功、延文五年庚子、移勝田郡高圓村菩提寺
 城、貞治六年八月十五日病死と。弟に廣戸
 次郎長勝あり)—可直(植月主殿助、植月村
 鬼ヶ池城主)—可豐(主馬介、移同所久米郡
 下神目村下風城、母福光三郎女と載せ、弟
 に荻野直連、同直貞を擧ぐ)—重直(植月四
 郎、住鬼ヶ城、嘉吉元年辛酉、赤松滿祐叛
 逆之時、籠播州白旗山、人丸塚合戦打死)
 —可政(植月彈正、吉野郡田殿村倉掛山城
 主)—重能(植月理兵衛、植月村構居)、そ
 の弟佐可(植月左馬助、仕雲州尼子伊豫守
 經久、卒去之後、右金吾晴久、所々有武、
 天文五年丙申三月、大内義隆、富田出張之
 時、五月七日、打取杉三左衛門、寺林源七、
 因其賞賜伯州日野郡、母加藤兵衛女と載せ、
 弟に中村政豐を擧ぐ)—佐秋(植月掃部頭、
 仕尼子義久、住雲州富田、永祿九年丙寅十
 一月、富田落城、退雲州、禁居作州乃介庄、
 十二巳年巳勝久通久義兵之時、出合圖因知
 頭郡、於所々、有戦功、元龜二年辛未、於伯
 州米石、山中虎之助降参、而城々屬毛利家、
 自其勝久共上京、天正六戊寅年二月、勝久
 兄弟籠城、於播州上月、吉川小早川討陣、同
 五月二十九日、勝久通久於城中、自害、同

日向死—重秋(植月源内、鶴宇喜田直家、作州久米郡一方北村兩村、賜五月賞)—重教(植月四郎左衛門、住同所、仕秀家卿、一方村神南山城主、秀家卿(原没落後浪人)—重則(植月與三左衛門)—重源(小兵衛、仕森美作守長成)その弟に新右衛門重治、次兵衛佐久あり。

この系圖錯亂あり、系線を誤りしならむ。「彌佐—公興—重嗣(母澁谷重國女)—安嗣(治部少輔、彦九郎)—重佐」なりと。高堅以前は菅原條にて批評すべし、その條を見よ。重佐は前述の如く太平記に見え、又重佐七世の孫基佐は永正九年九月の日吉社棟札に「奉造立日吉神社棟上、大願菅原朝臣植月彦五郎基佐、生年廿六歲」と見ゆ。又藤岡田植月氏は植月右衛門尉佐俊の子太郎兵衛佐俊の後なりと、又津山藩分限帳に見ゆ。

此の外栗井氏系圖に堺和美作守助盛の弟に植月次郎祐行を載せたり。

植西 ウエニシ 今出川家の侍に此の氏あり。宇恵野 ウエノ 肥前深堀文書建武三年九月のものに若嘉字惠野三郎次郎泰光なる者見ゆ。

植野 ウエノ 上野、下野、美濃、土佐等に此の地名あり。

1 上野の植野 群馬郡植野邑より起りしなるべし。長倉追討記に此の氏見ゆ。

2 源姓 佐渡役人帳に此の氏を源姓に收む。

3 其の他、安西軍策に植野勘兵衛を收む。備前、石見にもあり。

植場 ウエバ 寛政系譜藤原氏支流に收む。實房より系あり、家紋三本傘、丸に鳩鷹草。

植原 ウエハラ 津山藩分限帳に七十石、植原六郎左衛門、其の外一人を載せたり。又信濃等にもあり、上原参照。

植松 ウエマツ 河内、遠江、陸前等に此の地名あり。上松参照。

1 村上源氏久我家流 雲上家の一にして久我家の庶流千種有能の末子雅永より出づ。雅永—雅孝—賞雅—幸雅—雅陳—文雅—雅語—雅恭—雅言—雅德—雅平、現今子爵。徳川時代百三十石、東殿町南側、寺は黒谷上雲院、内々。



植松

2 小笠原氏流 小笠原政康の庶流にして後上松と稱す。信濃に現存す。

3 武藏の植松氏 風土記稿多摩郡條に「植松太郎兵衛屋敷跡、井草森稻荷社の東の方なり、四方に堀切の跡ありて存せり。太郎兵衛はいつの比の人なることは知らざれども故有者なるべし」と見ゆ。

4 其の他、紀伊名草郡に植松氏あり、續風土記に見ゆ。又尾張に植松氏あり。

殖松 ウエマツ 建武元年十二月南部師行獻書草稿、津輕降人交名に殖松彦二郎助吉なる人見ゆ。

植村 ウエムラ 上村と通じ用ひらる、上村條を参照せよ。

1 清和源氏土岐氏流 土岐系圖に「土岐六郎頼清(始頼宗、後改名)—頼忠、池田頼世、改名美乃守、刑部少輔—光忠(號月海太郎)—頼益(三州植村祖、刑部)」と見ゆ。

2 遠江の植村氏 遠江國上村より起りしにて、初め上村、後植村と改むと云ふ。三河植村の祖也。

3 三河の植村氏

前項氏の後にて土岐氏裔なりと。豊海郡本郷城(本郷村本郷)の城主植村新六榮康、後出羽守に任ず。本名土岐氏、源三郎持益、濃州より遠州植村に住み、明應年中植村氏と號し、三州に來て長親公に仕官す。其子新六氏義、其の息新六榮康は清康公に仕官す(二葉松)。其系は土岐系圖と少く異にして、土岐頼忠—光兼—持益—氏兼なりと。植村略系に「持益(新六郎、出羽、永正十七生子三州)—家政(新六郎、出羽)」と。又藩翰譜には「出羽守源家政は、累代の先祖より、徳川譜代の御家人なり。家政が曾祖父出羽守某、(或説に、家政が祖は、美濃國の住人土岐源三郎持益が後胤なり、明應の頃、持益遠江國上村といふ所に住して、上村と名のる、其後三河國に移りて、出雲守殿に仕へ參らす、持益が子植村新太郎氏義、氏義が子出羽守榮康といふ、是れ家政が曾祖なりといふ、按ずるに家政が曾祖出羽守が名詳ならず、法名をば榮安といふ、榮康とは法名の誤れるにや)生年十六歳、いまだ新六郎と申せしとき、安祥二郎三郎殿、尾張の國にむかひ、森山に御陣を居置られ、安部彌七郎が爲に討

れ玉ふ、折ふし、植村御側侍らひしかば、彌七郎をば立所に誅し擧んぬ」と見ゆ。

氏義の後は「新六郎(出羽守)—氏明(香掛討死)—新六郎榮政(出羽守、後家存と改む、家字を賜ひし也)—新六郎(出羽守)—家次—出羽守家政(高取城)—右衛門佐家真—出羽守家言—右衛門佐(出羽守)家敬—出羽守家包—出羽守家道(實家敬男)—出羽守家久、弟出羽守家利、兄駿河守家長—駿河守家教—美濃守(駿河守)家貴(實家長二男)—家興—家保—家壹(大和高取二萬七千石)現今子爵、家紋丸に一文字割桔梗、桔梗、五七桐、支庶十五。



植村

- 4 藤原姓 寛政系譜藤原氏支流に收む、正矩より系あり、家紋上藤丸、九曜。
- 5 丹波の植村氏 丹波志天田郡條に「植村氏子孫池部村」と見ゆ。
- 6 淡路、攝津の植村氏 淡路假屋の人植村文樂軒、文樂座を始む。
- 7 土佐の植村氏 戦國時代一方の豪族なりしが親泰に降る(香宗我部記録)。

8 其の他、岡崎本多藩の用人、鱒江藩侍

帳(植村平治、父吾)、志摩、又天誅組の志士に植村定七郎あり。

植本 ウエモト 上本を見よ。

植山 ウエヤマ

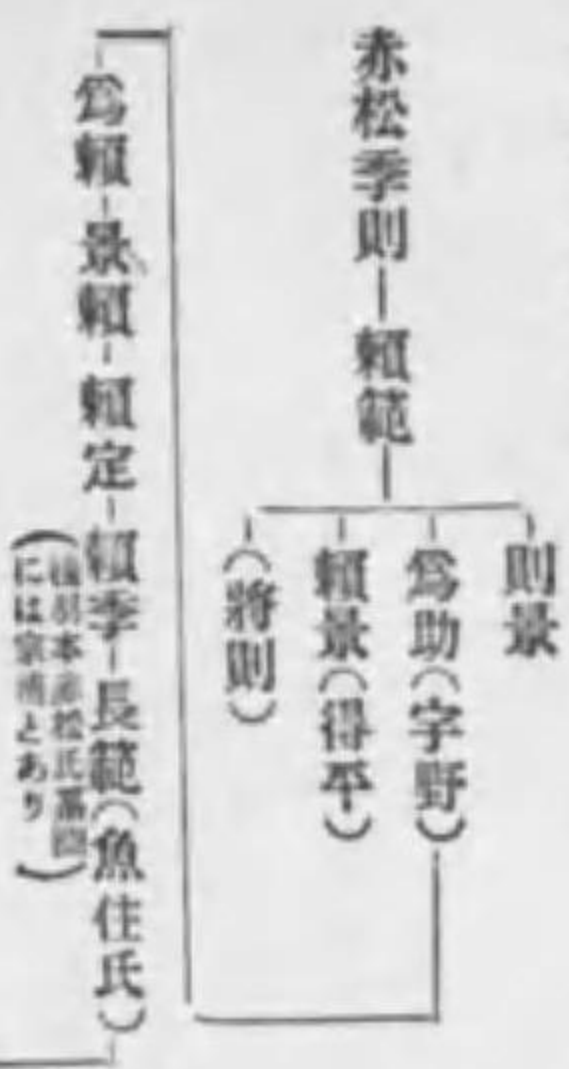
魚井 ウラキ マナキと讀むべし(日用重實記)。

魚返 ウラガヘシ 豊後國球磨郡魚返邑より起る。豊後清原系圖に「栗野成綱—小田成道—成秀(魚返三郎)—通□」と見えたり。豊後國圖田帳に「魚返村拾壹町六段參百貳拾四歩、新庄、魚返次郎通秀、同三郎通實、同彌六通直跡、第九郎政綱相續、同小次郎通近、各分領不分明」とあり。

魚住 ウラズミ ナズミ 播磨國明石郡魚住庄より起る。古の名寸隅の地なり。赤松氏の族と云へど他に異流も存す。

1 赤松氏流 太平記卷廿二に魚角大夫房(赤松配下)應仁記卷二に赤松家魚住、上月記に魚住彦四郎、魚住主計助を載せたり、名族たりしを知るべし。吉治に至り三木の別所長治に屬し、天正八年秀吉中國征伐の時、別所氏と共に亡ぶ。又忠純の子孫は同國廣味神社の宮祝を襲せり。現今魚住村にて魚住姓を名乗る者は概ね

治吉の子孫なりと。會下山人、福原清次郎氏講演「播磨の豪族」より其の家系を示せば次の如し。



- 頼治(亦作頼長)吉治
- 頼武平氏鎌倉氏流 全叢史多度津城條に「香河兵部少輔景房は鎌倉権五郎景政の末孫魚住八郎の流也。細川管領頼之に従つて来る、貞治元年高屋役に功あり」と。
- 尾張の魚住氏 春日井郡鹿田村の名族にして尾張志に魚住準人正見ゆ。
- 其の他、朝倉義景配下の將に魚住備後守、伊勢内宮舊社人に魚住氏、志摩にもあり。又徳川時代綾部九鬼藩用人、細川藩の重臣にもあり。

魚澄 ウヲスミ 前條氏に同じきか。
魚角 ウヲスミ 魚住に同じ、太平記に魚角大夫房見ゆ。

卯尾田 ウヲタ
魚地 ウヲチ
魚成 ウヲナシ 伊豫國宇和郡魚成邑より起る。伊豫宇都宮家の代官にして瀧澤寺康正三年文書に、「魚成豐前守通親、十七所屋鋪十貫文田地を寄進す」と。

宇尾野 ウヲノ 美濃の名族なりと。
魚見 ウヲミ 中臣氏系譜に「大神司茂生安頼—千枝—公枝—公輔—公房(號魚見前司)と見えたり。伊勢國飯野郡魚見邑より起りしならむ。神名帳多氣郡に魚海神社あり。

魚山 ウヲヤマ
宇賀 ウガ 和名抄出雲國出雲郡に宇賀郷あり、猶ほ信濃國筑摩郡にも宇賀郷あれど、こは崇實の誤なり。この氏土佐にあり、香川郡長濱合戦に宇賀平之丞あり、濱田久左衛門を討ちしが、その弟善左衛門に討たる。

宇郷 ウガウ 九條家の諸大夫に此の氏あり。
宇加川 ウカガハ 六郷衆に宇加川久兵衛

(上田)なる者見ゆ。
宇賀神 ウガガミ ウガジン 秀郷流藤原姓佐野氏流なり、宇加地條を見よ。

宇垣 ウガキ 備前國津高郡宇垣庄より起る。秀郷流藤原姓松田氏より出で、その配下の將たりき。國志に「宇喜多直家、宇垣市郎兵衛が戸倉城を攻む」と、その城主たりしなり。後宇喜多家の家老に宇垣伊賀守あり、子孫常陸に移る。新編常陸國志に「宇垣、備前國宇垣庄より出たり。本名は松田なり、宇垣伊賀守は宇喜多家の家老なりしに、武者修業に出、又赤坂城退口の時戦功あり。根田伊與介と後殿たり」と見ゆ。幕臣にも此の氏あれど、寛政系譜未勲に收む。

楳垣 ウガキ
宇賀嶋 ウガシマ 海賊黨の一なり。
宇梶 ウカチ
宇加地 ウカチ 秀郷流藤原姓佐野氏の族にて、戸室氏より分る。即ち戸室出羽介親綱—大學行親—左馬助房近—左京助親久—宇賀地丹後守政親にして、政親は宇賀神氏の祖なりと云ふ(田原族譜)。

宇賀治 ウガヂ 餘江藩侍帳に宇賀治左平見ゆ。

宇賀地 ウガチ 長尾氏景公御家中侍に宇賀地氏あり(長尾系圖)。

有漢 ウカニ 和名抄備中國賀夜郡に有漢郷を收め、字萬と註し、高山寺本に宇賀通と註す。次の氏に關係あらんかと。

宇漢迷 ウカヌメ 陸奥蝦夷の酋長なり。寶龜元年九月紀に「蝦夷宇漢迷公字風波字等、忽ち徒族を率ゐて賊地に逃遁す。使を差して之を喚ぶ。來歸を肯せずして言つて曰はく一二の同族、必ず城柵を侵さんと。是に於いて正四位上近衛中將兼相模守勳二等道島宿禰島足等を遣はして、虛實を檢問せしむ」と見ゆ。類聚國史に延暦十一年十一月、陸奥の夷俘宇漢米公隱賀なる者見ゆ。宇漢米は陸奥の難部ならんかと云ふ。

宇漢米 ウカヌメ 宇漢迷氏に同じ。類聚國史に延暦の人陸奥の夷俘宇漢米公を載せ、又承和十四年四月紀に「近江國蒲生郡俘四外從七位下爾敏南公延多季、外從八位下宇漢米公阿多奈磨並に外從五位下を授く、勳功の苗裔なるを以つて也」と見えたり。陸奥より近江國に移し、優遇を賜ひしなり。

宇賀野 ウガノ 近江國坂田郡宇賀野村より起る、淺羽本佐々木系圖に「京極高秀—

高雅(宇賀野九郎)と見ゆ。長享將軍江州動座着到に佐々木宇賀野九郎なるものあり。

鶴川 ウカハ 近江、常陸、羽後、加賀、能登、越後等に此の地名あり、又次の宇川と通ずるものあり。

1 秀郷流藤原姓 波多野氏の族なりと云ふ。
2 近江の鶴川氏 近江國蒲生郡より起る。鶴川村は須惠村の東に有、鶴川經之介は智仁勇の士にて、屋形の近臣補佐の老臣といふ。しかるに美濃侍持警法師に謀計せられ、不慮にうたれけりと也。

3 攝津の鶴川氏 北今在家村の人鶴川市兵衛、寛永四年四寶寺を創立す。
4 其の他、六郷衆に鶴川清兵衛あり、又岩代に此の氏あり。

宇川 ウカハ 鶴川と通じ用ひらる。
1 近江の宇川氏 前條鶴川氏に同じ、鶴川村の豪族にして佐々木氏に仕ふ。

2 清和源氏宇野氏流 源家隈部系譜に「宇野親治—宇野四良冠者義治—大森三良左衛門尉茂治(母吉田彌太郎守平女)—宇川四良次郎頼行」と載せ、また中興系圖に「清和、宇野餘流真高・之を稱す」と

見ゆ。
3 丹後竹野郡に宇川村あり。此の氏は古代の鶴岡部、並びに其の伴連、及び鶴岡なる地名を貢ひしものとす。鶴岡部、鶴岡なる地名の事は、ウカヒマ條を見よ。
1 嵯峨源氏安中氏流 伊賀の名族にして、家譜に據れば、後嵯峨源氏源重國廿四代安中忠清三男忠房、伊賀に住み、鶴岡五郎左衛門と號す」とも云へど、寛政系譜には嵯峨源氏に收め、始め安中を稱し、後鶴岡に改むとあり。家紋丸に一文字、五三桐。
2 秀郷流藤原姓久下氏流 家譜に「依藤太秀郷八代の孫小山下野大操政光—直光(久下權守、猶子、實は源義隆の子なり、或は成木大夫の子とも云ふ。住丹波)—實光—光重—宗光—宗重—時重—重成—重家(長重氏)—長重—師重—師次—師實—實正(五州甲賀守制に實正)宗家—長盛」とあり。家紋一番字。而して直光につい

ては、源義隆の次男にして、母は行政の女、即ち政光の姉か妹かなり。義隆没後、叔父政光に養はれ猶子となりしと傳へ、又一には成木大夫の子と傳ふ。久下、成木條を見よ。

3 橋姓 前項鶴飼氏と同様、近江甲賀衆莊内三家の一なり。莊内三家とは鶴飼、三雲、内貴氏を云ふ。内鶴飼氏は橋姓と稱す。鶴飼殿河守は郡内宮町村宮町城に住し、一時勢力あり。

4 鶴飼氏は應仁記に鶴飼某、應仁別記にも見ゆ。又文安年中御番帳に鶴飼猪助と云ふ人あり。前項氏ならむ。

5 備後の鶴飼氏 芦田郡鶴飼村より起る。藝藩通志御調郡條に「鶴飼氏、下山田村、先祖真瀨左太郎、康永中の人、その後、天文中に眞瀨喜右衛門、毛利氏に屬して、しばしば功勞ありければ、芦田郡鶴飼村を給す。よりにて鶴飼と改むと、元和年間喜右衛門里正となる」と。見ゆ。

6 美濃の鶴飼氏 鶴飼色より起りしなるべし。鶴飼外記と云ふ人諸書に見えたり。
7 尾張の鶴飼氏 知多郡刈尾城(刈尾村)

は鶴飼福元の居城のよしいひ傳ふ。

8 備前の鶴飼氏 津高郡鶴飼色より起る。鶴飼また字甘ともあり。刀鍛冶の家にして、雲生名あり、「備前國鶴飼住雲生、乾元二年」と。その子雲次、第二世雲生、二世雲生の子雲生、「備前國字甘生雲重、貞治四年」と。

9 源姓福士氏流 南部の名族なり。奥前舊指録に「甲州御譜代福士、本姓不知、後鶴飼となる」とあり。福士條を見よ。
10 藤姓 寛政系譜藤原氏支流に收む。家紋丸に三茶實、丸に一引。第一項第二項の鶴飼氏と關聯あるべし。

11 其の他、蜂須賀氏創業有功の士に鶴飼氏、徳川時代大洲加藤藩用人、白川松平藩用人、又關東には丸に濁濁を家紋とするものあり。又信濃、志原にもあり。
鶴飼 烏カヒ 鶴飼氏に同じ。
鶴飼部 烏カヒ 鶴飼を以て魚をとるを職業する品部なり。阿陀之鶴飼部を以て初見とす。令集解卷五に「雜供工、謂、鶴飼、江人、網引等の類なり。釋に云、別記に云、鶴飼廿七戸云々、經年毎丁役す。品部となして調給を免す」と見ゆ。今日にては僅に筑後、美濃等に名残を留むるに過ぎざれど、

古は相當多かりしものと考へらる。集解に見ゆる鶴飼部は、その内中古に至るまで朝廷に屬せし一部なりとす。

1 阿陀の鶴飼部 大和國宇智郡阿陀郷に住みし鶴飼部也。古事記、神武段に「吉野河の河尻に到り給ふ時、筥を作りて魚を取る人あり。爾の時、天神の御子(神武帝)問ひて宜はく、汝は誰ぞや。答へて曰く、僕は國つ神、名は贊持之子と謂ふ。此は阿陀の鶴飼の祖」と見ゆ。書紀には「菴豆擔之子、此は則ち阿太養部部の始祖也」とあり。吉野河に鶴を放ちて點を取りしものなるべし。

2 美濃の鶴飼部 和名抄方縣郡に鶴飼郷あり、古代鶴飼部の住みし地にして、今日とは位置の異同あれど、長良川鶴飼の祖先たるなり。大寶二年美濃國郷里不明戸籍に鶴飼部目部長實と云ふ人を載せ、又後世武士に鶴飼氏ある事前に云へり。
3 其の他、近江、甲斐、遠江、能登、備前、備後等に鶴飼の地名あり、古代鶴飼の行はれし地にして、或は鶴飼部の一族住みしならんと考へらる。
4 鶴甘部首 鶴甘部の伴遊家也。姓氏錄未定姓、和泉の部に「武内宿禰の男

巳四男初宿禰の後也」と見ゆ。和泉の國には鶴飼を行ひしと思はるゝ地なれば、此の氏は唯鶴飼の民を管掌せしに過ぎざりしか。

鶴飼部 烏カヒ 鶴飼部に同じ。
鶴甘部 烏カヒ 姓氏錄に見ゆ、鶴飼部に同じ。

字合 ウガウ ウマカヒ 近江國の住人近藤武者景頼の子字合筑後守藤原賴實、保元の亂に崇徳帝に與し奉り、作州に配流、其の子公資、作州勝田郡中島の城主たりしを、廣戸某攻落す(有元家舊記)。

字甘 ウカン ウカヒ條に云へり。
字賀山 ウガヤマ 越後國彌彦に此の氏あり。社家なりしと云ふ。

字苜 ウカリ 遠江國周智郡苜苜七村の郷士を字苜七騎と云ふ、義元亡びて後百姓となる。和名抄當國山名郡に字知輝を收む、字苜とは此の地にて、知は苜の誤寫かと云ふ。

有只 ウキ 和名抄上野國甘樂郡に有只郷を收む。高山寺本有且に作る。
字岐 ウキ 和名抄安藝國山縣郡に字岐郷を收む。
字木 ウキ 常陸、肥前等に字木邑あり、

その地より起る。

1 桓武平氏大掾氏流 常陸國茨城郡宇喜邑より起る。大掾系圖に「馬場小二郎實幹(常陸大掾、世人馬場大掾と稱す)一某(字木十郎)と載せ、又大掾傳記に「字木云々、此の面々、近代總領奉公の方向也」と見ゆ。

2 西郷氏流 肥前國高來郡宇木邑より起る、又宇喜ともあり。當地西郷氏の族黨なるが如し。鎮西要略應安六年三月條に「今川探題の勢、肥前高來郡の凶徒を征せんが爲に、航して伊佐早宇木城を圍む、西郷藤三郎、伊佐早右近五郎、探題に降参す」と。又文安三年三月條に「將軍の宮師を宇木城に納る、探題後宇木を伐つ」と見ゆ。

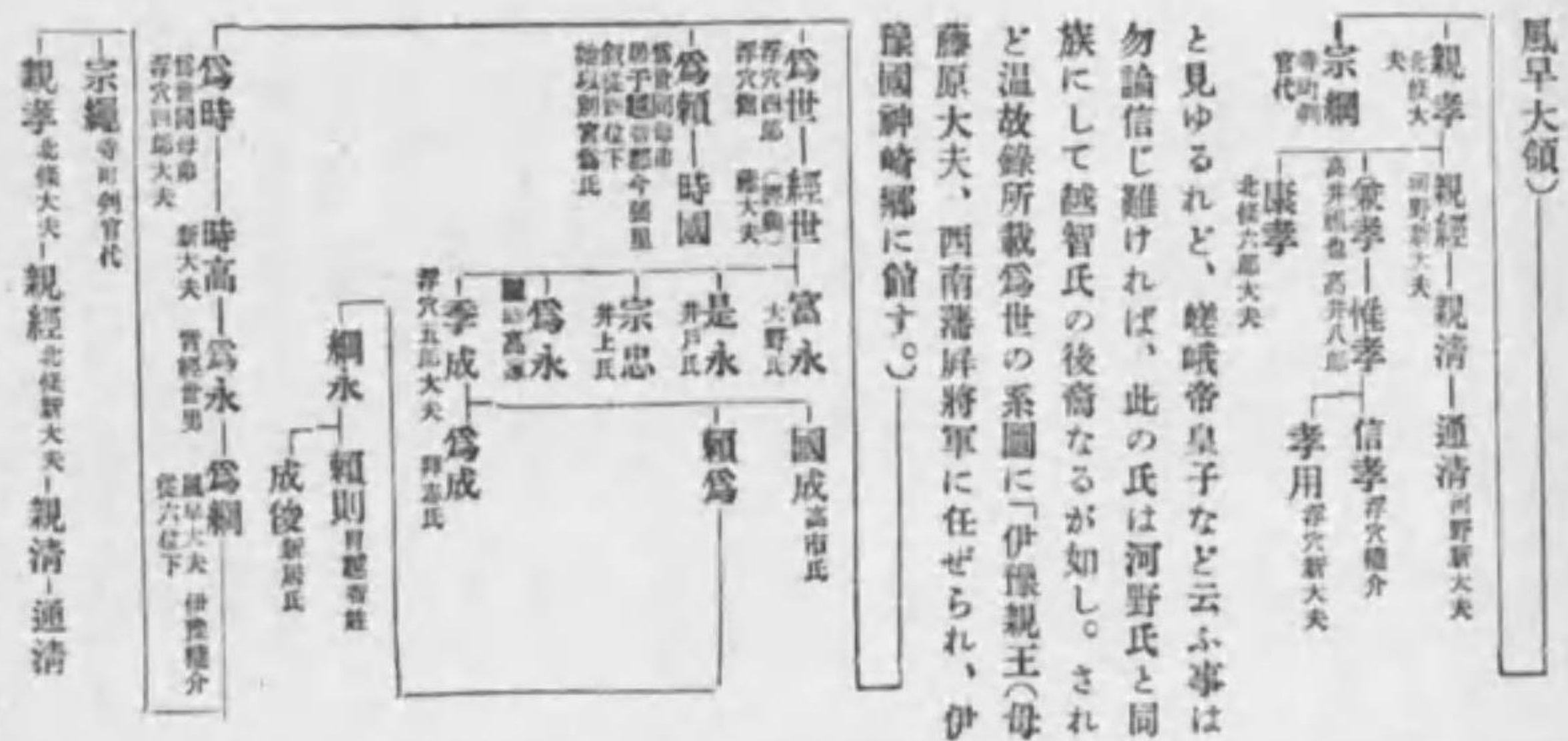
宇喜 ウキ 前條二流の宇木氏は共に宇喜氏ともあり。
鶴木 ウキ ウノキ條を見よ。
卯木 ウキ
浮穴 ウキアナ ウケナ 和名抄伊豫國に浮穴郡を收め、宇城安奈と註す。郡内に浮穴(字介奈)邑あり、郡名の起原地か。されど河内國大縣郡に浮穴の地ありて安寧帝都たりしなれば、此の伊豫の浮穴は河内の浮

穴より起りし浮穴氏の移住に伴ひて生ぜしものと考へらる。

1 久米氏流 安寧帝都片鹽浮穴宮とある河内國大縣郡浮穴より起る。姓氏錄、左京及び河内神別に收む、前者は「浮穴直、移受牟受比命五世孫、弟重孫連の後也」と註し、後者には「浮穴直、移受牟受比命の後也」と註す、承和元年十一月紀に「女孺河内國若江郡浮穴直永子、姓を春江宿禰と賜ふ」と見えて、宿禰姓となれり。移受牟受比命は他の古典に見えざれど次の項に引用するが如く、此の氏は又大久米命の後なりとも見ゆれば、久米直の一族なるを知るべし。即ち伊豫の久米郡を領せし久米氏が河内の浮穴に居を占めて浮穴と云ひ、更に伊豫にも浮穴郡を起せしなり。

2 伊豫の浮穴直 河内より移住し、浮穴郡を立つ、承和元年五月紀に「伊豫國人正六位上浮穴直千繼、大初位下同姓眞能等、姓を春江宿禰と賜ふ。千繼の先は大久米命也」と見ゆ。久味國造と同族也。
3 無姓浮穴氏 浮穴直の族類なるべし、姓氏錄抄に見ゆ。
4 伊豫國造族 伊豫國浮穴郡より起

る。豫章記に「守興子玉與（散位、伊大夫、號伊豫大領）云々、（弟）玉澄、（その後裔）、元興・温泉郡使、其の子元家・久米權介、其の子家時・和介大夫、其の子爲世・浮穴御館と號す。嵯峨天皇第十御子、藤原姓を賜ひて、伊豫國に下さる。家時の聲と成り、家を繼がせらる故、姓をも越智と之を改む。代々無官の五位なるべしと宣下せらると云ふ。當家の元祖、王氏より出たる故、亦王子相繼し玉ふ者也。其の子爲時・浮穴四郎大夫、其の子時高・浮穴新大夫、他本には時孝と有、不明也。其の子爲綱・風早大領伊與權介、其の子親孝・北條大夫、氏長者と云ふ。勳載を朝廷より蒙り候。孝靈天皇より四十二代、功名先祖をも欺くほど也。仍て此の如く召されける也。玉澄よりは十八世也。」と載せ、又越智系圖にも「伊與大領玉與弟字麻大領玉澄（十代時）：温泉郡使元興一久米權守元家一和介大夫家時一爲世（浮穴御館、家時世子なし、王子を賜ひ、新君と爲し、養子と號し、家を繼しむ。代々無官五位の由、宣下せられ畢る矣）一爲時（浮穴四郎大夫）一時孝（浮穴新大夫）一爲綱（伊與權介



と載せ、而して爲世の譜に「母和氣五郎大夫家時の女、名を浮穴四郎と曰ふ。浮穴郡高井里に館す。稱して浮穴館と云ふ。七歳入朝、嵯峨帝勅して第十八皇子に准じ、藤原姓を賜ひ、從四位上を賜ふ」とあり。
 又浮穴郡爲世王神社の條に「高井村字石王にあり、傳に云ふ、舊名皇子靈爲世王權現と稱す。永延中、爲世廟の墓所なり、又浮穴御館の地なりと云ふ。境内に古き五輪形の石碑あり、文字見えず、爲世王の末孫井門大炊之助長善傳來の大刀を納む。爲世は桓武天皇の第四子伊豫親王の長子、母は和氣五郎大夫家時の女なり。嵯峨天皇勅して皇子に准ぜられ、藤原姓を賜ひ、無官にして五位に叙す。其の子經世・藤大夫と稱す。別宮、大野、井門、井上寺町、北條、浮穴、高市、拜志、新居、今井、等の祖なり。周布郡今井氏系圖に云ふ、爲世・從五位上、故上大夫と號す。浮穴館、人皇五十一代桓武天皇第四皇子伊豫親王の長子也。平城天皇大同元年親王御謀反、同十月、藤原宗成を伊豫に流す。是に於いて親王及び母夫人經食して薨す。御現神垂跡は伊豫郡神時庄靈

宮大神、又親王宮と號す。親王薨去の時、爲世三歳也。越智家時、盜に之を捕へ帶かに撫育す。此の頃橋清友・豫州に下國す。家時・清友と親し、仍りて親王の子たるを明かにす。清友慈愛深し。豫州在國の時より、産む所の男と稱し、橋姓を授く。後爲世上洛の時、嵯峨天皇皇后橋嘉知子・之を子と爲し、從五位上、伊豫押領使に任ず。下國して浮穴郡に住み、仍りて浮穴御館と稱す。家時の娘を以つて妻と爲す。其の子經世・仁明天皇嘉祥二年、粟井坂、熊野郷に至りて政務を執行す。次男爲時・外祖父家時の養子となり、家時より所領を讓られ、越智姓を授けらる。河野氏の祖也。經世十一代信氏・今井三郎といふ、源平の時、源氏方に參じ、所々武功多く、周布郡今井庄を領す、故に今井を以つて氏と爲す」と云ふ。按ずるに今井系圖の説眞に近し。然るに爲時を以て次男とすは誤れり。親王の次男は爲頼とて今治に住し、別所氏の祖なり。爲時は其の弟にして親王の三男なり。又和氣五郎大夫家時を以つて越智とするは河野系圖に據りたるもの如し」とあれは、浮穴氏の祖爲世は伊豫親王の皇子た

るが如し。
 然れども伊豫郡神時郷靈宮は、式内伊豫豆比子神社にして伊豫親王を祀るにあらざ（イヨ條に論ず。）又伊豫親王の王子には繼枝王、高枝王等あれど、爲世など云ふ御子なく、而して三代實錄天安二年五月乙亥條に「是の日宮内卿從三位高枝王薨す。高枝王は四品中務卿伊豫親王第二子也、人となり、寛弘、頗る文書を習ふ。大同の初、親王害に遭ふ、三子遠く配せられ、辛苦流離、生計を知らず。弘仁改曆聖皇踐祚、親王の幸なく、諸子の窮毒するを哀れみ、殊に恩赦を降し、罪を免して京に入らしめ、前年没せられし資財、田宅を返し給ふ。高枝兄弟と相議し、均しく男女に分つ。時人之を悲歎す。天長三年正月、從四位下に叙せられ、因幡守となり、承和七年十月、大舍人頭となる。嘉祥二年正月、正四位下に叙せられ、仁壽四年正月從三位に叙せらる。八月大藏卿に除し、天安元年、宮内卿に拜せらる。高枝は沙門空海の書迹を學び、沙良眞熊の琴調を習ふ。未だ其の一道を得ず。遂に身を終る。時に五十七、財産を蓄へず、遺して薄葬せしむ」と見ゆれば、父

伊豫親王遭難の際、何地にか配流されたれど、二三年にして、免して京に入らしめ資財を返し與へ給ひしなり、これ親王の祟ありしに因る。而して高枝王「舊財を男女に均分す」と云ひ、又親王の「御子三人」とあれば、爲世ひとり伊豫にありて流浪する等の事あらんや。また高枝は從三位に上り、繼枝王も亦從四位下に至る、爲世等ひとり遠國にありて、卑職に甘んずるの理あらんや。又當時皇子皇族の名には共通の一字を附するを恒とす、繼枝、高枝の枝の如し、然らば爲世、爲頼、爲時等の繼枝等の兄弟ならざるや、此の點より云ふも明かなり。
 然らば何が故に、伊豫親王の王子と云ひ、又嵯峨帝皇子、或は皇子に准ずなど誤傳するに至りしかを考ふるに、これ此等の諸氏が祖廟とする伊豫郡神時郷靈宮伊豫豆比子神社の祭神伊豫豆比子に時代的の敬稱を附して伊豫親王など稱へ、宮をその廟所となせしより、此等の諸氏は其の後裔なれば、伊豫親王の子孫と稱し、終に桓武皇子伊豫親王の後とするに至りしに過ぎず。而して嵯峨天皇皇子と云ひ、又橋氏と稱すなど云ふは橋傳説より誤り

しにて、その事はマナナ様、並びに新居條にて説かん。

次に豫章記、越智河野等の系圖より云ふも、爲世(浮穴御館)、爲時(浮穴四郎大夫)時孝(浮穴新大夫)の三代浮穴と稱し、又浮穴系圖より云ふも、もとより浮穴の地・根本にして、寺町、高井、井門等何れも郡内の地名なれば、此等諸氏の根本は此の郡より發祥せしが如く考へらる。

而して越智河野の系圖も古き部分は傳説より生れしものにして事實として信じ難きも、時孝は親清の支祖父なれば、此のほとより史實とするも可なるべし。果して然らば、時孝まで浮穴と云ひ、爲綱に至り風早と云ひ、その子親孝は北條大夫と云ひ、親經以後河野氏と稱し、而して北條も河野も共に風早郡内の地名なれば、爲綱に至り浮穴氏より分れて風早郡に移り、終に河野氏を起せりと想像せらる。

されば浮穴系統の諸系圖より云へば、勿論なれど、河野系統の諸系圖より云ふも、此等諸氏の根元は浮穴にして、浮穴氏と云ふもの宗族なれば、此等の諸氏は古代浮穴直の後裔かと考ふるも穩當ならずと

せず。されど此等の諸氏は三島大山積神を氏神として尊崇するに關はらず、伊豫郡神崎の伊豫豆比子神社を祖廟となし、靈宮と稱し、而して伊豫郡神崎を祖先の發祥地となすを見れば、爲世は伊豫國造の後裔伊豫凡直家より浮穴氏を繼ぎし人かと想像せらる。浮穴系統の諸系圖が爲世を伊豫郡神崎靈宮の子となし、又河野系圖が伊豫郡大領玉與の弟玉澄の裔となす、皆、これを語るものと考へらる。

又伊豫國三嶋社縁起に「高野天皇御宇、天平神護二年丙午十一月廿日、託宣により、繪旨を下し給ふ。玉澄の子二人、一男爲澄、二男爲時也。爲澄は大明神社官始め云々、中略、爲時は當國官領浮穴大輔、河野先祖是也」と。こは爲世の子爲時を伊豫郡大領玉與の弟玉澄の子となすにて、此の玉澄は爲世に外ならずと考へられ、又三島宮御鎮座本縁に「六十四代圓融院云々、河野爲世の三男爲澄を以つて、三島擬神主職、帝して神主となす」とありて、縁起が玉澄の子とする爲澄を爲世の子とするなれば、玉澄爲世は又同人と考へらる。即ち以上の系圖傳説を多少史實を根拠として生れしものとすれば、

「伊豫郡大領玉與、浮穴大輔爲世、爲時、時孝、爲綱にして、爲世は河野通信より云へば八代、親經より云へば五代の祖なれば、平安中期頃の人と考へらる。

此の浮穴氏の後裔につきては東鑑元久二年條に浮穴大夫高茂あり、河野系圖の孝用に當る。次に温故錄下浮穴郡浮島神社條に「社記に浮穴大領白石三郎家員の氏社遺營、社田寄附等のこと、久壽元年九月十八日、浮穴三郎家員の記あり。白石氏は此の村字白石に住せるなり」と見ゆ、共に浮穴氏の後なるべし。

5 肥前の浮穴 肥前風土記彼杵郡條にも浮穴郷を收め、「郡北にあり、云々、此の村に土蜘蛛あり、名を浮穴汰姫と曰ふ」と載せたり。浮穴は孝靈帝の御名代か。

浮貝 ウキガヒ 近江の豪族なるべし。輿地志略野洲郡條に、「浮貝藤助、吉見村街道の傍、田の中にあり。土俗相傳。浮貝藤助は慶長年中伏見無城の士なり。然るに福に石田三成に通じ、城陥るによつて、關ヶ原の擒となつて後誅戮せらる。東照神君此地にて、藤助が首を實檢し捨させ給ひしを、土人塚に築くと云ふ。」と見ゆ。ウキカヒにて

鷗岡氏に同じきか。

浮 ウキクサ 連姓なり、拾芥抄に見ゆ。評の誤にあらざるか。

浮氣 ウキケ 正訓未詳。

浮澤 ウキサハ

宇岸 ウキシ 下總小金本土寺過去帳に宇岸野馬なる人見ゆ。

浮潮 ウキシホ 石見にあり。

浮嶋 ウキシマ 駿河の浮嶋ヶ原、安房の浮嶋宮、陸前宮城の浮嶋(萬葉集)等皆有名なり、その他猶ほ多かるべく、此の氏は其れ等の地名を預ひしものと考へらる。

1 信太連姓 常陸國信太郡浮島邑より起る。新編國志に「浮島、信太郡浮島より出づ。物部信太連なりと云。事故城篇に見えたり。享保中相馬家士百石以上由緒書に云、「木幡十右衛門の遠祖本將門公に仕ふ。信田殿の御世には、浮島と號す。世世相馬の重臣なり。代々の分流繁きと相見る。木幡名字數多有之と云とも、年久しき故、其分流様子昔より知人なし」と云へり」と載せ、又奥相秘鑑に「木幡周防守は藤原姓、常州信太郡浮島大夫の後胤とぞ」と見ゆ。

2 西宮記に浮島仲陳と云ふ人見ゆ、村上

朝頃の人也。

3 美作の浮島氏 信太氏の後にて信田双紙に浮島大夫、同太郎等の名あり。

浮洲 ウキス ウキシマ 新編會津風土記に見ゆ。秀秋印、本部新左衛門宛文書中にあり。金吾中納言の小姓、關ヶ原征軍と。

浮巢 ウキス 平家物語に浮巢三郎重親と云ふ人見ゆ。

浮須 ウキス

浮田 ウキタ 古代奥州に浮田國あり、其の他武藏に宇喜田、日向に浮田の地あり。

1 浮田國造 國造本紀に染羽國と信夫國との間に浮田國を擧げたり。よりて此の國は奥州の内にて、後の宇多郡の地ならんかと考へらる、恐らく然るべし。國造家の出自については、國造本紀に「浮田國造、志賀高穴(成務)朝、瑞應朝(崇神)五世孫賀我別王を國造と定賜ふ」と見ゆ。即ち毛野氏の一族にして、賀我別は神功紀に鹿我別と見え、又應神紀に巫別とあるも此の人ならんかと云ふ。此の國造はかく毛野氏の族にして、其の配下たりしより、吉彌侯部と稱し、神護景雲元年及び延暦十五年に至り上毛野陸奥公姓を賜ふ、キミコメ條を見よ。地名辭書

に「相馬領内所々に、日光二荒權現を奉祀す。蓋し浮田國造の祖を祭れる餘風にして、宇太、行方の地に毛野公の孫裔の占據せるを觀るの一證とす。而も近世、日光山に東照廟を置きしより、郡人村里所に二荒祠を、謬りて東照公を祭る者とする者多し。抑も、徳川家康何の功徳の特に宇多行方に厚きものありて、村里各所に祝祭せらる乎。必しも論辨を俟たずして明かなり。奥相志に「本藩每郡、東照宮あり、他邦此の事なし、或は曰ふ、古昔郡民熊野の神祠を建て、稱して當所權現と曰ふ、中古謬りて東照と爲すと。而も村里熊野祠多く之あり、此の説も亦信ずるに足らざる也。或は曰ふ、元和二年、公命あり、每村高地に塚を築き、東照公茶毘の灰を配分すと。然れども邦君之を祭らざるに、獨り郡民每村之を祭るは疑ふべし。尙ほ識者の辨論を俟つ」と述べられしもさることなり」と。

2 三宅氏流 備前の大族なれど、當國に宇喜多、浮田の地名なし、よりて昔ありて後世其の名を改しかと、或は近江國高島郡宇伎多神社より起ると。猶ほ其の出自に關しても説多くして一定せざれど、

備前三宅氏の族裔なる事は疑ひなきが如し。即ち此の氏は三宅氏、或は其の一族見島の後なれど、三宅見島の出自についても亦説多ければ、勢ひ此の氏の出自に關しても説多からざるを得ざるなり。されど其の多くは三宅見島條に譲り、此處には簡單にせむ。

三宅氏の出自については説多けれど、ミヤケ條に詳説するが如く、關係史料を總合し、その傳説を批判する時は、古代當地方に榮えし吉備氏の一族にして、見島の屯倉(三宅)を管掌せしより、三宅氏と稱するに至りしものと考へらる。浮田氏は其の族裔に外ならざるなり。宇喜多能家畫像の贊に「竊かに和泉前司能家の家牒を按ずるに、上世百濟國に居る。甫兒の時、兄弟三人船を泛べて備前の一島に來る、始めて新築を所め、旗幟皆兒の字を書して紋と爲す矣。仍りて其の處を見島と曰ふ焉。中歲、姓を立て三宅と稱し、而して武名あり。諸孫・備の郷邑に瓜蔓して宇喜多と稱す」と云ふは、全く越智河野傳説の「孝靈帝御子伊豫皇子の三嬰兒が漂流して、備前の見島につき、三宅をつくる三宅氏眞祖、これなり」と云ふ

と異なるなし。

和氣籍に「抑も能家の先祖は元百濟國の王子、兄弟三人船にのり、當國見島郡宇藤木村に着船すといへり。代々浦上の家臣にて、能家・宇喜多の中興なり。浦上宗則より宗助、村宗三代につかへて、軍功莫大なり、惜哉記録なければ、其の勳・又父祖の名だに知れず。爰に當郡邑久村に江岸寺とて、宇喜多の菩提所なり、是に能家畫像に、洛陽南禪寺九峰和尚の讚あり。其の大略に曰く、百濟國王子兄弟曾つて見島に來る。中古三宅姓を立つ。昔文治の頃、源平騒動の日に丁り、佐々木三郎と藤戸浦に戦ふ矣。頃年紀氏に叛し、代々股肱たり云々。近頃明應六年、江州前司紀宗助、地を州の伊福に略し、軍利あらず、退いて嶺に墜ぐ、松田の兵之が四面を圍む。能家奮身宗助の壘に入り、壘を破り、鏡を執り、戦ふこと四十日、鹿田の軍に勝つ。群敵圍を解いて去る矣。八年、紀宗則、播の東軍と戦ふ、日山陣に退き、白旗城に入る。能家固り則宗に屬す、赤松政則・幼主と播磨屋壘に入る。文龜二年、備の矢津に戦ふ。三年備の枚石原に於いて、屢々戦ひ疵を蒙り

剛敵を斃して功あり云々」と。又藩翰譜にも、「先祖は遠く百濟國より出でたりけり、彼國の人兄弟三人初め見たりし時、船を浮べて我が國に到り、備前の國にして一つの嶋に止れり、旗幟みな兒といふ字をしるしたれば、その嶋を見嶋とこそ名付けけれ、其兄弟その後自ら三宅を以て姓となし、宇喜多とも又名のりけり、和泉守能家が時に至り、明應の頃の人と云ふ。或人の申せしは、宇喜多はもと見島三郎高徳の子孫なるよし、體に見る所ありと云ふ。浮田の記に見えざれば略しぬ」當國の守護浦上美作守紀宗が被官として山陽道に名を顯はす」と。また寛永系圖に「藤五太郎、藤五次郎、藤五三郎、兄弟三人あり、藤五二郎の裔三宅氏なり」と云ふも、同一の傳説より生れしものにして、唯その名を近代的にせしに過ぎず。而して此等三人の嬰兒を百濟國人とするは、越智河野傳説に見ゆる三島大山津見神は伊豫風土記の此の神・百濟國より度り來ませりとおるより來りしにて、祖先と氏神とを混同せしに外ならず。(詳細は、三宅、越智、河野、鹿原等の條を見よ。)

然るに姓氏錄に三宅連を新羅皇子天日槍の後とするより、此等宇喜多、三宅等の傳説中に見ゆる百濟は新羅の誤りなりとし、宇喜多氏を天日槍の後とするものあり、即ち寛政系譜既に之を云ひ、又明治時代の學者多く之を云へど、三嬰兒漂流の傳説は全く三島大山津見の神話と同じく、天日槍渡來の傳説に似る所なく、而して三島神百濟渡來説は既に伊豫風土記に見ゆ、何んぞ相混するを得んや。要するに、こは三宅氏と云へば盡く天日槍の裔と誤解せしに發す、探るべきにあらざ。

次に浮田氏を佐々木氏の族とするものあり、即ち兒嶋譜に「和田範長・實は今木備後守高長の子にして、佐々木盛綱七代の孫と云ふ。範長三男を三宅見島三郎高徳といふ。男子三人あり、長を三宅太郎高秀といふ、初は伊勢に住し、後は備前に來り宇喜多に住しければ、宇喜多の兒島と稱しけり。高秀の子高家、高家(小太郎)の子信徳(土佐守)が代より兒島とならざ、直に宇喜多土佐守と稱す、信徳の子左馬允久家、その子和泉守能家なり」と見ゆ。佐々木氏の族に小島氏のありし事

は尊卑分脈、佐々木系圖等に見ゆ、されど宇喜多家譜、能家畫像贊等、皆三兒漂流の古傳を載するを思へば、佐々木流小島氏にあらずして、三宅氏裔なるや明白ならん。

なほ兒島高徳は疑問の人物なれど、宇喜多氏の事を擧ぐるもの多くは、その後と云ふ、即ち赤松再興記に「永正十六年十二月、浮田能家、三石の城後巻として出張す。備前國新田安養寺居陣也。浮田は佐々木の庶流、備後三郎高徳が後裔なり」と見ゆ。

宇喜多和泉守能家は邑久郡戸石城に據る、浦上家の重臣にして勢力ありしが、島村豊後入道親阿の爲に殺さる。其の子興家に三子あり、直家、春家、忠家これ也。能家の死後一時困窮、宇喜多記に據れば、備後にありたりと云ふ。直家長じて浦上宗景に寵せられ、祖父の仇を復し、勢日に盛にして、終に主家に代り、備前、美作を領して岡山城に據る。後秀吉に仕へ其の子秀家は秀吉の子養する所となりて、四十七萬石を領し、官・中納言に至る。關ヶ原の役一敗死にまみれ、八丈島に流さる。

- 弟忠家は坂崎氏條を見よ。又次の二條を参照せよ。
- 宇喜多 ウキタ** 前條浮田能家、直家等の氏は諸書多く、宇喜多に作る。その系統前條に云へり。
- 宇喜田 ウキタ** 浮田、宇喜多と通じ用ひらる。
- 1 備前の宇喜田氏 前述浮田氏は又宇喜田ともあり、即ち安西軍策に宇喜田和泉守直家、舍弟七郎左衛門尉忠家、宇喜田河内守等と見ゆる、これなり。
 - 2 美作の宇喜田氏 古城記に湯山城は湯本村にあり、宇喜田盛重の據る處なりと。
 - 3 肥前の宇喜田氏 大村藩に宇喜田氏あり、宇喜多和泉前司三宅能家の族にして、三宅繁家より出づと云ふ。味ふべし。
- 浮岳 ウキタケ**
- 浮谷 ウキタニ**
- 浮田物部 ウキタモノノベ** 浮田の地不明なれど、恐らく近江國高島郡宇伎多神社とある地なるべし。天神本紀なる天物部等二十五部人の一なり。同郡に大前神社あり、物部大前宿禰に關係あるべし。

浮地 ウキチ

浮橋 ウキハシ

字久 ウク 肥前國松浦郡字久島より起

る。下松浦郡の一にして五島家の祖なり。その出自に關しては諸説ありて決し難し。家傳・武田氏の後と稱すれども、寛永系圖既に之を疑ひて上略す。或は嵯峨源氏松浦黨より出づと。その方理あるが如きも、先づ家傳の説を云へば、武田信義の四男有義が後裔、武田義政の二男守盛・武田を改めて字久を稱すと云ひ、又寛政五島家呈請には、武田信弘、字久を稱し、家盛と名乗ると。

次に武家分脈系圖等に據るに、「五島は本名字久、紋丸花菱、二引、もと字久島と號す。其の先未だ詳かならず。松浦家系譜を所見するに、渡邊源次綱・肥前州松浦郡に下向し、秩を増して住す焉。字久島も亦綱の封か。或は曰ふ綱の曾孫久・命を奉じて松浦に下向し、久壽元年歿す。久の次男松浦源大夫直、上松浦を分領す。直の男を四郎遊と曰ふ、大河野に居る。遊の男四郎守、字久島に封ぜられ、字久四郎と稱す、字久氏の祖たり。其の先・見る處なし。守の男を字久三郎祝と云ふ。然るに壽永の年、

平家・四海に亡ぶる時、小松内府重盛の四男有盛、瀕らずして死を遺れ、肥前州字久島に漂着す。土人之を授け以つて是に居らしむ。島の領主字久祝・平氏の餘裔なるを聽き、扶助を與へ後嗣となし、字久の地を讀る」と。或は曰ふ、「爰に甲斐源氏、武田太郎信義の四男に兵衛尉有義あり、その次男を爲太郎信盛と曰ふ。一族に不和ありて鎮西に下向す。仁治三年字久島に至る。領主有盛之を愛し、家督を半ば信盛に譲り、半ばを以つて二郎正に授く。信盛の男を左衛門尉信宗と云ふ。字久源二郎時、朝三郎充を亡ぼして之を併せ領し、字久左衛門尉と號す。信宗の男信久、信久の男行盛、行盛の男盛隆、是れより世系を見ず」と。或は云ふ、「武田兵衛尉有義の後胤、肥前州巨瀬領に住し、武田義政と云ふ。義政の二男盛之・字久を領し、字久肥前守と號す」と。五島家傳に曰ふ「武田次郎信弘、文治二年五島に來り、山城を築く、小直賀、大直賀、中通島等、信弘に屬す。是に於いて信弘・家盛と改む。家盛の養子志源扇なり」と。又字久村人の書けるものに「五島氏の祖を字久次郎家盛と云ふ、松浦黨なり。然るに一書に甲斐源氏武田の一族にて、

家盛・文治三年下向すと説き、家盛の墓は字久島東光寺に在り、二代扇、實は志佐氏の子にて、家盛の後を承く、二十代純支・文祿中に至り、字久を改めて五島と曰ふ。又字久島在住は文治三年より七代實まで百九十七年とぞ、九代勝の時、嘉慶二年福江島辰之口へ移築す（地名詳書）と。即ち嵯峨源氏と云ひ、或は清和源氏、或は桓武平氏と云ふ、何れも多少據る處ありしならむも、一の確證を見ざれば採るべきにあらず。唯、この地方の古族にして、中世松浦黨と混じたるものと云ふの外なかるべきか。鎮西要略嘉吉年間、五島、字久氏等の上落を載せたと詳かならず。次に海東諸國記に「源勝、乙亥年使を遣はして來朝す、書して五島字久守源勝と稱す。圖書を受け、約するに歲に一二船を遣はす事を。丁丑年我が漂流人を刷還するを以つて特に一船を加ふ。字久島に居り、總べて五島を治す。麾下の兵あり」と。字久島より起り五島を統一せしなり、又戊子入明記に字久大和守見ゆ。次いで永正文文の頃字久次郎三郎（左衛門尉盛定）あり、その子純定、次に純貞、次に純玄・秀吉に降り一萬二千石を領し、字久を改めて五島と稱す。當時は福江五島

城に據る、ゴマヤ條を見よ。（猶ほイタミノオホシマ條参照）

字口 ウグチ

鶴口 ウグチ ウノクチ

字久嶋 ウクシマ 字久氏に同じ。

鶯澤 ウグヒスサハ 陸前國栗原郡に鶯澤邑あり、封内記に「古壘あり、橋遠江の居る所」と。

鶯谷 ウグヒスタニ 文化の頃鶯谷夫隱あり、一時の稱か。

鶯野 ウグヒスノ 羽後國仙北郡鶯野邑より起る。山北小野寺義道の家方に此の氏見ゆ。

鶯來須 ウクルス 香宗我部記録に鶯來須喜兵衛なる者見ゆ。

請川 ウケガハ 肥前國杵築郡請川邑より起る。熊野本宮の神官、左座に請川采女、請川三兄あり。姓は藤原氏、世々神官なり（續風土記）と。

請地 ウケチ 信濃に此の氏あり。

右近 ウコン 越後彌彦神社船越の神官に右近氏あり。備前にも此の氏あり。又東鑑

十七に右近將監能員、右近大夫將監親廣、卅三に右近大夫將監時定、卅七に右近大夫時兼等見ゆ、これは官名なり。

字佐 ウサ 字佐は又菟狹とも、字沙とも

記す、豊前國宇佐郡の外、土佐國高岡郡宇佐邑、周防國玖珂郡宇佐邑等あり、又神代紀に宇佐島見ゆ。鞍前沖島かと云ひ、又于山島なりとの説あり。
1 宇佐國造 宇佐國は後の宇佐郡の地なり、猶ほ上毛、下毛二郡の地も其の管内なりしかと云ふ。今和名抄所載古郷の分布を考ふるに、三郡廿一郷の地は密接して、一の文化地帯を形成するが故に此の説恐らく事實に近からんかと考へらる。宇佐國造は神武記に初見す。即ち神武紀に「(天皇)行つて筑紫國菟狹に至り給ふの時、菟狹國造の祖あり。號を菟狹津彦菟狹津媛と曰ふ。乃ち菟狹の川上に於いて、一つ柱勝りの宮を造りて饗し奉る焉。是の時、勅して菟狹津媛を以つて、侍臣天種子命に妻として賜ふ。天種子命は是れ中臣氏の遠祖也」と。また古事記に「故れ豊國宇沙に到り給ふの時、其の土の人、名は宇沙都比古、宇沙都比賣の二人、足一つ勝りの宮を作りて大御饗を獻じ奉る」と見えたり。宇佐國造は此の菟狹津彦の後なり。菟狹津彦とは宇佐の彦、即ち宇佐の尊者の意にて、古事記に土人とあるを見れば地祇族なりしならん

か。然るに、國造本紀には「宇佐國造、檀原(神武)朝、高魂尊の孫宇佐都彦命を國造と定め賜ふ」と載せ、また天神本紀に「天三降命は豊國宇佐國造の祖、」など見ゆるは宇佐氏が後に系を天神に借りたるにて信據すべきにあらざるが如し。其は此の國造が中古に至るまで君姓を稱するによりても知るを得んか。
されど此等國造本紀、天神本紀の記事も有力なる古典の殘簡と考へられ、而して君姓以外カバネを有せざるは中央と交渉渺かりしに因る、且つ一般に國造は皇別ならざれば天神族、天孫族にして、地祇なるは例令ひ有力なるも縣主に止るを見れば此の國造も早く既に天神族と認められしにて、古事記に土人とあるは其の地の人と云ふ輕き意ならんかと考へらるべし。猶ほ此の國造が高魂系統の氏と稱するに理由あらんか、拙著日本古代新研究第三編第十八章第四編第五章に云へり。此の氏の氏神は蓋し宇佐八幡宮に外ならざるべし。八幡宮は延喜式神名帳には「八幡大菩薩宇佐宮、比賣神社、大帶姫廟神社」と見ゆ。その祭神につきては種々の説あり、普通には應神天皇なりと云はる

も、學者は、或は彦火々出見尊、或は
 鴨草不合尊、或は神武天皇第三皇子な
 りと。此等は主として託宣集より考へら
 れし説なるも、此等の古記より見れば、
 寧ろ神武天皇（即ち彦火々出見尊）と云
 ふ方、適當にして、神武天皇が東征の際
 此の地に駐蹕し給ひし事と密接なる關係
 あらんかと考へらる（拙著日本古代史新
 研究、並に神祇史參照）。要するに字佐神
 宮は足一膳宮の繼續に外ならざるなり。

2 字佐公 字佐國造家の氏姓にして字佐
 神宮に奉仕す。養老五年六月紀に、「戊寅、
 詔して曰く沙門法蓮、心は禪杖に住し、
 行は法梁に居る。尤も醫術に精し、民業
 を濟治す。善い哉斯の如き人。何ぞ養賞
 せざらんや、その僧三等以上、親しく字
 佐君姓を賜ふ」と。法蓮の事は大寶三年
 九月紀に「僧法蓮に豊前野國四十町を賜
 ふ、醫術を養むる也」と見ゆ。元享釋書
 に此の人を奥州の人とするも、同名異人
 にして、恐らく字佐の人、字佐の君の族
 なれば、此の事ありしならんかと考へら
 る。

次いで字佐公池守あり、東大寺要録第四、
 弘仁十二年八月十五日の太政官符に「天

平十八年云々、從七位下字佐公池守を、字
 佐八幡神宮司となす云々。寶龜二年、池
 守を少宮司に任ず云々。太政官去る延暦
 四年六月十六日の符に依るに、大神朝臣
 種々慶を大宮司に任じ、大神朝臣雄黑慶
 を其の副に任ずと。然らば則ち大神朝臣
 田慶の時、始めて神德顯はれ、祝神主を
 置き、大小宮司を補す。是れ田慶の族、
 祝、神主、大宮司となり、大宮司字佐公
 池守の胤、少宮司と爲す、門地を嗣ぎ相
 承云々（全文大神氏條を見よ）と。又類
 聚國史卷十九に「弘仁十二年八月戊寅、大
 神字佐二氏を以つて八幡大菩薩宮司とな
 す」と。よりて豊後國志は「字佐公牛人
 始めて大宮司に任ず、是の時初めて田心
 姫、湯津姫、市杵島姫三神を齋れり。牛
 人の子押領使字佐公池守の時に、八幡大
 神始めて神と顯れ給ひぬ。此の後相續て
 大宮司に任じ、今に至りて絶えず」と云
 へり。

又延喜臨時祭式に「凡そ八幡神宮司、大
 神字佐二氏を以つて之に補し、他氏を雜
 補するを得ず」と載せ、下つて類聚符
 宣抄第一、應和二年四月十七日の太政
 官符に「應補任豊前國八幡大菩薩宮權大

宮司正六位上字佐君貴之」など見ゆるが
 如く、此の氏は代々字佐八幡宮に奉仕せ
 り。八幡本紀にも「大宮司は字佐公姓、
 字佐津彦命の後也」と見ゆ。後宿禰姓を
 賜ふ。

3 字佐宿禰 字佐公は後に宿禰姓を賜へ
 り。類聚符宣抄、第一、寛弘六年八月廿
 二日の太政官符に、「正六位上字佐宿禰相
 規、右去る三月十五日、豊前國八幡大菩
 薩大宮司に任じ奉る」と。また寛仁二年二
 月廿三日の太政官符に「正六位上字佐宿禰
 相規、右去る二月廿二日、豊前國八幡大
 菩薩大宮司に重任し奉る」と見ゆるに
 よりて、察するを得む。系圖に據れば、
 延喜中、夏泉の時宿禰姓を賜ふと云ふ。
 此の字佐宿禰相規はその後治安四年正月
 十七日、又も重ねて大宮司に任ぜらる。

4 字佐朝臣 其の後、高倉天皇の朝、大
 宮司公通に至り、朝臣姓を賜ふ。字佐氏
 の系圖は次の如し。

高魂尊—天三降命（天孫日向に天降りま
 す時供奉、勅に依りて、菟狹川上に住み、
 字佐明神を齋き奉る）—菟狹津彦命（神
 武天皇、日向國より發して菟狹に到り給
 ふ時、始めて字佐國造に補す」と。次に

其の妹菟狹津姫命を娶げ、「同時勅により
 侍臣天種子命に嫁し、後字佐津臣命を生
 む」とあり。—常津彦耳命—稚原—押入
 —珠敷—布敷—豊玉（御春姓を賜ふ）。—
 小船—安山—宣坂—長野—古邊—武雄
 （白鳳七年、字佐公姓を賜ふ）—貞野（麻生
 氏祖）—佐野（佐野氏祖）—牛人—池守（弘
 仁中、大宮司に任ず、押領使、正八位下、
 野中郷に住し、神靈により、三角の靈池
 を守護し奉る。故に池守の名を得。欽明
 天皇御宇、池上に於いて神詠を奉る。其
 の後、大神比叢諸共に八幡大神を顯はし
 奉る。又神護景雲中、大尾社を造立、壽
 三百餘歲、神人也。池永氏の祖。—式佐
 （權大宮司）—豊川（權大宮司、大初位上、
 仁壽中若宮殿を造立す。—文世（權大宮
 司）—佐雄（天安中、大宮司）—宮雄（權大
 宮司）—夏泉（延喜中、字佐宿禰姓を賜ふ、
 大宮司に補し、勅して把笏を許す）—春
 顯（大宮司）—春海（權大宮司）—英利（大
 宮司）—是憲（大宮司、天慶元年外從五位
 下に叙せらる）—持節（天曆二年大宮司に
 補す）—守節（應和二年、補大宮司。此の
 弟に諸守あり、權大宮司、大根川社司、
 と見ゆ。—貞節（天延二年大宮司、叙從

四位）—相規（大宮司、治安四年、叙從五
 位下。此の弟に相忠あり、權大宮司益永
 氏祖）と註す。—相方（長元二年、大宮
 司）—公忠（長元八年大宮司、實相規次男）
 —公則（天喜中大宮司）—公相（承暦四年
 補大宮司）—公順（應德二年、補大宮司、
 保安四年六月、御田植神事を始めて執行
 す。此の弟に公康あり、乙咩氏、菟木氏
 祖）とあり。—公基（保安四年、補大宮
 司、實は三男也、兄弟四人、公義、公兼、
 公盛、公經なり。—公通（天養元年、賜
 大宮司之官符、治承四年再補、叙任正三
 位、大宰大貳、受領豊州筑州對州、四位
 に叙するの時、宿禰を改めて朝臣と爲
 す。元暦中、緒方惟榮等惡行の後、神殿
 を造立し奉る。紛失の黄金之を封ず、平
 田別府等開發）—公房（保元二年大宮司、
 建久五年再補、承元二年再補、叙從四
 位下、弟三人あり、公廣、平田八郎公綱、
 公定、これなり。—公仲（建保二年大宮
 司、叙從五位下、實は公通の男、公房の
 讓りを得）—公高（寛元二年、補大宮司。
 弟二人あり、公成、安心院氏祖、公成、號
 岩根、日向國村角領主、これなり）—公有
 （大宮司、從五位下、建治元年、賜官符）—

公世（正安元年大宮司、從五位下、對馬
 守、嘉曆二年五月卒）

公教、公將—公右、公居 宮成祖

公浦 康永三年任豊前國司
康永三年任豊前國司 公和

公連、公利、公規、公貞 到津祖

公一 康永三年任豊前國司
康永三年任豊前國司 宮成家

5 宮成家 同上系圖に「公教（大宮司、
 從五位下、童名一徳丸、對馬太郎、德治
 二年五月朔、遷宮執行）—公將（大宮司、
 入道光々）—公右（正慶元年、祖父公教よ
 り大宮司職を讓り得、延元元年卒、時に
 嫡子公居當歳、之に依りて舍弟公和、大宮
 司職輔務之、弟公和・大宮司）—公居（大
 宮司）—公内（大宮司）—公滿（大宮司）—
 公則（大宮司、應永十八年大島居建立之、
 應永廿九年造營の時、觀感の繪旨を賜ふ）
 —公佐（應永卅四年補大宮司、永享元年行
 幸會執行）—公高（延德中大宮司）—公統
 （大宮司）—公通（大永中大宮司）—公建
 （大宮司、天文十一年、叙任從五位下修
 理大夫、同十九年、叙從五位上、永祿中、
 大友氏の家族奈多繼基惡行の時、領所宅
 地等、悉く押領せらる。當家は代々宮中に
 居住す、當職前職の差別なし、神忠を抽

ずと雖、此の危により已を得ず、暫く宮中を退く、文祿元年十一月卒す。第一人あり、公豊と云ふ。公豊(大宮司、叙從五位下、上總權介、永祿十年卒す。弟に隆令「時枝家相續、號時枝備前」また公綱「江島家相續、號江島刑部」と。公基(實時枝隆令の男、公建孫、號右衛門督、童名長松丸、天正十年嫡子松千代丸、讓與大宮司職、屬黑田如水之幕下、改姓名黒田吉右衛門政本、爲武家)一松千代丸(大宮司、慶長元年早世。弟政吉「武家、黒田家に於いて出生、號蜂屋阿波守」某「武家、號黒田藏人」と)一公尙(實は到津公憲男、大宮司、號掃部頭、童名豐壽、公憲の一子と雖、由緒により慶長元年當家相續、公基の女を以つて之に妻はす。到津家は、德社々司字佐重則男公吉之を相續す)一公恒(初名公仲、弟に公相あり、到津家相續)一公嗣(公嗣一公雄一公綏一公素(童名敬廣、弟公倫、池上家相續)、弟公慶)一公義一公純一公貞一公短(男爵)一公徳一公勳

6 到津家 公連(大宮司、對馬守、字佐公世三男、童名三徳丸、對馬五郎、補大宮司、叙從五位下、豊前國到津、筑前國

立岩、別府領主、初めて到津と號す)一公利(公規(至徳元年大宮司)一公貞(應永中大宮司)一公増(應永中大宮司)一公繁(應永廿九年、補大宮司)一公弘(享徳中大宮司、編集祭會式)一公正(大宮司)一公治(大宮司)一公澄(大宮司、天文二年、叙任從五位下、中務大輔)一公憲(大宮司、大膳大夫)一公吉(大宮司、右京大夫、實は德社々司字佐重則男)一公象(元和六年補大宮司、主膳正、寛永中澗府、將軍に懇訴す、之に依り正保三年八月神領千石の御朱印始めて之を頂戴す、第一人重眞、池永家相續)一公村(實は宮成公尙男)一公峰(公著一公尙一公古一公説)一公章(公綏一公眞(男爵)一公傑

7 字佐神宮祠官 天平紀に八幡大神祝部大神宅女、杜女、主神司大神田鹿呂あり、又辛島氏あり、酒井氏あり、各々その條を見よ。弘仁十二年官符に據れば、大少宮司、福宜、神主、祝等の社職あり。大宮司は字佐公の世襲にして、後世分れて宮成到津兩家となる、共に字佐公の裔なりと。但し到津氏は永祿より天正まで、八幡宮・企救郡到津に遷座の時より奉仕する也との説あり。大神氏は祝職を世襲

す。後世社人に三等あり、上嗣官、中願分、下神人、是れなり。古くは社家三百五十人、寺家五十餘人、合せて四百餘人ありしも、天正以來衰微すと云ふ。

8 字佐大宮司 源平盛衰記壽永二年九月、主上女院字佐の宮へ參詣し給ふ、時に字佐大宮司公通あり。次いで建久の日向國圓田嶋に「字佐宮領云々、辨濟使字佐大宮司公通(宿禰俊家)また「故字佐宮司公通宿禰(俊家)」とあり。以下多く諸記録に見ゆ。室町時代字佐公時その子公兼、下つて天文永祿に公連あり、一方に誰たり。永祿四年七月廿日大友勢三千字佐氏を攻む、大宮司その館をすて、大華表瑞垣を楯として戦ふ。大友勢大宮司館を燒き、火・廟社當塔に及ぶ、神官社僧・神輿を守護し、雖を企救郡到津に避く。後天正十一年大友義統遣營し神輿還幸し給ふとぞ。

9 企救郡足立山より發見せる古鏡に「安立妙見大菩薩、承安四年、字佐氏」と。皇帝紀抄に字佐公方、また天台座主記第十四に「權律師義海、豊前國人字佐氏」と見ゆ。

10 新田義顯の孫義光、その子左馬助義明、母は菊池武政妻女、實は字佐八郎大夫政規の女なりと。

11 義經記に「上總國の住人うさ」と、こは武射ならんかと云ふ。

菟狹 ウサ 字佐に同じ、書紀に此の字を用ふ。

字沙 ウサ 同上、古事記に此の字を用ふ。

字佐川 ウサガハ 安藝佐伯郡の名族なり。藝藩通志に「宮内村字佐川氏、先祖、當村天王社別當、光代寺住僧林齊、もと大内家の士人なり。福島正則、命じて還俗せしめ、里正とせらる、子なし。周防の士字佐川孫兵衛が後、喜左衛門を養ひ子とす。累世里正となる。林齊還俗の後、光代寺廢しければ、其本尊を納めて、觀音堂字を、宅の傍に置く。今にこれあり、林齊より今與右衛門まで十世」と見ゆ。

鶉崎 ウサキ

有難 ウサヒ 和名抄伊豆國田方郡に有辨郷あり、高山寺本に有難郷に作る。後世の字佐美色なり。

字佐那木 ウサナキ 周防國熊毛郡字佐木色より起る。東鑑文治元年正月廿六日條に「惟隆惟榮等、參州の命を含み、八十二

艘の兵船を獻ず、亦周防國の住人字佐郡木上七遠景・兵糧米を獻ず。之に依りて參州解纜、豊後國に渡る」と。吉川本字佐那木に作る、その方よし。

字澤 ウザハ 高崎松平藩の用人に此の氏あり。

鶉澤 ウザハ 多古松平藩の御用人に此の氏あり。(香取郡)

字佐原 ウサハラ 佐州役人帳に「藤原姓、字佐原十藏」と見ゆ。

字佐比 ウサヒ 次の氏に同じ。

字佐美 ウサミ 伊豆國田方郡字佐美庄より起る。和名抄有難郷の地なり。曾我物語に「字佐美、葛見、河津の三ヶ莊」日向記に「維職の嫡子工藤大夫祐隆は豆州字佐美、伊藤、河津、此の三郷を合せて葛美庄と號せし領主也。後祐隆を改め家繼と稱す」と。字佐美氏はその後裔たるなり。即ち尊卑分脈に「維職一狩野九郎維次一狩野四郎大夫家次



親一祐茂(字佐美三郎、祐經弟)一祐政」と、また字佐美系圖に「祐經弟、祐茂(字佐美三郎、從五位下、左衛門尉)一祐政(同三郎兵衛)一祐時(字佐美與一、左衛門尉)一祐泰(同藤内、左衛門尉)」と見ゆ。されど日向記には「祐經・叔父狩野介茂光、字佐美三郎祐茂に阿屬して鎌倉に下る」とありて、叔父とするが如し。武家系圖には「字佐美、藤、本國伊豆、モン三瓶子丸内橋、狩野四郎大夫家次男、平次祐光、稱之」と見ゆ、祐光は祐茂の父か。

然るに保元物語卷三には「狩野介茂光に相從ふ兵は誰ぞぞ、伊東、北條、字佐美平太、同じき平次、加藤太、同じき加藤次、澤六郎、新田四郎、藤内遠景」と載せ、また源平盛衰記卷二十に「伊豆國には、公藤介茂光、子息狩野五郎親光、字佐美平太、弟の平六、平三資茂」と記し、資茂はまた後に「伊豆國住人字佐比三郎助茂」とも載せ、又字佐美三郎祐能と云ふもあり。次に東鑑卷一には、治承四年八月六日條に字佐美三郎助茂を載せ、次に廿日の條に「字佐美三郎助茂」(その他二、四、九、十三、十四、十五、又祐茂)と、字佐美平太政光(その他二、十一)同平次實政(その他二、六、十、

十一)の三人を擧ぐ。此等字佐美と云ふを同一族とする時は、字佐美氏は分脈以下の系圖が傳ふる如く、工藤伊東の族にあらざして、助茂は祐經と姻戚關係を有する人かと考へらるべし。

然れども一層仔細に觀察すれば、當時二流の字佐美氏あるにて、源平盛衰記は之を混淆せしに過ぎずと思はる、即ち次の如し。

- 1 大見氏流 上述保元の字佐美平太、同平次、盛衰記の平太、平六等は東鑑の平太政光、平次實政と同一流の字佐美氏にて、又大見氏ともあるものに當る。即ち増訂伊豆志稿が「大見平三郎家政は一族に政光、實政あり、此の二人兄弟なり。藤原泰衡征討の役、實政出羽を鎮定し、由利維平を生擒せしが、尋で泰衡の黨大河兼任に殺さる、世系所見なく、大見或は字佐美に作る、大見字佐美並稱せしものなり」と云へるもの、これ也。よりて盛衰記が此の一族として資茂を擧ぐるは誤れり、詳細はオホミ條を見よ。東鑑卷五に字佐美平三、卷十に字佐美小平次とあるも此の族なるべし。
- 2 工藤伊東流 三郎祐茂(助茂)の家なり、祐經の近親なれど弟と云ふは誤りな

らんか。東鑑祐茂の外、廿四、廿七に字佐美左衛門尉祐長、三十、三十一、三十九、四十に字佐美藤内左衛門尉祐秀、三十二、三十四、三十六に字佐美與一左衛門尉、三十五に字佐美藤左衛門尉、三十六に字佐美左衛門尉祐泰、この人三十六、三十八、三十九、四十に字佐美藤内左衛門尉祐泰、五十一に字佐美日向前司祐泰、その他三十八に字佐美七郎左衛門尉、四十に字佐美左衛門入道、次に承久記卷一に字佐美さゝもん祐長、卷の二に字佐美五郎兵衛、同與一、下つて梅松論に字佐美某、太平記六に字佐美攝津前司、十六に字佐美河内守正安、廿四に字佐美三河守、廿七に字佐美三河三郎等見ゆ。祐茂の教は三つ瓶子に橋なりしと、寛政系譜、此末流三家を載す、家教三瓶子の内に橋、丸に根なし橋。

- 3 伊豆の字佐美氏 攝津守祐辻より足利公方家直參なり。その八代左衛門尉政豐は義政公の昵近なり。其の子祐孝・長享二年村岡の如意輪寺に討死し、其の子能登守定興、法名道盛は延徳三年伊豆の堀腰にて北條早雲と合戦し討死、爰に至つて字佐美代々の本領を早雲に取られ断絶

なり。定興の嫡子越中守孝忠は十六年前に伊豆より越後に入り、次男左近大夫祐興は父討死を聞て字佐美の城に籠りしを、早雲押寄せ、十餘日攻めしかば、糧盡て左近自害し、本領断絶せし也と。孝忠は鎌倉大草紙に「山内顯定・字佐美藤三郎孝忠に五千餘騎を相添へ云々」と。

- 4 越後の字佐美氏 伊豆字佐美氏の一族にして、三島郡琵琶島城主なり。初め左衛門尉滿秀が弟神徳(保)左馬進祐益、應安元年上杉龍命丸が伯父憲榮の家督として鎌倉より越後へ赴ける際、隨從して當國に入り、當城に在りて上杉の下司となる。寛正五年字佐美伊豆守定秀世嗣無し、氏族相争て琵琶島城亂る、因て守護上杉房定、伊豆國の字佐美定興が子越中守孝忠を召して城主と爲す、其子駿河守定行(後改名定滿)爲景、景虎に仕へ大功をたつ。信州野尻城を守りし際、永祿七年七月、長尾政景と野尻辨天池に舟遊し、紐ヶ崎にて政景を捕へ、俱に水底に沈みて死す。嫡子民部勝行浪人し當城を召上らる。後天正年間相山但馬守當城にあり。政景は景勝の父也。其の後字佐美主水なるものあり。直江に屬し、下倉城を攻む。

- 5 常陸の字佐美氏 字佐美平太左衛門・常陸大窪郷の地頭職となる、建保元年和田氏に黨して討死す。鹿島嘉祿三年文書に「前地頭字佐美平太入道の例に任せ」とあるは之を云ふなり。新編國志に「字佐美。伊豆國賀茂郡字佐美村あり、藤原氏なり、多珂郡に居す。安良川八幡縁起に「頼朝將軍の時當郡地頭字佐美右衛門尉、嘉祥中同地頭字佐美藤内左衛門尉」などあり。佐竹系圖に「字佐美日向守の女、佐竹六郎經義に嫁して、子泰經を生む」とあり。即ちこの人の女なり。又地頭字佐美右衛門尉祐茂、同判官なども見えたり。小野崎義昌の家士姓名帳に字佐美七郎あり」と。祐茂は建曆中二階堂行光、同行村、佐野光季等と共に那珂郡沙汰人となり、地頭職を兼ね、講田八段を安良川八幡宮に寄進す。その子左衛門尉祐政(分脈)、大夫判官と見え、その後祐泰あり、藤内左衛門尉、日向守と稱す、康元二年梵鐘を献ず、今に存すとぞ。
- 6 尾張の字佐美氏 津島十五家の一なり、南朝尹貞親王に仕ふと云ふ。
- 7 美濃の字佐美氏 新撰志に「古城趾は、字佐美左衛門尉が住しよしいひ傳へた

- り。いつの頃の人か定かならず。或は建久年中の人といへり。船田後記に「明應五年六月二十日、土岐元頼成田の城にて自殺し、死に隨ふ者三十餘人とある内に、字佐美丹波前司、同弟與三左衛門尉」としるせり。此與三左衛門なるべし」と。又長屋に字佐美左衛門實助の名見ゆ。
- 8 伊勢の字佐美氏 異本親元日記に「文明十五年、伊勢國朝明郡洪恩寺雜掌、同郡内豐田庄の内字佐美新右衛門入道門阿名田、朝倉下野入道令買得、當寺に寄進云々」と。
- 9 紀伊の字佐美氏 島山記に「永享年間、南朝の餘類字佐美新五郎云々等、在田郡鹿瀬城に籠る」と。
- 10 淡路の字佐美氏 淡路國大田文に「御室御領物部庄(津名郡)田七十町、新地頭字佐美五郎兵衛尉」と見ゆ。
- 11 阿波讃岐の字佐美氏 日向記引康永四年七月十七日の文書に「細河陸奥守顯氏家人字佐美三郎」あり、建武四年五月讃岐國南條山に打入ると、又「五月廿一日字佐美春香丸請文、阿州岩野に於いて、亡父字佐美新左衛門尉祐範・恩賞となして拜領云々」と。

- 12 南朝字佐美氏 廣嚴寺楠木一族靈牌に、字佐美河内守正安あり。その後字佐美紀伊次郎正種、橋本、神宮寺等と共に和泉日根の土丸城に義旗を擧ぐ。
- 13 其の他、字佐美禪師あり、曾我兄弟の白骨を曾我に送る。又文治中字佐美平二實政・内三郎を領す、現今津輕に字佐美氏存す、縁故あるか。又徳川時代久留里黒田藩用人、六郷藩家老、又京極殿給帳にも見え、現今美濃、磐城、岩代、大和等にも存す。
- 字佐見 ウサミ 中興系圖字佐美の外に字佐見を載せ、「藤左衛門祐義、稱之」と見ゆ又美濃に此の氏現存す。
- 字佐和氣 ウサワケ 和氣清麻呂字佐に使してより其子眞綱、天長十年字佐宮に使し、御即位の事を告ぐ、子孫例となる。因て字佐和氣氏と稱す。
- 牛 ウシ 雲林院 ウジキ 伊勢國阿濃郡雲林院村より起る。長野工藤氏より出づ。三國地志に「按ずるに其の先祖長野工藤家より出づ。十一代雲林院に居城、因りて稱號とす、各々出羽守に任ずと云ふ。然れど其の系屬詳かならず、五世の法號偶ま長徳寺の舊鬼簿に

存すといへども、年曆を逸す」と。應仁略記下に雲林の舊一、勢州四家記に「雲林院出羽守、工藤一族、信長幕下となる」と。

又信長記に「安土二丸の御番には雲林院出羽守、海淵社永祿十三年の棟札に「雲林院藤保」見ゆ。雲林院城は雲林院村西院にあり、名勝志に「興國中北島氏に従ひ、細野掃部助と長野氏を滅し、其の地を分領す。長野氏再び興るに及び亦之に屬す。祐基及び其の子兵部少輔の時、長野信包領地を奪はんとし、天正八年謀を以つて其の老臣野老兵衛尉を殺し、祐基父子を逐ふ、城遂に廢す(勢國見聞集、長野録)」。又五鈴遺囑に「祖出羽より兵部まで、歴代十一世の邑」と。(ワリケン帳参照)

羽州 ウシウ 嶋川親元記に「羽州探題右京大夫」見ゆ。山形最上氏を云ふ、又一氏家伊勢守宗政、羽州探題内也」と。出羽探題とも云ふ。

牛江 ウシエ 雲、肥前等に此の地名あり。又潮とも云。信濃神家流 出雲國大原郡牛尾邑より

に出づ。5 千葉氏流 千葉宗胤の子千田胤貞の後にして、下總國香取郡牛尾邑より起る。妙光寺天正五年金口銘に「大檀那牛尾右近大夫胤仲敬白」と見ゆ。(ワシノチナリ) 6 その他、津山藩分限帳、信濃國等にある。

牛岡 ウシヲカ 遠江國佐野郡に牛岡莊あり。

牛奥 ウシオク 甲斐國東山梨郡牛奥邑より起る。家傳に「武田末流にして始め三枝を稱す、兵部左衛門某、信玄に仕へ、牛奥の庄を領す」と、蓋し甲斐三枝部の後なるべし、寛政系譜五家を載す、家紋丸に二引丸に三蓋松。なほ稱を致とするものあり。又中興系圖に「牛奥、清和、本國甲斐、モシ丸内二引、武田末流、三枝松信玄より之を賜ふ。兵部右衛門尉、牛奥住、息親貞、昌重、稱之」と見ゆ。

牛尾田 ウシヲダ 横濱嘉元三年四月六日の文書に筑後國三浦庄田脇村(牛尾田孫太郎跡)と見ゆ。

字自加 ウジカ 又字自可とも、牛鹿ともあり。播磨國防磨郡字自加(牛鹿)より起りし氏にして、上古以來相當榮ゆ。この地は

ウシオカ—ウシカ

起る。雲陽志に潮城は牛尾幸清の築く處と。此の氏は嘉元の下知狀に「神爲眞の領は、信濃國伊那郡中澤郷内八箇村、出雲國牛尾庄也。而して牛尾庄に於いては眞直に譲り、中澤内四ヶ村は眞光に譲り、残り四ヶ村は後家女子に譲る所なり」と。信州伊那の中澤を領するが故に中澤氏とも稱す、ナカザハ條と併せ見るべし。此の氏信州より來るが故に、當所に諏訪明神を勧請す、牛尾郷十二ヶ村の惣社なりと。正平十年十二月廿一日の口宣に「左衛門尉時實、宜しく參河權守たるべし」と。

又集古文書文明元年八月のものに「牛尾三河守殿」と。その後豐前守あり、尼子氏に叛く(陰德太平記)、又後毛利勢に攻めらる。安西軍策卷四に「元龜元年四月十五日、牛尾彈正忠が權龍る三笠山城を攻落んとて、輝元朝臣、元春父子隆景、先山見の爲打出給ふ。同十七日に云々、彈正が弟隣四堂降人に出づべく候云々、牛尾は深手負ひ火の中へ飛入り、四堂も續て飛入、其の外城中の妻子までも殘らず、焼失けり」と見ゆ。その他同書牛尾三河守(出雲勢)、牛尾遠江守(安藝)、牛尾信濃守、牛尾太郎左衛門(久盛)、牛

安閑紀に牛鹿屯倉とあるより見れば、此の氏屯倉と縁故あるか(牛鹿の地分明ならざれど暫く防磨郡内とす)。臣姓、宿禰姓等あり。

1 字自加臣(牛鹿臣) 古事記、孝靈段に「日子齋間命は、針間牛鹿臣の祖也」と見ゆ。牛鹿は字自加也、姓氏錄、右京に貫し、字自加臣、孝靈天皇皇子彦狹島命の後也」と註す。彦狹島命は崇神帝裔にもあれど、それは同名異人にして、此の彦狹島命は日子齋間命の事なり。書紀にも彦狹島命と見ゆ。氏人には承和二年九月紀に「右京人散位字自可臣良宗、姓を春庭宿禰と賜ふ。彦狹島命の苗裔也」とまた元慶元年十一月紀に「右京人外從五位下行主計權助字自可臣秋田等男女十四人、姓を笠朝臣と賜ふ。彦狹島命の後也」とまた貞觀六年八月紀に「右京人二品秀良親王家令正六位上字自加臣吉人、姓を笠朝臣と賜ふ。彦狹島命の後也」とまた齊衡二年八月紀に「式部卿仲野親王家令正七位下字自可臣武雄、姓を笠朝臣と賜ふ」となど見ゆ。かく此氏が笠朝臣を賜はれるは如何なる故か、笠氏は彦狹島命の御兄弟稚武彦命の後なり。蓋し此の間の消息詳かに

ウシカ

尾藤三郎等を載せ、牛尾島城に籠籠ると。但し安藝、因幡にも牛尾氏あり、毛利在番志に「佐世城、牛尾大炊助之を成る」と見えたりと。大炊介、陰德太平記にも見ゆ。

2 安藝の牛尾氏 前項と同族か、藝藩通志高宮郡條に「牛尾氏、中深川村、先祖牛尾遠江幸清、同子義次、俱に毛利氏に従ひ、九州の役に死す。次子幸助農となりて此村に住す」と。又廣島十日市町太田屋「先祖は京人野村氏、中頃尼子家に仕へ牛尾氏と云ふ。元和中善左衛門といへるもの、始めて府に來る」と。又陰德太平記に藝州毛利の家士牛尾大藏左衛門を載せたり。この人集古文書天正八年十月のものに見ゆ。

3 石見の牛尾氏 安濃郡(久手村)鰐走城主に牛尾太郎左衛門尉久信あり。石見志に「諏訪神家中澤氏、出雲海潮郷に居り、潮又牛尾と稱す(石見家系錄)、永祿八年四月富田合戦に牛尾三河守、同遠江守幸清、同太郎左門久信(陰德)と見ゆ。

4 大友氏流 大友系圖に「能直—親秀—頼泰—親時—親元(牛尾九郎)—親氏(牛尾民部少輔)と見ゆ。親氏は高良山文書

するを得ざれど、孝靈本紀に「稚武彦命、字自可臣等祖」と傳ふるより見れば、中頃系統笠臣に移れるか。或は同族中笠氏榮ゆればならんか。(イナミノ條参照)。斯くの如く此の氏は稚武彦の兄弟の後にして、一説稚武彦の後とも傳へ、且つ中古に至り笠氏を賜へるを見れば、吉備氏の一族と見るも可なるべし。

2 字自可宿禰 姓名錄抄、拾芥抄に見ゆ。字自可臣後に宿禰姓を賜へるなるべし。

3 牛鹿惠師 天平寶字二年三月十九日の書師行功錢注進文に「書工司書部、從八位上牛鹿惠師足島」と云ふ人見ゆ。惠師は書師にして、職名なれど、當時カバネとして使用さる。此のカバネを稱する者は、普通諸藩なるを恒とすれば、牛鹿臣とは別族なるべし。されど廢帝紀に書工正字自可臣山道なる人見ゆれば、密接なる關係ある事勿論なり。

4 字自可氏 牛鹿臣の後なるべし。將門記に左近衛番長字自可友與、小右記に雜色長字自可春利、番長字自可吉志等見ゆ。

5 播磨風土記に字知賀久牟豐命あり、此

ウシカ

の牛鹿氏の人ならんかとの説あり。
宇自可 ウシカ 宇自加氏に同じ、國史に
は多く此の字を用ふ。

牛鹿 ウシカ 宇自加氏に同じ、古事記、
正倉院文書此の字を用ふ。

潮南 ウシカタ 和名抄壹岐島壹岐郡に潮
安郷あり、高山寺本潮南に作る。

迂志方 ウシカタ 清原武則の甥に迂志方
太郎頼貞なるものあり、今の盛岡の地に城
を築くと。コジカタ條を見よ。

牛川 ウシカハ
牛飼 ウシカヒ 和名抄陸奥國小田郡に牛
甘郷あれど、古姓氏に牛飼部なし。後世秀
郷流藤原氏内藤氏の族に牛飼氏あり、地名
を負ひしならむ。内藤頼俊—季俊—季方—
惟季、牛飼を稱すと。

牛木 ウシキ 上野の豪族なり、戦國時代
牛木三河守あり、上河田城に據りしが、武
田氏に落さる。

宇式 ウシキ 阿波國那賀郡牛岐邑より起
る。新開氏の事ならむ、その條を見よ。

宇敷 ウシキ 長門國阿武郡宇敷庄より起
りしか。

牛久 ウシク 常陸國稻敷郡牛久邑より起
りしか。

りしか。小田氏の族岡見氏のありし地な
り。猶ほ上總國市原郡にも牛久邑あり、小
田原分限帳に牛久新次郎と云ふ人見ゆ、武
藏の士か。

宇志久 ウシク 前通常陸の牛久より起り
しなるべし。前太平記大塚國香の配下に此
の氏あり。

牛玖 ウシク
牛草 ウシクサ 伊勢度會氏の一家號なり、
即ち度會二門系圖に「常相—行兼—氏守—
嗣宜、牛草、岩瀬—輔頼」と。又「彦晴—
嗣宜、尾上—貞雄—資曲—廣雅—二嗣宜、
四男、牛草」と見ゆ。

牛糞 ウシクン ゴユエ、ウグツ 薩摩國
伊佐郡(薩摩郡)牛屎院より起る。安藝判
官平基盛の子薩摩守信基、保元の軍功によ
りて薩摩牛屎院、那答院の兩所を賜ふ、其
の四男薩摩四郎元衡、保元三年八月、牛
屎院に下り、世々院司たり、因りて牛屎を
氏とし、信基の曾孫大平太郎元光に至り、
靈夢によりて太秦宿禰姓に改むと云ふ。
されど靈夢など云ふ事信じ難ければ、平氏
と云ふは例の假冒にて太秦姓たりしが如く
考へらる。牛糞院は國田帳に「牛屎院三百六
十町内(島津御庄寄部)右衛門兵衛尉。永松

二百四十町、院司元光。幸方五十五町、島津
御庄方辨濟使。木寄十五町、名主前内舍人康
友。光武五十町、名主九郎大夫國吉」とあり。

1 太秦宿禰姓 薩摩牛糞氏の居城は大田
城にして、地理纂考に「大口城、他名、牛
山、また津田口城、往古牛屎氏の居城な
り。牛屎は安藝判官平基盛の裔なり。基
盛が子薩摩守信基、保元の軍に軍功あり
て、牛屎及び那答院の兩院を賜ひ、四男
薩摩四郎元衡、保元三年八月牛屎院に下
り、世々院司にて當城を治所とし、牛屎
を以て家號とす。又「大平太郎、泰宿禰元
光、牛屎院所領たるべき」の由文治三年の
文書に見ゆ。大平太郎は牛屎氏の支裔淵
邊某系譜に「薩摩守信基曾孫にて平姓を
泰に改む」と見ゆ。牛屎氏世々繁榮し、
元弘建武の際、牛屎左近將監高光官軍に
屬す。建久五年、三郎坊法印重妙始て菱
刈郡太良院に下り、其子孫家號を菱刈と
改め太良院に據り、當城を陥れ、牛屎太
良の兩院を相良氏(求麻呂)と分領す。牛屎
氏はより衰微す」と見ゆ。

2 牛糞氏は南北朝時代官軍に屬す。鎮西
要略多々良濱の戦蜀池方に牛糞氏を擧げ
太平記三十三宮方に牛糞越前權守、武家

方に牛糞利部大輔を載せたり、當時二派
に分れしか。

3 草野氏流 以上の如く此の氏は太秦宿
禰姓にして、後に桓武平氏と云ふに至り
しものと考へらるれど、筑後草野氏系圖
には「高木肥前守文貞
—政則—則隆—經隆(菊池氏祖)
—萬兼(大隅國配流、坂上、河侯、加良木、
牛糞等此子孫也。)
—顯貞(高木三郎大夫)
と見えたり。考ふの要あらん。

4 大友氏流 猶ほ一本大友系圖に「大友
左近將監親時—山城守貞親—親信—親基
(牛糞又太郎、子孫多)その弟親盛(同左
衛門佐)—親成(藤太郎、子孫多)」と見
ゆ。

牛屎 ウシクン 牛糞氏に同じ。

牛糞 ウシクビリ 磐城國田村郡牛糞より
起ると云ふ。田村大膳大夫家中記に「牛糞
五郎右衛門(牛糞館)」と見ゆ。

牛窪 ウシクホ 又牛久保ともあり、三河、
信濃に此の地名あり、その地名を負ふ。

1 田姓牧野氏流 三河國寶飯郡牛久保邑
より起る。牧野氏族なり、マキノ條を見
よ。田邊牧野藩の重臣なり。

2 清和源氏能勢氏流 滿政の後、もと能
勢氏を稱せりと云ふ。家次丸輪、横木瓜
の内花菱、葉付切竹。

3 秀郷流藤原姓佐野氏流 牛澤三郎行氏
(二德)—重氏(牛久保伊豆、下野足利郡
足利に住す)—氏國(牛久保丹波)、その弟
牛久保丹後氏村、牛込八郎なりと。

牛越 ウシコシ 磐城國相馬郡牛越邑より
起る、此の地に古く牛越上總介定綱なる者
據る。文安二年相馬高胤の配下豊田清弘、
萱濱胤久等相謀りて定綱を斬るとぞ(奥
相志)。

また伊澤家の家臣に牛越藤五郎あり、天正
三年戦死す。

牛込 ウシコメ 武藏國豊島郡牛込邑、即
ち今の東京牛込より起る。

1 風土記稿牛込庄條に「小田原役帳に大
胡六十四貫四百三十文、江戸牛込と載
す。牛込家譜に上野國大胡彦太郎重治、
當國牛込に移り、北條氏康に屬すと是な
り、又天正十八年太閤秀吉の制札にも、武
藏國荏原郡江戸の内牛込七村と記せり、
當時よりの庄名なりしなるべし」と。こ
の氏は秀郷流藤原氏、足利の末流にして
家譜に「足利大夫成行—太郎重俊—成家

—俊行—俊光—光兼—光重—光之—重清
—彦太郎重高—五郎重國—彦次郎重行
(上杉修理大夫朝興に屬し、のち北條氏康
が招に應じ、大胡を去て牛込に移り、天文
十二年九月十七日死す。)その子助五郎勝
行(宮内少輔)、北條氏康につかへ弘治元
年正月六日、大胡を改めて牛込を稱す。此
時に當りて勝行、牛込、今井、櫻田、日
尾屋、下總國堀切、千葉等の地を領し、
牛込に居住す。其子三右門勝重—傳左衛
門俊重—權兵衛重相、家紋「と」。又寛
政系譜に十六葉裏菊、五七桐、左巴と載
せ、風土記稿引牛込家譜には「上野國大胡
住人大胡彦太郎牛込に移り氏康に屬し、
重治の孫勝行天文二十四年氏を牛込に改
む」と見え、又同書日比谷條に「櫻田の
東をいふ。長祿江戸繪圖に比々谷村あり。
又北條役帳に江戸比々谷本郷六十七貫七
百八十文大胡氏とのす。大胡はすなはち
牛込氏なり。牛込系圖をみるに、大胡宮
内少輔勝行、天文廿四年五月六日、北條
氏康に告て大胡氏を改めて牛込と號す、時
に氏康より書を賜ひ、武州の牛込、今井
櫻田、日尾屋、下總の堀切、千葉を領す
とみゆ、是も今の比々谷なるべし」とあ

リ。總社誌に牛込忠左衛門見ゆ。又中興系圖に「牛込、藤、本國武州豐島郡赤田庄、大胡太郎重俊九、彦太郎重治牛込に移る。三代、宮内少輔勝行入道清雲、稱之」とあり。

2 右の外「阿曾沼出羽守廣綱—同小太郎廣親—同小次郎親綱—牛込丹後公光」なりと。果して然らば前項牛込氏より古く牛込氏がありし譯なれど詳かならず。但し同流也。

3 又曰ふ、牛久保伊豆重氏の三男八郎重次・武州牛込に住し、因つて氏となす(田原族譜)と。

4 又佐々木章経後裔多胡重俊の子重行・牛込に移り、其の子勝行・牛込氏と稱す(多胡系圖)と。一項牛込氏に同じ。

牛坂 ウシサカ 岩代國信夫郡牛坂より起る。平氏にして佐渡守某より出づと云ふ。牛澤 ウシサハ 上野、岩代等に牛澤邑あり。

1 清和源氏新田氏流 上野國新田郡牛澤より起る。尊卑分脈に「里見義成—義基—重基(里見牛澤二郎)—重宗(牛澤三郎)—基宗」と見ゆ。里見系圖も同様にして「里見太郎義基—里見二郎重基(號

牛澤)一重宗(牛澤三郎)一基宗(同彦二郎)一弟重幸(同彦四郎)とあり。

2 秀郷流藤原姓佐野氏流 田原族譜に「佐野實綱七男田沼壹岐守重綱四世長島彌五郎重正三男龜殿助重國一行氏(牛澤三郎一徳)と見ゆ。

3 同書また「武澤小四郎行氏—同小二郎綱氏—綱吉(武澤喜八郎、武州墨須、稱牛澤)と見ゆ。

4 信濃にも此の氏あり。牛嶋 ウシジマ ウシノシマ 武蔵、相模、羽後、阿波、肥前等に此の地名あり。

1 橋姓澁江氏流 肥前國杵島郡長島莊牛島邑より起る。澁江系圖に「橋公義—公茂(牛島、始めて牛島氏に改む)」

「公有公俊—公貞—公雄—公常—公幸—公森—公弘—公隆」と。公茂・牛島左衛門尉と稱す。小鹿島系圖、中村系圖皆同じ。菊池風土記も亦同じ。

2 平姓澁江氏流 前項牛島氏と同族なるべし。されど肥後國牛島系圖には「平公尙(澁江五郎、代々紀伊國中山に住む。壽永二年四月、肥前國長島莊牛島に來る。よりて澁江を改め、牛島と稱す。建

久九年飽田郡活龜莊河内村に移る。是より以來居住。河内村に宮あり、阿蘇若宮と稱す。寺あり、清光山江月院と謂ふ、牛島黨建つる所)一公尙三十八代孫俊政(三郎左衛門、天文十九年八月、大友兵と戦つて之に死す)一公俊(彦五郎、三郎左衛門)と見ゆ。山上三名字の一にして三郎左衛門に關する文書多く存す。牛島寄合衆、城三郎左衛門殿(牛島)等・見ゆ。又肥後國志に牛島俊政、その子彦五郎あり。

3 倉部姓牛島氏 筑後將士軍談牛島系圖に「上妻郡津江村百姓牛島直吉家記あり、大冊、此の系圖則ち其の冊子中に取り」とし。「(上妻郡山上筑紫上野守臣也)牛島藏人重倉部秀政(則ち同郡山下城内抱)一隆政(藏人)一澄昭(清右衛門、三十五歳にして朝鮮に往く)一隆暉(四郎左衛門)一覺助(寛永十四年)と載せ、今按に秀吉の狀に據れば、文祿二年鎮運、朝鮮陣中にて病卒云々と。

4 源姓 阿波國麻植郡牛島邑より起る。故城記に「牛島殿、柿原、源氏、五骨扇、中に松の字」と、又一本に「牛ノ島、源

氏」に作る。ウシノシマなり。永正十一年十二月の文書に「牛島殿御一族の子孫」と見ゆ。

5 岩代にも此の氏あり。牛田 ウシダ 三河、下總、上野、安藝等に此の地名あり。

1 橋姓 三河國碧海郡牛田村より起る。橋姓にして吉清を祖とすと云ふ。牛田城(牛田村)の城主牛田支番は水野右衛門大夫の家臣也。又中古頼朝朝時代も城ありたりと。

2 清和源氏 平井七郎忠廣の裔茂氏、下總國牛田村に住す、よりて家號を牛田と云ふ。家紋五七桐、十一菱。寛政系譜に見ゆ。

3 甲斐の牛田氏 都留郡の名族にして、牛田若狭守、牛田善右衛門眞綱等著る。4 阿波の牛田氏 蜂須賀家の重臣にして創業文武有功士の一なり。三好郡大西城主なりしが寛永中城廢す。

牛堂 ウシダウ 備前にあり。牛瀧 ウシタキ 和泉國和泉郡に牛瀧庄あり、その地より起りしか。

牛玉 ウシタマ 近江蒲生郡登祥と云ふ。佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「槍崎

盛家—尙家—義盛(牛玉三郎)と見ゆ。牛津 ウシツ 肥前國小城郡牛津邑より起る。藤原姓にして「牛津忠前入道は肥前牛津白石一千餘町を領す」と云ふ。その子與五郎信前なり、子孫大村藩に仕ふ。

宇出津 ウシツ 六郷衆に宇出津次郎右衛門あり。牛塚 ウシツカ 大隅國大隅郡(肝屬郡)牛根より起る。牛根城一名入船城(松ヶ崎)は此の氏の據る處にして、曆應の頃牛根兵衛五郎道綱あり、後池袋氏の領となる。

牛野 ウシノ 尾張國中島郡に牛野郷あり、關係あるか。牛尾 ウシノヲ 因幡、下總の牛尾氏はウシノチと訓讀あり。ウシチ條を見よ。

牛場 ウシバ 牛迫 ウシハザマ ウシセコ 日向記に牛迫藤十郎と云ふ人見ゆ。

牛原 ウシハラ 肥前養父郡に牛原あり、河上社文書に見ゆ。牛袋 ウシブクロ 岩代國磐前郡牛袋邑より起る。千葉系圖に「千葉介常胤の男武石三郎盛胤(宮本系圖胤盛)の子七郎胤祐・奥州の牛袋邑に居り、牛袋氏を稱す」と載せ

たり。其の子孫、伊達世次考等に見ゆ。家紋九曜。牛淵 ウシフチ 伊豫の豪族なり。南北朝の頃牛淵美作守、同孫六等あり、豫章記等に出づ。

海潮 ウシホ 和名抄出雲國大原郡に海潮郷あり。ウシチ條を見よ。潮 ウシホ 前條海潮郷より起る。牛尾氏に同じ。ウシチ條に詳か也。

潮田 ウシホタ 武蔵、常陸、伊勢等にあり。1 紀姓 武蔵國橋本郡潮田邑より起る。紀氏系圖に「兵三武者實直—實高—潮田を稱し、其の弟「實元(潮田五郎)—實清(大井五郎)—清景(潮田三郎)—幹景(同五郎)—幹實(同五郎)と。一本紀氏系圖には「大井實春—實元(潮田五郎)とす。(實直の事は紀氏條、品河條を見よ。)東鑑卷廿一に潮田三郎實季、廿五に潮田四郎太郎あり、此の族ならむ。後世荏原郡に此の氏あり、風土記稿に「潮田氏、羽田の舊家也。世々羽田護師町に居て魚獵のことをなせり、北條家盛なりし頃は行方氏の旨をうけて魚を取つてまらせたり」と見ゆ。又此の潮田氏、武家系圖

に「伊藤兵三武者安直男五郎實元、稱之」とあり。

2 藤姓 伊勢の豪族にして、北島家臣なり。元龜元年潮田長助・飯高郡松ヶ島城を築く、後の松坂城これなり。但し北島物語には之を否定す。長助は小五郎の子、小五郎は三河の人なりと傳へらる。寛政系譜に「北島家臣なり、後山崎と云ふ。藤原氏の支流なり」と、家紋丸に揚羽蝶、風車。

3 常陸の潮田氏 新編國志に「潮田、中郡庄にあり、坂戸の城主小宅氏の與力潮田尾張と云あり。慶長の初、字都宮没落の後も坂戸に住せり。片岡備前などと同じく、小宅の與力なり。佐竹家譜に潮田は小實の一族、義宣の時鎌倉にて事を執行する由みえたり」と。

4 潮田氏は東鑑卷廿一に潮田三郎實季、廿五に潮田四郎太郎あり、此の族ならむ。

字島

ウシマキ 美濃信濃等に此の地名あり、その名を貢ふ。

1 美濃の牛牧氏 本巢郡牛牧邑より起る。新撰志に「牛牧城、牛牧右兵衛佐が住みしよし傳へたり」と云ひ、又「牛牧

右京亮居りし」と云ふ。

2 信濃の牛牧氏 伊那郡牛牧邑より起る。應永中、牛牧次郎大夫、松岡氏に屬し、慶長年中、主家と共に没落（南信史料）。牛窓 ウシマド 備前國邑久郡牛窓より起る。海東諸國記に「備前州、貞吉、丁亥年使を遣はし、來りて觀音現像を賀す。書して備前州卯島津代官藤原貞吉と稱す」とある卯島津は牛窓かと云ふ。

牛丸 ウシマル 飛騨の名族にして天正の頃親綱あり、天正十年廣頼宗城、牛丸親綱を小賢利に襲ふ。親綱之を覺り、迎へて古川に戦ふ。又小島主殿頭時光は親綱に弑せると傳ふ。新編常陸國志に「牛丸、本姓詳ならず。飛騨國の著姓なり、牛丸又右衛門重親、其子又太郎親正は飛騨國吉城郡小賢利城に住して、一家五十餘人、士卒百騎ばかりの首領なり」と見ゆ。

丑丸 ウシマル 牛丸氏に同じきか、信濃にあり。

牛村

ウシムラ 加賀藩給帳に「九拾石（丸

牛屋 ウシヤ 次の二流あり。

1 藤原南家 尊卑分脈に「武智磨—乙磨

—是公（號牛屋大臣）」と見ゆ。
2 佐々木氏流 佐々木系圖に「行定の子家行、號牛屋冠者」と見ゆ。

牛山 ウシヤマ
1 清和源氏頼政流 大和の名族にして、頼政五世孫市正、牛山太郎と稱す、其後なりと云へど疑はし。
2 信濃に此の氏多し、輪違、丸に角輪違、丸に輪違等を家紋とす、諏訪藩用人に此の氏あり。

有子山 ウシヤマ
宇宿 ウシユク 島津忠久の裔忠秀より出づとなり。島津系圖に「忠綱（豊後左衛門尉、周防守）—忠景（豊後守、大夫判官）—忠宗（豊後守、知覺祖）—忠季（常陸介、大夫判官、宇宿家祖）—忠繼（五郎左衛門尉）」と見ゆ。鹿兒島郡宇宿邑より起る。家紋松に十文字。

後川 ウシロガハ 丹波多紀郡に此の地名あり。

後木 ウシロキ
後口 ウシロクチ
後澤 ウシロサハ 陸奥の豪族にして藤崎城主安倍高星の裔なりと云ふ。

後田 ウシロダ 羽前に此の地名あり。

後谷 ウシロダニ ウシロガヤ

後部 ウシロベ コツバ條を見よ。

後屋 ウシロヤ 甲斐にあり。

後家 ウシロヤ 正倉院文書に見ゆ。

後山 ウシロヤマ 石見に此の氏あり。

牛王 ウシワウ 美濃に在り。

字須 ウス 紀伊續風土記名草郡雜賀庄磯座跡條に「北新金屋町の東邊の地を錢座」といふ。宇須市大夫錢座を命ぜられ、元文二年巳正月より寛保五年丑二月まで、錢を鑄たる所なり」と見ゆ。

白井 ウスキ 下總、常陸、上野、越後、阿波等に此の地名あり、此の氏は其等の地名を貢ひしにて其の流派多し。唯井と通ず、参照すべし。

1 桓武平氏千葉氏流 下總國印旛郡白井庄より起る。千葉上總系圖に「千葉介常將—次郎大夫常長—次郎大夫常兼—常安（白井六郎大夫）」と、又磐若院千葉系圖に「常將（武藏國押領使）—二郎大夫常長—常兼—常重（號大介、白井三郎先祖）—千葉太郎常胤、その弟胤元、胤隆」と載せ、又寛永千葉系圖に「常長—常兼—常重（千葉介）、弟常康（白井六郎、父常

兼共に討死、太郎常信、白井家督相續也」と載せ、又淺羽本に「常兼（千葉大夫）」とあり。東鑑卷五、十五等に白井六郎、數々大功を立つ、その子太郎常忠は同書十一、廿五、卅八に見え、又十、十五に白井與一、卅八に白井次郎、四十に白井入道見ゆ。子孫白井城に據る、常康の子孫相繼ぐ事十四世にして族臣原胤貞の墓ふ處となる。

2 奥州の白井氏 前項白井の庶流なるべし。葛西家の家臣に白井遠江あり。その裔淡路、因幡等物に見ゆ。

3 武藏の白井氏 風土記稿多摩郡白井氏（拜島村）條に「武器及び家系一卷を藏せり、これを閱するに葛原親王の末裔、千葉介常兼が男白井六郎常康より十四代の孫同太郎久胤、結城晴朝に仕ふ。其の子右近胤宗、英主計なる者母方の伯父なれば、たよりに當國に來り住すと。胤宗が子を和泉胤晴と云ふ。其子十左衛門重晴、

其子傳左衛門胤道と見えたとれど、其頗末詳ならず。是より今に至り五代の孫なりと云、所持の鎧羅刀あり無銘にして古色なり」と見ゆ。鎌倉大草紙に、犬懸上杉配下白井氏あり。

4 美濃の白井氏 新撰志白井氏宅跡條に「村内にあり、白井平大夫すみしよしひつたへたり」と。又「中古白井氏の人襲開して田畑とす」等見ゆ。

5 伊勢の白井氏 鈴鹿郡の阿知城に據ると云ふ。

6 清和源氏滿仲流 氷上郡の名族、唯井氏と關係あるか。多田滿仲末流と云ふ。白井實兵衛は安井清家と兄弟也。但馬より來ると。其の他猶ほ丹波志二三を收む。

7 清和源氏 寛政系譜、清和源氏支流に收む、房定より系あり、家紋丸に無銀梅鉢、丸に玉文字。

8 藤原北家近藤流 源平盛衰記に阿波國住人白井近藤六親家を載せたり。こは藤原師光（入道西光）の子なり（阿波志）。近藤流を見よ。

9 織田氏流 家傳に「織田の支族、河内國白井郷に住せしより家號とす」と。家紋敗合貝、丸に井桁。河内國碓井氏と關係あ

るべし。

10 其の他、蒲生家々臣に白井右兵衛、加賀藩給帳に「百五拾石(菱の菊)白井長左衛門、堀尾藩給帳に百三十石白井藤松等、鯖江藩侍帳、備前、信濃、又河内に白井因幡守、猶ほ次條を見よ。

碓井

ウスイ 和名抄筑前國嘉麻郡に碓井郷あり、字須井と註す。又信濃に碓氷峠あり、上野に碓氷郡あり、共に碓井とも記す。此等より起る。

1 橋姓 上野國碓氷郡より起る。前太平記に「信濃國碓氷郡の浪人橋氏、諏訪明神に祈りて碓氷荒太郎貞通を生む、後源頼光に仕へ貞光と改め、頼貞尉に補せらる」と。所謂頼光四天王の一なり。この人武家系圖にも「橋氏の末葉、碓氷峠の住人なり」と。されど今昔物語卷廿五に「頼光朝臣の郎等に平貞道と云ふ兵有けり」とあるに據れば、貞道は村岡五郎平貞道にて、橋貞道と云へるはなし、よりにて傳説の誤ならんか。(ムラナカ條を見よ。)

2 平姓 中興系圖には碓氷氏を平姓とす。

3 下野の碓井氏 下野國志宇都宮朝業條

に「碓氷太郎業秀、當家に来り家臣となる」云々、又若目田系譜に「左大臣橋諸見公の後裔、碓井荒太郎貞光末孫左衛門太郎業秀、宇都宮朝業の甥となり、鹽谷領内若目田郷三十町を知行す」と見ゆ。

4 丹波の碓井氏 太平記卷十四に「丹波國より碓井丹波守盛景、早馬を立て申ける」と見ゆ。白井條参照。

5 河内の碓井氏 弘治水滸の頃、碓井大和守定紀、同因幡守定阿等あり、錦部郡烏帽子形城によりて島山氏に屬す。後白井因幡守とも見ゆ。

6 信濃に此の氏あり。又堀尾山城守給帳(二百五十石)。新撰美濃志に白井加賀見ゆ。

薄井

ウスキ 下總、羽後等に此の地名ありて、信濃、備前、岩代等に此の氏あり、白井、碓井と通ずべし。又下野武茂氏の長臣に薄井備中守あり、前述下野碓井氏と同族か。

碓居

ウスキ

白居 ウスキ 豊後國海部郡白居庄より起る。大神姓の白居氏ありて大いに榮しが、

後衰微して、大友氏族白居氏起る。

1 大神姓 豊後の大族にして、平家物語に「豊後國住人白居次郎惟隆、源平盛衰記に「九國の住人白居、部領、」また「白居次郎維高、」また玉海壽永二年條に「豊後國住人白木、御方(緒方)等未歸順」と。また東鑑文治元年正月十二日條に「豊後國住人白居次郎惟隆、同弟緒方三郎惟義は志・源家に在るの由、兼ねて風聞の間、船を彼の兄弟に召し、豊後國に渡り、博多津に賣入る可きの旨評定あり」と、次きて廿六日條に「惟隆惟榮等、參州の命を含み、八十二艘の兵船を獻ず」と、以つて當時の勢力を察するに足らむ。猶ほ緒方條にて詳述すべし。

緒方系譜に「大野郡大領大神惟基(大藤大夫)五子あり、季子惟盛・白居冠者と稱す」と。惟盛は盛衰記所載緒方傳説の大彌治に當らむか。即ち盛衰記卷三十三に「鹽田大夫(大大夫)娘花御本云々、輝大彌太、大彌太が子に大彌次、其の子に大六、其子に大七、其子に尾形三郎惟義」と見ゆる大彌太の子大彌次は惟盛、大六は惟衡、或は惟俱ともあり。次に「其の子大七」は惟用、其の子五子あり、長

子太郎惟長、早逝す、次は東鑑の惟隆(白居)、惟義(緒方)、又その弟に佐賀四郎惟時、賀來五郎惟興あり。

白居、緒形氏はかく源家に功ありしが如きも、其の後多く聞えず、如何なる故か。但し東鑑卷十三に白居八郎なる者見ゆ。國志に「白居氏・中世名を顯はしたる者なし。後大友氏戸次の族時直、大友親世に仕へ白居を賜ひ、因つて氏とす」と。

2 日向の白居氏 和名抄日向國に白居郡を收め、字須岐と註す。而して前述豊後海部郡白居庄と隣す、然らば大神姓白居氏は最初この地に居り、後彼の地に移り、白居庄の名を起せしかと云ふ(地理志料)井戸川系圖に「大神惟基・豊後大野郡大領たり、五子を生む、長子政次・高千穂氏を稱し、季子惟盛・白居氏を稱す、子孫世々白居城に居る、後土持氏に屬す」と。又武家系圖にも「白居 大神姓、本國日向、大膳大夫惟基男、冠者惟盛、稱之」とあり。日向記に白居少輔太郎統景、同名新助入道紹察見ゆ。

3 前太平記純友追討の條に、後陣の大將白居爲繼あり、千五百騎の將たりと、さ

れど俗書なれば採るに足らざるか。

4 大友氏流 大神姓白居氏と同様豊後國海部郡白居より起る。大友系圖に「親秀一戸次次郎左衛門尉重秀・庶流白居」また別本に「戸次重秀—太郎時親—豊前々司貞直—時直(白居)、」また戸次系圖に「時直兄頼時—冬田(白居)」と見ゆ。大友家臣なり。

5 豊前の白居氏 企救郡の豪族にして文明大永の頃白居高直あり、又下毛郡に白木氏あり。

6 筑前の白居氏 九州軍記略に「天文年中白居安房守、大友家の命を受けて志摩郡柑子嶽城に居り、郡中を治む」と。「白居安房守鑑續、初は三郎右衛門と號す。越中守鑑速の兄なり、天文年中大友氏の命を受けて、白居安藝守親連に代りて志摩郡好士嶽の城督となる」と。又白居親助、白居與三左衛門親貞等見ゆ。(管内志)。

7 其の他、三池文書に白居安藝守、五條家文書に白居越中守、上野文書に同上、安西軍策に白居新次允、筑前住吉神社大般若經に白居入道、本多忠朝家臣に白居七兵衛・天王寺に戦死す。

白木 ウスキ 白居氏と同じ、玉海に白木、源平盛衰記にも白居を白木とも記し、平家物語に豊後國白木次郎惟澄あり。又豊前下毛郡に白木氏見ゆ、即ち元龜天正の頃白木下野守あり。

白城 ウスキ これも白居氏と同じ。薄衣 ウスキ又 陸中國勢井郡薄衣邑より起る。桓武平氏葛西氏の一族にして葛西氏に屬す。伊達世次考に「明應八年己未十二月十三日、奥州磐井郡東山住人葛西一族薄衣美濃入道經連、蓮阿彌を遣はし、書を獻じて援兵を請ふ、其の略に曰く、薄衣入道謹言、國中の事は固より探題の下知する所也。是を以つて貴賤手を束ね、輕素足を戴く。況んや入道は葛西の門葉、僅に箕裘の塵を繼ぐをや、云々、則ち入道一人の扶植に非ず、國の爲、民の爲のみ。意趣は蓮阿彌佛中披かるべし、恐々謹言、極月十三日、遊上、奉行所、薄衣美濃入道沙彌經連」と。これは所謂薄衣狀にして當時の形勢を窺ふ史料として尊重さる。この後永慶軍記に薄衣小二郎と云ふ人見ゆ。

薄雲 ウスグモ 雲上家の稱號にして、尊卑分脈に六條顯房—雅兼(時人號薄雲中納言)と見ゆ。村上源氏也。

白倉 ウスクラ 武藏風土記稿足立郡條に「千斐介直胤の末裔にて中古白倉を氏とせしが、小田原北條氏に仕へ下總國(常陸か)河内郡を領せしにより河内と改む。其頃の祖先を河内但馬常親と云ふ。其男右近知親—與兵衛胤盛、天正十八年北條の没落に遭ひ、當郡竹塚に移る」と見ゆ。

薄墨 ウスミ

白田 ウスダ 散流ありしが如し。

1 桓武平氏上總氏流 千葉系圖に「上總常陸—親常(白田十郎)」と見ゆ。

2 清和源氏小笠原氏流 信濃國佐久郡白田邑より起る。小笠原族伴野時長の末なりと云ふ。甲斐野澤衆の内にも此の氏あり、信濃より移りしものとす。

3 備前の白田氏、又美濃に白田宮内(新撰志)あり。

碓田 ウスダ 白田氏に同じ。信濃にあり。

白谷 ウスダニ 石見にあり。服部系圖治郎兵衛の子に白谷庄右衛門あり。

白戸 ウスト 秀郷流藤原姓結城氏の族にして、秀郷八世孫結城朝光の子寒河時光、其の子朝村、白戸十郎と稱す。中興系圖にも「白戸、藤、十郎朝村、之を稱す」と見ゆ。

碓氷 ウスナガ 信濃にありと。碓氷の誤にあらざるか。

薄根 ウスネ 上野國利根郡に薄根の地あり。

白根 ウスネ 桓武平氏常陸大塚氏の族にして、家幹の八男大野八郎光幹の後なり。

白野 ウスノ 豊前國下毛郡の豪族にして、天文永祿の頃白野宗久あり。豊後國國崎郡白野浦(國田嶺)より起りし氏也。

白庭 ウスバ 常陸の豪族にして又薄葉ともあり、新編國志に「白庭、又薄葉、多珂郡白庭村より出づ。佐竹譜に多賀庄奉公人五人の中にあり。白庭加賀守は忠夢院一宗長圓と稱す。夢窓國師年譜に出たる比佐居士はこの人也。長圓寺を開基す」と見ゆ。

薄葉 ウスバ 前條氏に同じ。磐城白川八槻宮天文八年の經顯識に除師薄葉新六なるもの見ゆ。

白拜 ウスハイ 正訓不明、白並か。

碓氷 ウスヒ 信濃、上野に跨る碓氷の地より起る。後世は主として碓氷とあれば、其の條にて云へり。

白文 ウスフミ 大隅の豪族にして、藤原姓、山田式部少輔忠繼の三男白文三郎より

出づ。

白間 ウスマ 肥後國玉名郡白間庄より起る。この地又白間野庄ともあり、即ち東鑑壽永三年池大納言家領肥後國珠磨白間野庄と。従つて此の氏も亦白間野とも云ふ。即ち東鑑建長二年條に白間野太郎あり。事蹟通考所載白間系圖に「藤原善郷(藤原秀郷の奕葉、代々玉名郡白間庄内を領す、白間莊司と稱し、坂下城に居る。墓は坂上村に在り、墓標の銘に慶雲幸公禪定門、應仁二年五月十二日とあり)、その後孫宗郷(白野太郎、善郷の後孫、坂上坂下村百七十町を領す)一邦郷(白間能登守、天正十五年佐々成政に背き、誅せられ家滅す」と見ゆ。猶ほ白間野條を見よ。

白間田 ウスマタ 肥後の名族にして、永正元年三月の菊池政隆の侍帳、永正二年十二月三日の連判に白間田又十郎武益を載せたり。

白間野 ウスマノ 白間氏に同じ。東鑑建長二年閑院院築垣課役の條に、白間野太郎を載せ、託磨文書觀應元年の下文に白間莊に作る。菊池家傳には東郷白間莊とあり。坂下城に據る。藤原秀郷の後裔、白間野太郎宗郷の築く處、子能登守邦郷相續で在城

す。天正十二年比落去と云へり(國志)。

羽隅 ウスミ ハネズミ 安藝國に羽隅氏ありき。三河吉良氏の族右衛門・弘安四年石見の地頭職となると云ふ。石見にては吉見頼行が弘安五年能登より來りし際、羽隅氏等隨ひ來ると傳ふ。

羽前屋 ウゼンヤ 屋號より來りしなるべし。

宇陀 ウダ 菟田、兎田、宇陀、宇太、宇田と通じ用ひられ、猶ほ鶴田、雅樂とも通ず。

1 宇陀縣主 宇陀縣は大和國宇陀郡の地にして、和名抄宇陀郡を宇太と註す。神武天皇入國以前よりの地名にして、當時兄弟、弟稱あり、此の地を領す、即ち神武紀に「天皇」遂に菟田下縣に達する。因りて其の至る所の處を號けて、菟田の穿邑と云ふ、云々。天皇・兄弟、及び弟稱なる者を徴さしむ。是の兩人は菟田縣の魁師也」と見え、また國造本紀に「宇陀縣主兄弟を誅し、弟稱を以つて、建術縣主と爲す」と見ゆ。此の國造本紀の記事を果して據る處ありしものとすれば、兄弟は當時既に宇陀縣主と稱せしなり。然るに同書兄弟を誅し、弟稱を以つて建術縣主

と爲すと云ひ、神武紀も亦「弟稱に菟田邑を給ひ、因りて菟田縣主と爲す、是れ菟田主水部の遠祖なり」と見ゆ。蓋し縣内菟田邑に治所を置きしが故に、菟田縣と稱するに至りしものと考へらる。されど宇陀縣主も、菟田縣主も、後世のものに見えず、而して書紀、此の氏を縣主の祖と云はずして、主水部の祖と云ひ、また此の縣名大和六つの御縣中に見えずして、中古に至り宇陀郡の名の見ゆるを思へば、後世變遷ありて廢され、更に宇陀郡を置かれしものか。但し清寧紀に菟田首見ゆ、此の縣主の後なるや明白なりとす。

兄弟稱は古事記に見字迦斯、弟字迦斯に作る、天皇八咫鳥の向ふ所を尋ね、遂に菟田下縣に達す、因りて穿邑と曰ふありと雖、こは地名附會の傳説にして、既に兄弟稱の名あれば、より古き地名なるや明白とす。蓋し二人はウカシの地に據り一縣を支配せしなるべし。郡内宇迦志村あり、その西に宇陀邑あり。

2 菟田首 弟稱の裔、菟田縣主の氏姓なり。清寧紀に「菟田首等の女、名は大魚」と云ふ人見ゆ。

3 菟田 孝德紀に菟田朴室古と云ふ人見ゆ。菟田首の一族なるべし。

4 兎田 雄略紀に兎田御戸部と云ふ者見ゆ。

5 宇陀臣 宇太條に云ふべし。

6 宇陀神戶司 近世伊勢神宮社家系圖に「大和國宇陀神戶司、越智宿禰、河野孫稻裔」と見ゆ。

菟田 ウダ 宇陀に同じ、菟田首、無姓菟田氏あり、前條を見よ。

兎田 ウダ これも宇陀に同じ。土佐に此の地名あり。

宇太 ウダ 宇陀と通ずるなるべし。

1 宇太臣 大和國宇陀郡より起りしなるべし。阿倍氏の族なり。阿倍氏は大和の阿倍より起り、伊賀近江を経て越の國に榮えしなれば、此の地はその往還に當り、一族此の地によりて此の氏を起せしものと考へらる。蓋し菟田縣主、菟田首等の後世物に見えざるは此の氏に併合されしに因るならんか。

2 和泉の宇太臣 姓氏錄、和泉皇別に「宇太臣、阿倍朝臣同祖」とあり。

宇田 ウダ 上野、遠江、美濃、磐城、岩代等に此の地名あり、猶ほ宇太、宇多と云

ふと通じ用ひらる。

- 1 清和源氏土岐氏流 美濃國多藝郡宇田村より起る。土岐系圖に「頼清—康貞—康任(宇田)」と見え、新撰志宇田村條に「宇田二郎康任、土岐大膳大夫頼康の舎弟三河守康貞(悉五郎と稱し世に知らる。大力劍術早業達者也)の二男にて、こゝに住せし由、土岐系圖に見えたり」とあり。
- 2 藤原性齋藤流 尊卑分脈に「正田齋藤爲頼—成貞(宇田五郎)—爲兼」と見ゆ。
- 3 會津の宇田氏 岩代國信夫郡宇田邑より起る。新編會津風土記耶麻郡下柴村舊家宇田小傳次條に「此村の肝煎なり。先祖は小澤大藏とて初め信夫郡宇田村を領し、後會津に來り蒲生秀行より知行二百石を賜り、寛永の初、蒲生忠郷死後藤を失ひ、稻田村に寓居し、貞享年中其の子孫肝煎となり、今に相續す」と見ゆ。
- 4 遠江の宇田氏 橋原郡宇田邑より起る。鎌倉實記卷十一に「建久七年遠江國大井川邊宇田太郎秀信、右方大王、是佐々木家之郎等也」とあり。右方氏は志戸呂村より起る。宇田は靈異記に鶴田里(大井河上)とある地ならん。

- 5 近江の宇田氏 甲賀五十三家の一なり。佐々木氏の族に宇太氏あり、關係あるか。信樂の宇田氏は舊記に宇多ともあり、之を證するに足らん。
- 6 伊豆の宇田氏 東鑑卷十三に宇田五郎三十、卅一、三十二に宇田左衛門尉、また曾我物語に宇田五郎信重あり。
- 7 其の他、伊勢神宮内宮舊社家、信濃、志摩等にも存す。

宇多 ウタ 和名抄陸奥國に宇多郡を收め宇太と註す(磐城國)。その他山城、大和(宇陀)、和泉國和泉郡に宇多莊、また宇田莊ともあり。

- 1 宇多國造 ウキタ條を見よ。浮田國は後の宇多郡なり。
- 2 佐々木氏流 佐々木高則の後宇多高之より出づ。家紋丸に三引、五三桐。宇田と通ず、宇田條を見よ。
- 3 備後の宇多氏 高師直文書に葦田郡の地頭職宇多加賀守見ゆ。(地理志料)。
- 4 其の他、津山藩分限帳伊賀等に存す。

鶴田 ウタ 遠江、駿河等に此の地名あり、北條分限帳に「二十五貫八百三十文、六郷之内蓮沼鶴田新三郎」と載せたり。

右田 ウタ ミヤタ條に云ふべし。

打宅 ウタ 日用重寶記に見ゆる氏なり。

雅樂 ウタ 雅樂寮の官人に任命されし人の後裔が先祖の官名を稱號とせしなり。されど又宇多、宇田と通ず、清音寺建武四年文書に陸奥國雅樂庄地頭職云々、こは宇多郡宇田庄に外ならず。

- 1 東鑑卷十七に雅樂允景光、こは官名を冠せしなれど、三十五、三十七に雅樂左衛門尉、三十六、三十七に雅樂左衛門尉時景、四十八に雅樂左衛門太郎等は既に稱號となりしものなり。
- 2 康正造内理引付に「六百文、雅樂備中入道殿。尾州長岡庄。段錢」と見ゆ。
- 3 永享以來御番帳に雅樂備中入道、雅樂修理亮、長享江州勅座着到に(備中)雅樂多治部次郎、雅樂修理亮等を載せたり。(タナヒ條を見よ)。
- 4 伊豫三島元弘三年六月文書に雅樂三郎入道見ゆ。

有田 ウタ 和名抄美濃國多藝郡有田郷あり、ウタと讀むと云ふ。

槍田 ウタ

歌荒洲田 ウタ アラスダ イキ條を見よ。

宇高 ウタカ 伊豫國の著姓なり。

- 1 高橋氏流(大宅姓) 伊豫國新居郡宇高邑より起る。温故錄古土屋城條に一垣生村にあり、高橋三河守大宅光頼、伊豆國より來り、垣生、宇高云々等の地を領し、代々これに居る。中世宇高と改め宇高大炊之助、尤も世に名あり、其の子孫再び高橋に復すとあり、タカハシ條を見よ。豫章記に「正平廿四年、生子山、松木、宇高少々發す」とあり。
- 2 安藝の宇高氏 藝藩通志矢賀村宇高氏條に「先祖間部太郎右衛門、伊豫國宇高村の人、因つて氏とす。慶長十七年、こゝに來住し、里職を世々にす」と。

歌書 ウタカキ 陸中國江刺郡歌書邑より起る。封内記に「歌書邑、古壘二あり、其の一は内館と號す。昔歌書帶刀なる者居る所」と見ゆ。

宇田川 ウタガハ 武藏、大和、伯耆等に此の地名ありて何れも宇田川氏を起す。

- 1 佐々木氏流 武藏風土記稿荏原郡北品川宿條に「神主小泉出雲勝延。系圖に「祖先是佐々木の庶流宇田川太郎左衛門某齋、宇田川和泉守長清なり。長祿の頃豐島郡日比谷郷に住し、後當所に移る」太田道灌日記に「長祿中道灌、長清をして、

品川の館に居しむ」と。長清四代の孫石見守勝種、元龜天正の頃、當社神職にて兼て、北條氏に屬て軍役を勤む。小田原記に大永四年正月十三日、北條氏綱江戸城を乗取、品川の住人宇田川和泉守以下降參の者共に普請の事を命ずとあれば、初て北條氏に屬せしは和泉守長清なり。同書永祿十二年武田信玄小田原出張の時此邊を追捕し、品川の宇田川石見守、鈴木等を追捕とあり。又家藏古文書の寫に、石見守父子、其外都て五人連署して、品川百姓等に下知せし事みゆ。據て想ふに此人代々土着して代官など勤めしならん。勝種は天正十八年十月五日死す。子二人、兄出雲守勝定は家を繼、弟豐前定正は北品川宿名主兵三郎が祖なり。勝定の子小泉出雲勝重實は橋本郡平村八幡社神職小泉某の次子なり、文祿中勝定養子として家を繼しむ。是より小泉を氏とす。慶長十九年攝州大阪の役に御祈禱を勤して、以て台徳院御筆の短冊、及時服白銀等を賜、短冊は詞花集待賢門院堀河の歌を書して給ふ、と見え、又宇田川氏條に「北條の家人宇田川石見守勝重が子孫にて、累代土着す。小田原記に永祿十年勝

種當所に在て信玄を喰留んとして敗走せしこと見ゆ。子二人あり、長子出雲守勝定は當所稻荷社の神職となる。是今の小泉出雲が祖なり。次男豐前定正は御打入の時御案内申せしにより名主役を命ぜらる、と。

- 2 上杉氏流 これも武藏の宇田川氏にして風土記稿葛飾郡二之江村條に「家譜を問するに、上杉氏の庶流にして、先祖善左衛門定友は伊奈備前守忠次に仕へし宇田川喜兵衛定次の弟なり。定次の祖父親定は扇谷の上杉持朝の子朝昌の庶子なりしが、始は出家して東永房と號し、後還俗宇田川郷右衛門と稱し、武州品川に住す。是氏を宇田川と改めし始なり。後年圖書亮と稱し天文十八年五月廿二日六十一歳にて死す。其の子を喜兵衛定氏と云ふ、天文二年品川にて生れ、弘治元年本郡小松川村に移り、慶長元年小松川村内海蘆原二千石の地を開墾して宇喜新田と號す。其功に依て上田一町五段を賜ふ。元和六年六月二十五日死し、嚴池院華嚴法蓮と號す。定次定友共に此定氏の子なり、定次は後年伊奈氏の家人なり、曾孫郷右衛門定清の時寛政四年伊奈氏斷絶せ

地・蓋し此の氏の發祥地なるべし。孝元
 皇子彦太忍信命の後なり。即ち姓氏錄大
 和皇別に「内臣、孝元天皇皇子彦太忍信命
 の後也」と記載す。その子屋主忍男武雄
 心命（武猪心命）は味師内宿禰・武内宿
 禰の父なり。但し古事記には二人を比古
 布都押之信命の子とす。味師内、武内の兩
 宿禰が共に内と云ふは、此の内家の内な
 ればなり。神功紀の歌に武内宿禰の事を、
 子地能阿曾、或は子知能阿曾、また仁德
 天皇の御製中にも、字知能阿曾とあり、
 ワチノアソとは内の朝臣の義なれば之を
 證するに足らん。味師（ワマシ）、武（タケ
 シ）は共に美稱なり。即ち武内宿禰とは
 「内家の勇武の方」なる意に外ならず。

又景行紀三年條に「紀伊國に幸して、群神
 祇を祭祀せんとすに吉ならず。乃ち
 車駕止む。屋主忍男武雄心命を遣はして
 祭らしむ。爰に屋主忍男武雄心命詣りて
 阿備の柏原に居りて神祇を祭祀す。仍り
 て住む事九年、則ち紀直の遠祖菟道彦の
 女影媛を娶りて武内宿禰を産む」とある
 も、命の居所大和字智郡は紀伊國に隣す
 るが爲なるべし。武内宿禰の系圖は葛城
 條を見よ。其の後欽明紀十四年條に「内

臣を遣して百濟に使せしむ」と、蓋し次
 の項に照して味師内の裔なるを知るべ
 し。

- 2 山代内臣 古事記に「味師内宿禰、此
 は山代内臣の祖也」と見ゆ。蓋し山城國
 喜郡有智郷に住居せしものと考へらる。
 即ち大和有智郡より此の地に移り、此の
 地名を起せしものとす。神名帳に内神社
 を收む、この氏の氏神にして字智郡字智
 神社の分社に外ならず。（内氏の本貫を此
 の地とするは誤也）。
- 3 阿倍内臣 推古紀廿二年二月條に「阿倍
 内臣島、誅天皇之命」と見ゆ。阿倍臣の
 族にて字智郡にありしにより斯く云ふな
 るべし。
- 4 田々内臣 姓氏錄攝津神別に收む、一
 本内田臣とあり、同上（伊香我色雄命之
 後也）と註す。物部氏の族なり。田々と
 云ふは蓋し攝津國河邊郡多田の地ならん
 かと考へらる。
- 5 大隅の内臣 大隅の計帳と思はる、正
 倉院文書に内臣田次、外一人見ゆ。孝元
 帝裔の内臣ならんか。
- 6 内真人 天平勝寶三年紀に「元位等美
 王に内真人を賜ふ」と見え、其の後孝謙

天皇詔勅草に内真人兼井と云ふ人見えた
 り。皇族なる事明白なるも、出自詳かな
 らず、蓋し幾程もなく衰微せしに因るべ
 し。

- 7 後世の内氏 類聚符宣抄卷十に右馬史
 生内則忠（天曆七年六月）見ゆ。蓋し第一
 第二項内臣の後裔なるべし。
- 有至 ウチ 欽明紀十五年條に有至臣あ
 り、内臣に同じ。蓋し百濟史料にかくあり
 したらむ。
- 字智 ウチ 和名抄・大和國字智郡、山城
 國綴喜郡等に有智郷あり、共に内氏の縁故
 地なる事既に云へり。其の他遠江國山名郡
 に字知郷、同國濱名郡に字智郷、美濃國武
 藝郡に有智郷あり、此等は地形地勢より來
 りしものか。
- 字智真人 延暦元年六月紀に「真人建麻
 呂の男女、神野真人淨主、眞依女等の十四
 人、弟字智真人豐公、偽つて真人と改む。
 本姓に従ふ云々」と見ゆ。蓋し前述内真人
 の裔と假冒せしものか。
- 有智 ウチ 字智に同じ、前條を見よ。
- 字知 ウチ 字智、内に同じ。
- 有知 ウチ 同上。
- 氏 ウチ 氏は内の意にて同家一家を表は

す名、即ち家名たりしなり。此意に於て苗
 字に同じ。唯氏は賜氏姓の事始まり、半官
 半私の物となりたるを以て、苗字の如く容
 易に改むる能はざりしが故に、比較的永續
 性を帯ぶるも、其の實質は苗字と異なりた
 る事なし。殊に上古の氏に於て然り。此氏
 は第三期（開化朝より仲哀朝に至る）頃よ
 り發達せしものにして、最初は人名に地
 名、職業名を冠する習慣より起り、遂に永
 續性を帯びて、氏なるものを生ずるに至れ
 るなり。詳細は（日本上代に於ける社會組織
 の研究）を見よ。されど此の氏なる語も、亦
 氏として用ひられしものあり。蓋しワヤと
 云ふ地名より起り、更に氏なる文字を當て
 しに過ぎざるか。

- 1 東漢氏直 坂上氏の族也。欽明紀に「東
 漢の氏直横兒」と云ふ人見ゆ。氏は字治
 にて字治部と關係あるか、或は單にワヤ
 なる地名を負ふか、未詳。
- 2 氏直 天平勝寶元年八月の經師上日帳
 に「氏直根萬呂」と云ふ人見ゆ。直姓な
 るより見て前條氏に同じと考へらる。
- 宇治 ウチ 宇治なる地名・諸國に多し、
 先づ山城國宇治郡は和名抄に宇知と訓ず。
 郡内に宇治郷あり、久世郡に跨る。日本書

紀菟道に作る。和名抄宇治郡久世郡兩郡に
 宇治郷を收む。此の菟道は稚郎子の御座せ
 し地にて、其の御名代部なる宇治部は諸國
 に榮えしかば、此の宇治部の住みしより起
 りし宇治邑も多かるべし。次に和名抄攝津
 國八郡郡に宇治郷あり、宇治部より來る
 か。次に伊勢國度會郡に宇治郷あり、皇太
 神宮の鎮座地なり、此の宇治は伊勢風土
 記・内郷と解す、内宮の名も此の地名より
 發せしものなるべければ、此の説穩當なる
 べし。地形より見るも亦然り。次に因幡國
 巨漣郡に宇治郷、また宇治神社あり、次に
 備前國上道郡に宇治郷あり、此等は宇治部
 と關係あらんか。

- 1 宇治氏中には此等の地名を負ふものと、宇
 治部より來たるものとあり、次に列舉せ
 む。猶ほワヤを參照せよ。
- 1 宇治連 天武紀には菟道連に作る、十
 三年條宿禰姓を賜ふ。この氏は山城の宇
 治なる地名を負ふと見ゆ、又宇治部連
 ともあるを以つて、宇治部の伴造なるよ
 り、其の名を負ふと見るも可なり。物部
 氏の一族とす。宇治部條參照。
- 2 播磨の宇治連 播磨風土記、揖保郡の
 條に「宇治天皇の世、宇治連等の遠祖兄

日の山城國宇治郡加美郷地賣買券に「地主加美郷戸主宇治宿禰大國、郡司大領外正七位下宇治宿禰君足、少領外從八位下宇治宿禰都惠、また元慶元年十二月紀に「山城國宇治郡人左衛門少志從六位下宇治宿禰常永、鎮守府軍曹從八位上宇治宿禰春宗、並に本居を改めて左京三條に隸す」と見ゆ。此等の記事より考ふれば、この氏は宇治郡にて勢力を振ひしや明白なりとす。されど宮道氏と混同すべきにあらず。

大正六年一月十五日山城國乙訓郡大枝村塚原・宇富田の竹箴より宇治宿禰の墓誌發見さる。(銅製骨壺・銅版誌にて石函に納む)。その文破損して讀み難きも、左の二十五字は明了なりと「前賢顯物部神」「八繼孫宇治宿禰」「大平子孫安坐」雲二年十二月(後藤捷一氏報告)。

6 丹波宇治宿禰 扶桑略記應和二年條に丹波桑田郡人宇治宿禰宮成の穴太寺を建つる事を載せたり。

7 肥後阿蘇の宇治宿禰 肥後阿蘇氏は「友成(延喜)以來宇治宿禰と稱す」と云ひ、一本系圖には「天武朝の角足に至り宇治宿禰を賜ふ」と稱す。これ等の事、

正史並に中央の記録に見えざるも、阿蘇家文書・治承四年正月の下文に宇治惟義とある以來、多くは宇治氏とあり。斯く阿蘇家が宇治氏と稱するについては、阿蘇宮縁起等に據るに、神武天皇七十六年、健甕龍命始めて阿蘇國に降り、裔孫世々大宮司職を襲ふ。宇治氏と稱するは健甕龍、初め山城の宇治郷に居るを以つてなりと云へり。されど地名辭書の如きは、これを以つて氏名附會の傳説となし、宇治は内にて「阿蘇郷云々、今阿蘇谷、又は内郷谷と稱する諸村なり。此の地の形勢、山内を限り阿蘇の本邑なれば、内の稱「自ら起る」と見ゆ。按ずるに大宮司家の説は、もとより採り難けれど此の説も如何。若し此の説によれば、宇治と云ふは阿蘇氏の別稱にて、私稱の家號と解すべきなれど、(地名辭書に「あり、古文書より見るも、宇治宿禰、後には宇治朝臣とカバネを添ふる點より云ふも、私稱の名、即ち稱號苗字の類と解すべきにあらず、即ち氏と見ざるべからざるなり。猶ほ天武朝・宇治宿禰を賜ふと傳ふるは採り難きも、斯く傳ふるは宇治が氏なりしに據るや明白なり。又弘治三年十二月

の益城郡木山郷安養寺藥師堂の棟札に「當代官木山右馬頭宇治惟眞」と見ゆ、この人實は新田氏の後裔なれど、宇治姓を賜ひて、斯く記せしや明白ならん。即ち宇治は永く氏として使用さる。よりて稱號苗字の類と見る能はざるなり。然らば何によりて阿蘇氏は宇治氏と稱するか。これについて新撰事蹟通考は「惟善○代の孫惟馨が曰、健甕龍命、始め山城國宇治郡に居る、故に宇治を姓とす。其の後阿蘇君の姓を賜ひ、國造にも任ず。中葉以降、又宇治姓を用ゆ。何の故なることを知らずと、因つて惟馨復古と稱し、姓を阿蘇公に改む。中略。因て考ふるに、始め連瓶玉命の裔阿蘇君の姓を賜はり、或は阿蘇の國造に任じ、或は郡領ともなり、後年其の家衰へて阿蘇宮の神職となり、終に家斷絶。宇治姓の人代て阿蘇の宮の神主となり、代々其の職を嗣ぐか。惟泰以來は系圖の如く宇治を姓とす、證とすべし」と云へり。即ち阿蘇大宮司家は阿蘇國造家にあらずして、國造家斷絶して宇治姓の人これに替る、よりて宇治姓を稱すと云ふなり。猶ほ此の書は阿蘇系圖の惟泰以前を疑

ふ。此の説・傾聽するに値す。勿論阿蘇國造の直胤衰微して一族宇治氏之を嗣ぐとも解釋するを得べし、即ち阿蘇國造家の人、宇治稚郎子の御名代部となりて宇治を氏とし、後世國造家を嗣ぐとするを得、斯くの如き例、諸國に多ければなり。されど阿蘇氏は阿蘇廣遠(讃岐の阿蘇氏)宿禰姓を賜ひしも、肥後阿蘇君賜姓の事は全く物に見えず、殊に其の支族をや。然るに此の宇治氏は宿禰姓を稱す。故に宇治宿禰は阿蘇氏一族にあらずして、前述宇治宿禰の一族と見る方難かなるべきか。然らば物部姓にして、天武朝賜姓と云ふも、葉道連の宿禰を賜ひしを指すものと考へらる。即ち後の阿蘇家は物部姓宇治宿禰にして、前述山城宇治郡より起ると云ふも捨て難かるべし。

8 宇治朝臣 前述阿蘇の宇治氏は後朝臣姓を稱す、即ち正平六年二月十八日の文書に「阿蘇三社大宮司宇治朝臣惟時」と。又弘治三年益城郡安養寺藥師堂棟札に「大檀那阿蘇三社神主正二位大納言宇治惟豊朝臣」と。
9 宇治真人 天平寶字八年十月紀に宇治真人宇治麻呂と云ふ人見ゆ。皇別姓なる

や明白なるも出自未詳。
10 越前無姓宇治氏 天平神護二年の越前國司解に草原郷戸主宇治宇爾慶と云ふ者見ゆ。宇治連の族也。
11 富家殿流 天慶の亂征東大將軍となりし藤原忠文は宇治富家殿にありしを以つて、宇治民部卿と呼ばれたり。即ち平家物語、源平盛衰記の如きも宇治民部卿忠文と載す。忠文後に券契を書きて九條殿に奉る(十訓抄)、これより攝關家に宇治の稱號起る。

12 攝關流 前項の如く九條殿藤原師輔・忠文の別業富家殿の讓をうけ、子孫に傳ふ。後更に源融の宇治別業を買得し、頼通に至り平等院を建立す。故に宇治殿と呼ばれ、子孫その稱號を承くる者多し。兼家分脈に「忠平―師輔(九條殿)―兼家―道長―頼通(號宇治殿)」
師實―師通―忠實―頼長
師實―師通―忠實―頼長
師實―師通―忠實―頼長
師實―師通―忠實―頼長

12 小野宮流 尊卑分脈に「小野宮實頼四世孫經季(號宇治中納言)」と見ゆ。
14 源家流 大納言源隆國、宇治平等院の

傍なる南泉房に籠り、行人をして見聞の難談、逸話を語らしめ、之を綴りて今昔物語を編むと傳ふ。よりて世に宇治大納言と呼ばれ、この書を宇治大納言物語とも云ふ。

15 秀郷流藤原姓 秀郷流松田系圖に「波多野義通―義職―義定(宇治次郎)」、刑部丞、改名俊職、歌人、治承三年正月、高倉院藏人所に參す。十九、文治元年二月、始めて關東將軍家に參る。竹泉筑後守俊通の子となる。法名蓮融、五十一歳死。善雄(右馬權助、尾張守平守居住云々)と見え、東鑑五、十に宇治藏人三郎を載せたり。義定を指すならむ。
16 因幡の宇治氏 因幡國巨瀨郡に宇治郷あり、而して後世宇治村に重山長者屋敷ありて、因幡志に「因幡左大臣冬嗣公の支族冬忠の長子冬久の屋敷、宇治長者と云ふ」と傳へたり。

17 猿樂家 寛政系譜未勘に宇治氏あり、猿樂の家にて始め幸若を稱せり。
18 紀伊の宇治氏 伊都郡西志富田村海家に宇治貞右衛門あり。又那賀郡中島村地士に宇治綱之右衛門あり、續風土記に「家傳に云ふ、其祖を小川又一郎左兵衛尉重

清と云ふ。治承五年美濃國にて戦死す。嫡子一郎重康・勲勳を蒙りて、當國名草郡宇治村に來り、農民となる。元和封初宇治村、諸士の邸宅となるに依りて、若山西の店に移り、小川を改めて宇治と稱す。子孫了長といふもの、延寶四年當村に移り代々當村に住む」と見ゆ。

19 山城の宇治氏 永祿六年諸役人附に「五番、宇治少路」また長享常徳院江州勲座著到に「兼州、宇治太路備三郎」を載せたり。

20 宇治土公姓 神宮内宮權禰宜に宇治氏あり、宇治郷を名に負ひしならむ。宇治土公の庶流にして久家を祖とす（權禰宜家筋書）。

21 其他、信濃、備前に此の氏あり。

22 宇治衆 内外兩宮兵亂記に「今度長享二年六月、宇治の滅ぶる所以は多氣の御所より宇治衆へ、御扶持あるに因て、宇治衆萬づ無禮の振廻法に過るに依て、在々所々より之を惡まずと云ふことなし。故に山田衆よき折節ぞと、近邊に示し合せ、大勢にて發向す。先づ山田三方を始として、濱七郷、三箇郷、神部七郷、五智、白木、上野、一字田原、外水田の勢、

幾十騎と云ふ數を知らざりけり。朝熊、鹿海兩郷も山田に組す。去程に六月廿三日早天より諸勢押寄る云々。宇治衆大半菩提山の茂みに隠れたりける」と見ゆ。

菟道 ウチ 宇治に同じ、その條を見よ。

○菟道連 宇治部連に同じ、天武紀十三年條に「菟道連、云々、姓を賜ひて宿禰と曰ふ」と見ゆ。物部氏の族也。

氏井 ウチキ 中興武家系圖に「氏井、藤本國伊勢、モン上羽蝶、坂本次郎祐房男修理齋祐忠稱之」と見えたり。藤原南家工藤二階堂の一族なり。

内井 ウチキ 石見に此の氏現存す。

内池 ウチイケ 蒲生家臣に内池孫三郎あり、蒲生氏の族也と云ふ。

内石 ウチイシ 甲斐國巨摩郡の名族に内石彌三兵衛尉あり。

氏家 ウチイハ ウチヘ 氏家は古訓ウザヘにて宇治部に外ならざれど、後世ウザイへと云ひ、今日も然れば、便宜上此處に述べむ。和名抄下野國芳賀郡に氏家郷あり、又讚岐國阿野郡に氏部郷ありて、宇治部と註す。共に宇治部のありし地なるべし。内下野の氏家は後世有力なる氏家氏を起せり、次に述べむ。

1 藤原北家宇都宮氏流 下野國芳賀郡(鹽谷郡)氏家郷より起る。宇都宮氏の一族にして、宇都宮系圖に「朝綱—公賴(五郎兵衛尉、氏家氏祖)—公信—經朝」と見え、氏家系圖に「宇都宮朝綱三男公賴(五郎兵衛尉、氏家廿四郷、凡二千餘町を領すと云ふ)—公信(太郎兵衛尉、一本作宗廣)」

經朝 宇都宮守 公宗 兵部卿、附北家卿
余三本傳
仲綱 五郎兵衛尉
重基 下總守、從五位下、中務少輔、在名遺位
元正 元年(西暦六月三日卒)七十
重繼 兵部少輔、一本作宗廣、早世
重定 從五位上、左衛門尉、入道連、重國 中務少輔、從五位上
重定 從五位上、中務少輔、入道連、重國 中務少輔、從五位上
眞朝 下總守、忠朝 從五位上、從二位上、中務少輔、從五位上、
眞朝 從五位上、忠朝 從五位上、從二位上、中務少輔、從五位上、
網經 備前守、從六位上

其の居城なる氏家郷は下野國志に「鹽谷郡氏家郷にあり。勝山と云ふ所にて、鬼怒川の東岸なり。建久年中氏家五郎兵衛尉公賴はじめて築く」と載せたり。

2 下野氏家氏は東鑑卷十二、十三、十六、と見ゆ。

廿七に氏家太郎公賴、三十二、三十四に氏家太郎公信、四十七、四十八、五十一に氏家左衛門尉經朝、以上皆系圖に見ゆ。その他、四十に氏家五郎、四十三に氏家余三(經朝)見ゆ。下つて太平記卷三に「侍大將には氏家美作守、また卷三十一に「宇都宮云々十二月十五日、宇都宮を立て薩埵山へぞ急ぎける。相伴ふ勢には、氏家大宰少貳周綱、同下總守、同三河守、同備前守、同遠江守、芳賀伊賀守貞經云々」と、これ等皆本貫に住みし人と考へらる。

3 北陸の氏家氏 第一項氏家系圖に見ゆる如く「左衛門尉重定、正安年中越中に移る、その子中務重國、義貞の首を捕ふ」と。太平記卷二十、義貞自害の條に「義貞今は叶はじと思ひむ。拔たる太刀を左の手に取渡し、自ら首をかき切つて、深泥の中に藏して、其の上に横たはりてぞ伏し給ひける。越中國の住人氏家中務重國、呻を傳はりて走りより其の首を取りて鎗に貫き云々」と見えたり。越前足羽郡に氏家村あり、關係あるか、暗合か。この功にて子孫美濃に榮ゆ。武家系圖に「氏家藤、本國越中、中務重國」

4 美濃の氏家氏 宇都宮の祝部中里氏所藏氏家系譜に「中務重國、曆應元年(西暦七月二日、越前の國足羽郡藤島に於いて、新田義貞の首を捕り、京都に送る。尊氏將軍、賞美ありて、美濃國石津郡に於いて、關所の地數箇所を賜ふ。右下文加教書に云ふ「下、氏家中務重國、美濃國石津郡高須、澤山、一瀬等の地頭職を領せしむべき事、云々」と。是に於いて重國、始めて美濃國石津郡高須郷に移住し、子孫代々繁昌して其の國にあり云々」と記したり。下野國志に「重國九代の孫氏家常陸介友國入道ト全は、美濃國大垣の城主にて六千貫の地を領し、稻葉伊賀守貞直、伊賀伊賀守範俊等と共に土岐頼藝の旗下なりしが、土岐家亡びて齋藤道三が起るに隨ひ、世に美濃の三人衆と呼ばれたり」と云ひ、又新編美濃志大垣城條に「氏家常陸介直元(あるひは友國)入道ト全、永祿三年より元龜二年まで守る。ト全の嫡子、氏家左京亮直重は元龜二年より天正十一年迄、當城城主なり。直重は始め信長公に従ひ、天正十年より秀吉公に屬せり。弟の氏家内膳重正も

此城にありしにや」と載せ、又石津郡安江村氏家ト全塚條に「氏家常陸介藤原直元入道ト全は、其の先宇都宮の庶流の武士にて、下野の氏家に住し、家號を氏家とす。其の裔氏家美濃守公經、これト全入道の祖也と云ふ。ト全、美濃西方三人衆と呼ばれし一人にて、安八郡大垣の城主なりしが、信長公に従ひ長島一揆戦陣の時、茲に戦死したり。其の墳墓あり」と。

5 伊勢の氏家氏 信長譜に「元龜二年五月、尾張長島一向衆蜂起、云々、氏家常陸入道ト全戦死」と。織田眞記に「天正二年云々、氏家元政」と。ト全の子内膳正行廣(貞和)文祿四年桑名城主、秀吉に仕へ、二萬石を領す、慶長五年關ヶ原の役西軍に黨す。家忠日記に「桑名の城は逆徒氏家内膳正之を守る」と。氏家は籠城し、山岡道阿彌に攻落され、行廣は途電して別墅、道喜と云ひ、元和元年大坂に入り、天王寺口にて勇戦し、遂に自殺すとなり。猶ほ北別所城も氏家氏の居城なりしと云ふ。(慶長三年の大名城に、二萬二千石氏家内膳、一萬五千石氏家志摩守と)。

6 丹波の氏家氏 正應丹波國庄郷保田敷目録に「與佐郡豐富保十一町四反三百二十四歩内四町八反百八十歩氏家越前守。熊野郡川上郷三十八町四反四十一歩内八町三段二百五十歩(公文分)氏家遠江。爲友重保十町五反九十三歩、氏家遠江。爲延吉岡竹藤三ヶ保二十五町二反九十歩内三町二反七十四歩氏家遠江。御品田四十六町三反三百三十八歩内十一町五反三百五十三歩、(本所分)氏家遠江」と見ゆ。後世熊野郡に氏家氏あり、次の項を見よ。

7 清和源氏一色氏流 後世丹波國熊野郡氏家氏は一色の一族にて、大江大和守爲氏を元祖とすと云ふ。天正中氏家大和守一分村に據り、同伊勢守は友重村に居す。

8 陸前の氏家氏 下野氏家氏の一族なり。東鑑康元年條に「興大夜討強盜餘三跡と見ゆ、余三は美濃守經朝なり、當時此の地方に兼領地のありしを知るべし。其の後斯波頼兼・奥州探題として下向の際、左衛門尉重定(入道道誠)補佐として下る、留守延文六年文書に氏家伊賀守見ゆと、その後裔なるべし。次に餘日氏舊記に「氏家三河守、其の比當國の執

事もたれ候間、岩手ざはより手勢三百餘騎にてはせつく」と。また觀元日記奥州大名交名中に氏家安藝守、また「氏家三河守、奥州探題左衛門佐殿内」と。又明應八年薄衣狀に「岩手山氏家三河入道、同安藝守、其の城に據つて叛く、また餘日氏舊記の終に「置上、氏家三河守殿、貞宗、御奉行より飯尾殿布施殿松田殿佐藤へは斯の如く何も同封に」と、又「置上氏家三河守殿、左衛門丞爲終云々」また「置上、氏家安藝守入道殿云々」と。また永祿六年役人附に「氏家修理亮(奥州大崎)」など見ゆ、以つて其の地位を知るに足らむ。

氏家氏の居城を岩手澤城と云ふ、一名岩手山、封内風土記に「岩手澤城は山上に在り、郷俗之を岩出山と云ふ」と云ひ、觀蹟聞老志に「此の名、舊名を岩手澤と曰ふ。大崎家臣氏家彈正なる者の居館なり」と。よりて此の氏家氏をまた磐手澤氏と稱す。伊達世臣譜略に「氏家は姓藤原、其の出自詳かならず、先祖又八郎詮繼、貞和五年己丑、尊氏將軍の命を受け、大崎監司となり、來りて玉造郡岩手澤城に住す、子孫終に大崎家臣となる」と。

其の後太郎左衛門清繼あり、其の子三河守直繼、その子彈正少辨隆繼、その子三河守直繼、なりと云ふ。されど天文の頃又十郎直繼あり、「三河守孫、彈正少辨の男なり」とあり。然らば又十郎直繼は三河守直繼に當り、其の祖父と同名となる、猶ほ調査を要すべし。又十郎の庶長子に太郎左衛門某あり、又十郎と争ひ、一時岩手澤を奪ふ。其の後氏家彈正吉繼あり、詮繼十一世の孫に當る、伊達政宗に仕ふ。

其の他、此の一族多し、先づ同郡名生村に名生城あり、觀蹟聞老志に「住吉氏家兵内なる者の居館なり」と見え、又一栗城主一栗氏も氏家氏なりと云ひ、又加美郡中新田城も氏家彈正の居城と云ふ、猶ほ陸中國磐井郡黄海邑の小堂館は葛西家臣氏家大和の居る處(封内記)と云ふ。(氏江條参照)

9 出羽の氏家氏 最上家の執事にして村山郡成澤に居館す。風土略記に「氏家館は成澤の館とも云ふ。最上義光朝臣の代には氏家尾張守住居の館なり」と。よりて成澤氏とも云ふ。尾張守の父を成澤道仲と稱し、此の地にありたりと。此の家

は嶋川親元記に「羽州探題(最上)内、氏家伊豫守宗政、漆十五盃進之」と見ゆ、名族たりしを知るべし。

10 南部の氏家氏 南部系譜附録に、「信直公の時、志和郡長岡の館主氏家又太郎を退治す」と。

11 參河の氏家氏 磐豆郡四町城(四町)は氏家内膳正の居城也。或は云ふ慶長五年桑名城を去り、後大坂に仕へ、蕨道喜と號す。元和元年大坂に於て自害す。或は云ふ、内膳正行廣は濃州氏家常陸介が孫也。不審と(二葉松)。氏家氏は宇都宮氏の族也と、前に云へり。

12 徳川時代、氏家氏は鶴岡酒井藩の重臣、生實森川藩の重臣なり。又加賀藩給帳に「五百五拾石(三巴)氏家桑五郎。貳百石(同)氏家才九郎。百石(同)三十三石(加)氏家多宮。」また松前藩男足郡宰に氏家新兵衛あり。(横田家臣氏家經國)

内宇田 ウチウダ 信濃にあり。

内海 ウチウミ ワツミ條を見よ。

内浦 ウチウラ ウツラ條を見よ。

氏江 ウチエ 氏江は氏家と通ず、氏家もとはウヤへなればなり。又氏江なる地名を貢ふもあり。下學集にウヤエと註す。

1 陸前の氏江氏 岩手澤館主也、下野氏家氏の後裔にして、氏家氏に同じ、氏家第八項を見よ。大崎左衛門督隆義家中記に氏江彈正(磐手山)と見ゆ。又伊達正宗家中記に氏江新兵衛あり。中興系圖に「氏江、藤、本國下野」と見ゆ。

2 岩代二本松家の族譜にして安達郡本宮に據る。

3 宗氏族 對馬宗義蕃の子善壽、氏江を稱し、宗家の家臣となる。武鑑に家老氏江兵庫、氏江圖書等あり。

4 長尾氏景家中に氏江氏有(長尾系圖)。清兵衛あり。

内江 ウチエ 佐州役人帳に藤原姓、内江内尾 ウチヲ 豊前國上毛郡内尾より起る。宇都宮氏の一族にして、野仲弘花の子に内尾伊豆守親賢あり。加能松城に據る。その子内尾藤太郎兼元・主水と稱す。又内尾帯刀あり。下毛字佐に勢力を振ふ。友枝文書に多く見ゆ。

打萩 ウチヲギ 石見にあり。

内小野寺 ウチヲノテラ 日向國瀧太尾 権現の別當寺なり。

内垣 ウチガキ 信濃にあり。

内籠 ウチカゴ 尾張國中島郡に内籠郷あり。

内崎 ウチガサキ ウチザキ 陸前國栗原郡内崎邑より起る。内崎また内野崎ともあり。この氏は清和源氏斯波氏の族にて大崎家に仕ふ。伊達世次考に「内崎は大崎六代持詮次男某、始めて栗原郡内崎邑を領し、因つて氏となす。七代教兼、其の女を以つて之に配す」と載せ、觀蹟聞老志に「四電村に城址あり、四電尾張居館也、或は曰ふ、内崎中務なる者之に居る。共に大崎家臣なり」と見ゆ。又明應八年の薄衣狀に「内崎城は栗原郡古川に在り」と載せ、天文中の古川狀に内崎左馬助宗忠なる者見ゆ。寛政系譜云ふ、「内崎、家傳に斯波家兼が後裔なり」と、家紋五七桐、丸に二引。蓋し同族なるべし。

内ヶ崎 ウチガサキ 前條氏に同じ。

内方 ウチカタ 寛政系圖藤原氏支流に收む。高珍より系あり、家紋三澤湯。

内河 ウチカハ 内川と通じ用ひらる、相摸、武藏、信濃、岩代、越後、紀伊等に此の地名あり。

1 藤姓郷町流 伯耆の名族にして信濃國埴科郡内川邑より起る。名和氏記事に據るに、「此の氏は郷町權太夫藤原在家より

出づ。右馬大允右宗、後白河院の北面にて、信濃國吉田、時田、内河等の地を領す。故に子孫地名を以つて家號とす」と。
 右宗の子時田四郎右成（武者所、鎌倉右大臣家に仕ふ）―内河次郎右忠―次郎弼忠―八郎弼家―次郎右頼なりと。内弼忠は秋田城介泰盛に屬し、弘安七年北條氏の討手と戦つて討死す。其の子八郎弼家の討手と戦つて討死す。其の子八郎弼家は當時三河國大陽寺庄にありしが、變を聞きて遂に伯耆に遷る。その子次郎右頼にして、その妹、長田小太郎行高に嫁して長年を産む。伯耆の卷に「執事内河兵衛三郎入道眞信」實は長年の從弟、後に念四と號す。建武三年六月五日坂本にて戦死す。又「内河眞信が四男三郎眞眞（義實）」「内河新三郎眞眞」「内河新三郎眞眞」「大方内河右頼息女長高妻女」等を載せ、名和氏系圖「寄一家には内河云々」と見ゆ。

急ぎ肥後國へ引返す。將軍則ち一色太郎入道道敏、仁木四郎次郎義長を差遣し、菊地が城を責させらるゝに、一日も堪得ず。深山の奥へ逃籠る。是より總て同國八代の城を責て、内河彦三郎を追落す也」と。金勝院本に彦三郎宗忠に作るも、義眞の方よし。

義眞後に義直に改む、建隆元年、惠良惟澄申狀に正平の初め内河龍殿允義直あり。又左衛門尉、備前守となる。國史略に「眞信入道無三、其の子彦次郎信定、二男彦三郎宗忠三人相繼て古籠城（内河城、八代城）に居る」と、金勝院本と同一史料より出づるか。南山巡狩録に興國七年内河龍殿允云々と。

3 甲斐の内河氏 家譜藤氏にして、七左衛門正吉、甲斐國に住し、内河と稱す、家紋丸に七曜、丸に帆掛船。

4 紀伊の内川氏 紀伊國牟婁郡内川村より起る。内川は熊野權現領富田庄内の邑名にして、同庄南莊は内川修理大夫之を掌りしと云ふ。修理大夫文明五年同村内に稻荷社を勧請す。又保呂村に鴻巣城あり、續風土記に、「山本主膳正の家士内川平兵衛の城なり。平兵衛は富村及び内川

を領せしなり」と。

5 陸奥の内河氏 建武元年十二月十四日津輕降人交名に「内河三郎二郎、同又三郎右眞、兩人瀧瀬彦二郎入道預之」と。又曆應四年七月七日曾我師光の列書に「平賀郡加土計郷、曾我小次郎、内河又三郎知行分」と。

6 徳川時代、五島藩用人に内川氏、香宗我部記録、信濃等にも内川氏あり。

内川 ウチカハ 内河に同じ。前條を見よ。信濃紀伊にては内川と記す。

宇治川 ウチカハ

氏川 ウチカハ

内上 ウチカミ

内貴 ウチキ ナイキ條を見よ。

内木 ウチキ

打木 ウチキ

内記 ウチキ ナイキ條を見よ。

内紀 ウチキ ナイキ條を見よ。

内城 ウチキ ウチシロ 羽後國仙北郡大曲の豪族なり。ウチシロ條を見よ。

内治木 ウチキ

内空閑 ウチクガ ウチコガ條を見よ。

内空我 ウチクガ 同上。

内久根 ウチクネ 信濃にあり。

打杭 ウチクヒ 丹波國天田郡の名族なり、丹波志に見ゆ。

内久保 ウチクホ

内藏 ウチクラ 上古以來の大族なり、クヲ條を見よ。

内倉 ウチクラ 武藏足立郡の名族にして氷川の舊神職なり。武藏國造齋足立郡司行範より出づ。其の子行基―行水―正見―宗基―正家―正親（内倉太郎）、弟正永（内倉次郎大夫）―正兼―正頼―元正―正季―行信―正明―行明―行季―基季―爲正―正宣―行兼―行守―行正―行宗―宗正―行伸―行久―物部重臣（角井主膳）これは西角井の祖也。行範はその實武藏介菅原正好の孫にして菅原朝臣正範の子なりと云ふ。

内空閑 ウチコガ 肥後國山本郡内古閑邑より起る。肥後國志に「伊賀國住人服部備前守基眞 明應三年に肥後國へ下向して、山本郡の内所々を押領し、露野邑權現岳城を築き、内容閑に住する故、氏を改め内空閑を號とす」と。其の系圖に「藤原實基（民部大輔、鎌足十六代孫、伊賀國服部莊地頭に補せられ、上野城に居る、是より服部を

以つて著姓と爲す）……基載（服部權少輔、實基三代孫）……基孝（伊賀守、基載の後）―基包（民部大輔、其孝の子）―基之（備前守、後基載に改む）―基眞（内古閑備前守、明徳元年庚午六月、伊賀を避けて此の國に來り、菊地武朝に屬す。武朝授くるに山本郡の地を以つてす、或五百五十町也と。因て山本郡内古閑村に居り家號を改めて内古閑と爲す。後に内古閑村を改めて内村と爲す。永享四年十月十九日死、年八十五、後に今宮靈社と崇め巖島社内に祀る」と。事蹟通考に「按國志略、基眞永仁元年來りて内村垣内に住す。露野雜記には後醍醐帝の朝下向して内空閑刑部大輔元重（一に基眞）と改むと。諸社集説には基眞、文正頃の人也。或は又延久三年、又は應和辛酉の年下向と爲す、皆同じからず。今・内古閑記に従ふ」と見ゆ。

内古閑基眞―刑部少輔爲載―掃部助重載（備前守）―刑部少輔長載―備前守載久―中務大輔親眞（左近大夫、天文二年薩軍と戦て死す）―式部大輔兼眞（本眞眞）―民部少輔眞資（但馬守）、弟式部大輔兼房（權少輔、天正十二年八月島津氏に降る。秀吉征西、本領安堵、後十六年誅せらる。眞資の子眞照備

前守、或は攝津守、天正十六年殺さる」と。

此の氏は嘉吉三年正月菊池持朝侍帳に「内古閑圖書介頼續、内古閑周防守誠長、内古閑刑部兼爲載、文明十三年萬句連歌に「内古閑刑部少輔爲載、圖書助頼續、永正元年政隆侍帳に「内古閑次郎左衛門朝眞、内古閑周防守朝誠、内古閑秋（神）十郎運直、同二年十二月三日の連署に「内空閑次郎左衛門尉朝眞、内古閑山城守貞載、内古閑備前守重載、内古閑周防守朝誠、内古閑神十郎運直」等、又五條家文書に内空閑備前守重載見ゆ。

内古閑 ウチコガ 前條氏に同じ。

内空我 ウチコガ

内越 ウチコシ ウチエチ條を見よ。出羽の名族なり。

打越 ウチコシ ウチエチ條を見よ。但し紀伊にも此の氏あり、ウチコシカ。

内小路 ウチコウチ ウチノコウチ 熱田神宮舊祠官にして大原眞人姓と云ふ。

内小侯 ウチコマタ ウチマタ

内崎 ウチザキ ウチガサキ條を見よ。

内笹井 ウチサ、キ

内澤 ウチサハ 秀郷流藤原姓、佐野安房守基綱次男佐野木村太郎忠家―基綱（内澤次郎、鍋山に住す）―藤澤七郎基家なりと。

左衛門廣次に與ふ」其の他足立郡女體社々家、都筑郡二俣川村名家、秩父郡黒谷村名家等に此の氏を載せたり。猶ほ御嶽社の棟札に内田小右衛門見ゆ。埼玉郡にもあり。

6 甲州三枝氏流 甲斐巨摩郡の名族也。

三枝裏七名字の一にて、三枝氏より出づと云ひ、或曰ふ、義光八代孫内田美濃守信持の後裔と云ふ。此の氏中田ともあり、即ち中田釣之助を又内田釣之助に作るによりて知るべし。

7 伴姓櫻野氏流 伴氏系圖に「櫻野左衛門尉貞行一伴三郎知貞一資知(元相州鎌倉住、後甲賀に來り下馬杉に住し、伴内内遠江守と號す)一出羽守實高一又次郎景永一新左衛門康信一吉兵衛尉吉資」

景家一資政一秀資一資俊一貞信
内之助 中大夫 右兵衛 左兵衛 一
資盛一資信 資宗四郎右衛門
資實一資時 右衛門

と見ゆ、江州の名族なり。中興系圖にも「伴、伴太郎知貞男、遠江守資知、稱之」とあり。

8 中臣氏族 中臣氏系譜に「大神宮司茂生一永頼一宣輔一永輔一永清一永實一清實(號内田太郎)」また「茂生一守孝一頼宣(號内田)一守宣一宣定(内田太郎大夫)其弟宣孝(號内田前司)其弟頼重(内田四郎大夫)其弟七郎頼孝、八郎仲宣」等あり。

9 伊勢の内田氏 員辨郡の豪族に内田飛騨守あり、星川城に據りしと傳へらる。

10 丹波の内田氏 天田郡の豪族にして内田河内守なるものあり(丹波志)。

11 阿波の内田氏 故城記に見ゆ。

12 野野姓 美作國眞庭郡新庄の内田氏は野野姓と稱す、物部野野氏の裔か、珍とすべし。苦田の郷に居り、もと中山の神人也。清和朝弓削郷に中山新宮を立つるに當り、弟慶、陪從して移る。其の廿四世景朝・御鴨神社に仕ふ。其の後裔永藤天正頃内田重政、内田市助等あり。又苦田郡知和の内田氏は矢野山城主草薙重繼の重臣の裔と、蓋し前述苦田の郷に居ると云ふ者の裔に當らん。

13 清和源氏鷹取流 傳説に據れば、建保六年三月、源頼季、美作苦田郡の地頭となり、元仁元年上横田に横田城を築き、

貞永元年卒す、其の子祐頼、延應元年八月勝田郡鷹取城主平左衛門直盛を討ち、鷹取庄を領して鷹取左馬頭と稱す。四世孫對馬守頼義・護良親王に仕へ、求塚の戦に死す、四世孫鷹取右近助政頼・宇喜田氏に従ひ、後秀吉に仕ふ。其の子太郎二郎頼起に至り内田と改むと云ふ(名門集)。

14 北國の内田氏 本願寺門徒一揆の長に内田四郎左衛門あり、諸書に見ゆ。

15 豊後の内田氏 關田帳に「廣瀬村六町六反(大)、遠江國御家人内田工藤三郎政清跡、彌三郎政時相續」と。

16 相良氏流 肥後國山鹿郡内田邑より起る。相良系圖に「相良三郎長頼(法名蓮佛)一宗頼(内田四郎、或云長頼弟)一頼平(山九五郎左衛門)」と、また宗頼弟「頼重(四郎兵衛尉、實朝の時、兵衛尉に任じ鎌倉に在り、若宮參詣の時供奉騎馬、實時薨する時、頼親蒔髮、親仙大徳と號す。其の後勅賜禪師號)一頼明(永富庄司二郎)一頼常(彌三郎、於關東討死)一頼積(藤五郎)一長益(左近將監)一頼均(彈正忠)一頼道(彌三郎)一頼達(藤五郎)一實重(治部大輔)一長續」と。また事蹟通

考引用相良系圖に「相良長頼弟宗頼(山井四郎左衛門、住山鹿郡山井、内田、高橋、玉名郡山北郷西安寺に塔石あり、延應元年七月、當寺大檀那遠江國住人相良四郎左衛門入道と)一頼重(内田三郎左衛門、法名淨位、山鹿郡内田に住す、子孫飽田郡大多尾村に移る)と見ゆ。肥後國志、これに同じ。後説の方よかるべきか、相良條にて決すべし。

飽田郡に移りし内田氏は山上三名字の一にして、その系圖に「相良三郎四郎頼景一宗頼(山井四郎左衛門、山鹿郡山井内田高橋を領す)一頼元(高橋家祖)弟三郎左衛門頼重(内田家祖、内田相良と稱す、子孫飽田郡活魚莊大多尾村に徙り、代々此に住す)二十二代孫、頼秀(内田周防守、弟頼清・丹波守)一織部助頼次(天文頃の人)一左近大夫頼豐」と見ゆ。

17 肥後の内田氏は、永正元年三月の菊池政隆の侍帳に「内田右京亮重貞、内田右左衛門朝藤、」また阿蘇家文書永正二年十一月十八日の菊池家臣連署に「内田遠江守重國、」また同年十二月三日の連署に「内田遠江守重國、内田右衛門尉朝藤、内田右京亮重貞、等見ゆ。

18 肥前の内田氏 薩西要略文治元年條に「肥前國住人内田太郎宗房を載せたり。高木氏の族なるべし。

19 筑前の内田氏 秋月氏の家臣に内田善兵衛あり、彌水壘を守る。

20 豊前の内田氏 田川郡の豪族にして、應永正長の頃内田氏胤、内田氏利等あり。

21 日向の内田氏 日向記に守永城主内田四郎左衛門尉、その他内田典藥頭あり。

22 橋姓 寛政系譜、藤原氏支流に收む。はじめ橋を稱し、のち内田に改むと、家紋丸に十六葉菊、菊水。紀伊國日前國懸神宮の青侍祝部に内田氏あり、橋姓と稱す。

23 其の他、近江蒲生郡日野の人日野左衛門尉頼秋・常陸久慈郡大門に住し、親鸞に歸依して内田道圓と號すと云ふ。又正平廿二年二本松城主内田三郎政茂あり、領家加賀守家也に亡びざると。

24 徳川時代内田氏は淀橋藩の用人、新見藩の用人、尼崎松平藩用人、久居藩堂藩用人、加賀藩給帳に「百五拾石(丸内花菱)内田甚八郎。關家侍帳に五十石内田覺兵衛、鯖江藩侍帳に内田内、其の他信濃、岩代、美濃、志摩、常陸、筑後

(内田虎右衛門)、佐渡(役人頼清和源氏)、備前等にあり。

中田 ウチタ ナカゲ條を見よ。

打多 ウチタ 小野姓にして小野貞則一貞勝一三長、打多氏を稱すと云ふ。小野宗左衛門親類書に「弟を打多伊兵衛と申候」と見ゆ。

打它 ウチタ 打多に同じきか。

打田 ウチタ 安藝國賀茂郡打田村より起る、阿瀬地域の家人なりと云ふ。武豊松田修理御附に打田氏あり。

内多 ウチタ 藤堂藩の用人に此の氏あり。

宇治田 ウチタ 肥前松浦郡相賀村法隆寺鐘銘に「永和二年丙辰八月吉日、作者有智田祖久」と見ゆ。

内辻 ウチツジ 島津義弘の臣に内辻大藏左衛門あり。

内谷 ウチタニ 源爲義の子希義、内谷阿闍梨と云ふ、其の後なりと。

内津 ウチツ 信濃にあり。

内手 ウチデ

氏仲 ウチナカ 武藏入間郡。

内梨 ウチナシ 豊後大友氏の族にして、大友系圖に「親秀一重秀、庶流内梨、」と見

え、又戸次系圖に「貞直―内梨」とあり。紋査業。

内野 ウチノ 筑前内野邑より起りしか、其後、肥前名族にして、肥前河上社建武四年の文書に宮師内野能澄房、筑後近藤氏所藏文書いんに五ねん十月廿二日の讓狀に「うちの入道にこぎやく、おなじく御とくせいによて、とりかへすあいだ、これ又むねずみにゆづりあたふるもの也」と。その後筑後北野天神社口銘に「内野四郎左衛門秀盛、云々享祿四年辛卯四月四日」と。また同社永正九年四月の文書に内野右京見ゆ、相當の名族たりしを見るべし。

武藏にもこの氏現存。又慶長三年内野勘介なる者對馬國佐須郡代となる。

宇治野 ウチノ 内之浦 ウチノウラ

宇治大伴 ウチノオホトモ 靈異記上卷五に「大花上大部屋柄野古連公は、紀伊國名草郡宇治大伴運等の先祖也。天年澄情、三寶を尊重す。本記を案するに、敏達天皇の代と曰ふ云々」と見ゆ。名草郡宇治に住みたる大伴連なるや明白なり、オホトモ條を見よ。

宇治土 ウチノツチ 伊勢國度會郡宇治郷より起り、宇治土公と呼ぶる、土公とは其の地の領主の意ならん。同郡に大土御祖神社あり、關係あるか。此の氏は伊勢二所皇太神宮御鎮座傳記に「猿田彦大神は宇治土公氏人遠祖の神也、また皇太神宮儀式帳に「次百船を度會の國佐古久志呂宇治家田田上宮に坐しき。その時、宇治の大内人として仕へ奉る宇治の土公等の遠祖大田命を、汝國名何と問ひ賜ひき。是れ川名佐古久志留伊須々の川と申」と。これを倭姫命世記に「猿田彦神の裔宇治土公の祖大田命参り相ひき」と見ゆ。また大神宮雜事記に「宇治土公遠祖大田命神は當土の土神也。然して玉串大内人となる。即ち荒木田福宜と相並びて祭庭に供奉するの例也」と見ゆ。これ等によりて、神代記紀天孫降臨の條に有る名なる猿田彦神と云ふは宇治の地の領主にして、天孫を迎へ奉ると云ふは、其の裔と傳へらるゝ宇治土公大田命が斯く大神を迎へ奉りし事實を神話化せしにあらざやと考へらるべし。

らむとして、参向へ侍ふとどまをしたまひき云々」と。

上代宇治土公も石部(イツメ)と云ふ、イツメ條を見よ。又二見氏は宇治土公姓にして大田命の後裔と稱す。フタミ條を見よ。

宇治山守 ウチノヤマモリ 連姓なり。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。山守を山寺と誤りたるなるべし。次の條を見よ。

宇治山守 ウチノヤマモリ 連姓なり。姓名錄抄、山城神別に「宇治山守連、同神六世孫伊香我色雄命之後也」と見ゆ。宇治連も物部連族なれば、この氏は其の一族にして附近の山守部を率ゐし氏ならんかと考へらる。

内羽 ウチハ ウチハネ 阿波國の豪族にして、故城記板西郡分に「内羽殿、藤原氏、鶴の丸松皮」と見え、一本内拜殿院とあり。

内拜院 ウチハイテン 故城記に「内拜院殿、小笠原、鶴ノ丸、藤ノ丸」と見ゆ。

内橋 ウチハシ 宇治橋 ウチバシ 内島 ウチバタ

内馬場 ウチババ 源氏にして重信より出づと云へり。

内林 ウチハヤシ 近江にあり、家紋丸に九枚笹。又信濃にも存す。

宇治原 ウチハラ

内原 ウチハラ 和名抄紀伊國日高郡に内原郷を載せ、又常陸に内原村あり、此等より起る。

1 内原直 日高郡内原郷より起る。紀國遺族なり。天平實字八年七月紀に「是より先、從二位文室真人淨三等奉して曰ふ。伏して去年十二月十日の勅を奉ずるに紀寺の奴益人等訴へて云ふ、紀實郡臣の女櫻賣、本國氷高評の人内原直率羅に嫁して、兒身賣、打賣二人を生む。蒙念則臣處分、寺家に居住せしめ、造工等食、後・庚寅編戸の歲に至り、三綱敷を校し、名づけ奴婢となす。斯により久時告訴す、分雪するに由なく、空しく多年を歴たり。今に屈滯す。幸に天朝宮内を照臨するに云々、古記文を搜ぐるに僧綱の所に在り、庚午籍、寺賤の名を書き、中に奴太者並に女櫻賣、及び櫻賣兒身賣猶あり。就中異腹奴婢皆入由を顯はせり。太者并に見入由見え云々。是に於いて益麻呂等十二人、姓

を紀朝臣と賜ひ、眞玉女等五十九人、内原直と賜ふ。即ち益麻呂を以つて戸頭と爲し、京戸に編附す。而るに紀朝臣伊保等、猶ほ疑ひて勅に非ずとし、是に至る云々。御史大夫文室真人を召し、而のありたり其の旨を告ぐ、云々。使を遣はし詔を宣し、紀寺の奴益人等七十六人を放ちて良に従ふ」と見ゆ。

2 河内の内原直 姓氏錄、未定雜姓に「内原直、狹山命の後也」と見ゆるも、實は前項の内原氏と同族にして紀の内原族なるべし。これ姓氏錄が、怪しみて未定雜姓に收めし所以ならむ。

3 紀伊の内原氏 第一項内原直の後裔ならんと考へらる。續風土記高家莊原谷村

舊家内原氏條に「續記天平實字八年に、本國氷高郡の人、内原直率羅といふあり。當村里神社棟札に『本願政所、内原喜左衛門尉』といふあり。率羅の後裔ならんか。今猶ほ村中に内原の後なりといふものあり。狹茅の家なれども、門前の道など廣くして古は盛なりし家と見ゆ」と載せ、名所圖會にも同様の記事あり。

4 藤原姓那珂氏流 常陸國內原邑より起る。新編國志に「内原・那珂郡内原村より出づ、(今茨城郡)。那珂族なり。明曆三年書上に「江戸但馬守の時、内原掃部助は鯉淵村に住して其地を知行す」とあり」と見ゆ。

打原 ウチハラ 内原氏に同じ。

○紀打原直 天平六年の計會帳に、熊谷團兵士紀打原直忍熊なる者見ゆ。蓋し、もと紀氏より分れたる氏なるが故に、紀打原直と云ふならむ。

氏原 ウチハラ

1 信濃の氏原氏 藤原秀郷の後、利經より出づと云ふ。

2 攝津の氏原氏 慶安三年氏原甚左衛門と云ふ者四箇町を開墾す。

樹日 ウチヒ 法隆寺良訓補忘集に天平實

字六年頃の人に留日牛甘と云ふ人見ゆ。
氏平 ウチヒラ 美作の名族にして、作陽志等に見ゆる傳説に據れば、名島中納言のありし頃、埜和郷に氏平なる豪族ありしと云ふ。寛永中氏平三郎左衛門・四之宮八幡宮を建立し、其の子三郎左衛門重正、其の子四助兵衛・後改名して氏平七左衛門重盛と云ふ(名門集)と。

氏房 ウチフサ

宇治部 ウチベ 應神天皇の皇太子宇治稚郎子の御名代部にして山城宇治より起る。相當廣大なる品部なりしが如く考へらる。以下の項々を見よ。

1 山城の宇治部 此の國宇治、久世、兩郡に宇治郷あり、古くは兩郡に跨りて廣大なる地域を占めしものと考へらる。應神天皇此の地方へ行幸の際、和珥臣の祖日輪使主の女宮主宅媛を納れて妃となし給ひ、菟道稚郎子皇子を生み給ふ。稚郎子、此の地に住み給ひて、菟道を冠し給ふは、蓋し母宮主宅媛・この地に住み給ひしに基くものと考へらる。天皇崩御の後、御兄大鷦鷯尊に位を譲り給ひしも、播磨風土記に宇治天皇の語あり、一時皇位につき給ひしか。宇治部はその御名代

部にして此國の計帳と思はる、正倉院文書に宇治部廣津賣と云ふを載せたるは其の後裔なるや論なかるべし。

2 攝津の宇治部 矢田部郡に宇治郷あり、此の部のありし地か、矢田部郷を見よ。

3 河内の宇治部 此の國に宇治部連あれば、此の部も住みしものと考へらる。

4 和泉の宇治部 姓氏録、和泉神別に宇治部、同上(采女臣同祖)と見ゆ。

5 武藏の宇治部 萬葉集廿に豊島郡上丁椋橋部荒虫之妻、宇治部黒女なる者見ゆ。又當國分寺より出でたる文字式に宇治部とあるものあり、以て此の族の多かりしを知るべし。

6 常陸の宇治部 宇治部直條を見よ。

7 下野の宇治部 和名抄芳賀郡に氏家郷あり、氏部なるべし。神護景雲四年五月廿日の奉寫一切経料淨衣用帳に氏部小豚と云ふ人見え、又本國上神主より出でたる文字式に宇治部男と銘せるものあり、以て當國に此の部の存せしを知り、氏家の宇治部なる事益々明白なるべし。從つて後の氏家氏とも關係あらんかと考へらる。

8 越前の宇治部 天平神護二年十月廿一日の越前國司解に「丹羽郡加茂郷戸主宇治部公足戸、同荒濱、同諸濱、等を載せたり。猶ほ宇治連、宇治等の存する事ヲサ條にて云へり。されば當國氏家邑も此の部によりての地名なるを知らむ。

9 讃岐の宇治部 和名抄阿野郡に氏部郷あり、宇治倍と訓ず。寛弘元年當國戸籍に宇治部關町女、外二人を載せたるにより氏部の宇治部なるを知るべし。

10 筑前の宇治部 川邊里戸籍に宇治部彌刀賣なる人見ゆ。

11 宇治部連 宇治部の總領的伴造なり。又宇治部とも見ゆ。天孫本紀に「多神宿禰命は宇治部連、交野連祖」また「物部臣竹連公、云々、宇治部連等祖」と見ゆ。

かく物部氏が此の御名代部の伴造となりしは、天孫本紀に「物部山無媛連公、此連公は輕島豐明宮御宇天皇立て、皇妃と爲し、太子現道稚郎皇子を誕生す」とあるが如く、稚郎子の外戚なるによりしかと考へらる。しかるに記紀二典は共に稚郎子の御母を和瀨臣と傳ふ、怪しむべし。宇治部連、宇治連の物部氏の族なる事は本條並に宇治條にて云へるが如く、争

ふの餘地なし。而して物部氏がかく此の部を率ゆるに至りしは、かゝる關係の存するによりてや、又之を認めざるべからず、しからば記紀二典の記事反つて誤れるか、研究に値ひすべし。

此の氏は又宇治連とも云ふ、其の條を参照せよ。

12 河内の宇治部連 姓氏録、河内神別に「同神(饒速日命)六世孫伊香我色乎命之後也」と見ゆ。

13 宇治部直 常陸に於ける宇治部の伴造、即ち部分的伴造なり。養老七年二月紀に「常陸國那賀郡大領外正七位上宇治部直荒山、私殺三千解を以つて陸奥國楯所に獻じ、外從五位下を授けらる」と。また天應元年正月紀に「常陸國那賀郡大領外正七位下宇治部全成、外從五位下を授く、軍糧を進むるを以つて也」となど見ゆ。那珂國造族にして宇治部を管理せし氏なり。

14 宇治部宿禰 大問書に見ゆ。宇治宿禰に同じ、其の條を見よ。

菟道部 ウチベ 宇治部に同じ、萬葉等に此の文字を用ふ。前條に云へり。

氏部 ウチベ 宇治部に同じ。神護景雲四

年の正倉院文書に見え、又和名抄氏部を宇治倍と訓ず。

宇治部 ウチベ 天孫本紀に物部臣竹連を宇治部連の祖とす、宇治部に同じ。又姓氏録和泉神別に見ゆ。

内部 ウチベ 内臣の部曲の民と考へらる。

1 伊勢の内部 三重郡に内部川あり、此は内臣私有民のありし地ならむ。

2 安藝の内部 和名抄高宮郡に内部郷あり、字知倍と註す。これも亦内臣部曲の住みし地なるを知るべし。

内保 ウチホ 伊賀國內保村より起る。川合一族並に服部一族共に此の村に住す。

内堀 ウチホリ 諏訪神家の族と云ふ、後近江の堀邑に住す、よりにて此の氏を稱すと、家紋楓葉。信濃にも現存す。

此の氏或は清和源氏源快流と云ふ。又會津藩元和頃の人に内堀五左衛門あり。

内馬込 ウチマゴメ

内丸 ウチマル

氏丸 ウチマル

打見 ウチミ 打身流槍術の一派を開きたる打見左内あり。

打道 ウチミチ

内村 ウチムラ

1 信濃國小縣郡内村邑より起りしなるべし。清和源氏小笠原氏の族にして尊卑分脈に「義清四世孫小笠原長經—長實(號内村)—長直—長頼」と見え、又小笠原系圖に「小笠原二郎長清—高倉入道長經—内村五郎長實」と見ゆ。内村に内村告あり、この氏の居館なりと。

1 大隅藩生一族 大隅調所氏文書弘安十年宮侍守公神結番事に藩生内村入道見ゆ。

3 武藏にも此の氏あり(風土記稿)。又高崎松平藩の用人に此の氏あり。

宇治村 ウチムラ 四條松平藩用人に此の氏あり。

内本 ウチモト 攝津島上郡内本四郎兵衛結念、圓正寺を開基す。

内谷 ウチヤ 源爲義の孫、希義の子源智の後なりと。

内山 ウチヤマ 大和を初めとして諸國に内山の地名多ければ、出自も多種多様なりとす。

1 清和源氏小笠原流 信濃國佐久郡内山邑より起る。家傳に「加賀美遠光が後胤、大井長明四代孫源太郎永康、内山郷に住

ウチムラ—ウチヤマ 六七五

し、内山氏を稱す」と。又傳説に據れば、永正年中内山城には大井美作守玄岑、同小次郎隆景など居りしと云ふ。家紋松皮木工菱。丸に三頭合三階菱、唐花菱。



内山茂十郎

- 2 藤姓 信州佐久郡の内山氏は又藤姓にして光氏を祖とすと云ふ。
- 3 武藏の内山氏 風土記稿横見郡條に「内山氏(久米田村)、世々里正を勤む。郡中飢饉の時夫食を施し、其外奇特の事あり。時の御代官今井九右衛門言上して、寶曆六年三月九日白銀若干を給はり、且つ其身一代帯刀及び苗字は永く名乗る事を許されしと云。孫右衛門が先祖は内山外記とて松山城主上田氏の臣たりしが藩城の後當村の民となりしと云。」と見ゆ。
- 4 遠江の内山氏 敷知郡(濱名郡)内山邑より起る。内山黨と稱し、同郡堀江城主大澤基胤に屬す。後家康に破らる。(改正三河記)
- 5 播磨の内山氏 峰相記に「天徳中、勇建の武士侍りき。多くの勇士を語ひ、賊徒を召從へ、西國の年貢官物を掠め、旅

- 人も通さず、商賈の道絶えぬ、越部の西の嶮難の峰に城を構へ、隱謀を企つる間、内山大夫、栗柄武者所、大市大領大夫等云々、終に誅罰し意ぬ」と見えたり。
- 6 伊勢の内山氏 往昔内山源吾なる者あり、桑名郡蓮花寺城に據る(桑名志)と。
- 7 伊勢神宮土宮御鹽燒物忌に内山氏あり(家筋書)。度會姓なりと云ふ。
- 8 豐後の内山氏 園田縣に内山太郎左衛門なる者あり、大野郡内山郷より起りし氏か。
- 9 大宰少貳流 筑前國筑紫郡(御笠郡)に内山邑あり、少貳氏の居館のありし地にして又有智山とも云ふ。
- 10 薩隅の内山氏 野崎角兵衛(作十郎)氏利一喜兵衛氏治一茂右衛門(内山氏を嗣ぐ)。後醍醐氏なり。
- 11 惟宗姓 宗家のわたる次第に「たむね右馬助殿、これを北殿と云ふ。北殿七人の御子、一番宗彌次郎左衛門尉殿、内山なり、助國を養子とし、對馬の守護と定む」と。其の後與良郡の宗氏族。天文十五年より内山氏を稱す。
- 12 下總の内山氏 香取文書に内山彈正左衛門尉なる者見ゆ。

- 13 藤原姓 寛政系諸藤原氏支流に收む。家康の臣光氏より系あり、家紋右三巴、丸に三階松。
 - 14 内山氏は猶ほ文安年中御番帳に内山彌五太兵衛尉、徳川時代大田原藩用人、奥板井伊藩公用人、其の他津山藩分限帳(五十石)、大村藩士系録、越後、備前美作、岩代等にもあり。
- 中山 ウチヤマ ナカヤマ條を見よ。
 宇津 ウツ 丹波に宇津莊、遠江、駿河に宇津山、岩代に宇津峯、其の他伊豫、安藝等に此の地名あり。此の氏は此等より起りしなるも、後世は宇津宮と同族とする者甚だ多し。
- 1 丹波の宇津氏 和名抄丹波國桑田郡に有頭郷を收む、高山寺本有録に作る。後宇津郷と云ひ、又宇津莊あり、宇津庄は源頼朝の父義朝の私領たりしが、平治の亂に罪せられ、平家の所領となり、神吉八代熊田志摩刑部等の郷を副加して一圓の莊と爲し吉富莊と曰ふ。大納言藤原成親之を傳領し、後白河法皇の御願法華堂に寄進せり、頼朝既に兵を擧げて平氏を討じ義仲を誅し、免罪抽賞の日に、宇津の莊は相傳の私領たるにより、神護寺に寄進

- す、但し副加の諸郷は相傳の領に非ざるを見て之を除けり(史微墨寶考證)。源平盛衰記丹波の宇津莊を僧文覺に與ふと、又神護寺文書に、「寄進神護寺領事、在丹波國宇津庄處者。右件庄は、相傳の所領也。殊に佛教を興隆する爲、永代を限り彼の寺領に寄進する所也、中略。壽永三年四月八日、前右兵衛佐源朝臣」とあり。此の氏は此の地より起りしにて、宇津村宇津城に據る。丹波興廢記に宇津頼嶺あり。又應仁別記に丹波國住人宇津氏見ゆ、名族たりしが如し。
- 2 佐々木氏流 京極滿信の孫池田定信の子貞高、宇津三郎と稱すと云ふ。
- 3 安藝の宇津氏 藝藩通志高宮郡條に「宇津氏(飯室村)先祖を宇津孫右衛門、餘張飯室二村郷倉の事を主ると。」
- 4 伊豫の宇津氏 喜多郡宇津邑より起る。此の地に王屋敷と云ふあり、大洲舊記にいふ、「武州熊谷より伊豫に入り宇津に住し給ふ宮あり、住所を王屋敷といふ。御子を藤原朝臣大野伊豆守基直、次男を安藝守安重とて長享二年武家になり給ひ宇津村の主護なり」と。又大野又兵衛筆記に「大野山城守直昌、先祖は嵯峨

- 天皇第四の宮なりしが、甚だ峻なる故、武藏國熊谷と申す所に流され、暫く彼地に渡らせ給ふ處、益々我儘つり給ふに依りて、當國喜多郡宇津といふ處に再び流され給ふ」と。これ等によりて宇津宮とは伊豫親王の後裔とするの説あり(温故錄)。詳細は大野條を見よ。
- 猶ほ一説宇津宮は天智天皇喜多守命也との傳説あり。しかるに後世は宇都宮氏に混ず、ウツノミヤ條を見よ。此の地方宇都宮神社多けれど、それは宇津の宮が此の地方の領主たりし宇都宮と國音似たるにより、混同したるに過ぎずと考へらる。
- 5 駿河和邇部姓 富士和邇部氏系圖に見ゆ、宇都條に云ふべし。
- 6 大久保流宇津氏 前述駿河和邇部姓なりと云ひ、又宇都宮氏の後裔と稱す、詳細は大久保條にて述べむ。此の流宇津氏は三河國碧海郡上和田村の豪族たり、宇津左衛門五郎忠茂より系明かなれど、それ以前甚だ明瞭を缺く。大久保系圖には「宇都宮景綱—泰宗(五男、左衛門尉)—時綱(左衛門尉)—泰藤(左近將監、家紋左巴、鳥居を添紋と爲す、三州和田妙國寺門前居住)—常意—道意(改宇都宮、稱

宇津—道昌(宇津)—常善」と。寛政譜には「泰藤—泰綱—泰道(改宇都宮、稱宇津)」とあり。而して泰道の男泰昌—昌忠—忠興—忠茂—忠俊、大久保を稱すと其後また大久保忠朝の三男教信の後宇都を稱す、家紋鳥居、三頭左鹿巴、三巴。



宇津鎮之助

今此の兩系圖を検するに、前者に於いては泰藤(法名運常)以前には實名を擧ぐれど、泰藤以來常善に至るまでは、法名のみを以て其の人を表はし、寛政譜に至りて、夫々實名を擧ぐるを思へば、實名は寛永以後に補ひしものなるや明かならんか。即ち寛永當時に於いても大久保氏を宇都宮より出づとなし、景綱の後としたれど、代々の實名明白ならざれば、過去帳或は位牌により法名のみを以つて系を續けしに過ぎざりしを知るに足らん。而して其宇都宮系と云ふは、宇津と宇都宮と普通するにより、誤りて宇都宮流とせしものとも疑ふを得べし。よりて、此の三河の宇津、即ち大久保氏を宇都宮の後とする如きは容易に信ずべきにあらず。よりて富

士和運部氏の後なりとの説もあれど、これも未だ容易に信ずべきにあらざる也。昔海郡犬頭社由来書に「文和二年の辰九月上旬、上和田城主宇都宮左近將監泰藤、この社地に狩せし時、犬の爲に危難を免る。よりて熊野の末社に犬頭靈神と崇祀る」と。こは今昔物語所載傳説の變化にして、又大頭明神は國權所載社なれば、信じ難き事勿論なれど、宇津氏と此の神社とは何等かの關係ありし爲にあらざるか。三河雀、三河堤、彌補松、三才園會等は此の縁起の宇都宮泰藤を宇津左衛門五良として、天正年中の事とす。殊に三河堤には宇津左衛門五良忠繁として、其の子を忠武、天文十六年二月死す、大久保五良右衛門忠俊の父也といへり(官社考集説)。宇都野條參照。

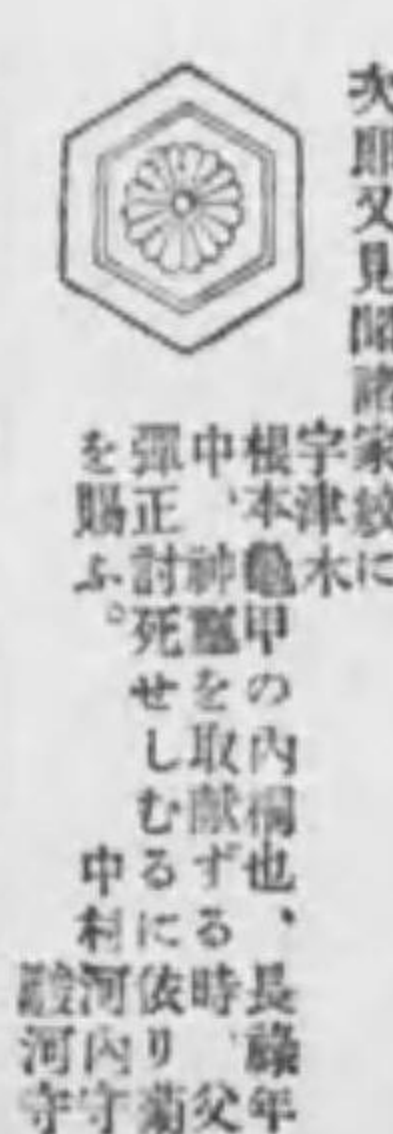
- 7 宇津氏は既に東鑑卷十建久元年頼朝上洛後陣隨兵中に宇津茂三郎を載せたり、古き武士にて宇都宮と混すべきにあらざる如し。
- 8 其他、津山藩分限帳に此の氏見ゆ、なほ宇都條を見よ。
- 9 宇都 宇ツ ウツ 宇津と通じ用ひらる。
- 10 藤原姓 武家系圖に此の氏を藤原と

し、又尾前の宇都氏の譜にも、藤原姓にして菊地氏家臣なりと云ふ。和運部姓 駿河國有度郡宇津(又宇都)より起りしなるべし。淺間社家系圖に「信能の系圖を基として、信親(大宮司)一信能一國能一能信、弟勝政(右近允、甲斐國都留郡宮下に住む)一義尊(頼尊)一義勝(富士六郎、宇都峯城主)」



- 7 藤原の宇都氏 藤原の系圖にて柱忠なりと云へど、容易に信じ難し。

有頭 ウツ 宇津條に云へり。
 宇津尾 ウツヲ 堀尾藩給帳に二百五十石
 宇津尾九郎、百三十石、宇津尾左衛門と。
 鶴塚 ウツカ
 免東 ウツカ 和名抄但馬國七美郡に免東郷を收め、宇都加と註す、この地より起る。
 免東 ウツカ 但馬國免東郷は大田文に免東庄と載せたり、この地より起りしにて免東氏に同じ。大田文に「下司免東左衛門入道々喜御家人、免東庄(史本作免東庄可從)五拾二町一反半三拾八歩」と見えたり。
 宇津木 ウツキ
 1 桓武平氏梶原氏流 梶原氏は頼朝薨去後、諸將に惡まれ、且つ謀叛の疑ひありとて亡ばされしも、一族中猶ほ殘れるものあり、宇津木氏その一也。
 2 此の氏は太平記卷廿六に宇津木平三あり、高師直に従つて楠正行と四條頼に戦ふ。其の後長享以來の御番帳に宇津木平次郎又見聞諸家紋に



3 下總小倉本土寺過去帳に「宇津木將監常願、文明十二己亥七月白井陣にて打死」と。又宇津木藤四郎を載せ、又井伊藩の源左衛門尉等見ゆ。
 其他、備前、武藏、志摩等にあり。
 宇都木 ウツキ 宇津木氏に同じかるべし。岩代耶麻郡新宮村熊野宮棟札に宇都木小太郎、家傳史料きやくいの次第に宇都木源左衛門尉等見ゆ。
 宇月 ウツキ 宇津木氏に同じ。木内氏の家老に宇月内藏助あり。
 卯月 ウツキ
 鶺鴒月 ウツキ
 羽月 ウツキ ハネツキ條を見よ。
 内城 ウツキ ワチシロ條を見よ。
 宇津志 ウツシ 磐城國田村郡(安城郡)宇津志邑より起る。坂上姓田村氏の族にして仙道表鑑に「田村月雲顯氏の二男宮内少輔顯貞は上宇津志の一城主となる」とあり。顯貞は上宇津志の一城主となる」とあり。
 打手 ウツテ 保元物語爲朝に従ふ鎮西の將に打手の紀八あり。
 宇都野 ウツノ 寛政呈譜に「宇都宮氏の族與五郎道昌が時、宇都野に改む」と。家紋三頭左巴、鳥居井垣。此の氏相當の名族たりしと見え、康正段錢引付に「内二貫廿五

文、宇津野三郎殿。三河國三箇所・段錢一と見ゆ。宇都氏に同じ。其の條を見よ。
 宇津野 ウツノ 宇都野氏に同じかるべし。尾張愛知郡の名族なり。
 宇都宮 ウツノミヤ 宇都宮氏は天下の大族にして、北は奥羽より南は九州に蔓延、一族分派の多き他に其の類尠かるべし。其の發祥地は下野國宇都宮にして、栗田關白道兼の曾孫宗圓が宇都宮座主となりしに創まると云ふ。宇都宮に二荒山神社あり、宇都宮大明神と云ふ、宇都宮の名は此の宮より來る。
 二荒山神社は延喜式神名帳之を河内郡に收め、二荒山神社(名神大)と載せ、名神祭條には下野國二荒山神社一座とあり。又これより前、續後紀承和三年十二月條には二荒神(正五位下)、同八年四月條、二荒神(正五位上)、嘉祥元年八月條、二荒神(從四位下)、文德實錄天安元年十一月條、二荒神(封戸一畑)、三代實錄貞觀元年正月條、二荒神(正三位)、同七年十二月條、二荒神(從二位)、同十一年二月條、二荒神(正二位)、また同二年九月條に「二荒神社に始めて神主を置く」と。皆一座なる趣きなり。然るに神社は日光山と宇都宮と兩所にあるを以つ

て、早くより本末の論ありて今に絶えず、これ・兩所共に現今國幣神社なる所以なりとす。斯くの如く議論頗る多ければ充分研究するの要あれど、本書の目的・神社の調査にあらざれば一言にして已めん、他日別に論ずる處あらん。
 思ふに此の神は上野國赤城山、奥州の駒形神、並びに相摸の箱根等と同神にして、何れも毛野氏一族の氏神に外ならず。而して其鎮座地が何れも休火山なるより推して、毛野氏の一族は休火山の幽霊神祕なる地域を背形として自家の氏神を奉祀せしを知るなり(拙著駒形神社誌に詳説す)。然らば二荒の神は下毛野國造の氏神にして、神は日光(二荒)火山に鎮まり坐すと考へられしや明白なりとす。然らば宇都宮は何か、これ二荒山神のウツ、(現)の宮にして、國造治所の所在地に外ならず、従つて祭祀も多くの場合、此の地に祭場を設けられて舉行せられ、上古末より中古初期に亘り、一般に永久的祭場即ち社殿を造營して神を祀るに至りし時代に於ても、神社は此の地に設けられ、以つて山神を祀りしものと考へらる。即ち國史、延喜式に見ゆる二荒山神社は此の地に外ならざれど、神は二荒山に坐

しますと考へられしや想像するに難からざるなり。換言すれば二所にして其の實一たり。然るに神社建築の盛なるや、更に山上にも社殿を設け、殊に山林佛教の影響を受けて、二荒の権現は山の頂にすみ玉ひ、宇都宮は権現の別宮なる(續古事談)觀を呈するに至りしものに外ならず。

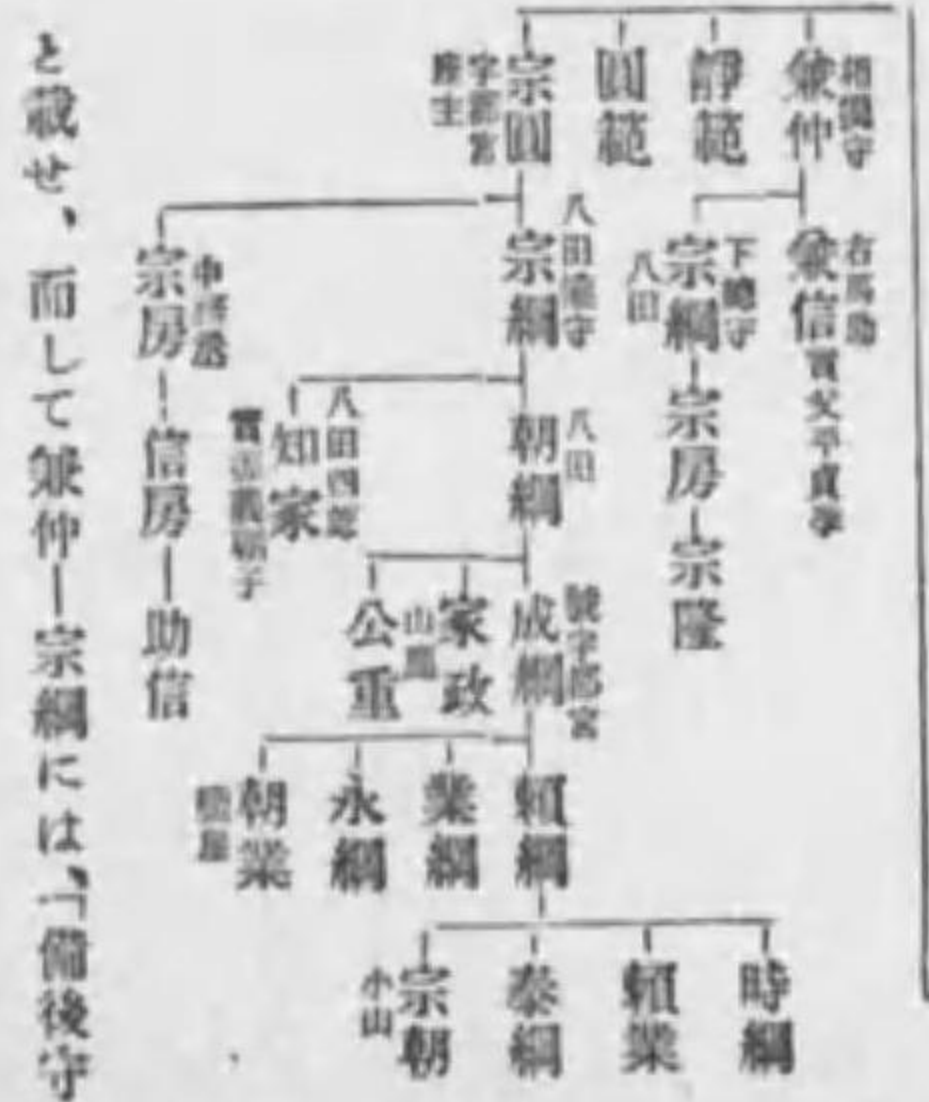
宇都宮のウツは現身(ウツシメ)のウツなり。古事記雄略天皇葛城山に行幸せられし際、一言主の大神・現身を顯はし給ふと。又阿曇連は綿津見神の子宇都志日金折命の子孫なりと。綿津見神とは海の神にして、日金折命は其の現の神、阿曇連は其の後裔として海神の祭祀を掌りしなり。此の宇都宮も同様にして、國造は二荒山神宇都の宮の後裔として考へられしや想像するに難からざるべし。従つて祭祀は下毛野國造、並びに其の後裔の掌る所なりき。慶雲四年三月紀に從四位下下毛野朝臣古麻呂、下毛野朝臣石代の姓を改めて、下毛野川内朝臣になさん事を請ふと。川内は即ち河内郡なり、石代は蓋し祭祀の靈場磐境より來りし名稱にて、下毛野國造下毛野君の宗族は多くの場合在京すれば、一族なる川内氏・當社の祭祀に當り、かくは石代と云ひ、又河内の君

と云はれしならん。兎に角、當社は下毛野君の氏神にして君家の人その祭祀を掌りしや争ふ餘地なかるべし。

然るに中世佛教の盛大につれ、神宮寺を設け、遂には神佛同體、本地垂迹等の説行はるゝや、祠官は僧侶に壓倒され、神社が佛者の管掌に歸したるもの影からず、當社の如きもその一にして、宇都宮座主・二所の權を握り、以つて其の大を致せり。換言すれば宇都宮氏の盛大は下毛野君の遺風を繼承せしに外ならざるなり。關東古戦録に「下野國河内郡宇都宮の城主は右馬權頭尚綱と云ふ。昔崇神天皇の皇子豊城尊東征として關左へ下向ましまし、此地に屯せらるゝ事三年にして、近國の惡黨三千餘人を誅戮し、庶民安堵の化をなさしめ、然して大己貴尊、彦根(大己貴の子)事代主(上に同じ)天種子命の四座を勸請して宇都宮大明神と崇め、東國の鎮守たらしめ給ふ。其の後後冷泉院の御宇、奥州の夷賊安倍の貞任宗任、叛逆の時、調伏の爲とて、粟田關白道兼の支孫大信正宗國、江州志賀郡石山寺の座主成しを、宇都宮多氣郡へ差下され、祈念の丹誠をなさしめ給ふ。既にして凶徒誅伐し奥羽平均に付て、勳賞として宗國を

下野の守護に補せられ、夫より子孫受け嗣で、賴朝朝の時に至り宇都宮云々、朝綱は野州に在住して宇都宮の檢校職、日光山の別當を兼帯して云々、累代封を襲ぬる豪家たる上、紀清兩黨、壬生、笠間を始めとして、譜代相傳の功臣等集りかしづく」と。地名辭書此の文を引きて「悉く之を信じ難しと雖、叙述頗る其の要を得るに庶幾し」と、蓋し此の時代に於いても、かく考へられしものならん。

藤原北家道兼流(或曰中原氏)宇都宮の出自については尊卑分脈に「道兼(號粟田殿、又二條、世人號七日圓白)一兼隆(中納言、號粟田左衛門督)一兼房(中宮亮、右少將)



下野守、八田、實父宗國也。兼仲朝臣・子息なきに依り會弟僧宗國の子宗綱を取りて相續の子と爲す。而して後宗綱・宗房を生むの後、兼仲朝臣の繼嗣に備へ、其の身本親に復し舉る。今宇津宮小田等の祖是也」と。又宗國一宗綱には「八田權守座主三郎と號す。或は云ふ、本姓中原也。中原宗忠(外記、安房守)宗家(外記、伊豆守)宗綱は彼宗家の子也云々。始め叔父兼仲相續の子となり、後に息子宗房を生み、兼仲の繼嗣と爲して實父宇都宮流に歸し舉る。又外記中原宗家の子と爲り後本姓に歸する也」と。猶ほ宗綱弟宗房に「四郎、中務丞、姓を中原に改む」と。宗綱が本姓中原なる事については、宇都宮の諸系圖・これを云はざれど、藤原氏の子弟なる者が、本姓中原など傳へらるる筈なければ、分脈が「或は云ふ」と云ふ方史實なるべし、殊に其の弟宗房も姓を中原に改むと云ふに於いてをや。

にて宗綱は宗國の法弟となりて其の職を嗣ぎしか。八田は常陸國新治郡八田邑にて和名抄の博多郷に當れど、宗綱の子にして朝綱の弟なる八田四郎知家(實源義朝子)を保元物語に「下野には八田四郎足利太郎」と見ゆれば、當時宇都宮と同國なる下野に屬せしか、或は八田氏發祥の八田は此の地と別にて下野にありしか。而して宗綱を八田權守、或は下野權守と載すれば、當國の國司たりしより宗國の法弟となり、朝綱をして宇都宮家を嗣がしめ、その弟知家に八田を譲りしものと考へらる。知家を下野守源義朝の子とするは誤なり、保元の亂に出づれば年齢より見て信じ難し。蓋し下野守宗綱の子なるより、同じく下野守たりし義朝の子と誤りしに過ぎざるべし。兎に角宗綱宗房兄弟は中原氏と云ふ方、事實に近からん。

出家法名蓮生、號實信房、歌人、朝政の事に依りて土佐國に流さる」と。宇都宮系圖も大體これと同様にして、唯宗國の譜に「宇都宮、石山寺座主、宇都宮座主、人皇七十代後冷泉院御宇天喜元年、八幡太郎義家に詔して安倍貞任高家宗任を討たしむ。義家詔を受けて奥州に發向し、猶ほ貞任宗任を調伏する爲に、石山寺座主宗國をして下野國宇都宮に遣はし、御祈禱を勤めしむ。是に於いて遂に逆黨を討平す。座主上洛の次、御願成就によりて、歡感、下野國守護職に補せらる。其の御祈禱本尊座像不動は宇都宮田氣郷に在り、故に當家累代此の不動を信仰す」と載せ、朝綱の譜に「鳥羽院武者所、後白河院北面、宇都宮檢校、三郎左衛門尉、號尾羽入道、號八田、日光別當職、伊勢の訴により土佐國に配す。賴朝御時左陣は宇都宮、壽紋左巴也。右陣は小山也。云々」とあり。

十六日卒、六十一、法名流月長願) — 尚綱(從四位、侍從、下野守、左衛門尉、初名俊綱、母は小田左衛門督藤原成治の女、天文十八年己酉九月廿七日、鹽谷郡孤川五月女坂に於いて討死、三十七、法名悦山長喜) — 廣綱(從四位、侍從、下野守、母は結城左衛門督政朝の女、天正四年丙子八月七日卒、三十二、法名以天長清、時に嫡子國綱幼稚により天正八年まで四年の間在世と稱す云々) — 國綱(從四位、侍從、下野守、羽柴と號す。母は佐竹右京大夫義昭の女、慶長十二年丁未十一月廿二日、武州石濱に於て病により卒す。四十。心應淨安、大昌院と號す。總泉寺中に石塔あり。その弟朝勝、七郎、始め結城晴朝猶子、後佐竹家の客となり字都宮帶刀と號す、其の弟高武、十郎、芳賀家督左兵衛尉) — 義綱(彌三郎、母は佐竹常陸介源義重の女、實は其弟東中務大輔義久之女、一本義綱の弟、則綱、彌四郎、母は與野兵衛尉隆廣の女、河上刑部越智通茂、君島右衛門平承胤供奉して那須にあり云々) — 隆綱(下野守、從五位下、彌三郎、母は遠藤但馬守平慶隆の女) — 千安丸(母は、水戸頼房女、水戸家に仕

2 (知行三千石)と。
 2 字都宮氏は東鑑元暦元年五月廿四日條に「左衛門尉藤原朝綱、伊賀國壬生野郷地頭職を拜領す。是れ日來平家に仕へたりと雖、懇志關東に在るの間、潛かに都を逃れ出で參上、其の功を慕り、字都宮社務職相違なきの上、重ねて新恩を加へらる云々」と。その他此の氏の人は、卷五、九、十一、十三、十四、十六、廿一、廿二に字都宮左衛門尉朝綱を載せたり。以下二、七に字都宮所信房、十四、十六、十八に字都宮彌三郎頼綱、十七に字都宮四郎兵衛尉、二十七、三十一、三十二、三十三に字都宮四郎左衛門尉頼業、三十一に字都宮四郎行綱、三十一、三十二、三十六に字都宮新右衛門尉朝基、三十一、三十二に字都宮修理亮泰綱、三十二に字都宮上條四郎、三十二、三十三、三十四、三十五、四十四に字都宮五郎左衛門尉宗朝、三十五、三十八に字都宮掃部助、三十五に字都宮大夫判官、三十七、五十に字都宮五郎左衛門參親、三十七に字都宮下野七郎、三十八に字都宮五郎、三十八に字都宮下野前司、三十八に字都宮美作前司、字都宮次郎業綱、四十に字都宮入

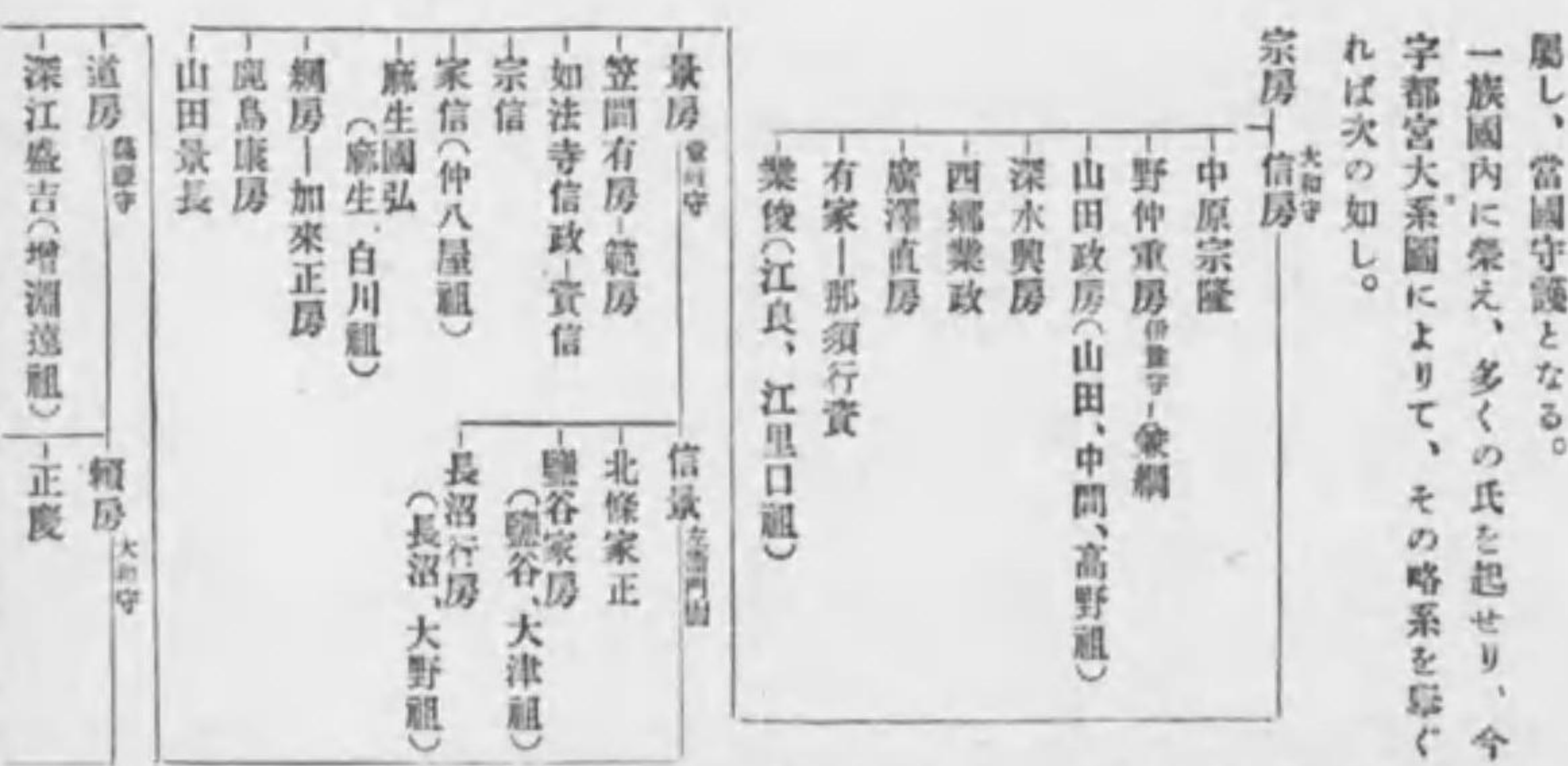
道、四十七に字都宮下野四郎景綱、四十八、五十、五十一に字都宮石見守と。又平家物語に、字都宮左衛門朝綱(大番役)、源平盛衰記に、字都宮四郎、武者所茂家、子息太郎朝重、承久記卷二に字都宮四郎、卷の四に字都宮四郎頼業を載せたり。下つて太平卷三に字都宮安藝前司、同肥後橋守、字都宮美濃入道、次に卷六に字都宮治部大輔、字都宮は坂東一の弓矢取也。紀清兩黨の兵、元來戰場に臨んで命を棄る事、塵芥よりも尙ほ輕くす、云々。また字都宮三河守、卷十四に字都宮遠江守「字都宮遠江入道元來惣領字都宮京方に有しかば縁にふれて馳著」また字都宮治部大輔公綱、卷十六に字都宮治部大輔公綱、同美濃將監泰藤、十七に字都宮信濃將監泰藤、同狩野將監泰氏、二十八に字都宮三河守、三十三に字都宮大和前司、字都宮刑部丞、字都宮壹岐守等見え、又梅松論に字都宮彈正少弼、後鑑正平七年文書に字都宮下野守、長享常徳院江州勅座着到に濃州字都宮石見守、同次郎宗繼、永祿六年諸役人附に字都宮遠江守(伊豫國)、字都宮彌三郎(下野)、鎌倉大草紙に字都宮右衛門佐(下野)、見聞諸家紋に

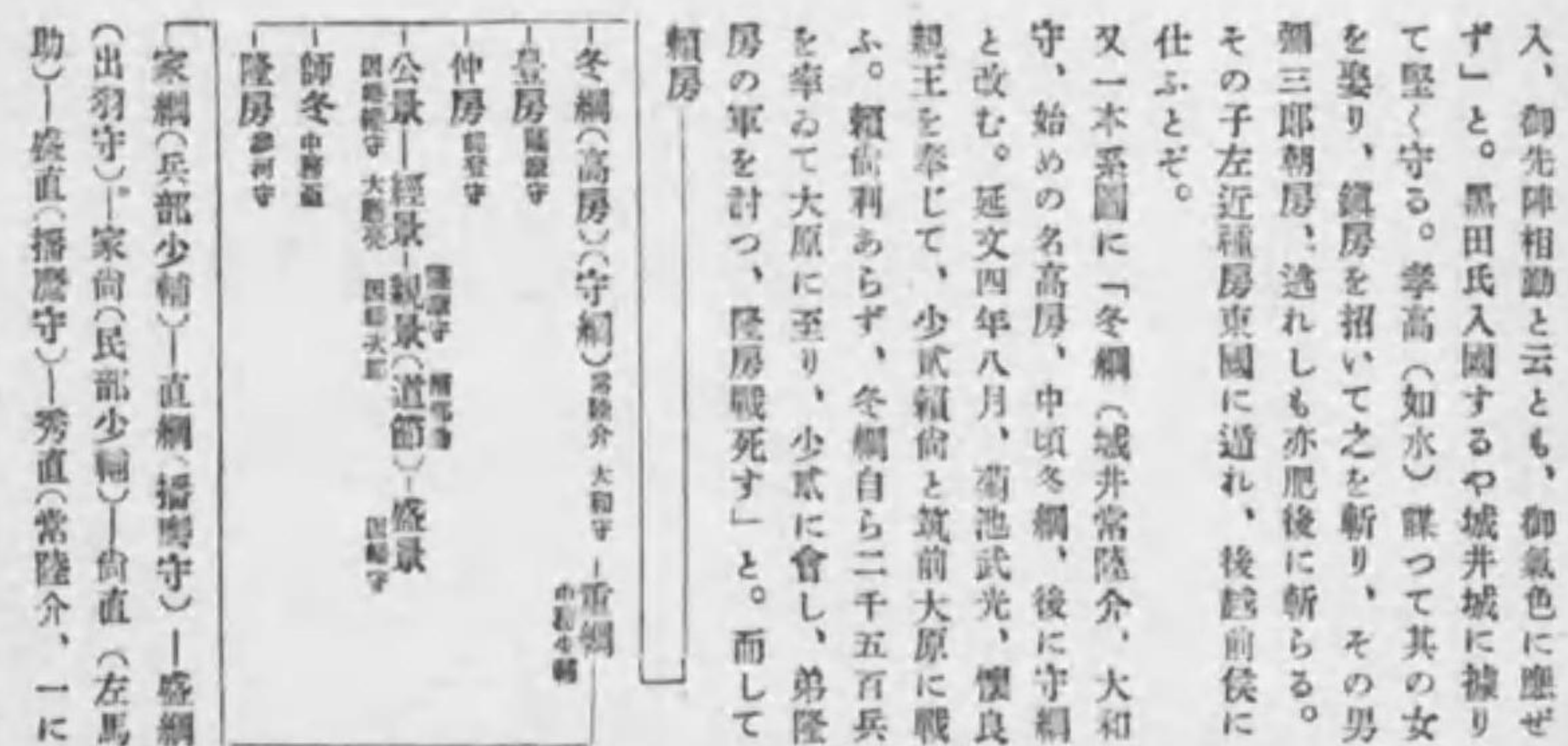
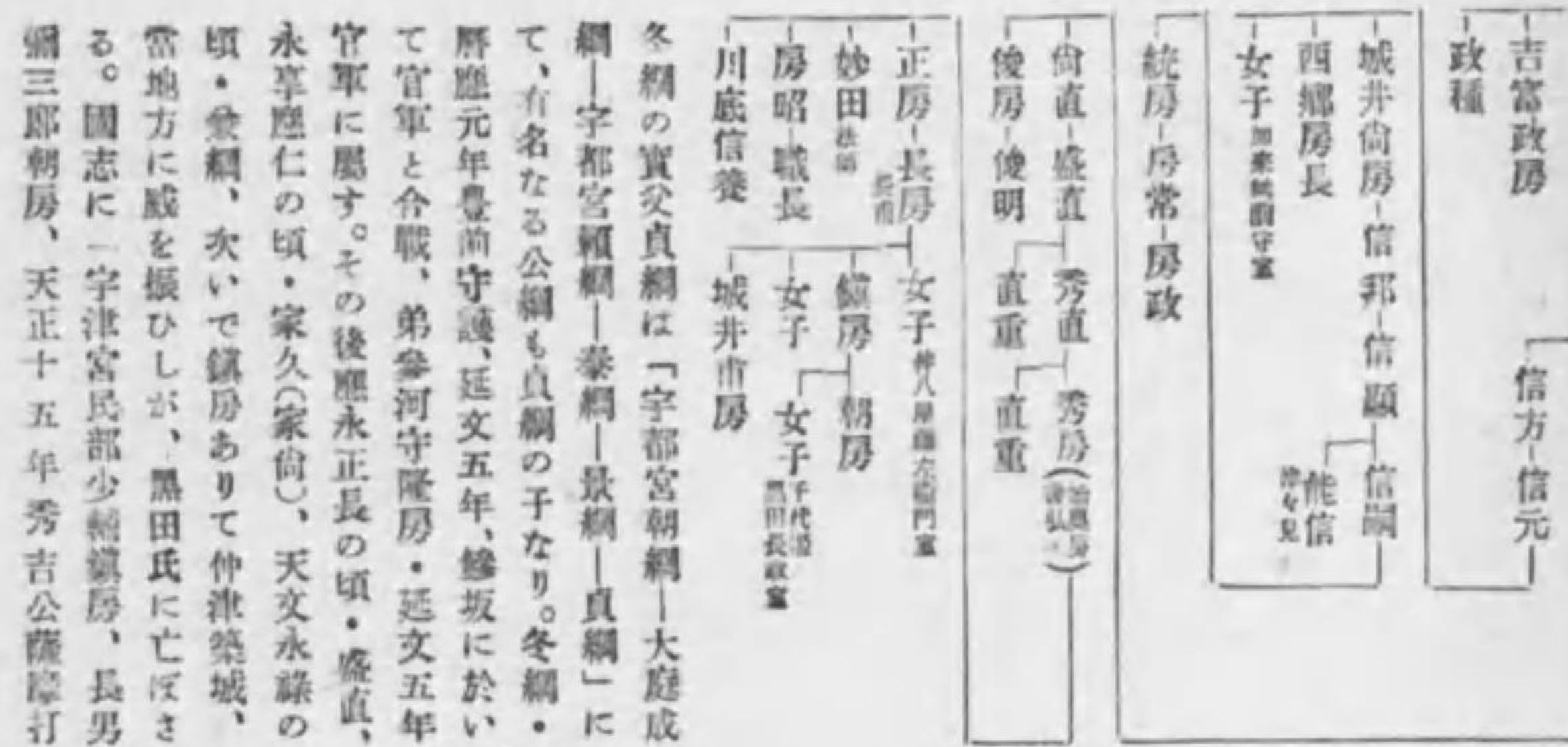


右巴 字都宮

但し朝綱の紋は左巴と云ふものもあり。兼章鎌倉時代武士の所領として、「一萬三千町、下野の内、字都宮彌三郎友綱」と。又武家系圖に「字都宮、藤、モン左巴、鳥居、神垣」室町時代關東八家の一也。
 3 字都宮氏の居城は字都宮城にして下野國誌に「河内郡字都宮縣にあり。康平年中宗圓座主はじめて築く。猶ほ子備後權守宗綱相續して、子孫代々是に住す」と見ゆれど、早きに失す、鎌倉時代よりか。戰國時代坂東の平城四箇の一に數へらる、子孫相襲ぎ下野守國綱に至り二十二世五百五十年、慶長二年事に座し國除かる。興廢記に「慶長二年、淺野長吉奉行として、字都宮の差出額十八萬石の領内に繩を入れて改めけるに、三十九萬石餘ぞありける。是を以て同年十月十三日、字都宮一族郎從殘らざらんとし、國綱を追放す」と。國綱の事は一項を見よ。
 4 豊後の字都宮氏、宗綱の弟中務丞宗房の後にして、尊卑分脈に「宗圓—宗房(中務丞、四郎、姓を中原に改む)—信房(大

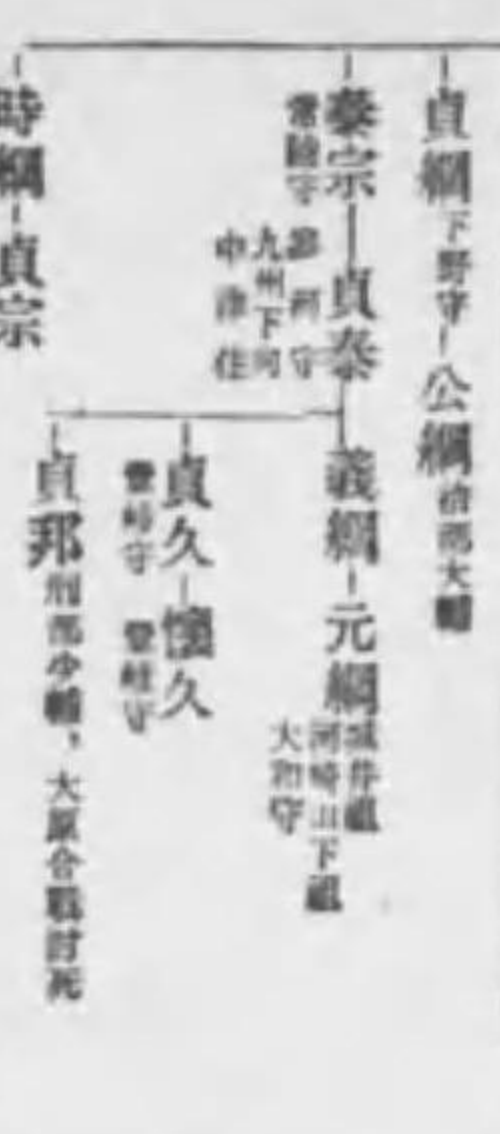
和守、所業) — 助信(新左衛門尉) — 景房(藤原守) — 頼房(大和守) — 高房(常陸介、改冬綱、次改守綱)と見え、又字都宮系圖に兼仲(從四位、左少將、相模守、母同上、應徳二年乙丑五月廿日卒、四十九、下野國志に「十四卷系圖、三十卷系圖等に、大宰大貳惟憲の女、兼房の室、兼仲の母とあり、考合すべし」と。宗房(備後守、從五位下、造酒正、實は宗長男にして兼仲の孫也) — 信房(大和守、藏人、所業、故に字都宮所と號す)とあり。
 信房は東鑑文治二年二月廿九日條に「所業中原信房は、造酒正宗房の孫子なるに、殊に優賞せられ、今日近江國善積庄を賜ふ、是れ圓勝寺領なりと雖、信房所望を致すの上、宗房舊勢に酬らるゝ爲此の如し云々」と見え、後當國の守護となりて下向し、仲津郡城井郷に據る、よりて城井氏とも稱す。系圖に「文治元年登前國城井郷地頭職となり來任、故に子孫、城井を以つて家號となす。文治元年八月二日卒、年七十九」と。八幡愚童訓には紀伊に作る(キイ條を見よ)。曾孫頼房、九州奉行となり、其の子冬綱・武家方に





秀房) 弘泰(常陸介、一に奥房) 正房(豊後守) 長甫(常陸介) 頼房(城井彌三郎、民部少輔) 朝房(彌三郎) なりと。公景、隆房の事は猶ほ肥後の條にて云ふべし。

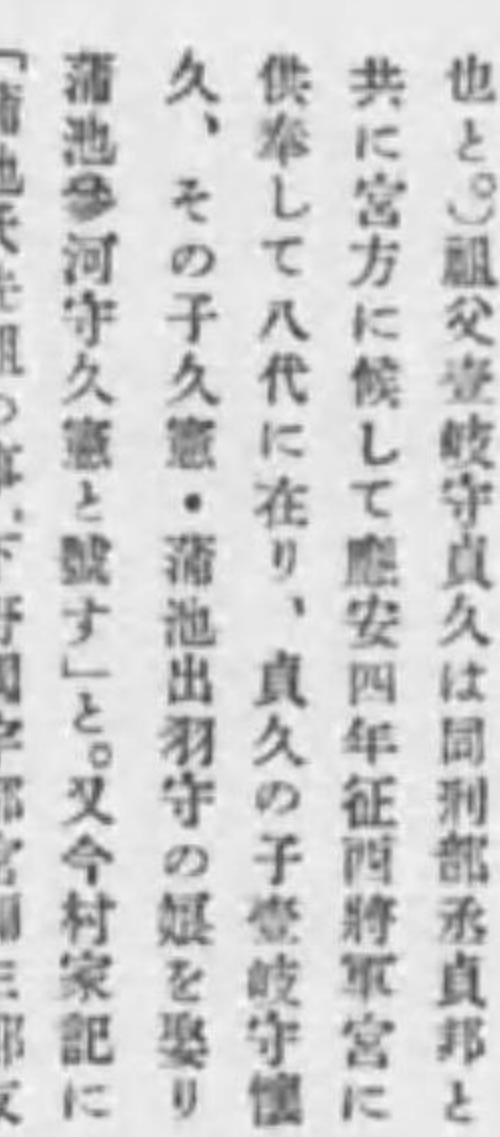
此の南北朝以後の宇都宮氏の出自については異説頗る多し、即ち、一本系圖に、「景綱—貞綱—泰綱(一本泰宗、五郎右衛門、常陸介)—貞泰(三河守、法名蓮智、九州下向、住豊前中津)—義綱(豊前守、中津城に住む、山下川時祖)」と。又一本に「景綱」



5 筑前の宇都宮氏 續風土記に「建久五年宇都宮上野介重業、筑前に地を賜はり、下向して遠賀郡麻生郷花尾の城を取立、後に帆柱山にも城を築けり、麻生氏の元祖」これなりと。(アサフ條を見よ)。又山鹿氏は宇都宮家政の後と云ふ、(ヤマガ條を見よ)。鎮西要略嘉吉元年條に「宇都宮

豊前守清綱、同紀伊式部大輔安綱、山鹿麻生二郎元親」と。

6 筑後の宇都宮氏 當國の名族蒲池氏も亦宇都宮氏なりと云ふ。即ち將士軍談に「爰に宇都宮彌三郎朝綱八代の孫宇都宮參河三郎久憲と云ふ人あり、瀬高庄祇園社々記曰ふ。宇都宮彌三郎嫡子小太郎藤原中次第重國祇園宮を譲り奉る云々、今按ずるに此の説信じ難し。又曰蒲池村崇久寺蒲池久憲建立也、又按ずるに開基帳に云ふ、幸田口村玉垂宮は領主宇都宮祖子源忠宗建立、此忠宗の子孫代々の領主也」と。祖父壹岐守貞久は同判部丞貞邦と共に宮方に候して應安四年征西將軍宮に供奉して八代に在り、貞久の子壹岐守懐久、その子久憲・蒲池出羽守の娘を娶り蒲池參河守久憲と號す」と。又今村家記に「蒲池氏先祖の事、下野國宇都宮彌三郎友綱の末葉、知久、知綱兄弟二人、宇治橋合戦の時功あり、筑後國を玉はり、兄弟二人鎮西に下り、彌三郎は山門郡大木村に在城し、大木主計頭と云ふ、彌三郎は蒲池村に在城、蒲池下野守義久と云ふ、家紋は三ツ頭左巴也。又鶴の丸を用ふる也」と。而して筑後宇都宮系圖に「貞綱



7 肥前の宇都宮氏 彼許郡宮村の宮村氏も宇都宮氏と稱す、萩坂郷萩坂に宇都宮神社あり、宇都宮彌三郎の子孫能登守、地頭となりて勸請する處なりと。松浦郡相賀村法隆寺鐘銘に「大旦那駿河守藤原朝臣通景敬造、西海路肥前州彼許庄内父賀志村宇都宮貴賤男女大小助縁、不可勝數、永和二季丙辰八月吉日」と。

8 肥後の宇都宮氏 觀應元年十二月二十日の佐田文書に「豊前國元永村、同國伊加田庄、肥後國岩野村、同國木葉村、地頭職の事、勳功の賞となして宛行ふ所なり云々、宇都宮因幡權守殿」と、因幡權守は公景なり、(第六項参照)。其の曾孫因幡守盛景八世の孫佐田五郎左衛門・細川家に仕ふ。公景の弟參河守隆房、懷良親王に仕へ肥後に居る。正平十四年八月親王に従ひ、少貳等と大原に戦ひ、少貳忠實等を斬る、時に兄冬綱大軍を率ひ、隆房と戦ふ。隆房戦死。年三十一、親王爲に危難を脱れ給ふ。玉名郡木葉村宇都宮大明神は其の靈を祀る。又木葉城一名宇都宮城と云ふ(國志、事蹟通考)。(太平記勤王方に宇都宮刑部丞)

9 菊池氏流 菊池系圖に「持朝一爲光(號宇都宮)と見ゆ。嘉吉三年の菊池持朝侍帳に宇津宮新太郎綱行あり。

10 日向の宇都宮氏 圓田帳に「久目田八町、没官領、地頭宇都宮所兼信房」と、早くより此の氏の所領ありしを知るべし。鎮西要略正平九年條に「宇都宮大和守・武家に従ひ、諸縣郡六笠城を以つて國中を警衛す」と。又日向記に「那賀城

主云々、宇津宮左馬助」を載せ、又宇都宮ともあり。諸縣郡教仁安樂村山口社記には天智天皇行幸の際、宇都宮以下八人の臣御供として下り、此の地に土着すと云ふ。

11 大隅の宇都宮氏 代々宇都宮氏と稱し家讓名乗字快を用ひ來たりしも、後正字に變更す、家紋は三頭左巴を用ふ。系圖あり、始祖眞覺とありて、腰書に「圓融帝貞元元年丙子下野國宇都宮より阿彌陀如來の佛像を貢來り、大隈國肝付高山に移居り、寺を勸請建立す、此を神宮寺と云」と。十一代前分家して薩摩國宮之城に居住せる者あり。家に格護せる系圖に「始祖權大僧都法印大越家眞覺」と。其腰書に「貞元元年丙子、野州宇都宮より阿彌陀佛を貢下り大隈國肝付郡高山に安置して神宮寺と稱し、自ら座主となり、大林坊居住」と。高山村役場に保存せる名勝誌と稱する舊記に神宮寺記載の欄あり、夫れには「山號玉菴山光靈院神宮寺と稱し、貞元元年丙子、權大僧都宇都宮眞覺開山」と。寺は元肝付氏の祈願所なり、肝付氏が在城の時迄、全邑崇敬し宇都宮氏子孫代々其座主たりしが、肝

付氏落城と共に無住となり居しを、二階堂氏藩命に因り來り住むとなり。

12 伊豫の宇都宮氏 宇都宮氏は亦當國の大族なれど、其の系統に不明なる點尠からず。先づ分脈には「賴綱一賴業(越中守、從五位下、伊與守護)



と載せ、武茂系圖には、賴業の兄弟に當る泰綱の子「景綱一景宗一景泰(遠江守從五位下、京都守護となり、烏丸に住す)一宗泰(三河守、伊豫國住人)一朝宗(三河守、大州城主、宇都宮遠江守豐綱の祖)と見え、(太平記宇都宮遠江守)。又曰く「伊豫宇都宮氏の祖は、九州奉行大和守賴房の次子豊房なり。豊房、永仁元年下野國に生れ、元徳二年三月朔、伊豫國

守護職に任ぜらる。元弘元年伊豫大洲城を築きて在城す。子なかりしかば、同族遠江守景泰の男、左近大輔宗泰を養子となし、爾後豊綱の時、天正七年長曾我部元親の軍に攻められ、武運拙なく備後山中に遇れ、同十三年病歿の爲に歿し、宇都宮氏亡ぶと。

伊豫に宇都宮氏を名乗り裔孫と稱するもの尠からず。大洲城主宇都宮氏歴世には異説ありて、或は宗泰を伊豫宇都宮氏の祖と爲し、或は其の子三河守朝宗を大洲宇都宮氏の祖と爲すものあれども正しからず。今其の略系を示さば『藤原道兼一兼隆一兼房一宗圓(宇都宮氏祖)一宗房一信房一助信一景房一賴房一豐房(從四位下、兼藤原守、應安二年八月十八日卒、城頭院殿繼將高真大居士)一宗泰(遠江守、明徳三年二月八日卒、春宗泰雲大居士)一泰輔(式部左近大輔、東江院殿了泰自輔大居士、文安二年七月三日卒)一家綱(左衛門尉、文明十年三月卒、東泉院殿家參明綱大居士)一安綱(左近大輔、周防守、文龜二年卒、光國院殿安樂綱仙大居士)一宣綱(左近藏人、天文十二年卒、祭崇宇都宮大明神)一清綱(左近大輔、天

文十二年卒、泰清院殿綱了大居士)一豐綱(遠江守、天正十三年卒、清源寺殿前遠州大守、(永祿年間逝去説不可也)越前花公大居士)なり(横田傳松氏説)と。當國宇都宮氏は忽那一族軍忠次第に「喜多郡根來城宇都宮家、元弘二年二月發向、府中守護參河守貞宗館合戦、後二月十一日、喜多郡根來城、自二月一日、至子同十一日合戦云々、また忽那島開發記に「元弘三癸酉年、伊與國喜多郡地頭宇都宮遠江守、根來山に城郭を構へ、朝敵を致す」と。これより先、豫章記に「喜多郡を以て梶原平三景時に賜ふ。梶原失はる時、的矢を以つて景時を射、勳功に依りて宇都宮之を賜ふ」と見ゆ。

以上の如く當國宇都宮氏については、説頗る多けれど、鎌倉時代に入國し、其の後下野並に豐前宇都宮氏の來往ありしが如し。而して南北朝の頃は武家方として活動し、當時より喜多郡大洲城に據りし事は明白なり。されど大洲に定住して附近に威を振ひし宇都宮氏が何流の宇都宮氏なるかは容易に決し難し。殊に此の地方には一層古くより宇津宮傳説のあるを見るなり。

宇津の宮は喜多郡宇津邑王屋敷に居住せられし方にて嵯峨天皇第四の宮など傳へらるゝも、其の實伊豫郡豐宮より來りし傳説にて、當國々遺族活動の遺跡に過ぎず(宇都宮條並に浮穴條を見よ)。而して後世大洲附近に宇都宮神社多く、内大洲の宇都宮明神は「元徳二年宇都宮大和守賴方守護職として任國下向したる時勸請す」など云へど、其實宇津の宮關係の神社多く、宇都宮氏入國以前より存せしが、宇津の宮と宇都宮と普通じ、且つ宇都宮氏領主たりしより混淆して、何れも宇都宮氏關係の神社と也しが如く想像せらる。されば宇都宮中河原天神は「宮天神と稱す。人王八十代高倉院御宇治承二戊戌二月廿五日、下野豐前兩國の牧宇都宮大和守藤原信房の勸請なり」など云はれ、更に「伊豫純友退治の時、橋邊保に従つて宇都宮某といふ者、下野國宇都宮より來り、河野の幕下となる」など傳へらる。其後宇都宮族が豐後宇都宮氏と明白なる關係なく、而して伊豆より來り、三島社を勸請す等傳ふるも、亦、當國宇津宮と關係ある者にして、伊豆は伊豫、三島は伊豆の三島にあらずして當國の三島社なら

んと考へらる。これ等より云へば、大洲
宇都宮氏の出自は容易に決する能はざる
なり。

- 伊豫宇都宮氏は永祿六年の役人付に宇都宮遠江守(伊豫國)と見ゆ。こは大洲宇都宮にて、又宇和郡にもあり、南路志に「四伊豫の宇和郡、西園寺、宇津宮、御庄、川原瀨、北之川、此の五人は往古より大身なり」と。宇和郡久枝春日明神の寄進狀に「西園寺殿藤原朝臣公廣、并に代官宇都宮左近大夫典綱」と。大洲家は南渡治亂記に「宇都宮遠江守豊綱が臣菅田治部大夫直之、近郡を取りて自立せんと欲し、土州兵を假る」と、又陰徳記に「永祿十一年二月、吉川父子、大津城を攻め、城主宇津宮豊綱を降す」等見ゆ。(宇和郡多田の宇津宮氏は永綱の後にて、忠綱、貞綱、伊綱等あり、多田條を見よ)。
- 13 備中の宇都宮 當國後月部高越城は東江原村にあり。弘安四年、蒙古來襲の際、宇都宮貞綱、命を承けて山陽道を警固し、本城を築く(備中府志)。
- 14 紀伊の宇都宮氏 宇都宮和泉守泰景の後なり。宮井條を見よ。
- 15 佐々木氏流 尊卑分脈に「池田太郎定

信一貞高(號宇都宮三郎左衛門尉、法名正意)一秀定(三郎左衛門尉)と見ゆ。これより前、中原信房が近江善積庄を領せし事は既に云へり、關係あるか。

- 16 美濃の宇都宮氏 長享元年常徳院殿江州勅座在陣衆著到に「濃州宇都宮石見守、同次郎宗綱」と。
- 17 尾張の宇都宮氏 津島神社十五家の一に此の氏あり、後世神子方なり。
- 18 宇都野氏流 寛政系譜宇都宮氏二家あり。共に宇都野氏より出づ。家紋三頭左巴。
- 19 三河の宇都宮氏 ウツ、並に大久保條を見よ。
- 20 岩代の宇都宮氏 康應二年(元中七年)宇都宮利部大輔氏廣、吉良氏に代りて四本松を賜はりしが、應永七年九月謀反して、斯波石橋兩氏に攻められ、氏廣、その子三郎氏公共に自殺す。中古治亂記に「宇津宮權太郎氏廣、其の子孫三郎氏公、並に島氏等、奥州に一揆を企て、二本松の城に籠る云々」と。
- 21 常陸の宇都宮氏 笠間城は宇都宮盛徳の居城なりしと。又田島村和光院の過去帳に「丁卯四月廿三日。月山御老母宇都

宮芳賀娘」を載せたり。

- 22 宇都宮社家 二荒條に云ふべし。
- 23 その他、餘日舊記に「宇都宮と留守は兄弟のながれにて、うづの宮役を芳加もち候」と。又下野國志に「宇都宮景泰の二男貞泰は公綱の猶子となり、遠江守綱景と號し、都賀郡西方、三澤郷、鶴岡の峯に住す。その後裔太郎左衛門綱吉は天正の初め上京して信長公に勤仕しけるが、公の薨去後國に歸り、芳賀郡赤羽郷を知行す。其の男太郎左衛門綱清、一門没落の後舊領西方に遷居す」と。徳川時代水戸藩の重臣、福井松平藩の中老にあり、又信濃、石見、備前、志摩等にも存し、又平安の儒者宇都宮由的あり、避菴と號す。
- 宇津宮 ウツノミヤ 宇都宮と通じ用ふ、前條を見よ。石見、備前、伊豫、九州等に此の文字を用ふる者多し。
- 内屋 ウツノヤ 和名抄駿河國有度郡に内屋郷あり、宇都乃也と註す。
- 堆橋 ウツハシ 信濃の堆橋邑より起る。即ち家傳に「小笠原泰清が末孫にして、筑摩郡堆橋に住せしより家號とす、家紋丸に釘抜、五三桐」と。寛政系譜に見ゆ。

埋橋 ウツハシ 前條氏に同じく、源姓小笠原氏の族とぞ。

内日 ウツヒ 和名抄長門國豊浦郡に内日郷を收め、宇都比と註す、この地より起りし氏にして、大内有名衆頼に内日牌次郎見ゆ。宇津卷 ウツマキ 應永中宇津卷三左衛門重春と云ふ人あり。その系圖に據れば伊豫河野氏の族にして、通有一通朝一通典一通之(宇津卷氏祖)なりと云ふ。石見國の名族なり。

禹豆麻佐 ウツマサ 上古山城を本居として勢力を振ひし秦氏宗族の稱にて、後世主として太秦の文字を當つ。而して山城國葛野郡に太秦邑あり、この氏が住居せしより起りし地名か、或は秦氏の宗家が此の地にありしが爲に、其の名を貢ひしか、古傳説より云へば、勿論前者なれど、そは氏名附會の傳説に過ぎざれば、未だ容易に決すべきにあらざるなり。

この氏の事は雄略紀十五年條に「秦民分散臣連等、各々ほし、まゝに驅使して、秦造に委ぬる事なし。是により秦造酒・甚だ以つて憂となす。而して天皇に仕ふ。天皇之を愛寵し、詔して秦民を聚め、秦の酒公に賜ふ。公・仍りて百八十種勝部を領率

し、唐調御調を獻じ奉る。綏寧朝廷に充積す。因りて姓を賜ひて禹豆麻佐と云ふ、(一に云ふ、禹豆母利麻佐、皆・盈積の貌也)と、また姓氏錄、秦忌寸條に「秦酒公、大泊瀬雅武天皇の御世、秦して稱く、普洞王の時、秦氏地べて劫略せられ、今見在者は十に一を存せず、勅使を遣はし、檢括招集せん事を請ふ。天皇小千部雷を使として遣はし、大隅、阿多半人等を率ゐ、搜括鳩集せしめ、秦氏九十二部、一萬八千六百七十人を得たり。遂に酒に賜ふ。爰に秦氏を率ゐ、養贖織絹、諸を關に盛りて貢進す、岳の如く山の如く、朝廷に積蓄す。天皇之を嘉みし、特に寵命を降し、號を賜ひて禹都萬佐と曰ふ。是れ盈積・利益あるの義、などと見ゆ。猶ほ次の條を見よ。

太秦 ウツマサ 禹豆麻佐に同じ。秦氏の宗族にして葛野郡太秦邑に居り、松尾神社を氏神とし、廣隆寺を氏寺とす。共に秦氏條にて詳述せむ。

1 太秦公 天平十四年八月紀に「詔して造宮正八位下秦下島麻呂に從四位下を授け、太秦公の姓、并に錢一百貫、絁一百疋、布二百端、綿二百屯を賜ふ。大宮垣を築くを以つて也」とあり。然るに此

の人なほ天平十七年五月紀に「秦公島麻呂」と見え、天平十九年三月紀には「秦忌寸島麻呂」と見ゆ。即ち太秦と云ふは家號の如きものにて、氏は猶ほ秦なりしが如く考へらるべし。

2 太秦公忌寸 延暦十年正月紀に「太秦公忌寸濱刀自女、姓を賀美能宿禰と賜ふ。賀美能親王の乳母也」と見ゆ。これによれば、これより前既に此の氏姓ありしを知る。前項太秦公の忌寸姓を賜へるものに外ならず。

3 太秦公宿禰 前項太秦公忌寸の更に宿禰姓を賜ひしもの也。姓氏錄、左京諸蕃に「太秦公宿禰、秦始皇帝三世孫孝武王の後也 男功滿王、仲哀天皇の八年來朝、男融通王、應神天皇の十四年(一本に譽田天皇、證應神)來朝し、二十七縣の百姓を率ゐて歸化し、金銀玉帛等の物を獻ず。仁徳(一本大鸕鷀)天皇(一本隆仁徳)御世、百二十七縣の秦民(一本氏)を以つて諸郡に分置し、即ち養贖、織絹して之を賈せしむ。天皇詔して曰く、秦王獻ずる所の絲綿絹帛、朕服用して柔軟、肌膚に温暖なりとて、姓を波多公と賜ふ。秦公酒、大泊瀬幼武天皇(雄略)御

世、絲綿絹帛委積して岳の如し。天皇之を喜び玉ひ、號を賜ひて萬都萬佐と曰ふ、と見ゆ。此氏の宿禰を賜ひしは何時代か未詳。天安元年九月紀に「中宮少屬正七位上奏忌寸永岑・太秦公宿禰の姓を賜ひ、山城國を脱して占して右京に着く、とある如きは支流に過ぎず。姓氏錄以後の事なればなり。

4 太秦宿禰 公を省きしにて前條氏に同じ。姓名鑑抄、拾芥抄等に見ゆ。

5 薩摩の太秦氏 名族牛屎氏は太秦宿禰姓なり、ウシクツ條を見よ。

6 藤原北家堀川流 太秦の地名より起りし雲上家の稱號なり。尊卑分脈に「陸家一經輔一師信一經忠(號堀川中納言)一信輔(號太秦入道)一信隆一信清(號太秦内府)」と見ゆ。

7 同水無瀬流 興福寺華族の一也。櫻井供秀の男供親、興福寺慈尊院に住職す、子供康明治に至り男爵。

8 太秦宮 紹運錄に「後白河院一僧真蹟(號太秦宮)」と見ゆ。

9 讃岐の太秦氏 寛弘元年大内郡戸籍に大秦弘友、時包、外一人見ゆ。

宇津丸 ウツマル 堀尾氏給帳に「二百石

宇津丸三郎右衛門なる者見ゆ。内海 ウツミ 尾張、安藝、肥前等に内海邑あり、此等の地名を貢ふ。

1 清和源氏土岐氏流 尾張國知多郡内海邑より起りしなるべし、此の地は長田庄司忠致が、その主義朝を害したる地、又東鑑正治二年條に梶原景高妻の所領と見ゆ。此の氏は太平記三十二に内海十郎範秀、同廿四に「桔梗一揆の衆に内海修理亮光範、城戸を引破つて込入る」と。土岐氏流と云ふは桔梗一揆なるより云ふか。

2 安藝の内海氏 當國に内海氏多し。賀茂郡内海邑より起る。内海氏部貞明・當村常廣城に據る。同村に又大將軍城あり(長尾山附)。内海市郎の據りし地とす。市郎は毛利方にして安西軍策等に見ゆる人なり。猶ほ内海跡村に古壘あり、沖信居る所と傳ふ。又同郡大澤村に内海氏あり、「先祖内海某、毛利元就に屬して最島

又漁獵をもて渡世とせしにより、内海の分永代支配免許あるべき旨上意ありしが、再三これを固辭したてまつりぬ。故に重て上意ありて内海の二字を苗字に賜はれりと云、家藏の三品の内御杖はいつの頃にや失ひて、御杖上の葵御紋を影し銅物のみ存せり、御至は尋常の大土器にして徑り六寸五分許あり、御草履は世俗稱する所のふく草履にして長九寸五分幅四寸五分あり。」と又橋樫郡條に「内海氏(同村)、もとは名主役など勤めしこともありしと云。先祖新四郎は當所に銀冶を業とせしと云、その頃の文書を藏せり。この餘慶長六年正月當宿へ賜りし傳馬の御朱印を藏せり、」など見ゆ。

9 下總の内海氏 小金本土寺過去帳に「内海正源入道、正長元十月」と載せたり。其の他、田邊牧野藩の重臣、伊勢神宮社家、美作新免家侍帳(内海孫兵衛、上庄村)、孫兵衛はもと赤松廣秀の家士なり、又信濃、攝津にも此の氏あり。

宇都美 ウツミ 内海氏に同じかるべし。會津郡麻郡の豪族に宇都美丹波あり、同郡上籠村館に住す(新編風土記)。

宇津峯宮 ウツミネノミヤ 後醍醐天皇

に戦死す。二子あり、長は主殿、毛利氏に従ひて長門に移る。次は彦十郎、出雲にあり、其子來りて老母を養ひ、遂に留りて土農となる」と。

3 備後の内海氏 當國にも内海氏多し、尾張内海より來ると雖、其の實安藝の内海氏と同族なるべし。藝藩通志御調郡條に「内海氏(管村)先祖内海右京進廣有は、尾張國內海の人、建武のころより此村に來り、十餘世の後、内海左衛門大夫は牛皮城主の家老職たり、其子より官をやめて里職となる」と、又「内海氏(同村)先祖より里社の奉祀たり、延慶年中、内海友安より、地頭八幡の祠官となる、友安より七世のち、農となり五代を経て復社職となる」と見ゆ。

4 橋姓 肥前國彼杵郡波佐見の内海より起る。橋姓と稱す。即ち家譜に「内海修理亮橋泰平(尾州沼内海を領す。大村波佐見に來り、鴻牟田村、野々川村、境野村、折敷瀬村(以上四村は波佐見村の内)を賜ひ、内海城を構ふ。熊野權現を勧請す。一近平(彌三郎)一光平(孫三郎)一季年(淡路守)一政衛(山城)一政通(山城、始常陸助、武雄勢入寇の際戦死)」と

第一皇子尊良親王の御子守永親王の事也。奥州宮とも、宇津峯宮とも、西應寺宮とも、又一品に叙せられ、一品家ともあり(元弘日記、結城文書、南方記傳、南山巡狩錄)。上野太守。宇津峯の名は磐城田村郡宇津峰より來る。興國三年八月、南方西應寺一品親王、常陸國小田の城にいらせ給ふ、春日中將顯時供奉す云々」と。

宇津山 ウツヤマ 和名抄筑前國遠賀郡に内浦郷あり。後吉田氏地頭職たり。

鶴川 ウツラガハ 攝津にあり、ウカハ條参照。

鶴間 ウツラマ 東鑑卷十八に鶴間太郎と云ふ人見ゆ。

宇津呂 ウツロ 次の二流あり。

1 佐々木氏流 近江國蒲生郡宇津呂邑より起る。佐々木京極氏信一滿信一宗氏一池田太郎定信一貞高、宇津呂殿と云ふ。比牟禮山下宇津呂庄を所有せしによる。その子を秀定と云ふ。

2 藤原性 加賀國の豪族にして、戦國時代宇津呂備前、同丹波等あり、本願寺門徒に屬す。加越能三州志能美郡波佐谷(在輕海郡波佐谷村領)條に「享祿四年、國人

蓮谷に放火し、坊主を禽りす。是れより先
 宇津呂氏數世此の城に居たりけるが、天
 正八年勝家之を圍みて城を陥し、丹波、同
 藤六の首を安土へ送る。相傳ふ宇津呂の
 先祖御幸塚の藤原實定の子を養子とす。
 之を淡路守定元と云。是より數世の後、
 宇津呂備前に至て輝成に與し、一隊の將
 たり。其子を丹波と云。然るに今年勝家
 の爲に討たる。今の小松多太八幡神職古
 曾部某は此の後胤と云。實定は花山法皇
 加州遊行の時、供奉近臣七人の内と也。法
 皇遊行の事は、加賀來因卷にあり。又我
 臣大阪役等に出る堀才之助の祖は此丹波
 の舊臣なり」と。又同郡城山（巨野海郷
 金平、大野、江指、三村領）條に「相傳宇
 津呂丹波別當地也」と見ゆ。

（國替にて又千石加増、矢島へ元和九年
 に下り、寛永十一年逝去、跡漬れ候」と
 見え、義光物語に「内越孫次郎、六十五
 人」と。また新風土記に「打越左近、内越
 館主（寒風館）、又岩倉館に住せし事もあ
 り、その子孫打越孫四郎・天正の頃その
 名顯はる」と。又新編常陸國志補遺に「打
 越飛騨守光隆・行方郡新宮に居る。由利
 十二頭の一、父を孫太郎と云ふ。慶長七
 年三千石を食み、元和九年また矢島に徙
 る」と載せたり。此の氏は小笠原長經の
 子朝光の後なりと。寛政呈請に「大井朝
 光十一代宮内氏光、打越郷に住し、稱號
 とす」と、家紋松笠菱、丸に一文字三星。

吉王の後也」と見ゆるは庶流の家なり。
 2 齋忌寸 齋直の忌寸姓を賜へるものな
 り、持統紀に齋忌寸八嶋と云ふ人見ゆ。
 養老元年九月紀に「從四位上齋忌寸少麻
 呂言ふ、居によりて氏を命ずるは從來の
 恒例なり。是を以て河内忌寸・邑により
 て氏を被る。其の類一ならず、請ふ少麻呂
 諸子弟を率ゐ、齋氏を改換して岡本姓を
 蒙り賜はんと。之を許す」と見ゆるは此
 氏なり。姓氏錄、右京諸藩に「齋忌寸、
 河内忌寸同祖、（一本漢孝獻帝男白龍王の
 後也）」と註す。猶ほ嘉祥二年八月紀に「右
 京人右衛門少志從七位上齋忌寸善氏、姓
 を清江宿禰と賜ふ」と云ふも見ゆ。

打越

打越邑より起る、由利十二頭の一なり、又
 紀伊にも此の氏あり。

1 清和源氏小笠原氏流、初後由利十二頭
 の一にして、又内越ともあり。由利郡内
 越館に據る、矢島十二頭記に「打越殿、太
 郎、若名孫四郎、宮内少輔殿、今龜田領
 打越にて二千石知行成され、其の後關東

部遷治等、義兵を擧げ、能運を迎へ高瀬
 に戰ふ。爲光敗績し、宇土に逃れ走る。
 遂に大見に於いて誅さる（略傳傳記、古城
 主考、洞然長狀）。按ずるに異本爲光・宇
 土掃部助忠登が養子と爲る、爲光の墓は
 大見大口二村界山中にあり。阿蘇家に爲
 光の文明四年十月十九日の書狀あり、其
 の上包紙に宇土殿と諱す。其の子重光・
 其の子宮光丸、二人共に父と同じく誅さ
 る、洞然長狀に爲光が息重光、嫡男宮崎
 以上三人限府に於いて生害と。然れども
 爲光・大見に於いて自刃、諸書皆同じ云
 々」と。

2 藤原姓 前述菊池流宇土氏の前にも、
 宇土氏あり、菊池風土記引用菊池系圖
 に「爲光・次良太良、宇土掃部助忠登養
 子、號彈正少弼、又筑後菊池系圖にも同
 様見ゆる掃部助忠登の家これ也。國志に
 「元徳より正平の比、宇土壹岐守高俊入
 道道光あり、託磨文書、元徳二年六月、
 探題北條修理亮英時が下知狀に宇土三郎
 高俊、又阿蘇文書に「六箇庄本領、長講
 堂御領云々、宛行宇土壹岐守高俊」と。
 又阿蘇惟澄申狀に宇土壹岐入道道光、猶
 ほ三宮神社弘安正應文書に藤原隆年と署

宇土

和名抄肥後國宇土郡、薩摩國
 高城郡に宇土郷を收む、これ等より起る。

1 菊池氏流 宇土郡宇土邑より起り、此
 の地神山宇土城に據る、城は中關白道隆
 公の創めしものと傳へらる。此の氏は菊
 池氏の族にて、菊池氏は道隆の後裔と傳
 へらるればならん。菊池系圖に「武朝一
 兼頼一持朝一爲光（宇土彈正少弼）」と載
 せ、又事蹟通考に「持朝の子、爲邦の弟爲
 光・宇土彈正大弼・文明十八年、爲光・
 重朝（爲邦の子）を亡ぼし、守護職を奪
 はんと謀る。重朝これを開き兵を遣はし
 て之を討ち、木原赤熊に戰ふ、爲光敗走、
 相良家を懇んで八代郡松隈に匿る。十八
 年相良長毎の請により重朝之を釋し、宇
 土に歸らしむ。明應二年重朝卒し、其の
 子能運嗣て守護となる。文龜元年五月、
 爲光又逆を圖り、兵を起し、密かに隈府
 を襲ひ攻む。能運利あらずして、肥前高
 來に逃る。爲光隈府城を取り、之に居り、
 肥後守護と稱す。三年九月、城重峰、隈

名すれど、此の文書信爲詳かならず」と。
 鎮西要略にも「曆應元年十一月十日、菊
 池武重、及び宇土三郎」と。

3 名和氏流 菊池流宇土氏亡ぶるの後、
 名和氏この地を領し、宇土と稱す。名和
 系圖に「顯興一泰興一顯真一教長一義興
 一顯忠（彈正少弼、伯耆守、文明十五年
 以來相良氏と争ひて敗北、永正元年宇土
 城に遷る）一重年（伯耆守）一武顯（彈正大
 弼、伯耆守）一重行（伯耆守）一行興（伯耆
 守、修理大夫、實は重行の弟、養はれて嗣
 となる、是より宇土を以つて家號となす）
 一行憲（宇土十郎）一行直（伯耆守）一顯孝
 （宇土左兵衛佐）一顯武（龜之助）一長興
 （猪之助、正次郎）」と。朽網氏藏書亦然
 り。所藏文書天文廿二年五月廿一日の宣
 旨に宇土伯耆守行興と見ゆ。

有動

肥後の名族にして日用重寶
 記に新く訓ず。又字動とも、有間ともあ
 り。有動大隅守兼元は隈部氏の族富田家治
 の女婿なり。

宇動

肥後の名族にして日用重寶
 記に新く訓ず。又字動とも、有間ともあ
 り。有動大隅守兼元は隈部氏の族富田家治
 の女婿なり。

宇動

肥後の名族にして日用重寶
 記に新く訓ず。又字動とも、有間ともあ
 り。有動大隅守兼元は隈部氏の族富田家治
 の女婿なり。

有動

肥後の名族にして日用重寶
 記に新く訓ず。又字動とも、有間ともあ
 り。有動大隅守兼元は隈部氏の族富田家治
 の女婿なり。

兼元は天正十五年肥後一揆の魁帥なり。宇藤 ウトウ 善知鳥 ウトウ 日用重實記に見ゆ。次の條に同じきか。

鶺鴒 ウトウ 陸奥國東津輕郡善知鳥(鳥頭とも云ふ)より起る。津輕郡中名字に見ゆ。浪岡御所配下の將なり。

鶺鴒呼 ウトウ 前條氏に同じ。

鶺鴒殿 ウトウ 紀伊國牟婁郡鶺鴒邑より起る。此の地に古城跡あり、續風土記に「村の西山にあり、鶺鴒石見守の城跡也」と見ゆ。

1 熊野古族 鶺鴒殿の出自については種々の説あり、或は鈴木氏と同様種姓なりと云ひ、或は長曾我部氏の傳説によりて秦姓となし、或は熊野別當族にして藤原姓と稱す。熊野新宮神官の一にして、文龜二年の文書に「六番頭鶺鴒殿」と見ゆ。續風土記に「鶺鴒殿右馬之丞、高倉下命七十九代の孫千代包の後なりといふ。系圖に高清といふ人あり、文書に「駿河國服織莊上分米、元享二年、長行高朝二人に分ち、知行」とあり。高清、高朝の子なるべし」と載せ、又四箇莊條に「舊何人の領なるか知るべからざるも、大抵新宮社家の領する處ならむ。後四箇村の中、鶺鴒殿、成川の二村、天正慶長の頃、鶺鴒氏の領する處といふ。堀内氏盛んなりし時鶺鴒氏親族となり、其の旗下に屬す。大阪落城の時、鶺鴒石見守、堀内主水と共に天樹院尊夫人を守護し、大阪城中を遭れし其功に依り、二千石を賜ひ旗下に召さる。石見守、鶺鴒にて千五十石の地を賜ふ。元祿の頃に至り子なきを以て家斷絶す」と見ゆ。

2 熊野別當流 熊野別當系圖に「長範(長快弟)一行範(鶺鴒)一範命一定範(法橋河原)一長政(權別當法眼、鶺鴒)一長存(法眼)一長増(法眼)一長圓、また長存弟(長真(別當法印、權大僧都)一長慶(別當法印)一長瑜)と見ゆ。

3 秦姓 長曾我部系圖に「鶺鴒、秦姓、家紋内三石疊。先祖紀伊熊野新宮七人の常香の末孫也。長持(鶺鴒三郎)一氏信」と見ゆ。第一項の鶺鴒氏に同じ。長持は三河の鶺鴒氏なり、後に云ふべし。寛永寛政兩系譜鶺鴒氏を稱する家九、或は秦氏常香の後と云ひ、或は熊野別當流増の裔なりと云ふ。家紋丸に三石疊、獅子牡丹、萬。寛政系譜秦姓鶺鴒條に「源之丞某がとき嗣なくして家たゆ。寛永系圖

外ならざるなり。戰國時代四郡蒲形城により、又上郷、柏原、不相等の諸城を屬城とす。内、四郡蒲形城(蒲郡字舊所)は正平の頃和田倉人兼清居城し、次いで四郡十良國演、岩堀修理亮、又入道等、在城せしにあらざるやと云ふ。(名所圖繪)。後鶺鴒長門守長持の居城となる。永祿六年、松平家康、久松佐渡守俊勝、松井左近忠次をして之を攻めしめ陥る。次いで久松佐渡守俊勝、當城を賜ふ。嫡男太郎三郎勝光嗣ぐ。後松平主殿頭忠利、次に松平支藩九清昌あり。二葉松には「四郡蒲形城、松平主殿頭忠利、松平帶刀清昌」、「上郷村古城、鶺鴒長門守長持、永祿六年落城以後久松佐渡守定俊住之」とあり。次に柏原城(鹽津村柏原)は建久年中、鶺鴒十郎藏人行定、當地に一庵を建つ、永祿三年上之郷城落城と共に廢絶すと云ふ。後松平勘八あり。次に上郷城、宇土城(蒲郡町神之郷字城山)は紀伊國熊野新宮別當行範の五男十郎藏人行家當城を築くと云ふ、子孫相續し、長門守長持の代に至り、永祿六年松平清康と戦ひ落城す。又鶺鴒藤太郎長熙在城す。後久松佐渡守定俊居住す。

に、先祖は紀伊國熊野の住人常香の孫なりといふ。今按ずるに、鶺鴒内記長貴、同新三郎長國等の家は、寛永譜に熊野別當流増が末流なりとし、此家とおなじく秦氏に收むといへども、尊卑分脈によるに、滋増は藤原氏小一條左大臣師尹の後胤にして、今の呈譜も藤原氏といふをもつてこれをあらたむ。この家は常香の孫なりしといひ、その出づるところを詳にせず、よりて舊に従ふ。また今松平因幡守家臣鶺鴒大隈長恭はかの長貴、長國等と同家にして、其の家系を按ずるに藤原氏熊野別當流増が後胤とし、鶺鴒藤太郎長將が長男を藤太郎長持、二男を十郎三郎長祐とし、この家をもつて兄弟同祖とす。しかれども寛永譜彼は滋増が末流とし、これは常香が孫なりといひ、共に其父をいはざるときは、この説に従ひがたしといへども、しばらくこれを記して後勘に備ふ」とあり。

4 種姓鈴木氏流 氏族志の如きは鈴木系圖によりて此の氏を種姓とすれど、採り難し。武家系圖には一を秦姓とし、一を種姓とす。

6 三河の鶺鴒氏 三河に鶺鴒氏多し、殊に寶飯郡蒲形の鶺鴒氏最名あり。この地は東鑑壽永四年(文治元年)二月十九日條に「熊野山領三河國竹谷、蒲形兩庄事、其の沙汰あり、當庄根本は開發領主故位俊成彼山に寄せ奉るの間、別當洪快之を領掌し、女子に讓附す。件的女子始め行快僧都の妻たり、後前薩摩守平忠度朝臣に嫁す。忠度一谷に於て誅戮の後、没官領となり武衛拜領し給ふの地也。而して領主女子本夫行快に懇望せしめて云ふ、早く子細を關東に懇申し、件の兩庄を安堵せしむべし。若し然らば未來行快子息に讓るべし。此契約について行快僧都熊野より使者を差し進め、言上する所也。行快と謂ふは行範の一男、六條廷尉禪門爲義の外孫たり、源家に於て其の好已に他に異なり、仍て本より之を重んずるの處、此の懇訴出來の間、左右なく下地を加へ給ふ。且又御敬神の故也」と見ゆ。この關係より熊野族盛に此の地方に移り、一門大いに榮ゆ。鶺鴒氏は其の一に

外ならざるなり。戰國時代四郡蒲形城により、又上郷、柏原、不相等の諸城を屬城とす。内、四郡蒲形城(蒲郡字舊所)は正平の頃和田倉人兼清居城し、次いで四郡十良國演、岩堀修理亮、又入道等、在城せしにあらざるやと云ふ。(名所圖繪)。後鶺鴒長門守長持の居城となる。永祿六年、松平家康、久松佐渡守俊勝、松井左近忠次をして之を攻めしめ陥る。次いで久松佐渡守俊勝、當城を賜ふ。嫡男太郎三郎勝光嗣ぐ。後松平主殿頭忠利、次に松平支藩九清昌あり。二葉松には「四郡蒲形城、松平主殿頭忠利、松平帶刀清昌」、「上郷村古城、鶺鴒長門守長持、永祿六年落城以後久松佐渡守定俊住之」とあり。次に柏原城(鹽津村柏原)は建久年中、鶺鴒十郎藏人行定、當地に一庵を建つ、永祿三年上之郷城落城と共に廢絶すと云ふ。後松平勘八あり。次に上郷城、宇土城(蒲郡町神之郷字城山)は紀伊國熊野新宮別當行範の五男十郎藏人行家當城を築くと云ふ、子孫相續し、長門守長持の代に至り、永祿六年松平清康と戦ひ落城す。又鶺鴒藤太郎長熙在城す。後久松佐渡守定俊居住す。

次に不相城(蒲郡町府相字城山)は城主不明、天正中家康築くと云ふ。天正以前は天野左京亮ありしかと云ひ、又鶺鴒藤太郎の下屋敷也と云ふ。鶺鴒氏は今川氏に屬し、頗る勢力ありしが、永祿中家康に攻められて亡ぶ、松平記に「永祿五年二月、家康と改名ある、駿河と手きれなされ候故、同年三月三河國四郡の城に鶺鴒長助籠り候、岡崎松平左近きりに攻、後は付城を致し、兵糧をつめ申候間、扱に致し城を渡し鶺鴒罷除候處を、松平左近、鶺鴒子共二人生捕に致し、岡崎に進上申候、此の鶺鴒比類なき忠臣故、駿河衆迷惑致し、其の比家康の御前竹千代殿、駿府に入質に御座候(中略)、鶺鴒が二人の子と、竹千代殿と取替候て岡崎へ返し入奉る云々」と。又同書永祿六年の條と思はるゝ所に「三河上の郷の城主鶺鴒藤太郎は駿河方、同國竹の谷の松平備後守は一腹他姓の兄弟也、備後守は弟なれ共、家康方にて上の郷へ押寄數度合戦、せり合御座候時、備後守散々うち負引退く、藤太郎追かけ寄來り、已に難儀に及ぶ、此の由家康聞召候て、竹の谷へ御加勢として御出張被成

の氏あり。

羽仁 ウニ ハニ條を見よ。

鶺鴒谷 ウニタニ 志摩に此の氏あり。

宇努 ウヌ 宇奴、宇尊とも載せ、又宇野、

萬野、鶺鴒野等と通ず。野の古音ヌなれば

なり。和名抄周防國吉敷郡に宇努郷あり、

後世宇野氏この地より起る、ウノ條を見

よ。又神名式河内國若江郡に宇努神社あ

り、大和國宇智郡に宇野邑あり、共に宇努

氏を起す。

1 宇奴首 大和國宇智郡宇野邑より起

る。其の地の相置たりしならむ。姓氏錄、

大和諸蕃に收め、「宇奴首、百濟國君の男、

男婦奈曾富意彌より出づる也。」と見ゆ。

萬葉集六には宇努首とあり、又拾芥抄、

宇努首に作る。

2 宇努造 河内國若江郡の豪族にして百

濟族なり。姓氏錄、河内諸蕃に「宇努造、

宇努首の同祖、百濟人彌郡(一本郡)子富

意徐の後也」と見ゆ。本郡宇努神社は此

氏の氏神なるべし。前項氏と同族なりと

云へば、大和宇智郡より移りしか、但し

當國には新羅族宇奴氏もあり。

3 宇奴連 又宇尊ともあり、こは前項宇

努氏とは別にて、新羅族と云ふ、即ち姓

氏錄、未定難姓、河内の部に「宇奴連、

新羅國皇子、金庭與之後也」と見ゆ。果

して然らば萬野馬飼連の事か、ウノウ

マカヒ條を見よ。

4 山城の宇努首 ウノ條を見よ。

5 豊前の宇努首 豊前軍記に「養老四年

異國襲ひ来て日向大隅兩州大いに亂れし

かば、豊前の領主宇努首男人に勅宣あり

云々」と。

宇奴 ウヌ 宇努に同じ、姓氏錄に宇奴

首、宇奴連等を載せたり、前條に云へり。

宇努 ウヌ 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。

宇努氏に同じ。

萬野 ウヌ 萬野、宇野、古くはウヌなり

しも、便宜上ウノに收む。

萬野馬飼 ウヌノウマカヒ 便宜上ウノ

ノウマカヒに收む。

鶺鴒谷 ウヌマ 美濃國各務郡に鶺鴒邑有、

その地と關係あるか。東鑑五十二に鶺鴒次

郎兵衛尉國景と云ふ人あり、相當の名族た

りしならむ。徳川時代龜田岩城藩の用人に

此の氏あり。岩代にも現存す。

鶺鴒谷氏はある書に「源氏にして山村辰元よ

り出づ」と云ふ。

有年 ウネ 播磨國赤穂郡有年庄より起

る。赤松範資の三男掃部頭直頼の後裔也、

本郷氏條を見よ。

右根 ウネ 紀播磨國口氏筆記に「百八歳、

右根宗見、享保の事なり。

畝尾 ウネヲ 大和國十市郡畝尾より起

る。この地に延喜式に畝尾坐健土安神社、

畝尾郡多本神社等あり、又古事記に「伊邪

那岐命の御涙になりませる神は、香山の畝

尾の木本に坐す、御名は泣澤女神」と。

1 畝尾連 十市郡畝尾より起る。姓氏錄、

左京神別に收め、「畝尾連、天辭代命の子

國辭代命の後也。」と見ゆ。天神條に收

む。次の項に照して中臣氏の族とすべき

か。

2 和泉の畝尾連 姓氏錄、和泉神別に

「畝尾連、同上(天兒屋根命)」と見ゆ。前

項氏と同族か。

畝岡 ウネヲカ

宇泥須 ウネヌ 美濃國の地名なれど、後

世その所在詳かならず。或は云ふ前逃鶺鴒

かと。

○宇泥須和氣 景行帝裔、牟婁郡氏の族な

り。古事記、景行段に「大碓命、兄比賣を

娶りて、子押黒之兄日子王を生む。此は三

野の宇泥須和氣の祖」と見ゆ。景行本紀に

化二年紀に「凡そ采女は郡の少領以上の姉

妹、及び子女、形容端正なる者を買す。一

百人を以つて、采女一人の額に充つ云々」

と見ゆ。

1 采女臣 采女を檢校し、采女部を管理

するより起れる氏、即ち後世の采女正の

如き職掌也。采女正は職員令に「采女司、

正一人、采女等を檢校する事を掌る。佑一

人、令史一人、采部六人、使部十二人、直

丁一人」と見ゆ。此の氏は、古事記に「宇

摩志麻遲命、此は姫臣、云々祖也。」と。ま

た天孫本紀に「大木口宿禰命は應積臣、

采女臣等祖也。」など見ゆるが如く物部氏

の族也。舒明紀に采女臣摩禮志とあるは

此氏の人なり、天武朝、朝臣姓を賜ふ。

2 攝津の采女臣 前項氏の族也。天平神

護元年二月紀に「攝津島下郡人右大舍

人采女臣家麻呂、采女司采部采女臣家足

等四人、姓を朝臣と賜ふ」と見ゆ。

3 采女朝臣 天武紀十三年條に「采女臣、

云々、姓を賜ひ、朝臣と曰ふ」と見え、

又朱鳥元年條に「直大肆采女朝臣筑羅、

内命婦の事を諱す」と見ゆる人あり。此

の人の墓誌、河内國石河郡春日村より出

でたり。其文に「飛鳥淨(御)原大朝廷(天

「兄産命は三野宇泥須別云々等の祖」とある

は、古事記と符合すれど、兄産命を景行皇

子とするは誤れり。此の別は以上二書以外

全く見えざれど、記紀二典を對照して考ふ

れば、守君の事ならんかと考へらる。ムゲ

ツ、モリ條を見よ。

畝原 ウネハラ 山城國畝原より起る。

○畝原高麗人 舒明紀二十六年條に「高麗

人頭霧喇耶等筑紫に投化す。山背國に置

く。今の畝原、奈良、山村高麗人の先祖也。」

と見ゆ。

○雲飛宿禰 類聚國史三十三に「延暦十二

年云々、外從五位下雲飛宿禰淨水」とある

は、延暦十年紀の畝火宿禰清水に同じ。

宇彌備 ウネヒ 畝火、雲飛に同じ。宿禰

性にして拾芥抄に見ゆ、これも畝火氏に同

じ。

采女 ウネベ ウネノ條を見よ。

宇彌倍 ウネベ 采女氏に同じ。

○宇彌倍朝臣 物部氏の族なり。除目大成

抄、拾芥抄等に見ゆ。

畝米 ウネベ 正倉院天平勝寶七年文書に

見ゆ。采女氏に同じ。

糝 ウネヘ 下學集にウネヘと註し、三州

人となり、三河采女部の後なり。

采女 ウネメ ウネベ 和名抄伊勢國三重

郡に采女郷あり、宇彌倍と註す。又三河國

碧海郡に采女郷あり、高山寺本に采女郷に

作る。後世采女郷あれば、その方よし。此

の氏には後世此等の地名を貰ひしものもあ

れど、多くは部名、職名を貰ひしなり、采

女部條參照。

采女とは官中に仕へし官女にして、京畿の

武)大辨官直貳采女竹真嗣、請造する所の墓所、形浦山也四十代、他人上りて木をきり傍地を犯すなかれ。己丑年二月廿五日」と見ゆるより見れば、此の地本貫地か。姓氏録、右京神別に收め、「石上朝臣、神德速日命六世孫大水口宿禰の後也」と註す。

4 攝津の采女朝臣 第二項を見よ。
5 采女造 采女部の總領的伴造なり、天武朝・連姓を賜ふ。采女臣と同様、物部氏の族なりと云ふ。

6 采女連 前條氏の後也。天武紀十二年條に「采女造云々、姓を賜ひ、連と曰ふ」と見ゆ、姓氏録、和泉神別に收め、「采女連、神德速日命六世孫伊香我色雄命の後也」と註す。

7 采女直 但馬采女部の部分的伴造なり。天平勝寶二年の但馬國司解に「二方郡波大郷戸主采女直眞島の戸采女直王手女」と見ゆ。

8 周防の采女氏 玖珂郷延喜二年戸籍に「采女老丸と云ふ人あり、采女部の裔ならむ」。

9 美作の采女氏 笠庭寺記に「勝北郡弘岡郷(搦粟五斗)采女有近、見ゆ」。

10 筑前の采女氏 采女内膳宗雲と云ふ人あり、立花氏部大輔統増の子なり。
ウネメ 采女氏に同じ、前條に云へり。猶ほツクバ條參照。

采女部 ウネメベ ウネベ 采女の爲に設けたる品部なり。女字を略して采部とも云ふ。職員令「采女司に采部六人」と見ゆるは此采女部の名残りを見るべし。

1 丹後の采女部 寶龜七年閏八月紀に「丹後國與謝郡人采女部宅刀自女、一たびに三男を生む」と見えたり。

2 伊勢の采女部 三重郡に采女郷ありて、和名抄に字彌倍と註す。采女部のありし地ならむ。古事記雄略段に伊勢國の三重郡あり、その采女部を置きし地か。

3 采女部の住みし地にて後の播氏は此部民の後裔なるべし。播氏は下學集にウネメと註し、三州人とあればなり。

4 その他、畿内、並に但馬、周防等にも此の部ありしならむ、采女氏條を見よ。
采部 ウネメベ ウネベ

字野 ウノ 和名抄播磨國佐用郡に字野郷あり、又周防國吉敷郡に字野郷、その他大和、河内、伊勢、信濃、肥前等に字野の地

あり、これ等の多くは、古代ウメにして、菟野、鷓鴣野に通づるのみならず、字奴、字勢、字登等にも通じ用ひられしが故に、互に對照する要あり。

1 字奴首(字勢首)、字勢造、字勢連、これ等は何れもウメ條に云へり。百濟族、或は新羅族と稱す。

2 菟野首 山城國の計帳と思はるゝ正倉院文書に菟野首字麻後賣と云ふ人見ゆ。字奴首と同族にて百濟族ならむ。

3 菟野氏 持統紀に菟野大伴と云ふ人見ゆ。字野首の族なるべし。

4 清和源氏頼親流 大和國宇智郡宇野邑より起る。この地はウメ條にて述べし如く、古代以來字奴首のありし地なれば、多少關係あらむも、今日にては窺ふを得ず。中世以後の字野氏は清和源氏と稱す、即ち保元物語卷一宇野親治の名乘に「身不肯に候へども、形の如く系圖なきにしも候はず、清和天皇十代の御末、六孫王七代の末孫攝津守頼光が舍弟、大和守頼親が四代の後胤、中務丞頼治が孫、下野權守親弘が子に、字野七郎源親治とて、大和國與郡に久しく住して、未だ武勇の名を落さず、左大臣殿の召に依つて、新院

の味方に參するなり云々」と載せ、又尊卑分脈に「滿仲—頼親(左衛門尉、大和云々等守、永祿五、正、廿五、興福寺の訴により、土佐國に配流)—頼房(誠荒加賀、山門の訴により肥前國に配流、配所に於いて死)—頼俊(左衛門尉、上總介、陸奥守)



親治の兄弟には基親(爲藤清重子)、基弘(豐島齋院次官)、基重(待賢門院判官代)、親滿(豐島)、女子(伊與内侍)あり、又有治の弟には清治、俊治、滿治、義治

(同三郎)の外、光治(字野三郎)、親家、業治(字野三郎)、頼基(同冠者)、季治等見ゆ。
此の字野氏は、又平家物語に「大和國には字野七郎親治が子ども、太郎有治、次郎清治、三郎成治、四郎義治」と載せ、又源平盛衰記にも「大和の國には字野七郎親治が子に字野太郎有治、同次郎清治、同三郎義治、同四郎業治」と見えたり。

5 赤松氏流 播磨國佐用郡字野郷より起る。赤松氏の一族にして其の重臣として顯はる、即ち赤松家風條々事に「御一族衆、字野」と載せ、又赤松記に「爰に赤松の初を申さば、云々、かくて五代目を則景と申、此の人字野といふ所を知行し、字野名字の元祖なり。此の時關東に下り給ひて、北條どの縁者となつて、建久四年七月四日、佐用庄地頭職を、頼朝の御下文御拜領なり、是よりして字野播磨權守則景と申。其の第二人あり、第二は字野新大夫則連、其弟得平三郎、これなり。則景より四代目を次郎家則と申、其子則村、赤松と名乗云々」と。果して然らば赤松氏は則村まで字野氏たりしなり。又淺羽本赤松系圖に「頼則(山田入道)—

則景(播磨守)—爲助(字野新大夫)—範重—爲範。範重弟爲頼(孫太郎、利部少輔)—景頼(左衛門尉、利部少輔)—頼定(字野左衛門次郎)—宗清(左衛門太郎、第二郎頼季、能登守國頼)と、岡本系圖これに同じく、また一本赤松系圖に「頼範—爲助(字野新大夫)字野云々等一族也、其の弟「則景(字野權守)」、また其弟「將則(字野新太郎)」と見ゆ。此の字野氏は太平記卷八に字野能登守國頼、また「赤松入道圓心を始めとして、字野、柏原、佐用云々」と。明德記に「佐用、柏原、字野、上村」と。また安積文書に字野彈正。應仁記、同別記に「赤松衆字野」と載せ、又前者卷三に字野越前守則高、後者に字野上野入道見ゆ。その後豐盛に「西播磨廣瀬と云ふ所に字野の某と云者城を構へ、秀吉に從はざりければ兵を催し、是をかこみ給ふ、云々」と、その後裔ならむ。又安西軍策に攝磨國住人字野利部入道、伊賀極樂寺縁起に赤松家臣字野修理を載す。

6 美作の字野氏 新免家系に「源則村—顯則—滿貞(出羽守、領播州赤穂郡、備前和氣郡、案王庄大徳寺城、三石城主)—

家貞(宇野新三郎)―貞重(宇野三郎、彈正大夫、後改新免伊賀守)と。家貞は宇野中務少輔家貞、其の子彈正大夫貞重・延徳年間、新免遠江守、舟曳越中守を大將として眞加部城主原與次郎と戦ふ。又流江安室之事に「播州五十波村城主宇野下總守、小原村の新免伊賀殿の聲なり」など見ゆ。

7 紀伊の宇野氏 紀伊に此の氏多し、内伊都郡の宇野氏は大和宇野氏の族と稱す、即ち横風土記四村莊屋山村舊家宇野源次兵衛條に「家系に據るに、元祖は、六孫王經基七代の孫、宇野七郎親治といふ。親治六代の孫を大炊助義治といふ。戦敗れて、家族と共に當村に來り、公文岡田某の家に寄る。岡田氏子なし、義治を猶子とす、織田氏高野貴の時、義治六代の孫甚左衛門朝治、高野に與力して織田氏の軍を防ぐ。朝治の子を喜大夫治昌といふ。大坂に籠城して戦死す。治昌の子を源兵衛信治といふ。當村の名主たり。子孫代々此の地に住す、家に永徳二年の御教書を藏む」と。同村に城屋敷あり。其他、小路村地士宇野池太郎、那賀郡

名手莊城跡に「宇野殿の城跡と云ひ傳ふ」と載せ、又牟婁郡に宇野若狭あり。

8 播津の宇野氏 肥前國松浦郡宇野より起る。此の地は宇野御厨のありし地にして買牛を以つて名高し、後世御厨邑と云ふ。松浦家傳に「八世新・本郡宇野御厨檢校と爲り、延久元年西下し、大夫判官と稱す」と。松浦、今福、御厨、峯、奈古屋等を参照せよ。

9 丹後の宇野氏 正應元年丹後國諸庄郷保惣田數目録帳に「與佐郡細工所保、成相寺、四町五段三百四十八歩、宇野彈正、」又「丹波郡成友保、四町四反四丁四歩、宇野彈正」等見ゆ。

10 丹波の宇野氏 天田郡に宇野縣殿頭あり、又米上郡にも此の氏あり(丹波志)。

11 大内氏流 周防國吉敷郡宇野郷より起る。大内系圖に「正恒―藤根―宗統―茂村―保盛―弘眞(弘直)―貞長―貞成、弟清致、宇野邑を食みて宇野氏と稱す」と。清致一本清宗とあり。猶ほ貞成の子盛房の男右田盛長(陶氏祖)の裔・元弘中此の氏を稱すと云ふ。正文文書に宇野周防守護代、應安七年文書に宇野式部丞、永享四年文書に「周防守護代宇野常刀入道」、また大内家提書に奉行人宇野主計助弘喬等あり。又豫章記に「中子頼宇野左京亮」と云ふ人見ゆ。

12 谷田氏流 石見益田系圖に「益田兼弼―

兼弘―兼方―兼見―兼世―兼家―兼理―兼盛―貞兼―興全(宇野氏)と見えたり。

13 松浦氏流 肥前國松浦郡宇野より起る。此の地は宇野御厨のありし地にして買牛を以つて名高し、後世御厨邑と云ふ。松浦家傳に「八世新・本郡宇野御厨檢校と爲り、延久元年西下し、大夫判官と稱す」と。松浦、今福、御厨、峯、奈古屋等を参照せよ。

14 肥後源姓宇野氏 大和宇野氏の後と云ふ。限部氏の族にして、同氏系圖に「親治(宇野七郎、保元元年七月の役、崇徳天皇に屬し、平基盛と戦つて捕へられ、後肥後に來つて菊池に倚居す、子孫遂に臣屬す)―業治(宇野次郎、父に屬つて菊池に來る。承元二年六月死)―忠治(宇野源四郎、北國に於いて戦死す、年二十二、法名寂蓮)―直治(源太郎、判部丞、法名淨堪、妻阿蘇平九郎隆澄女)―成治(判部左衛門、法名淨觀)―詮治(治部右衛門)―持直(源次郎、右衛門尉、文永元年二月、菊池武房、家誠を賜ひ、限部と

改む)―隆忠、その弟治朝(宇野但馬守、正平十三年六月死)

―忠政大和守、治行―忠行―忠元
―忠元
―治貞又文部

又隆忠―隆朝―朝直―長治、弟親忠(宇野清左衛門)、又長治―朝豐―忠直―親興(宇野治部大輔)―重基(同氏部少輔)―重則(治部大輔)と見え、また源家明部系譜にも同様載せ、親興に「宇野治部大夫、宇野氏斷絶故、則ち親興、宇野氏名乘、家跡等相續也」と擧げ、重則の子に宇野左大夫元規あり。又治部は限部家傳に宇野但馬守治忠と載せたり。嘉吉三年正月菊池持朝の侍帳に「宇野判部允忠元」と云ふ人見ゆ。

15 參河の宇野氏 賀茂郡中垣内村に宇野安左衛門の古屋敷あり。又額田郡に宇野小平あり。(二葉松等)。

16 伊豆の宇野氏 江川氏は大和源氏宇野氏の後と云ふ、伊豆志稿、駿河新風土記等に宇野太郎親信、保元の亂後、流浪して伊豆國八牧郷に來住すと。又太平記所載宇野能登守國頼(國俊)の裔とも稱す。

17 山内首藤氏流 山内首藤系圖に「上野

介照通―上野守時通(妻藤州毛利照元女)―泰近(號宇野播磨守)と見ゆ。

18 清原姓葉室氏流 笠氏系圖に「葉室修理大夫善賢―善村―小笠原兵庫頭賴高―國頼(宇野能登守、元弘三年赤松圓心と相川先陣勢兵)と見ゆ。

19 加賀の宇野氏 石川郡田子島城に成將宇野次郎左衛門あり(三州志)。加賀藩給帳に「百貳拾石(三ツ蝶)宇野三郎左衛門」見ゆ。又天正の頃前田家々臣に宇野十兵衛あり、能登國鹿島郡二穴城を守る。末孫明和中等絶すと云ふ。

20 越中の宇野氏 戰國の頃宇野宗右衛門あり、磯波郡刀利城に據る。

21 備前和田氏流 太平記卷十六に「赤松が勢の大將には宇ノ彌左衛門次郎重氏とて和田が親類なりけり」と見ゆ。これも播磨の宇野氏にて和田氏とは姻戚か。

22 滋野氏流 海野氏に同じ、信濃國小縣郡海野邑より起る。保元物語に「信濃國の住人宇野太郎、望月三郎云々、」次いで源平盛衰記にも「信濃には宇野、望月」また「信濃國住人宇野平四郎行廣」また「宇野太郎行氏、」宇野彌平四郎行平」等見ゆ、ウムノ條を見よ。

23 橘姓 男山八幡宮誓固壯士に宇野氏あり、橘姓と稱す。

24 源姓井上氏流 野田系圖に「義家―義親―井上讚岐守滿實―五郎盛長―宇野三郎貞國―貞親」と。

25 近江の宇野氏 近江國黒津津關津城は宇野美濃守の居城なりと云ふ。又將軍義昭の臣に宇野陸奥守あり、石山城に據る。又小槻大社の舊神職に此の氏あり。

26 其他、本國寺文書に宇野備前(弘安)、又徳川時代西尾松平藩用人、白杵稻葉藩添役、須坂堀藩重臣、久居藤堂藩用人、長島増山藩添役、姫路酒井藩小姓頭用人、また銀座人數書に京都住人宇野次郎三郎、また小田原の外郎藥は「唐人陳外郎の裔孫宇野某、京都より來り北條氏綱に謁して、其の靈藥を弘めしなり」と。又筑後、岩代、備前、美濃、志摩等にもあり。

鵜野 ウノ 宇野と通じ用ひらる。大和宇野庄は天平神護元年の官符に鵜野庄とあり。備前國に此の氏あり。

卯野 ウノ これも備前國に現存す。

菟野 ウノ ウマなれど便宜上宇野條に云へり、百濟族なり。

鶺鴒池 ウノイケ 筑後領主附に此の氏見ゆ。

鶺鴒家 ウノイヘ ウノヤ

鶺鴒浦 ウノウラ 岩代國會津郡鶺鴒浦より起る。新編風土記中田村館跡條に「里氏の説に、鶺鴒甲斐守住所なりと。甲斐守が孫喜左衛門、寛文の頃瀧澤組牛草村に住す」と見え、又山縣三郎兵衛尉昌景よりの文書に鶺鴒氏見ゆ。

宇野江 ウノエ

鶺鴒木 ウノキ 大友系圖に「親秀—重秀、庶流鶺鴒木」と、淺羽本には「戸次重秀—時親—貞直—頼時—直光—鶺鴒木某」と見えたり。豊後發祥の豪族なり。立花系圖には鶺鴒本とあり。ウノモト條を見よ。

宇野木 ウノキ

宇野澤 ウノサハ 岩代田村郡に此の氏あり。

宇野瀬 ウノセ

宇野田 ウノタ 石清水社家に此の氏あり、橘姓なりと云ふ。

菟野馬飼 ウノウマカヒ ウヌノウマカヒ 菟野馬飼部を参照せよ。

1 菟野馬飼造 菟野の馬飼部の伴道家に於て、後連姓を賜へり。新羅族也。

2 菟野馬飼連 天武紀十二年條に「菟野馬飼造云々姓を賜ひて連と曰ふ」と見ゆ。前述せし宇奴連と云ふものと同一也。欽明紀に菟野の新羅人を載せ、姓氏錄宇奴連を新羅族とす。同族なるや必せり。

菟野馬飼部 ウノウマカヒベ ウヌノウマカヒベ 靈異記に河内國更荒郡馬甘里とある地の馬飼部にして、菟野は鶺鴒野に同じ、此は次條所載鶺鴒野の新羅人を使役して馬飼部となしたるものに外ならず。

鶺鴒野新羅人 ウノシラギビト ウヌシラギビト 河内國更荒郡ウヌ(ウノ)にありし新羅人にして、馬飼部として使用す。欽明紀二十三年條に「新羅使を遣して調賦を賦す。其使人云々、留つて本土に歸らず云々、今の更荒郡鶺鴒野邑新羅人之先也」と見ゆ、更荒は後の讀良郡也。前條並にウヌ條を参照せよ。

卯之原 ウノハラ 信濃に此の氏あり。

鶺鴒原 ウノハラ 山城に此の地名あり。

宇野部 ウノベ 宇野邊と通ずべし、次條を参照せよ。古代に宇野部と云ふもの所見なし。或はウノ氏の配下にて、ウノの新羅人を云ふか。室町時代伊勢に宇野部氏あり、員辨郡の豪族にして後藤氏より出づ。後藤

條参照。宇野部實重は宇野營に據る、勢州四家記に「弘治年中、近江國六角左京大夫源義堅、伊勢を打取るべしとて、小倉三河守に三千の兵を相副へ、先づ千種を攻め、千種服従の後、宇野部、養生以下を従がへる、云々」と又「永祿十年八月、信長初めて桑名表へ發向あり。北方諸侍、宇野部、養生以下之に隨ひ、其後信長・楠の城を攻め楠降參」と見えたり。

宇野邊 ウノベ 紀伊國の名族にして、名草郡大野十番頭の一に「中村、宇野邊上野守」あり、後世軍學を以つて紀州徳川家に仕へ、名取氏と改む(續風土記)。又名高浦の地土に宇野邊八藏あり。又鈴木孫市に従ふ士にも此の氏見ゆ。

鶺鴒木 ウノモト 立花系圖に「直光(戸次孫次郎、左馬頭)—親矩(鶺鴒本四郎)—直世(戸次孫五郎)」と見ゆ。ウノキ参照。

祖母井 ウバガキ 又祖母ヶ井ともあり。

下野國芳賀郡祖母井邑より起る。桓武平氏千葉氏の族にして、君島系圖に「大須賀四郎胤信—嗣胤(君島十郎左衛門尉、實治元年云々)—左衛門尉成胤、弟貞範(祖母井左京亮)」と。又「成胤—胤時—綱胤—泰胤—知胤—胤元—秀胤(平次郎、備中守)、弟貞

久(祖母井伊豫守)と載せたり。祖母井邑の子安明神は永正の頃祖母井信濃守吉胤の建立と云ふ(國志)。又文祿の頃にも祖母井信濃守あり。

上形 ウハカタ 陸前の豪族にして、河内四頭の一と云ふ。餘目舊記に「大崎を守候外様は、留守、八幡、國分、山内、長江、登米、一迫、うはかた、二迫、長崎、和賀云々」また「富澤の先祖右馬助とて、所帯の一所も持たず、こうとうばかりして候よし、又うはかた先祖かじめ(戒名)しゆさんとて、是も在家の一字も持たず、但かの仁は内方候よし、有時雨中に徒然のあまりに、典膳しゆさんの方へ立越つて云『爾もか程の國あらそひの御弓矢に侍と成て、身をもたざるは口惜しと、いはくしゆさん如何』とたづね候に『馬具足をはしもち候はゞやすかるべし』といふしゆさん、さらば某・しちに取候具足、同馬一疋借進べし」とて、二人奉公にいづ。但し一所に罷出で候ては、自然軍曲無くしてはかなふまじ、吉良、島山御兩所へ罷出づべし、一方かち給候はゞ、こゝろへをもつて何も身をもつべしと思案をめぐらし、しゆさんは島山方へ出で、なかたの城に籠る。典膳はこ

まさきへ出で、吉良殿に奉公す。しゆさん密かにいで、典膳にいはいく『明日調議をさせ給へ、今夜つかねのぬきとをしを、地とこ五寸おきて、鋸を持つて十本ばかりひきとるべし。御身かまを持つて給へ、我らやりをもちて役所をこらへ、ぐらくのうへばかりつくべし、其の時かまにてぬきとをしを引給へ、やすくやぶれべし』とをしへければ、てんきう吉良殿に參て、『明日彼城責られべし、それがしききがけを仕、やすく御本意をとげべし』と申。さらばとて御調議有て、そのごとく破給ふ間、三間は海也、落所なくして舟にてかいどうへおち給ひて其儘二本松殿に成給ふ。其の時の忠節により(うは)方には二迫三國郷を下され、富澤には三迫とみさの地を給る。其の後にせいで彌増しにて、富澤、三迫、高倉庄七十三郷、四岩井のこぼり卅三郷のうしたり。うは方は二迫、栗原、小野、松庄廿四郷、今に知行す。吉良殿は大崎御いせいたる間、弓矢をすて、是も安達郡へのぼり、しほの松卅三郷計持給ふ』と載せたり。

谷、大塚、泉田、四方田を文治以來の四頭とす。(河内條を参照)。明應の薄衣狀に「上形、富澤二人一己の私を以つて、二迫彦次郎を切腹せしむ、實に過分の僻事也」と見ゆ。

上方 ウハカタ 上形氏と同じきか。

表方 ウハカタ 筑前に表方黨あり、立花氏に屬す。

右馬飼 ウバカヒ

上木 ウハキ ウハキ條を見よ。

姥澤 ウバサハ ウバヤキ條を見よ。

宇羽西 ウハシ 伊勢國度會郡宇波西より起る。雜例集天喜四年條に「伊佐奈岐宮物忌父字波西員成」を載せ、又建久十年の小朝熊社神饗沙汰文に「小朝熊御前社祝字羽西重里」と云ふ人見ゆ。若狹に宇波西神社と云ふもあり。

得橋 ウハシ 和名抄加賀國能美郡に得橋郷有、高山寺本苑橋に作る、宇波之と註す。

上曾 ウハソ 常陸國茨城郡(新治郡)上曾邑より起る。文保三年惣社文書に上曾郷地頭上曾三郎見ゆ、又永慶軍記手道坂合戦に上曾長門守、同長庵あり、又八代將監の聲に上曾源三郎あり、(イウラ條参照)。

上地 ウハチ 源姓、細川義季の七男家俊(上地七郎)の後なりと云ふ。

表門 ウハト 和名抄甲斐國山梨郡に表門郷あり、宇波止と註す。又神名式巨麻郡に宇波刀神社、八代郡に表門神社を收む。
宇羽野 ウハノ 信濃に此の氏あり。
上平 ウハヒラ 大藏姓原田氏の族なりと云ふ。

上家 ウハヤ 甲斐にあり。
上矢 ウハヤ 甲斐にあり。
上柳 ウハヤギ
姥澤 ウバヤキ
姥柳 ウバヤギ
宇波山 ウハヤマ 安西軍策に見ゆ。
兎原 ウバラ 攝津國に兎原郡あり、和名抄宇波良と註す。天平十九年法隆寺寶財帳、神護景雲三年六月紀等、菟原郡に作る。
宇原 ウハラ 淡路の名族なり。加集山古記に宇原兵衛入道見ゆ。
茨城 ウバラキ ムバラキ イバラキ 茨城國造、茨城氏あり。ウバラキと云ふ方古訓なれど、便宜上イバラキ條に云へり。其の條を見よ。
茨木 ウバラキ イバラキ 茨木公、茨木真人、無姓茨木氏、茨木造等あり、これも便宜上イバラキ條にて説けり。
荊津 ウバラツ イバラツ 筑後國三藩郡

荊津邑より起る。筑後大隈氏文書、元享二年三月七日のものに荊津次郎入道見ゆ。また荊津伊賀守あり、鶴崎氏は其の後裔なりと云ふ。
宇日田 ウヒタ
宇夫 ウフ
産 ウフ 源平盛衰記に産小野二郎あり。平家物語に宇夫方次郎に作る。
宇夫方 ウフカタ 宇夫形とも、生方とも生形ともあり。平家物語に宇夫方次郎と云ふ人見ゆ。陸前國氣仙郡に産形なる地あれど、下野發詳の氏なるべし。奥州宇夫氏は下野阿曾沼氏の一族にして、宇夫方廣齋が撰びし阿曾沼家乘に「文治五年奥州役、阿曾沼廣齋・軍に従つて功あり、閉伊郡を賜ふ。長子朝綱・家を嗣ぎ、次子親綱・又次郎と稱す。閉伊郡に分封す。族宇夫方廣房、托を受けて從ひ遷り、綾織邑を食む。廣房の子彌六郎太郎廣忠、承久の役、親綱に從ひて京都に赴く。その子廣治・彌太郎と云ひ、綾織村谷地館に居る云々」と見えたり。その後宇夫方廣義あり、應安年間新田義宗、義治が義兵を擧げし際、阿曾沼弘綱之に從ひ、廣義賊の爲めに尾撃されて戦死す。

宇倍 ウベ 因幡國法美郡に宇倍神社あり、其の祠官は伊福部姓にして國造と稱す。イナバ、イホキヤ條を見よ。
上井 ウヘキ カミヤ條を見よ。
上石 ウヘイシ ウハイシ 磐城田村郡にあり。田村家の庶流なりと。カミイシ條参照。
上岡 ウヘヲカ 備前にあり、カミチカ條参照。
上川 ウヘカハ 泉州堺の名族なり。
上兼 ウヘカネ 信濃美濃の名族なり。
上神 ウヘカミ 伯耆の名族、名和氏の一族にして、名和系圖に「行盛—行貞(小三郎入道)—直行(筑後守、上神三郎)—高直(上神太郎兵衛尉、弟直重(上神次郎、雅樂九、早世))と載せ、また直行弟助貞(上神四郎三郎)と載せ、また那波系圖には直行を加賀守と載せ、その後「行興—顯善(上神二郎三郎改顯輝)」など見ゆ。而して高直に「正平八年正月十日、備前國宮岡にて討る」と載せ、櫻雲記には備前國岡山にて戦死すとあり、元弘三年四月八日、西京二條大宮に於いて討死す。顯善は後世この遺跡を嗣ぎし人にて、天正十五年薩摩出水にて討死す。

徳川時代、高遠内藤藩の重臣、小見川内田藩の用人に宇夫形氏あり。
宇方形 ウフカタ 前條氏に同じ。
生方 ウフカタ 宇夫方氏に同じ。南部家臣に生方藤太夫等あり。
生形 ウフカタ 日用重寶記に見ゆ。宇夫方氏に同じ。
生本 ウフモト
於 ウヘ 於は上、宇閉と通じ用ひらる。

1 於公 神名式設岐國鶴足郡に宇閉神社新田郡に於神社見ゆ。此等の地名を貢ひしか。貞觀四年五月紀に「右京人左辨官史生從六位下於公浦雄、弟智雄、主雄等三人、姓を滋世宿禰と賜ふ」と見ゆ。
2 於忌寸 倭漢氏の族にして上忌寸と云ふに同じかるべし。天平九年九月紀に於忌寸馬養と云ふ人見ゆ。後に宿禰姓を賜へり。
3 於伊美吉 前項於忌寸に同じ。
4 於宿禰 倭漢氏の族にして、延暦六年六月紀に「從八位上於忌寸弟麻呂云々、忌寸を改めて宿禰姓を賜ふ」とあり。同十年三月紀に於宿禰乙女と云ふ人も見ゆ。
宇閉 ウヘ 大和の古姓氏なり。於、上と通ず。

○宇閉直 倭漢氏の族にして天武紀十三年條に「吉野人宇閉直弓」と云ふ人見ゆ。こは廣瀨郡於神社とある地より出でたるか。
上 ウヘ カミ 上氏は多くの場合カミと讀めど、於氏と通ずるものあるを思へば、ウヘ氏と云ふもありしなり。此處には其れらしきものを載せ、他はカミ條に收む。
1 上直 倭漢氏の一族にして宇閉直に同じ。
2 上忌寸 上直、即ち於直、宇閉直の忌寸姓を賜へるものなり。稱徳紀に見ゆ。於忌寸、於伊美吉に同じ。
3 萬葉集三に上古麻呂と云ふ人あり。上忌寸の族か。類聚宣宣抄第七にも上氏見ゆ。
4 百濟族、魏族に上氏多し、カミ條を見よ。
5 高麗歸化族 上氏家傳によるに「上眞葛、本姓狛、始め野田氏、狛近眞の第三子」と見ゆ。
表 ウヘ ウハ 中臣氏の一族にして和泉大鳥郡の古姓氏なり。姓氏錄、和泉神別に「中臣表連、同上(天見屋根命之後)」と見ゆ。
字部 ウヘ

字倍 ウベ 因幡國法美郡に宇倍神社あり、其の祠官は伊福部姓にして國造と稱す。イナバ、イホキヤ條を見よ。
上井 ウヘキ カミヤ條を見よ。
上石 ウヘイシ ウハイシ 磐城田村郡にあり。田村家の庶流なりと。カミイシ條参照。
上岡 ウヘヲカ 備前にあり、カミチカ條参照。
上川 ウヘカハ 泉州堺の名族なり。
上兼 ウヘカネ 信濃美濃の名族なり。
上神 ウヘカミ 伯耆の名族、名和氏の一族にして、名和系圖に「行盛—行貞(小三郎入道)—直行(筑後守、上神三郎)—高直(上神太郎兵衛尉、弟直重(上神次郎、雅樂九、早世))と載せ、また直行弟助貞(上神四郎三郎)と載せ、また那波系圖には直行を加賀守と載せ、その後「行興—顯善(上神二郎三郎改顯輝)」など見ゆ。而して高直に「正平八年正月十日、備前國宮岡にて討る」と載せ、櫻雲記には備前國岡山にて戦死すとあり、元弘三年四月八日、西京二條大宮に於いて討死す。顯善は後世この遺跡を嗣ぎし人にて、天正十五年薩摩出水にて討死す。

せり、歳十九。
上木 ウヘキ 柿木と通ずべし、對照せよ。
1 藤原南家伊藤氏流 伊勢國員辨郡上木邑より起る。勢州四家記に員部、桑名兩郡の諸侍として上木氏を擧げ、又三國地志に「上木堡、按ずるに上木九郎左衛門(或伊藤)居守」と見ゆ。藤原南家工藤時野の族なりと云ふ。織田氏に降る。
2 加賀の上木氏 藤原姓なりと。太平記卷十九に「加賀國の住人敷地伊豆守、山岸新左衛門、上木平九郎以下の者共、畑六郎左衛門時能が語に付て、加賀越前境、細呂木の邊に城郭をかまへ、津梨五郎が太聖寺の城を貴落して、國中を押領す」と見ゆ。加賀藩給帳に「八百石(丸内松皮葺)、上木九郎右衛門。貳百五十石(瓜内松皮葺)、上木久之助」と見ゆるは此の裔か。(植木参照)
上倉 ウヘクラ 上杉謙信の家臣に上倉氏あり、信濃飯山坂を守る。又柏原織田藩の用人に此の氏あり。
上坂 ウヘサカ カミサカ條に云ふべし。平姓堀原氏流、又佐々木流など多し。寛政系譜ウヘサカと訓じ、今もウヘサカと云ふ

逸あらず、文安年中御香帳には「五番上杉備前入道、外様大名衆上杉民部大輔」を載せ、永祿六年の諸役人附に「關東衆上杉正榮(上州)」見え、見聞諸家紋に



藤氏 上杉

1 越後の上杉氏 康永二年(興國四年)、上杉憲顯越後安房の守護となり、貞治二年(正平十八年)その子憲榮・當國守護となる、子孫傳へて天文十九年に至る、今その守護次第、並びに山内家との關係を示せば、次の如し。

上杉氏守護次第

初代憲顯 憲房子、民部大輔、安房守、興國元年(曆應三)鎌倉執事、同四年(康永二)越後安房守護、應安元年九月十九日卒、四人家老、長尾、石川、千坂、齋藤。法名國清寺殿柱山道昌。

○憲賢 越後二郎、憲顯六男、越後守護、正平六年(觀應二)七月五日早世。

二代憲榮 憲顯七男、葛見氏、童名龍樹丸、左近將監、憲賢之跡相續、越後守護府内上杉祖、後過世、道號大遠、伊豆大見、應永廿九年十月廿九日歿。

三代房方 憲榮兄、憲方の男、憲榮猶子童名龍命丸、憲榮過世の時應安元年長尾筑前守高景奉じて越後守護とす。民部大輔、應永廿八年十一月十日卒、法名大徳院大江常越。

四代朝方 房方長男、民部大輔、左馬助、越後守護、號高倉殿、應永廿九年十月十日卒、法名保真院密林道堅。

五代房朝 朝方男、左馬助、民部大輔、越後守護、寶徳元年二月廿七日卒、法名常春殿建徳。

六代房定 實は朝方弟上條殿清方長男、兵庫頭、相摸守、越後守護、明應三年十月十七日卒、法名長松院常泰。

七代房能 房定男、九郎、民部大輔、越後守護、永正六年六月、家老長尾六郎爲景と戦ひて討死。

八代定實 上條殿清方孫、兵庫頭房實男、上條城主、後房能卒後永正七年字佐美定行に據せられて越後守護、府中城に移る。天文十九年二月歿、嗣なく守護上杉氏絶ゆ。

山内越後兩上杉關係系圖



2

上條の上杉家 三島郡(刈羽郡)上條にありし上杉氏にして、黒瀬城(又上條城高田村黒瀬)に據る。はじめ越後守護上杉民部大輔房方の五男兵庫頭清方、父房方より上條を分ち賜ひて上條殿と云ふ。其子兵庫頭房實、其の子兵庫守定實相嗣ぐ。時に長尾爲景越後國を奪はんとて、永正六年三月、府中上杉民部大輔房能を試す、國人多く爲景に屬す。字佐美駿河守定行孤忠を守り定實を擁して、かりの屋形となし、爲景を討たんとして戦争たえず、爲景後に定實を招きて府中に入れ關東の上杉管領の扱にて定行と和睦せり、大永元年の事なり。而して定實・爲景の女を娶りしも子無く、第二人あり、山城守景義、惣五郎頼房と曰ふ。是に於て景義、上條城主と爲る。時に永正年間也。定實卒後、其の妻再び景義に嫁す、景義後に剃髮して少胤入道と號す、亦子無し。謙信公高山彌五郎義春を其養子と爲し、上杉民部少輔と改號せしめ、景勝の妹を娶はせ、城主と爲す。義春は元能登國主高山修理大夫義忠が末子にて、幼より謙信に質とし、武勇聰明を以て愛せられ、長して軍功あり。終に上杉氏を開き、殊

「朝宗」氏憲(房) 頼成・藤成・顯定(房)系圖



上杉の居館府内城は頸城郡にありて、又御館城、北川館(直江津西南郊)とも呼ばる。古の國府の墟、故に此稱あり。貞治二年上杉憲顯越後の守護となるや、此地に據り御館と稱す。其の後、憲榮、房方、朝方、房朝、房定、房能、定實、代々此地を根據とせり。後山内憲政、北條氏に破れて此の國に來り、又御館と云ふ。後長尾氏春日山に築城せりと雖も治府は尙ほ茲に在り、慶長中、堀氏當館を修理せしも後廢墟と爲る。又三島郡に椎谷城(高濱町椎谷)あり、上杉民部大輔憲方據りし地にして、長尾爲景と戦ひ敗走す。

に景勝の妹婿にて、威勢人望並びなかりしが、直江兼繼に讒せられ、流涙の身と爲り、後總川氏に仕へ高家衆に列せらる、第三項を見よ。一説定實府中に入りて後、上條は上杉彈正憲輝の右に歸すと傳ふ。(附記上杉顯定の養子に上條播磨守定憲あり、此人も上條を名乗りたれば此地の人か。)

3 その他、古志郡置巢城は上杉教朝の子修理大夫定正の居城にして、同郡定明城は定正の長臣上杉定明の居城、又上除村上除城にも上杉の一類あり、民部大輔の弟重大夫に至り嗣子なくして絶ゆ。

4 上野の上杉氏 當國は山内上杉氏の本據なり。始め足利尊氏の興るや、上杉憲房を當國の守護とす、梅松論に「義貞の分國上野の守護職を上杉武庫源門に任せらる」とあるもの之なり。憲房之を第四子憲顯に傳へ、次いで憲方、憲定、憲基を経て、憲實に至る。代々鎌倉の執事たり。憲實・管領(公方)持氏と戦つて勝ち、事實上關東管領となる。後職を弟清方に傳ふ。その後持氏の子成氏再び管領となり、憲實の子憲忠執事たりしが、成氏之を殺せしにより、其の弟房顯・本州

を以つて咄き、成氏に勝ちて關東管領となる。次いで民部大輔顯定、越後より入りて管領となり、當國平井城に據り、古河公方成氏と戦ふ。王代一覽に「文明八年、山内上杉顯定は、上州平井に城を構へて、八ヶ國を下知す」と。また和田記に「文明十年平井に城を築く、廢城考には「應仁元年、顯定平井城を築く」とあり。而して甲陽軍鑑に「山内上杉は上州平井に居城し、相摸、武藏、下總、安房、常陸、出羽、陸奥、下野、越後、佐渡、信濃、飛騨、上野の十三ヶ國の諸侍、平井へ出仕す」と見ゆ。

顯定、永正七年越後に戦死し、憲房嗣ぎ、其の子憲政に至り、天文二十年北條氏に破られ、遂に越後長尾謙信に頼り、上杉の稱號と關東管領の職とを傳ふ。下野國志に「平井故城、藤野郡金井村にあり、上杉氏代々居る、天文二十年小田原北條の爲に亡び、城廢す」と。(ヤマノウチ参照)。その後上杉正榮あり、永祿六年諸役人附に「關東衆、上杉正榮(上州)」と見えたり。

5 下野の上杉氏 九代後記に「應安元年九月、關東執事、上杉憲顯、法名道昌柱

山、足利陣所に卒去、六十三歳。また兩上杉系圖に「應安元戊申九月十日、足利御陣に於いて逝去」と。その後裔安房守憲賢・足利學校を復興せし事は世に名高し。

6 武藏の上杉氏 當國また上杉氏の領國也。風土記稿に「當國は上杉總領山内の家にて世々守護職たりしなれば、其家人を置て守護代、目代等の職あり。守護代長尾重守景仲、目代大石見守定重の如き皆山内老臣の面々なり。扇谷持朝藤門の頃よりは國中通半を押領す。此の頃天下亂國となり、群雄割據し、強は弱を兼、大は小を制す、況や當國の如き兩上杉干戈を邦内に動す。北條左京大夫氏綱小田原に在て此亂を時とし、江戸河越兩城を乗取、其の子左京大夫氏康に至て關國大抵併吞す」と。又淺澤郡深谷城條に「按に當城の遺蹟を詳にせず、土人は上杉憲房の居城とのみ云傳ふ。一説には陸奥守憲英榮と云ふ。憲房憲英は同人なるべし、房英の字訓同きを以て互に記せしを、後人誤りて別人と認めしならん。郡中人見村昌福寺に傳ふる上杉系譜に據れば、憲英に作るを正しとす。殊に憲英は關郡幡

羅の國濟寺を開基せし人なり。また鎌倉大草紙に康正二年上杉武藏入道性頼息男右馬助房憲(昌福寺の上杉系譜に據に、房憲は陸奥守憲英の二男右馬助憲信の子にして、昌福寺を開基せし人也)深谷へ城を取立るに依て、成氏公島山高山を關部原へ向て、上杉を責、敗軍云々と載せたり。兎に角古き創立とみえたり。憲房は子を憲清と云ふ、其子憲賢、憲賢の子三郎憲盛の子氏憲まで打續て四代當城に住せしも、天正十八年小田原籠城の時氏憲彼城に走せ加はりし跡にて降城となれり」と。深谷上杉氏の事はフカヤ條を見よ。

又高麗郡條に「上杉城(柏原村)、上宿の東南にあり、天文十二年十月二十七日兩上杉の所に出張して北條氏康と夜軍ありし所なりと云。土人これを上杉城跡と稱す。按るに川越夜軍の年月區々の説あり、或は天文七年七月十五日或は二十年とも云。掃蕩の跡と云る處に、驚の宮稻荷の小祠あり」と。河越城は太田條を見よ。上杉氏の遺跡は六郷殿として北條時代に殘れり、即ち荏原郡上杉館(北浦田村)は式部大輔憲幸の館也「按ずるに憲幸

の事實は上杉系圖、其餘諸記録中に所見なし。小田原分限帳に六郷殿といふあり、江戸廻六郷大森分小机筋星川夏成共向星川六郷内小花和河越筋諸折以上百十五貫三百六十四文諸役を課せずと載す。六郷殿は憲幸の子息式部大輔氏幸と云人なりといへり。又當所妙興寺過去帳に清天院則忠日杉、天文十二壬子十月十四日、當寺大旦那上杉六郎殿とあり。これ憲幸がことなるべし。云々。憲幸は管領憲政の子にして荏原郡北浦田に在城せり。憲政没落の後當城も北條家の爲に陥りしにより、家老荒金新右衛門圓貞、同六郎左衛門貞經等、關郡憲政より城を明て北條家へわたすべしと命じければ、止事を得ずして小田原と和睦せり。やがて北條家指揮して彼憲幸を上總國姉ヶ崎の人松原某と云ものにあづけられて、彼地へ赴く、此時荒金兄弟も行けり。こゝに松原一人の女ありしを憲幸へつかへしめけるに、その腹に女一人もうけしが、とかく、上總の住居よるづ心にまかせず。もとの如く武州へ遷住のことをのぞみしかば北條家許容して、ふたゝび、武州へむかへ藤崎と云ふ所に館をしつらひて、姑く居住せり。

その後里見義隆鎌倉へ亂入の時、憲幸行向ひて防戦し、たゞかひ負て自殺せり。其後八王子にありし憲幸が幼息廣君と稱せしを迎へ、元服せしめて式部大輔氏幸と稱し、六浦の武田某と云人が婿として、北條家よりすべて進退せりといへり。又按ずるに上杉憲政が上州平井を没落して越後へ遷きしは、天文二十年十月の事なり。その時嫡子龍若丸わづかに十三歳なり。憲幸當時已に一方の大將として城を守りしと云ときは、憲政の子にあらざること知るべし。又天文二十年北條家に屬して、明年二十一年十月討死せしといへば、わづか中間一年の間上總へ下り、女子を設けて又武州へかへりしと云は大に疑べし。されど他の考へにそのふるものなければしばらく疑を存して後考を俟つ」と見ゆ。

7 安房の上杉氏 正平中上杉憲顯當國守護となり、安房守を兼ね、之を子孫に傳ふ。即ち其の子憲方(慶永元年逝)、其の子憲定(應永十九年逝)、その子憲基(應永廿五年逝)、その子憲實、何れも安房守たり。後里見氏起るに及び其の實なし。8 上總の上杉氏 犬懸上杉氏の領國にし

て、上杉憲基の子朝宗・始めて當國守護となる。上杉系圖に「朝宗、上總國守護、鎌倉公は朝宗養子也、滿兼卒去の時、朝宗七十、櫛を護り關維場に赴き、事畢るも家に歸らず、僧衣を着け上總國に赴き長柄山胎藏寺大雲庵蒼龍軒に隱居す、應永十二年逝、法名禪助」と。その子氏憲(禪秀)職を襲ひしが、叛死して管領の直隸となる。

9 伊豆の上杉氏 始め重能豆州守護たりその後憲顯、之を嗣ぎしも、正平中南朝に歸順して島山義深・之に代る。後島山氏之を失ひ、憲顯再び足利氏に降りて、上州豆州越州の守護となる。應安元年國清寺を建立す、爾來長祿頃まで上杉氏の所管なりしが如し。

10 遠江の上杉氏 掃部頭頼重の男護隆禪師は當國藤原郡平田村平田寺の開山たり。永仁四年五月十三日一條三位の寄附狀に任せ、相良庄内田百町並に屋敷一所を菊河宿禰待領として永代寺に賜はる。一條三位とは上杉憲房の事にして其の子月輪童子(空叟智玄)は平田寺二代たり。憲房は弘安元年春に、小夜中山の逆徒を討つ。

11 桓武平氏長尾氏流 長尾景弘が後胤爲景の二男輝虎より出づ。輝虎・上杉憲政(山内)より上杉の稱號、及び管領職を譲らる。これより上杉を稱す。即ち天文廿一年正月、上杉憲政・越後に赴き、長尾景虎に關東回復を懇請す、次いで永祿元年五月、憲政又越後に赴き、景虎に家譜並に累代の旗刀を讓る。同二年四月、景虎春日山を發し同月廿七日入京、正親町天皇に謁し義輝に面す、八月歸國。同四年三月十三日、景虎小田原に迫り、北條氏康を圍む。同年五月一日、上杉憲政其の世職たる關東管領職を景虎に譲りしにより、此日拜賀を鶴岡八幡の社殿に行ひ上杉の姓を冒し、名を政虎と改む。同六年、將軍義輝の使者大館藤安當國に下る、政虎偏諱一字を賜ひ輝虎と改めしなり。永祿六年の諸役人附に「上杉輝正少弼輝虎(越後長尾之事也)」と見ゆ。これ有名なる上杉謙信にして、長尾系圖には「爲景(長尾六郎)―景虎(長尾六郎)上杉憲政の養子となり、姓を藤原に改め、名を政景に改む。關東管領に任ぜられ、上落の後公方より一字を賜ひ、輝虎と號す。法名不識院謙信、權大僧都」―景勝(會

津中納言、實景虎の子也。一、定勝(上杉
 彈正大弼)一綱勝(播磨守)一綱憲(彈正大
 弼、實吉良上野介義英(央)男、娶伊中
 納言光貞(女)と載せ、又一御幕紋竹の
 丸の内に飛雀二つ。次に憲政の先祖を擧
 げ、「藤原朝臣憲實、同憲宗、同憲康、同維
 康、同維信、同憲家、同憲政、(上杉憲政、弘
 治元年八月十一日、越後國長尾景虎御頼、
 其上御名字を御譲り成され候事)」次に
 「長尾景虎、上杉の御名字御譲り成され
 し事、上杉中納言維信の御孫、長尾左京
 大夫爲景の三男也。上杉從三位中納言藤
 原彈正少弼輝虎、越後守と號す。但し永
 祿三年辛酉御上洛成され、管領職定り、
 其上、公方、足利光源院殿源朝臣義輝
 の御前にて輝虎の字を拜領成され、上杉中
 納言輝虎と號す。永祿六年謙信入道と號
 す。長尾景虎の御事也」と見ゆ。
 長尾氏は桓武平家と稱す、而して上杉氏
 の守護代たりし事はナガナ條に詳述すべ
 し。されど又血系上杉氏より出づとの説
 あり、即ち藩翰譜にも、「中納言藤原景勝
 は、故關東の管領上杉彈正大弼輝虎入道
 謙信の世嗣、實は長尾越前守政景の男な
 り。昔後醍醐院第一の皇子宗尊親王、征

夷大將軍の宣旨蒙らせ給ひ、鎌倉に御下
 向の時、御介錯の爲に、内大臣高藤公の御
 裔、勤修寺修理大夫重房朝臣、御供に候
 し、丹州上杉の莊を賜て、左衛門督に任
 ず。是より子孫關東に住して、武家に下
 る。其の子上杉修理亮頼重、其子越前守
 頼成、頼成が三男兵庫頭謙景、始て長尾
 の家を繼ぐ、これ輝虎入道の先祖なり。
 長尾の家と申すは、鎮守府將軍平良文が
 後胤、鎌倉の權五郎景政五代の孫長尾次
 郎景弘が末とぞ聞えける」と見ゆ。
 謙信上杉氏を稱するや、一門に之を許
 す、即ち系圖に「上杉謙信様御旗本、御
 一門衆、謙信様御養子、上杉三郎殿(政
 景、景虎とも、北條三郎殿の事。小田原
 北條氏康御子息、上田長尾義景の御聖
 也)、謙信様御養子、上杉彈正少弼殿(景
 勝、上田長尾義景の御子息、謙信の御家
 を繼、越後宰相と號す。後に陸奥國にて
 會津之權中納言と號す)。上杉景滿殿(古
 志長尾十郎殿の事也)。上杉景行殿、山浦
 入道殿、島山入道殿、山本寺伊藤守殿、
 山本寺木工頭殿。
 右之外、謙信一家の侍。上條、山浦、山
 本寺、各上杉一黨たり、自今後代幕同紋

たるべき儀、及び久末に同名幕下異儀あ
 るべからざる者也、謙信系圖によりて件
 の如し」と。
 彈正大弼輝虎の後は兄長尾政景の子景
 勝・封を繼ぐ。豊臣氏の時、會津若松城百
 二十萬石、關ヶ原戰後、封を削られ、出
 羽米澤城三十萬石となる。中納言景勝の
 後は、彈正大弼定勝一掃磨守綱勝一彈正
 大弼綱憲(實は吉良義央が長男、母は定勝
 の女)一民部大輔吉憲一彈正大弼宗憲一
 民部大輔宗房(實吉憲二男)一火炊頭重定
 (實吉憲四男)一彈正大弼治憲(實は秋月種
 美の二男、重定の婿)一中務大輔(彈正大
 弼)治廣(實舍弟)一式部大夫齋定(實は重
 定一勝照一齋定)一齋憲一茂憲(初憲
 章)米澤十五萬石、現今伯爵、家紋竹に飛
 雀、菊、桐。



 上杉
 米澤
 米澤分家、米澤新田上杉の紋



13 清和源氏島山氏流 第三項上條上杉氏
 の後にて、系譜に「島山政國一義統一義春
 (上杉謙信の養子)一長貞」と見ゆ。家紋
 竹の丸に兩飛雀、菊、桐。

上杉義長

14 出羽の上杉氏 室町時代出羽國大泉庄
 は山内上杉家の所領たり、ヤマノクナ條
 を見よ、又永慶軍記秋田安東家の配下に
 上杉氏あり。

15 丹波の上杉氏 丹波志水郡上郡條に「上
 杉氏、子孫下三井庄村鍛冶屋地、堀之内
 と云處に子孫藤兵衛一黨也」と。又天田
 郡條に「上杉和泉、子孫草山村、ニンシ
 シヤヤと云ふ所に代々住す」と見ゆ。

16 讃岐の上杉氏 全讃史横井城條に「尾
 池支藩頭城、天正十年十一月、仙石氏
 家臣上杉伊賀太郎、數百騎を率ゐ、横井
 城を攻め克ずして支藩の爲に殺さる」と。

17 其の他、鎌倉大草紙に「上杉八郎藤
 朝、同名藤原和六郎云々」と、コバナヲ
 條を見よ。又其後田中家臣知行判帳に「百
 五十石、上杉源五、又岩代、信濃等にも
 此の氏現存す。

上住 ウヘスキ 富士山中佛像銘に「天文
 十二年五月、濃州可鼻郡上住戸右衛門」と。
 こは郡上の住人の意なるべし。

上田 ウヘタ 信州上田を始め諸國に上田
 邑頗る多く、從つて其等の地名を負ひし上
 田氏も、その流派夥からざる也。

1 橋氏流 紀伊國伊都郡上田邑より起
 る。古く文忌寸流の上田氏あり、三十一
 項を見よ。後世隅田黨の一にして、隅田
 組地土に上田傳右衛門(中道村)及び上田
 太次郎の名見ゆ。續風土記伊都郡隅田莊
 地土上田傳右衛門條に「南朝の時、上田播
 磨守橋正尙、隅田莊の地頭職の命を蒙り
 上田郷辨か城に住す。今其の子孫上田
 傳右衛門といふもの猶ほ城跡に住す、
 因りて其處を上居屋敷といふ。南朝より
 賜ひし論旨、今に家に傳ふ。上居屋敷の
 長の方に牢屋敷といふ地あり、是も城あ
 りし時の牢屋敷の跡といふ。家系に云ふ「正
 尙二十一一代刑部丞正次、隅田北莊を一族

2 河内攝津の上田氏 永祿二年八月の河
 州交野郡五ヶ郷總侍中連名帳に「津田村
 上田新吾助道」また寛永十七年三宮拜殿
 着座之覺に「津田村上田氏二軒」とあ
 り。その他鬼住村にあり、又上田喜大夫

寛永十八年茶葉木新田を開く。又攝津國西成郡の名族上田傳兵衛なる者、安永三年上田新田を開く。

3 大和の上田氏 添上郡の豪族にして飯田氏に属す。千五百石の地を領す。

4 清和源氏島ヶ原一族 伊賀の上田氏なり、頼政の遺子の裔にて、一族を島ヶ原一族と云ふ。家紋三星に一文字。

5 伊勢の上田氏 伊勢國飯高郡丹羽神社に上田氏あり。立入氏曰ふ、丹生は舊名上田、弘仁中丹を出す。因つて丹生ノ郷に改む。丹生神人四戸皆上田を以つて氏と爲す。是れ古名を存す者也。其の系圖に見ゆ、(地名辭書)と。

6 佐々木氏流 近江國蒲生郡の名族にして、佐々木系圖に「行定—定道—道政—新五郎季實—上田源太定實」と載せ、家傳に「佐々木高綱の庶流にして、古志を稱し、後上田に改む。家紋三巴、丸に左萬字、三團子」と見ゆ。

7 甲賀黨 甲賀五十三士の一に此の氏あり、甲賀郡上田より起る。上田大明神あり、嵯峨天皇の朝、上田蓮淨なるもの觀音堂を建立す、上田社は其の鎮守なりと。伴姓系圖にも上田氏見ゆ、此の氏と

關係あるか。又栗太郎にも上田氏あり、大石系圖に見えたり。(大石村上田道故)。

8 清和源氏浦野氏流 和田系圖に「滿正—忠重—定宗—重遠(號河邊、又浦野四郎—重實(號佐渡源太甲四郎)、弟實宗(延曆寺上座、號佐渡上座、重實子)—重保(上田冠者、誅せられ奉る)」と見ゆ。重保は尊卑分脈には「經基王—滿政—忠重—定宗—重宗(佐渡守)—重實(號八島、佐渡源七冠者、鳥羽院武者所、同院御時四天王其一也)—重遠(號浦野四郎)、重遠弟實宗(山、延曆寺上座)—重保(一本重康)—重直」とあり、此の方よし。但し分脈に上田氏の記入なきは落ちたるなるべし。

重康の事は東鑑養和元年二月十二日條に「左兵衛督知盛彌云々、近江國より上洛す。美濃國に於いて討取らる、源氏、並びに相従ふの勇士等の頸、今日入洛、所謂小河兵衛尉重清、養浦冠者義明、上田太郎重康云々、神地六郎康信(上田太郎家子)等也」と見え、和田系圖と一致す。其の後卷の十に上田揚八郎あり。

9 美濃の上田氏 前項上田太郎の族裔か。新編志に上田加賀右衛門等を載せ

たり。

10 神家笠原氏流 尾張愛知郡星崎庄の名族なり(尾張志)。上田家譜に「上田彌右衛門重氏、姓氏は笠原氏の餘裔也、重氏の子甚左衛門重光、初め信州の上田に住み始めて上田と稱す。後尾州星崎郷に移居す。重光、左太郎重康を生む。重康初め丹羽長秀に仕へ、後豊臣秀吉に仕ふ。文祿三年七月、從五位下に叙せられ主水正に任ぜられ、豊臣姓を賜ふ。越前國を領す。又淺野家に仕へ、薙髮して宗古と號す。後裔今尚ほ淺野家に仕ふ」と。藝州廣島藩の家老家これなり。

11 丹羽氏流 尾張志、海部郡津島邑の人上田清兵衛を收む、丹羽氏の族なりと云ふ。徳川時代丹羽藩の重臣なり。

12 尾張橋氏流 上田萬年氏は尾張名古屋の人、橋姓なりと云ふ。家紋丸に萬、替紋菊水。紀伊橋流上田氏と同族なり。而して紀伊上田氏は中古文氏これを稱す、先生の文學と縁故ある、由來する處遠しと云ふべし。

13 伴姓 三河伴氏の後にて伴氏系圖に「中井五郎實景(承久・京方となり、洲股に討死す)—俊景—景永—貞永(上田伴二

郎)—景房(二郎太郎)と見え、又武家系圖に「上田、伴、大原八郎貞景六代、次郎景長、稱之」とあり。

14 島津氏流 島津氏の族、野々山兼周の子兼元より出づ、家紋丸に矢筈十文字、九枚紐の丸。「碧海郡小針村古屋敷、上田七郎兵衛元成、廣忠公の御代、父宗太郎、年寄役」と二葉松に見ゆ。

15 清和源氏秋山氏流 尊卑分脈に「加賀美二郎遠光—秋山太郎光朝—小太郎光定—實定(七郎、上田藏人、元享時人)—義房(上田四郎)—義氏(上田五郎)」と見ゆ。後世甲州上田氏は上田七郎兵衛尉當吉の後胤也と云ふ。

16 清和源氏小笠原氏流 信濃國小縣郡上田より起ると云ふ。寛永系圖小笠原の一族とすれど、寛政呈譜は武田の氏族とす。家紋五七桐、笹龍驤、左頭三巴、三階菱、釘抜。



上田彌右衛門 釘貫(五千石)

17 大江氏流 大江氏系圖及び尊卑分脈に「廣元—親廣—佐房(從五上左近將監)—佐泰(上田太郎)—泰廣(又八郎)—成廣(分

脈には盛廣、上田孫太郎)と見え、又佐泰の弟長廣(上田彌二郎)—佐長(同彌三郎)—光佐(信州上田孫三郎、分脈には信州井上住)と見ゆ。泰廣は弘安八年十一月十七日奥州陣門合戦討死す、廿二歳なりと。

信州上伊那郡三日町邑に上田氏あり、三日町城に據る。其の先大江親廣の子佐房、文明年中信州小縣郡上田に居住し、在名を以て氏を改む、其の裔孫上田山城高廣、天文の末、武田氏の麾下に列して、此の處に築き居住す。子孫民間に降る(温知集)と。

18 藤姓大森氏流 大森葛山系圖に「葛山二郎惟忠—景忠(葛山三郎、上田殿)—景倫」と見ゆ。姉小路系圖も、これに同じ。

19 相摸の上田氏 扇谷上杉家の老臣なり、武藏の條にて云ふべし。

20 日奉姓西黨 西黨系圖に「武藏守宗頼—宗親(内舍人)—宗忠(日内太郎)—宗守(西太郎)—宗貞(西二郎)—宗綱(西、貫首)—某(上田三郎) 宗弘(小川太郎入道) 重行(秋重小太郎—某五郎) 行弘太郎 某四郎 久行(原左衛門尉) 經重二郎

21 武藏七黨系圖も略ぼ同じ。上杉老臣上田氏 扇谷上杉家の家老に上田氏あり、鎌倉大草紙に「松山城主上田上野介、また相州兵亂記に「上杉治部少輔入道建芳の被官上田の藏人入道、また松山合戦條に「此城と申は上田左衛門尉と立しより云々」と。又甲陽軍鑑に「扇谷殿は上田、大見、大田、萩谷とて四人の老あり」と見ゆ。下總小金本土寺過去帳に「上田中務丞、於武州鷹野原打死」とあるも此の族なるべし。

その居城横見郡松山城は風土記稿に「扇谷上杉氏の家老上田左衛門尉、處を見て要害を取立、秩父郡御堂村より移りしと云ふ。按に鎌倉大草紙、應永二十三年十月六日六本松合戦の條に、扇谷上杉彈正氏定の臣松山城主上田上野介戦死すと云ふ、築城は是より先なる事知らる。後長享二年源政氏家臣上杉定正等爰に宿陣せしと云、其後の事にや、上田氏一旦此所を去しとなり。想ふに永正七年、長尾爲景謀叛の時上田藏人入道、爲景に應じ橋掛郡權現山に橋籠、力盡て逐電せし時の事にや。天文六年上杉朝定北條氏綱が爲に居城川越を没落せしとき、當城へ過

入しに、城には難波田正入道善吟籠れり。慕ひ來る敵を追拂はんとて、彈正出馬しけるが、又敗走せしを山中主勝追懸、拾遺集難波女の歌を觀察して「悲しからじ、善かれとてこそ戦はぬ、何難波田が崩行らん」と云ひかけしとき、彈正も數寄の道なれば胸の頭を引返して「君を置てあだし心を我持ば、末の松山波も越なん」と古今集の歌を其儘探て主將朝定を置て討死せば、松山は敵に乘取らるべしと云ふ意を逃けるは、當意即妙なりと、世の人々にも贈災せり。同十二年十月より古河公方晴氏、兩上杉と川越城を圍み攻し時も、當城を根城とせしが、同十五年四月北條氏康後詰として出馬し、同二十日の夜軍に上杉討負朝定も討死し、難波田は燈明寺口の古井に墮て死し畢ぬ。此時城中に上田又次郎政廣(後政廣)が留守たりしを、北條氏の軍勢機に乗て乘取、堀和刑部少輔を城代とす。時に太田美濃守實時岩槻に在しが、政廣が足戸營に營居せしを語らひて、同年八月二日夜に乘て取返し、太田下總守、廣澤尾張守を本丸に籠め、上田政廣をば二丸に置けるが、實時没て、後上田北條氏へ内通せ

しにより、頼て堀和を大将として再び當城を乘取、上田政廣を籠置しが、永祿四年上杉輝成を關左に振ひしにより、太田美濃守實正是に應じ、終に又攻取て上杉左衛門大夫憲勝を籠置、然るに其年の冬、北國積雪の間を時として北條武田兩旗にて出馬し、十二月十一日より明る春に至るまで取圍て攻けれども陥らず、寄手の内、勝式部少輔は實正の舊識なれば、城に入て和議を謀る。又甲州の奉行入飯富源四郎辨舌を以て利害を論けるにぞ、三月三日和議成て翌四日城を講取、舊主なればとて上田又次郎を置て去る。是より小田原の抱となりて上田氏居住す。天正十八年小田原陣の時城主上野介朝廣は小田原へ籠城し、留守として難波田因幡守、木呂子丹波守、金子紀伊守、若林和泉守、山田伊賀守、山田市兵衛、田中傳兵衛、原藤右衛門、小倉井雅樂助、田中藤九郎、根岸長兵衛等籠りしが、寄手羽柴利家父子大手より攻來り、上杉景勝は搦手に寄せ、毛利小笠原真田天道寺等同く進で押詰、已に陥るべかりしを、城下の僧扱で降参しける、是四月十二日也。」と見え、又秩父郡大ツツ山城(綱平

村)は上田安齋齋の城跡也と云ふ。
 22 桓武平氏岩城氏流 磐城國石城郡上田邑より起る。岩城系圖に「下總守隆忠—親隆(下總守、長朝腹)—常隆(嫡子)—隆通(上田殿、右近大輔)」と見ゆ。
 23 藤姓宇都宮流 小田治光の子治知より出づ。
 24 桓武平氏長尾氏流 上田長尾家の事に於て、魚沼郡上田城より起る。景勝の父政景を上田政景とも稱し、其の家臣を上田衆とも上田者とも云へり、ナガナ條を見よ。
 25 越中の上田氏 戰國時代上田作兵衛あり、難波郡廣瀨城に據る。又埴生八幡宮の舊祠官に上田氏あり、越乃下草に「埴生八幡宮、松永郷埴生村、御寺領三拾石、神主上田石見守」と見え、三州志に「神主世々上田氏也」とあり。
 26 丹波の上田氏 丹波志水郡上郡條に「上田氏、子孫長谷村、國料上町、本家藤原村に在り、上田氏五家有」また「上田健之助、子孫藤原村、天正の比叢之助、カオフ、主殿と三人居住す。郡土にて黒井城に従ふ。落城の後、主殿は大坂に至り一向寺に籠り、行方を知らず、カオフは

伏見に住す」と。又「上田與戸大夫、子孫與戸村與戸、古勅使之ある時、玉ノル名也と云ふ。上田與戸大夫代々、若大夫若右衛門と云ふ。則ち與戸と云ふ所に本家在」と見ゆ。
 27 備中の上田氏 天正年中上田孫次郎實親あり、下道郡鬼之身城に據り、三村元親の配下の將にして毛利の軍を助き力戦して死す(府志)。實親は三村家親の舎弟なり。
 28 長門の橘姓上田氏 大津郡深川に上田と云ふ舊家あり、代々飯山八幡の祠官にして、其系圖に據れば上田縣主の後裔にて、後橘姓になると見ゆ。
 29 清和源氏新田氏流 寛政呈譜に「葛屋義助の子義治十代常義、上田を稱す」とされど寛政系譜小笠原支流に收む。支庶二、家紋扇に黒一文字、根紐の丸、雪笹。
 30 日下部氏流 淡路の名族にして、關東四氏の一也(日下部系圖)。
 31 豊前の上田氏 宇佐郡の豪族にして、天文永祿年間、上田因幡守あり。
 32 文忌寸流上田氏 紀伊國伊都郡上田邑より起る。日本靈異記中卷十一に「聖武天皇御世、紀伊國伊都郡桑原の狹屋寺云

々、彼里に一凶人あり、姓は文忌寸也、字を上田三郎と云ふ矣」と、又今昔物語十六の廿八に「紀伊國伊都郡云々、姓は文の忌寸、字は上田三郎」とあり。第一項橘流上田氏と關係あるか。
 33 其他、上田氏は二本松丹羽藩用人、府中毛利藩用人、延岡内藤藩家老、水口加藤藩重臣、土浦土屋藩用人、廣島淺野藩家老、岡崎本多藩用人、淀稻葉藩重臣、廣幡家諸大夫、大炊御門家諸大夫、高倉家雜掌、また田中家臣知行割帳に「三百石上田十兵衛、江藩侍帳に「上田捨次」堀尾藩給帳に「二百五十石上田權右衛門、彌平次、百五十石上田万助、津山藩分限帳に「五十石上田平次、翁ほ二名、」又幕臣に矢筈違を家紋とするあり(源氏三河)、又備前、志摩、陸奥、因幡(因幡志)にもあり。又香宗我部記録に「上田文庵は實父中村真宿、妻桑名源六孫娘也長曾我部の長臣桑名掃部が末葉云々」と見ゆ。又徳川時代上田秋成あり、文學を以つて名あり、京師の人。
 上瀧 ウヘタキ 肥前千葉氏配下の將にして鎮西要略大永五年條に見え、又永祿五年有馬氏に従ふ藤津郡の豪族に此の氏見ゆ。

上竹 ウヘタケ 信濃にあり、植竹氏に同じかるべし。
 上武 ウヘタケ 河内國交野郡藤谷村の名族也、治左衛門實時・奥志賀池及び奥の谷池を設く。
 上谷 ウヘタニ カミタニ 大和、近江等にあり、カミタニ條を見よ。
 上田原 ウヘダハラ 東鑑卷二十一に上田原平三と云ふ人見ゆ。
 上斷 ウヘタム 和名抄武藏國秩父郡に上斷郷あり、高山寺本上料に作る。今上田野邑あり。
 上津 ウヘツ カワツ條を見よ。
 上塚 ウヘツカ
 上月 ウヘツキ カワツキ條を見よ。
 上恒 ウヘツネ 石見にあり。
 上妻 ウヘツマ カワツマ條を見よ。
 上津村 ウヘツムラ カワツムラ條を見よ
 上寺 ウヘデラ 備前にあり。
 上遠野 ウヘトホノ カドホノ條を見よ。
 上仲 ウヘナカ
 上西 ウヘニシ
 上野 ウヘノ カウツケ 國名に上野あれど、こは上毛野の略にてカワツケなれば、其の條にて説くべし。その他諸國に上野な

總國上野の郷に住す」と載せたり。又、これより前、平將門も上野野次郎と稱すと云ふ。

17 桓武平氏常陸大掾流 大掾傳記に「吉田郡一族名字、吉田太郎(大戸)、此一族矢田部、備前、前田、上野云々」と見ゆ。

18 秀郷流藤原姓結城氏流 結城氏の祖朝光・上野介と稱し、その子朝廣・上野介或は上野七郎と號す。これより後結城氏の族中、上野介、或は上野を稱號するもの多し。何れも此の受領より來りしものなるが故にカワヅケと訓ずべし。朝廣の子廣綱(時廣(上野介、七郎)―貞廣(上野介、左衛門尉)―時廣の弟(宗重(太田判官)―時重(上野判官)―時重また「上野介、大内判官」ともあり。又廣綱の弟祐廣(白河編七左衛門)―宗廣(上野入道)―親朝、等結城系圖に見ゆ。

19 桓武平氏岩城氏流 磐城の豪族なり。と家傳に見ゆ。家紋九曜、藤巴(寛政系譜)。

26 清和源氏新田氏流 越後國魚沼郡上野邑より起る。此の地に布支里城(又節黒城上野村上野)あり。正平七年、新田義興同義宗、藤原義治等武藏に敗れて此處に城く。柱礎黒木を用ふ。依つて節黒と名づくと云ふ。其後二百餘年上杉謙信の麾下上野中務大輔長安並に居る。上野氏は大井田氏の後裔なりと云ふ。又天正中上野九兵衛あり、頸城郡米山城主なりき。

27 若狭の上野氏 康正段銀引付に「上野奥三郎、若州賢海村段錢」と、又「上野刑部大輔、若狭國神谷村段錢」と、前に云へり。

28 伴姓 近江國甲賀郡上野邑より起る。甲賀二十一騎南山六家の一なり。武家系圖に「上野、伴、備後資登十九代、左衛門尉家兼、稱之」と載せ、寛政系譜に「伴氏にして、先祖家兼、甲賀郡上野村に住せしより家號とす、家紋横木瓜下に二引兩、丸に二引兩、十六葉裏菊、横木瓜」と。

29 荒木田姓 伊勢國內宮社家に上野氏あり、瀧祭宮内人にして荒木田姓なりと。

標葉氏の族類にして標葉清隆の臣六族七人衆の一、長享元年相馬盛胤に降ると云ふ。標葉記に「標葉清隆の臣上野氏は六族の一也、上野齊兵衛尉、是嫡傳也。旗紋白地赤釘抜也云々」と。その略系を示せば、「上野兵庫助(海東平氏、標葉左京大夫隆義の類葉、標葉清隆之臣、六族七人衆の内、高三十貫文、清隆滅後、屬相馬盛胤)―攝津守―内藏頭(住標葉、谷津田館、文祿支配領に曰、高三十貫八百五十五文)―但馬(慶長の人「中津朝睡覺書」―齊兵衛尉(標葉記)。

20 石川の上野氏 小貫の城主須田氏の家老に上野大内藏あり、天正十七年滅亡後、子孫警となる、月翁院殿より拜領の陣太刀今に重代所持(上野玉三郎氏)。

21 會津の上野氏 耶麻郡に上野氏あり、新編風土記同郡赤岩村中山村館途條に、「天正の頃上野藏人盛重住せし」と云と載せ、又村松新田村舊家上野莊左衛門條に「此村の肝煎なり。彼が祖輩名氏の臣金上遠江守盛備が一族勝左衛門と云者、

30 丹波の上野氏 丹波志水郡條に「上野氏、子孫常樂村、先祖同庄門三原村門尾の古記に上野源五郎大夫と有り、門尾の神職を勤めり」と見ゆ。

31 備前の上野氏 明應の頃、上野土佐守同前守等あり。足利流上野氏にして次の上野氏と同族なり。

32 備中の上野氏 足利流上野氏なり。即ち上野律師義辨の苗裔上野刑部氏之、三河國小谷より松山城に入る、同備前守頼久續いて松山に居り、守護代たり。後猿掛の城主庄備中守爲實と戦ひ、敗北す(府志)。

33 美作の上野氏 上野對馬守あり、勝北郡新野庄金剛寺山城に據る。

34 紀姓 石清水洞官に上野氏あり、公文所にして、その系圖に武内宿禰二十二代孫紀院清の後裔と見ゆ。

35 丹後の上野氏 正應元年の諸庄備保田敏儀に「熊野郡田村庄十五丁三反三百十五歩、式部少輔殿、九町一段二百十六歩上野殿」と見ゆ。

36 播磨の上野氏 完業郡上野邑より起りしか。此國上野氏は平姓と云ふ。上月記康正二年十二月、大和國宇智郡に罷向ふ

金上の一宇を取つて氏を上野と稱し、河沼郡坂下組金上村に住す。元和六年に此地の新田を開き、肝煎となり、相續て今の莊左衛門に至りしと云」とあり。又河沼郡瀧照寺鐘樓門寛永二十一年の銘に上野孫左衛門見ゆ。磐瀨郡にも此の氏あり。

22 陸前の上野氏 伊具郡高藏寺樓札に「治承元年云々、上野眞〇五貫、上野眞弘五貫」と。古代上毛野氏の後裔ならんと考へらる。カワヅケなり。又後世大崎氏の家臣に上野氏あり、志田郡新沼邑に據る、封内記に「新沼邑、西要害、大崎家臣上野甲斐居之」と見ゆ。

23 秀郷流藤原姓同曾沼氏流 陸中の豪族にして遠野氏の庶流なり。奥南舊指條に「譜代並、大槌、上野、橋野ともに遠野の別れ也」と。上野右近は大槌孫三郎の弟なりしが、逆心して南部家に降参すと云り。

24 羽前の上野氏 田川郡瀨の上の舊家に上野氏あり、天正十八年十一月の文書に上野源左衛門見ゆ。

25 藤原北家上杉氏流 「上杉の庶族にして出羽國上野村に住せしより家號とす」

37 伊豫の上野氏 宇摩郡上野邑より起る。豫章記に「正平廿三年云々、船中の御伴上野兵庫允云々」と見ゆ。

38 桓武平氏北條氏流 博多日記に「元弘三年閏二月十一日、上野殿伊豫へ御渡云々」と、こは北條時直にて、上野はカワヅケなり。カワヅケ條を見よ。

39 豊前の上野氏 應永戦變、豊前鬼城落去の時、上野治部少輔貞家、自害し、上野兵庫頭利家も香春城にて戦死すと。其の後下毛郡の豪族に此の氏あり、元龜天正の頃の主を・上野新右衛門と云ふ。國志に「永祿年中、下毛郡にて大友の幕下に降る人々には上野云々等、打連れ降禮を執る」と。

40 九州源姓上野氏 足利氏流上野氏、左馬助頼兼の後也。筑後柳坂大庄屋上野氏壽書に「我々先祖上野由來の事、一上野左馬之助頼兼と申人、關東より下向、其比は帝王様と將軍様と御合戦の中にて、將軍様御負成され、建武三年二月下旬九州へ落下され候、其節右我々先祖左馬助御供致し罷下られ候、將軍様は追付御歸

參成され候得共、左馬助事は一色道猷と同前博多に残し置かれ、同年三月廿日、筑後國黒木の城を責落し、其の外尻後鹿子木川尻合戦に度々手柄を顯し申候云々。頼兼の子兩人之あり、嫡子は上方へ上り御奉公仕り、次男兵部少輔直兼と申候者、九州に罷殘る」と。又上野氏筆記に「大夫法師義辨、此の義辨初めて上野氏と稱す。其の子上野太郎頼遠、同左馬助頼兼、武藏國の住人也。建武三年嫡子上野太郎詮兼二男上野兵部少輔直兼と共に尊氏公に従ひ九州に留る」と。今兩書に據りて其の以後の系圖を示せば次の如し。

頼兼—兵部少輔直兼—左馬助兼氏(次郎三郎)—左衛門佐氏繁(兵部)—上總守繁兼(入道源慶)—左馬助繁信(入道信慶)—左馬助治信(初め鎮信、豊後大分郡を領す)

山城守鎮信—次郎兵衛鎮基
如左
丹後守鎮政(龍造寺に仕ふ)
讃岐守英長—三郎四郎
助四郎長家
三郎長規

初め大友氏に仕へ後龍造寺に仕ふ。

41 筑後の上野氏 以上の外、上妻氏建武二年文書に上野四郎八道、近藤氏建武三年文書に上野左馬助、田中家臣知行割帳に「二百石上野八左衛門」文祿四年檢地帳奥書に上野右衛門大夫見ゆ。

42 桓武平氏 肥前の上野氏なり。平重秋廿四代の孫上野土佐、播州に住す、本名植野氏なりと云ふ。又東鑑寛元三年十二月廿五日條に「松浦執行源授、其の身を召籠せらる。上野入道日阿所領の守護也。是れ鶴田五郎源顯と肥前國松浦庄四行内佐里村、壹岐泊牛牧等相論事云々」と見ゆ。

43 藤原性上野氏 薩隅の上野氏なり。薩摩郡永利郷百次村岩田城は一名上野城とも稱す。上野太郎忠友の居城たりしと傳ふ(三國名勝圖繪、地理纂考)。大隅上野氏略系圖に「此上野は字邊乃と稱、藤原性、肝付氏落城前より此高山居住と云、家名諱字篤、又敦、字多天皇流、初代彦右衛門—長右衛門—嘉右衛門—萬能云々。初代彦右衛門は天正十九辛卯年誕生なり」と。

44 日向の上野氏 天智天皇日向行幸の際

御供して下りし八人の一也と稱ふ。宇都宮條を見よ。

45 和邇部姓 駿河富士淺間社和邇部系圖に「良清(富士郡司大領)—清身(伊豆掾)—元清(上野六郎、富士郡上野に住む)—元光(相摸介、長保二年八月任)—元成(上野太郎)」と見ゆ。

46 北白川宮流 皇室系譜に「北白川宮能久親王—上野正雄(第六王子、伯爵、明治三十年七月一日、賜姓上野)」と。

47 阿波の上野氏 故城記に「上郡美馬三好郡分、上野殿、二引龍。上野殿、小笠原源氏、松皮、(號民部卿)」と見ゆ。

48 其の他、安西軍策に上野主殿助、同佐助、深江文永二年七月廿九日文書に「道使上野、小倉小笠原藩用人、酒井忠順附家臣、また美濃、伊賀、志摩等にもあり。その他カワヅケを見よ。

上桮 ウヘノ 前條氏に同じ。

上内 ウヘノウチ 又上ノ内ともあり。下總小金本土寺過去帳に「上ノ内大夫四郎、文安四月」と見ゆ。

上ノ大方 ウヘノオホカタ 正應元年の丹後國諸庄郷保田數帳に「加佐郡有道郷、五十二町六反百一步内、十七町六段三百五

十三步、(二ヶ村)上ノ大方殿」と見ゆ。

上野田 ウヘノダ 蒲生系圖に「頼俊—季俊(右馬允)—惟俊—忠俊(上野田兵衛大夫)—俊定、弟辨秀(兵衛禰師)」と見ゆ。蒲生家辨持家老十二名の一にして、奥州長沼城八千五百石、蒲生主計介、本姓上野田」とあり。美濃にも此の氏現存す、同族なるべし。

上ノ畑 ウヘノハタ

上原 ウヘノハラ ワヘハラ條を見よ。

上室 ウヘノムロ 常陸國新治郡上室邑より起る。東國戦記、小田天庵の旗下に、上室の城主吉原越前なる者見ゆ。

上野山 ウヘノヤマ 紀伊の豪族にして桓武平氏佐原氏の族なりと云ふ。續風土記在田郡藤並莊小島村城跡條に「城主詳ならざれども、郷中著姓に上野山氏多し。佐原十郎義連の後にて島山家に仕へしといふ。恐らくその祖の城なるべし」とあり。又上野山十大夫條に「佐原十郎義連の後裔にして島山家に仕ふ。元和の時六十人地主となる」とあり。なほ上山條參照。

上ノ山 ウヘノヤマ 前條及び上山條を見よ。

上羽 ウヘハ 宇土細川藩の用人に此の氏

あり、又堀尾藩給帳に「百七十石上羽喜右衛門」なる者見ゆ。寛政系譜此の氏を未勘に收む。

上畑 ウヘハタ カミハラ條を見よ。

上腹 ウヘハラ 首姓にして出雲の古代豪族なり。出雲風土記意字郡條に散位大初位下上腹首押猪なる者見ゆ。次の上原首に同じ。

上原 ウヘハラ カミハラ カミノハラ ウヘノハラ 上原は今日普通ウヘハラと訓ずれど、信濃の上原氏は神原と通ずるが故にカミノハラなるや明白なり。又ウヘノハラ、カミハラとも讀む。今便宜上一括して此處に收むるも、猶ほカミハラ條と參照すべし。

1 上原首 前條上腹首に同じ。出雲の古族にして、神龜三年の山城國出雲縣計帳に上原首玉寶と云ふ人見えたり。こは出雲より山城出雲郷に移りし者なるや著しかるべし。

2 新羅族 武藏國新羅郡の名族にして、新倉邑の山田、上原、大熊等の諸氏は、いづれも其の祖先新羅王に従ひて當國に來ると傳へらる。シラヤ條を見よ。

3 平姓 これも武藏の上原氏にして、寛

政系譜平氏に收む。はじめ瀬戸を稱し、のち上原に改むと、家紋丸に三鱗、釘抜。

4 上杉重臣上原氏 關東管領上杉氏の重臣にして、深谷記、上杉御代之目錄、四天王の一に上原出羽守を收む。また相州兵亂記に「去程に上杉人々、氏康に打まけ、上州へ歸りしかども、大名數萬騎有ければ、國をば、ついに取られず。此の管領幼稚にして父憲房にをくれ玉ひ、吾儘に成人し玉ふ。其の比、菅野大膳、上原兵庫介と云ふ倭臣あり云々」と。上原出羽守の事は新編武藏風土記稿久良岐郡戸部村條に「此村古の領主は傳へざれど、前に云ふ市尾の文書の内、天文十七年五月七日北條氏康より上原出羽守に與へし文書に「武州之内戸部之郷七十貫文之地進之、可有知行候云々、又同年八月十日の文書に「戸部郷未年之年貫之内中村平四郎給二十貫文、此内兩度に十五貫文請取、殘て五貫文請取、殘て五貫文未進早々被申付、可被相渡候」とあれば、此年出羽守に與へ、且つ其以前中村平四郎が給地ありしこと知らる。北條役帳に、「上原出羽守が所領六十七貫七百八十文、久良岐郡富部大鏡寺分」と載せ「抽井領

七十二貫四百二十三文富部臨江寺分」とあり」と。

また都筑郡市々尾村上原氏條に「先祖は小田原北條氏に仕へし上原勘解由左衛門なりとぞ、されど家系も傳へざれば其歴代も詳に知られず。北條の家人役職にも『小机市郷四十八貫五百文、戸部大鏡寺分六十七貫七百八十文、上原出羽守』とあり。又云『太田信濃入道御味方に參候時、無二當方へ申上候、因茲美濃守御敵申時、岩付を引切馳參候、其時市郷後下請不入之御判形頂戴』とあり。よりて按ずるに出羽守は、もと管領家の時にして、太田信濃守實時が手に屬し、岩付の最寄などに住せしにや。然るに實時世を早くせしにより、弟美濃守實正家をつぎて後北條氏へ敵對の色を立しとき、出羽守等も實正に與すべかりしを引たがへて、北條へ從ひしと見ゆ。諸不入の判形といへるもの及び市郷を賜はりしときの文書今も藏せり云々」とあり。又埼玉郡にも存す。

5 多姓 カミノハラなり。信濃國諏訪郡上原邑(永明村)より起りしなるべし。此の地に上原城ありき。上原氏は諏訪の名

族にして下社獻供使宮津子祝たり、多姓と云ふ、宮津子はミヤツコなり。造祝系圖に「諏訪下社造(ミヤツコ)祝、姓多氏神原、中世上原に更む。系・信濃國造より出づ、累世下社官なり」と見ゆ。見聞請家紋に



佐々木本

神家
上原

猶ほ次の項を見よ。

6 神家 諏訪系圖に「爲信一爲貞一敦貞(信時)一檢校教家一敦成(上原五郎)」と見ゆ。諏訪郡上原氏は現今案に上を家紋とす。

7 桓武平姓千葉氏流 武家系圖に「上原平、本國信州上原、モン十囉、千葉介常胤末、賢家、上原兼前守高家」と見ゆ。

8 清和源氏平賀氏流 平賀源心の子淡路守種四、諏訪上原を領して上原を氏とす、其の子助之丞種吉也と。家紋瓜内に唐花。

9 秀郷流藤原姓 寛政系譜に「武田信玄

の臣吉勝の後なり、曾孫種長の時藤に改む、家紋丸に打違柏、抱柏」と。上原伊賀守、入道隨常軒、上原能登守等、甲斐國志に見ゆ。能登守は前逃清和源氏平賀の分流なりと云ふ。

以上諏訪郡登祥の上原氏については種々の説ありて、容易に決し難し。今諸説を擧ぐるに止む。

10 藤原姓 家祖勘之丞友重は梅若嘉兵衛の子にて、もと猿樂の者なり。寛政系譜藤原氏支流に收む。家紋丸に提葉、藤丸支庶二。

11 丹羽の上原氏 何鹿郡の豪族にして、高屋山物部城に據る。物部古城記に「建久四年、信州上田城主上原右衛門源景正、源頼朝に従ひ丹波何鹿郡を賜ひ、物部に居城す」とあり。後戰國時代、上原豊後守、上原衛門大輔等あり。丹波志田郡條に「雀部郷、上原權八、古何鹿郡志賀浪人、子無き故、此村の重右衛門に上原系圖を譲り置く、重右衛門は井上氏也」と。又「上原氏子孫觀音寺村、武士家と云」と云ふも載せたり。

12 佐渡平姓上原氏 佐州役人付に上原氏を平姓とす。

13 赤松氏流 播磨の豪族にして赤松家の重臣なり。赤松家風條々事に當方御年寄として上原氏を收め、又赤松系圖に「宇野新大夫爲助一範重一爲範一範家(佐用三郎)一家景(上原和泉守)、その弟家氏(上原肥前守)」と見ゆ。

14 因幡の上原氏 智頭郡の名族なり。

15 美作の上原氏 戰國時代上原修理大夫高經あり、東北條郡下津川邑笠松城に據る。上原伊賀守の子にして、永祿七年七月十六日草薙景經に攻められ戦死す「弟萬三郎高章、彌三郎高○漸く免れしも、天正五年十月再び攻められ、萬三郎死し彌三郎因州に逃ると云ひ、又高經の子を右衛門大夫元祐と云ふ」と。而して元祐は永祿年中、因州知頭郡早野邑より當國に移ると傳ふ。因州早野邑上原氏文龜三年八月の文書に「上原九郎右衛門尉遠亂由云々」と。又傳ふ上原左京なる者あり、因州より當地方に打入る、天文年間的事かと。子孫英田郡、勝田郡、苦田郡等に多く、又津山藩分限帳に「大御目付五十石上原彦大夫」等を載せ、武鑑に上原彦藏を載せたり。

16 備後の上原氏 世羅郡上原邑より起

17 筑前の上原氏 怡土郡上原村より起る。ウヘノハラなり。一宮高祖山大菩薩(高祖比咩神社)の神官にして古へ勢力あ

る。藝藩通志今高野山城條に「甲山町の内、東神崎村の界にあり。相傳ふ、上原豊後元廣、同右衛門大夫元祐(祐一に輔に作る)永正頃より、此に據る。後元祐は、西上原村沼城に移る。一説に、上原民部少輔元輔といふ同一人なるべし」と。又沼城條に「西上原村にあり、天正四年上原右衛門大夫元祐、今高野山より、此に移居る。後槍崎彈正に陥らると云。按に、此城、今高野山を去こと、僅に五町許。其の地勢、彼は嶺峻にして、此は平夷なり、恐らく、かれは、防戦に備へ此は常居とせしならむか。一説に山内大和直通、この城に居しといふ、元祐と、いづれ前後なるをしらず」とあり。元就記に「元就の妾に女子生れければ、備後の國外郡甲山の城主上原元祐と云ふ人を、右の御娘に約して、嫁にし給へば、それより備後外郡の諸士、悉く元就へ相從ひ其の一國御手に入る」と。毛利系圖にも見ゆ。又御調郡圓壽寺山城は上原秀兼の居城なりと云ふ。

18 其の他、人吉相良藩用人、岩村内藤藩

上原與一兵衛あり。

用人、津山松平藩重臣、今出川家侍、堀尾山城守給帳に二百石上原庄五郎等、晴江藩に上原兵助、壽太等、大隅止上六社野上六社祠司に上原左膳、又薩摩、大隅志摩等にもあり。

上平 ウヘヒラ カミタヒラ條を見よ。

上藤 ウヘフヂ 丹波水上郡にあり、平氏亂後住居と云ふ。

上郡 ウヘベ カミベ條を見よ。

上穂 ウヘホ アガホ 信濃國上伊那郡の名族にして、居館赤穂村にあり。應永中、片桐船山の城主片桐爲明の次男爲晴、知行二百五十貫文を分領して住之。子の爲清、其子信晴、其の子爲重、其の子重晴、在名を以て家號とし、上穂伊豆守と稱す。武田氏に降り五百貫文を領し、其の子重勝、天正十年織田氏討入の時、大島城に討死。其の子八郎九郎氏間に降る、(伊那武鑑)。

上松 ウヘマツ アゲマツ 又植松と通じ用ひらる。

1 清和源氏木曾氏流 アゲマツ條に云へり。信濃に起り、美濃、遠江等に一族あり。
2 清和源氏 小笠原氏流 小笠原政康の六代泰清、上松右近助と稱し、今川義元

に仕ふ。
3 大友氏流 大友修理大夫義長の三男重則(萩原安壽守)―義勝(上松兼太郎)なりと。

4 惟宗姓 大隅にあり、又植松とも云ふ。惟宗姓上松氏系圖略に「植松氏とも書く、島津氏領地前より此高山居住と云、家讓名乗字家、又兼、初代以前續柄、並に紋章不明、初代六右衛門―二代藤兵衛―三代八兵衛―云々」と。

上村 ウヘムラ カミムラ 又植村と通じ用ひらる。参照せよ。

1 清和源氏土岐氏流 植村氏家系に順へば、「土岐光兼の子持益、遠江國上村に移り家號とす、後植村に改む」と、されど土岐系圖には持益を頼益の長男とす、家紋丸に一文字、割結梗、結梗、五七桐。詳細は植村條を見よ。(三河國島原村上村源十郎)。

2 相良氏流 肥後國球磨郡上村より起る。相良頼村の後なり。求磨外史に「蓮佛公第四子頼村、上村を食邑し、因つて氏とす。而して其の後世々上村城主たり」と見え、相良系圖には「長頼(相良三郎、法名蓮佛)―頼村(上村四郎)―頼武―頼

綱―頼隆―長房―頼繼―頼國―頼成―運重―高頼―直頼―頼康」と載せ、猶ほ相良嫡流頼親十二世孫長毎の子頼康(駿河守)上村三河守の猶子となる。其の子「上總介頼興―頼孝(上村右衛門大夫)―頼辰、」及び頼孝弟「頼登(上村右馬頭)」とあり。

3 尾張の上村氏 愛知郡上社村に上村氏あり、柴田勝家家士上村六左衛門尉より出づ(尾張志)と。

4 伊豆の上村氏 相州兵亂記に「伊豆國の住人等、火見の梅原、佐藤、上村云々」と。伊豆志稿に「上村支蕃光、梅原、佐藤と大見三人衆、長氏に降る」とあり。

5 清和源氏上村氏流 越後古志郡の家族にして、家傳に「清和源氏頼清曾孫爲國の裔也と云ふ。寛政系譜三家を載す、家紋丸に梅鉢、丸に向梅。

6 清和源氏佐竹氏流 佐竹系圖に「義憲(實上杉憲定男)の子實定(上村)」と見え。

7 橋姓遠江氏流 肥前國杵島郡上村より起る。遠江系圖に「公村(遠江左衛門尉)―公遠(左衛門次郎)―公行(上村與三)―公直(上村對馬守、菊池退治の時軍忠を勵む)」と見えたり。

8 桓武平氏 薩隅の名族にして出水郡松尾城に據る。カミムラにして後世島津藩の重臣なり。上村氏略系圖に「此上村氏は稱呼加美武良と云、平姓と云へど、其以前の出自、及び定紋未詳、家讓名字清、薩州給繁郡知覺より此高山に移居、初代上村左右衛門―二代清安―三代長左衛門」と見ゆ。

9 其他、伊勢神宮内宮社家、加賀藩給帳に「百石(丸内雪降誓)上村十三郎、」また筑後(藤原)、信濃(源氏)、志摩等にもあり。

上室 ウヘムロ 奥州田村郡にあり。

上本 ウヘモト

上森 ウヘモリ

上柳 ウヘヤナギ

上山 ウヘヤマ カミヤマ ウヘノヤマ

太平記廿六に上山六郎左衛門あり、而して紀伊、丹波、薩隅、美作、備前、安藝等に此の氏多く、ウヘヤマと云ふもあれど、便宜上カミヤマ條にて詳細述べむ。

道理山 ウベヤマ ムベヤマ 常陸國那珂郡道理山邑より起る。桓武平氏大掾氏の族にして、大掾傳記に「吉田郡一族名字、吉田太郎、大戸、此の一族道理山云々」と見

ゆ。道理山九郎盛清・道理山邑を食む。有寶 ウホ 和名抄美濃國不破郡に有寶郷あり。國領に字保神社あり。

馬 ウマ バ 馬養部、午人等の伴造たりし氏なるべし。ウマカヒ、ウマカヒヤ、ウマヒト等を参照せよ。

1 馬毘登 馬史と云ふに同じ。百濟族なり。天平神護元年十二月紀に「右京人外從五位下馬毘登國人、河内國古市郡人正六位上馬毘登益人等四十四人、姓を武生連と賜ふ」と。また天平神護元年九月紀に「河内國古市郡人正七位下馬毘登夷人、右京人正八位下馬毘登中成等、姓を厚見連と賜ふ、」など見ゆ。

2 馬史 馬毘登に同じ。史は藤原不比等の諱を避けて一時毘登と稱せしなり。此の氏は萬葉集に河内國伎人郷馬國人、また散位察散位馬史國人見ゆ、承和三年三月紀に「能登史生馬史眞主、右近衛同姓眞主等姓を春澤史と賜ふ。其の先百濟國人也、」とあり。

3 馬氏 前項二氏、並に馬養部、馬人等の後なるべし。

4 上野の馬氏 上野國上植木發掘の文字瓦に馬氏見ゆ。

5 馬氏 延暦四年七月紀に「唐人馬清朝、姓を新長忌寸と賜ふ」と。こは支那の姓にて、バなり。

右馬 ウマ こは官名より来る。即ち右馬寮の官人たりし者の後裔、父祖の官名を稱號とせしに始る。東鑑卷二に右馬光橋公長、四に右馬助以廣、右馬光遠光、廿四に右馬權頭頼茂、右馬助行光、右馬權助宗保、廿九に右馬權助仲能、卅一、卅二、卅三等に右馬權頭政村、五十二に右馬助清時等あれど、此等は何れも官名に過ぎざるなり。

1 三河伴姓 伴氏系圖に「大原景季―實景―景康―景吉(右馬四郎)」と見ゆ。こは景康が右馬允たりしに據る。

2 大藏姓 大藏氏系圖に「岩門種輔―種貞(右馬允)―種有(右馬太郎)―種秀(又太郎)弟種實(四郎兵衛尉)」と。又種有の弟「種嗣・右馬次郎(母菊池次郎隆直娘)」と。これも前に同じ。

3 宗氏流 宗氏系圖に「助國(右馬七郎、右馬允)―盛明(右馬太郎)―盛國(右馬頭)―經茂―盛貞(右馬頭)、弟頼茂(右馬太夫)」と。その他盛明の弟右馬次郎、經茂の弟も右馬助と稱す。

4 其の他、猶ほ多かるべし。
字摩 ウマ 伊豫國に字摩郡あり。和名抄字麻と註す。河野系圖に「玉與(伊豫大領)一玉純(字麻大領、樹下大明神是也)」と。神護景雲元年紀に字麻郡人凡直繼人、其の父稻積と見ゆる人々と關係あらんか。河野氏は伊豫凡直なればなり。
字麻 ウマ 前條に云へり。
字間 ウマ 東鑑四十四、四十八に字間左衛門尉と云ふ人見ゆ。
馬居 ウマキ
馬内 ウマウチ ウマナイ 南部系圖に「信時—政康—某(親負亮、馬内城主)」と見ゆ。
馬方 ウマガタ 上杉龍若乳母の一族に馬方新介あり(松岡夜話)。
馬飼 ウマカヒ 又馬養とも、馬甘ともあり、馬養部の伴造、並に部民の後裔に外ならず。
 1 馬養造 川内、倭、菟野、沙羅々、八坂等の別あり。各條を見よ。何れも馬養部の伴造たりし氏也。
 2 吉備氏族馬養造 天平神護元年五月紀に「播磨國賀古郡人外從七位下馬養造人上款に曰く、人上の先祖は吉備郡彦の苗

裔なり。上道臣息長信謙、難波高津朝廷に於て、播磨國賀古郡印南野に家居す焉、其の六世の孫牟射志、能く馬を養ふを以つて、上宮太子に仕へ、馬司に任ぜらる。斯により庚午の年、籍を還るの日、誤りて馬養造に編ぜらる。伏して願はくは居地の名を取りて、印南野臣の姓を賜はらんと。之を許す」と見ゆ。
 3 馬甘造と馬甘 大化の改新によりて多くの品部は解放され、唯その氏名に名殘を止むるに過ぎざれど、馬養部並に其の伴造たる馬甘造の如きは、猶ほ雜戸として取扱はれ、左右馬寮に隸屬して上古の職業を繼承せり。但し全部然りしや否や詳かならず(日本古代社會組織の研究を見よ)。令集解に「別記に云、左馬寮・飼造・月二百廿六戸、馬甘・三百二戸。右馬寮・馬甘造・月、二百廿戸、馬甘・二百六十戸、右の馬造戸等寮に仕ふる者は伴部となして、調雜橋を免じ、仕へざる者は調を取る。其の馬甘は雜戸となし、調雜橋を免ず」と見ゆ。又主馬署に「馬部十人」を載せたり。
 4 馬飼首 馬飼部の部分的伴造なれど、後多くは造を稱する事となれり。欽明紀

に馬飼首欲依見ゆ。此の外、川内馬飼首、倭馬飼首等あり。各條を見よ。
 5 馬飼臣 雄略紀十三年條に「武寧安政臣、馬飼臣等、船師を奉む、以つて高麗を撃つ」と見ゆるのみ。
 6 馬飼連 馬飼造は天武紀に至り、多く連姓を賜はれり。倭、川内、菟野、斐羅々等の諸馬飼連あり。各條を見よ。
 7 伊豫部馬飼連 釋日本紀引丹後風土記に「舊宰伊豫部馬養連」と云ふ人見ゆ。この馬養と云ふは名なるべし。
 8 菟野馬養 河内にあり、ウマノウマカヒ條を見よ。
 9 大津馬飼 オホツノウマカヒ條を見よ。
 10 斐羅々馬養 サラフノウマカヒ條を見よ。河内にあり。
 11 八坂馬飼 ヤサカノウマカヒ條を見よ。山城にあり。
 12 馬飼奴 馬飼の爲に使役したる奴なり。欽明紀に「佐知村飼馬奴苦部、更名各都」と云ふ者見ゆ。こは新羅國にての事なり。
 13 加賀の馬飼氏 後世加賀に馬飼氏あり、宮縣家譜に「長享二年威將馬飼喜八

郎等高松(河北郡)に衆る」と。
馬養 ウマカヒ 馬飼に同じ。
馬甘 ウマカヒ 同上。
飼 ウマカヒ 同上。
字合 ウマカヒ 作州有元家舊記に「近江國住人近藤武者景頼の子字合其後守藤原賴實、保元の亂に崇徳天皇に與し、作州に配流、其の子公資・作州藤田郡中島の城主たりしを、廣戸某攻落す」と。
馬飼部 ウマカヒベ 馬を飼ひ、又之を扱ふを職とせし品部にして、其の業賤められて賤民として取扱はれたり。又馬養部と記し、或は單に飼部とも、又馬甘とも記さる。神功攝政前紀に「新羅王曰く、伏して飼部たらん」と。また履仲紀五年に「飼部に難せし事」を記せるによりて容易に之を知るべし。中古に至りても雜戸として馬甘あり。令集解に「別記に云ふ、左馬寮・馬甘・三百二戸、右馬寮・馬甘、二百六十戸、其馬甘は雜戸と爲して、調雜橋を免ず」とあるは、この馬養部の名理と見るべきなり。
 1 倭飼部 ヤマトノウマカヒベを見よ。
 2 河内飼部 カウチノウマカヒベを見よ。
 3 其の他、菟野馬飼、斐羅々馬飼、大津馬飼、八坂馬飼、伊豫部馬飼等あり、各

條を見よ。
 4 馬飼部造 馬飼部の伴造なり。多くは部を省きて馬飼造、又は馬養造、又は馬甘造と書す。ウマカヒ條を見よ。
馬養部 ウマカヒベ 前條を見よ。
馬甘部 ウマカヒベ 同上。
飼部 ウマカヒベ 馬飼部に同じ、左馬寮式に「飼戸、山城國六烟、大和國四十烟、河内國一百八烟、美濃國三烟、尾張國九烟、右・左馬寮に隸す。毎年當國計帳を官に進む。官先づ民部省に下し損益を勘へしめ、乃ち寮に下す」と。次に「右京職三烟、山城國五烟、大和國四十九烟、河内國五十一烟、攝津國十六烟、美濃國三烟、右・右馬寮に隸す、並に上條に隸す」と見ゆ。
馬木 ウマキ 安西軍策、尾子方に馬木彦右衛門あり。
馬來田 ウマクダ 古代馬來田國造あり、マクダ條を見よ。
字麻具多 ウマクダ 馬來田國造の一族なるべし。萬葉集に字麻具多能麻呂なる者見ゆ。
馬喰田 ウマクヒダ バクハラウダ 馬御様より來るか、伯樂田より來るか。
馬倉 ウマクラ マクラ 出羽の豪族にし

て、小野寺氏の家臣なり。山北小野寺遠江守義道家方に「馬倉右兵衛(本名は關口馬倉城主)」と載せたり。マクラ條を見よ。
馬越 ウマゴシ マゴシ條を見よ。
馬込 ウマゴメ マゴメ條を見よ。
味酒 ウマサケ マサケ 味酒部、並に其の伴造たりし味酒氏の後なり。味酒部の事はウマサケ條を見よ。
 1 味酒首 次の項を見よ。伊勢國員辨郡に平群澤あり、志知邑南方の小字にて、其の山上に志知城あり。味酒氏は平群氏より出づ、此の地にありしならんかと云ふ。文雄を出すに及び盛なり。
 2 味酒臣 味酒部の伴造にして、武内宿禰の裔、平群氏の族と云ふ。貞觀三年九月紀に「左京人大内記從七位上味酒首文雄等三人、並に巨勢朝臣を賜ふ。是より先、左京權亮從五位下巨勢朝臣河内等奉して言ふ。文雄歎に傳、先祖武内宿禰大臣より出づる也。第五男巨勢男韓宿禰、是巨勢朝臣の祖、第三は平群木免宿禰、即ち是れ文雄の祖也。木免宿禰の後、姓を味酒臣の姓を賜ふ、淪落して伊勢國に貫せられ、文雄の祖宗に至り、臣を改めて首姓を賜ひ、左京に入貫す、事圖説に燬なれ

ば敢へて具に載せず。文雄一祖の裔、八腹の支別、孤り俸族となり、久しく榮途と隔る。加ふるに、酒の用たる、唯禮を成すを貴ぶ。耽淫の失、墨誠深き故なり。而して今味酒を姓と爲し嗣へるに首字を以つてす、之れ味既に吉祥に非ず、況んや復た其の首たるに於いてをや。是を以つて姓を改むの望、朝夕思を刻む。式微の歎、弟兄深く歎く。願くば明時の景照を照し、巨勢の華宗に入り、清流に濯瀦し、高幹に翼を鍛めん。但し須く祖胤の流に順ひ、平群の姓に順ふべし。而かも平群の字、稱して謂ふ是れ凡、巨勢の文、義理受するに堪えたり。恒に兄弟たり、實に親疎なかるべし。既に他に匿すと云へば、詎んぞ其の去就を論ぜんや。河守等、謹んで本系を檢するに、己に同宗たるを知り、其の愁ふる所を見、理當に聽許すべし、特に巨勢朝臣の姓を賜ひ、將に沈淪せる族人の懷を慰めんとすと。之に従ふ」と見ゆ。(古く味酒臣なりと云ふは疑ふべきか。)

3 平群味酒臣 神護景雲元年紀に「伊豫國温泉郡人正八位上味酒部稻依等三人、姓を平群味酒臣と賜ふ」と見ゆ。和名抄

伊豫國温泉郡に味酒郷あり、萬佐介と註し、高山寺本先萬佐介と訓ず、この地にありし味酒部裔なり。此の地に式内阿治美神社鎮座す。

4 中臣味酒連 中臣宮處氏本系帳に據れば、中臣靜相比古は中臣味酒連の祖なりと。他に見えず。

5 周防の味酒氏 玖珂郷延喜八年戸籍に見ゆ。味酒部の後なるべし。

6 筑前の味酒氏 菅原道眞の從士に味酒安行あり。公の薨去後、延喜五年八月十九日神託により、その神靈を太宰府に祀り、神殿を營む(菅家傳記、安樂寺草創日記、筑紫道記)。而して後世菅家の後裔社務職となり、安行の子孫官司職となる。(滿盛院、檢校坊、勾當坊)。

7 京都北野社々家にも味酒氏あり。

味淳 ウマサケ 天平寶字二年七月紀に味淳龍丘と云ふ人見ゆ。味酒氏か。

味酒部 ウマサケ 應造を業とする部民にして、酒人部の一種と考へらる。

1 伊勢の味酒部 味酒首のあるにより此の部の存せしを知るべし。員辨郡にありと。

2 周防の味酒部 延喜八年の玖珂郷戸籍

に「味酒部倉子賣、味酒部刀自賣外二、味酒部乙丸外十一人」等見え、又味酒氏もあり。

3 伊豫の味酒部 和名抄、温泉郡に味酒郷あり。此部民の住居せし地なるは平群味酒臣條を見て知るべし。

味稻 ウマシネ

馬島 ウマシマ 信義にあり。

馬杉 ウマスギ 近江國甲賀郡馬杉庄より起る。當莊は北野社文明の文書、大秦廣隆寺由來記等に見ゆ。伴姓大原氏の一族にして、大原貞景の子(或は弟)馬杉四郎爲頼の後なり。伴氏系圖に「資業—貞景(大原八郎)—爲頼(四郎、關東御下知を帯び、馬根公文職を知行す)—能景—景俊(二郎、法名行願)—孝氏(兵衛太郎)—義繼(太郎左衛門尉、外祖父景俊養子となる。盛末孫、其の跡を繼ぐ。七郎兵衛尉孝康嫡男也、法名明覺)—義行(中務丞)—義康(兵衛二郎)」と。猶ほ義行の弟に左衛門二郎義兼、孫五郎惟義あり。この後裔に馬杉喜右衛門一正あり、黒田侯に仕ふ。累世江州の者にて、其の先祖は佐々木氏綱に仕へ、「其子義綱の二男龍水丸、若州武田義宗へ養子として行れし時、傳御を勤めたる馬杉權守實宗と云

る人也。祖父を監物と云、父を薩摩と云、喜右衛門は弘化元年瀬田にて生る。永祿十年八月、佐々木義盛、三好と通じ、將軍義昭を弑せんとせし時十三歳にて初陣す。後一柳伊豆守に仕ふ、秀吉公小田原城責の時、伊豆守討死し給ふ。伊豆守は孝高の妹婿也。其子松壽は孝高の甥なりけるが、孝高の許にて養育し給ふ。此時喜右衛門も松壽に隨て來りける、朝鮮陣に長政の供して赴き、晋州の城責の時は黒田家にて二番に續て城乗をぞしたりける。慶長五年豊前陣の時、喜右衛門が才覺を以、安岐の城を落す、後年千石を領す、寛永十四年、八十三歳を以つて病死す」云々と。

馬澄 ウマスミ

馬瀬 ウマセ 伊勢神宮社家にして、内宮權禰宜を世職とす。權禰宜家筋書に「荒木田姓、祖を成勝」とす。

又外宮度會姓にも馬瀬氏あり、松室氏の祖道順、小川氏の祖守親等馬瀬氏を稱す。されど松室氏の血系に天見通命裔孫荒木田姓、馬瀬成俊とあれば、前述馬瀬氏分流たる也。志摩にも此の氏あり。

馬關田 ウマセキダ マセキダ條を見よ。

馬瀬口 ウマセクチ

馬田 ウマタ ムマタ マタ 和名抄筑前國夜須郡に馬田郷、また下座郡に馬田郷あり、後者無末多と訓ず。これ等は筑紫末多國造の舊城ならんかとの説あり。メタ條を見よ。

馬田氏は永享以來御番帳に「一番、馬田三郎左衛門尉、安西軍策に馬田與三左衛門、尼子氏の最後上月城に據りし士に馬田長左衛門等あり。而して出雲、石見に現存す。

馬乳 ウマチ 桓武平氏三浦氏の一族にして、横須賀系圖に「杉本貞清—貞澄—胸石丸—久連—連清(號馬乳)」と見ゆ。

馬道 ウマチ 正倉院天平十一年文書に見ゆ。

馬路 ウマチ 土佐國安藝郡馬路邑より起りしか。但し丹波、阿波等にも此の地名あり。南路志引用永祿十三年六月安藝千壽丸の判書に馬路跡目云々と。

堀尾山城守給帳に「三百石、馬路市大夫」を載せたり。

馬津 ウマツ 天孫本紀に「日下部馬津、名久流久美」と云ふ人見ゆ、馬津は氏か否か詳かならず。

馬詰 ウマツメ 阿波國馬詰庄より起る。故城記板東郡分に「一馬詰殿、小笠原、源

氏、松皮竹の丸、」また「保崎城、馬詰河守」と載せたり。清和源氏三好氏の族にして、家傳に「三好の一族にして、阿波國馬詰庄に住し、馬詰と號す」とあり。家紋三階莖、丸に井筒、龜甲。

馬所 ウマトコ

馬祝 ウマノハフリ 伊香氏系圖に「柏原神大夫助延—安助—神主助吉—助色—助盛(神次郎、號馬祝)—資重(刑部大輔)—資厚—資定—厚信—厚安—厚興、」と見えたり。

午人 ウマヒト 又馬人、ともあり。馬飼部と同様の者にて馬飼を職とせしなるべし。

1 朝妻子午人 大和、アサツマノコウマビト條を見よ。

2 忍海午人 大和、オシノミノウマビト條を見よ。

3 河内午人 河内、カウチノウマビト條を見よ。

馬部 ウマベ メブ 令文に馬部六十人あり、馬飼部に同じ。古事談卷一に見ゆ。

馬馳市 ウマハセイチ 粉川寺緣起に河内澁川郡馬馳市佐大夫と云ふ人見ゆ。

字廻 ウマハリ

馬船 ウマフネ 伊賀島ヶ原の一族に此の氏あり、源賴政の遺子より出づと云ふ。紋

ウマミヤ—ウマミヤ

三星に一文字。
馬見 ウマミ 和名抄筑前國高野郡に馬見郷を收め、亦馬美と註す。馬見色に古城跡あり。

馬工 ウマミクヒ また馬御織ともあり。馬工とあるより馬具を製造するを職とせし品部なるを知るべし。

1 馬工連 古事記、孝元段に「平群郡久宿禰、馬御織連等の祖也」とあり。姓氏錄は大和皇別に收め、馬工連、平群朝臣同祖、平群木更宿禰の後也」と見え、記と符合す。馬工の伴連たりしか。
2 馬工氏 馬工連の後にて武内宿禰の後裔か。

馬御織 ウマミクヒ 前條に云へり。

馬見塚 ウマミツカ 尾張、上野、武藏等に此の地名あり。肥後菊池氏配下の將に此の氏あり。即ち嘉吉三年正月、菊池持朝の侍帳に「馬見塚大和入道宿禰、永正元年三月の菊池政隆の侍帳に「馬見塚左衛門盛秀、馬見塚新左衛門長行、馬見塚左衛門盛岑、同二年十二月三日の連判に「馬見塚左衛門盛秀、同左衛門長行、同左衛門尉盛峰」を載せたり。

馬宮 ウマミヤ 雄賀買氏創業文武有功士

ウマミヤ—ウマヤ

中に此の氏あり、マミヤなるべし。
馬見谷 ウマミヤ マミヤ條を見よ、佐々木氏の族なり。

馬目 ウマメ ウマノメ 磐城國石城郡馬目邑より起りしなるべし。

驛家 ウマヤ 和名抄播磨國西成郡、豊島郡、伊勢國河曲郡、鈴鹿郡、安濃郡、飯高郡、度會郡、志摩國若志郡、尾張國山田郡、愛智郡、三河國碧海郡、額田郡、寶飯郡、遠江國濱名郡、數智郡、磐田郡、佐野郡、美濃郡、駿河國富士郡、相模國足上郡、足下郡、大住郡、高座郡、武藏國都筑郡、橋本郡、荏原郡、豊島郡、安房國平群郡、下總國葛飾郡、常陸國信太郡、近江國坂田郡、大上郡、美濃國不破郡、大野郡、方蘇郡、各務郡、賀茂郡、可兒郡、土岐郡、上野國碓氷郡、佐位郡、新田郡、下野國足利郡、都賀郡、河内郡、陸奥國白河郡、磐瀨郡、信夫郡、柴田郡、名取郡、黒川郡、磐井郡、膳澤郡、備前國津高郡、備中國都宇郡、後月郡、備後國安那郡、品治郡、鞆田郡、安藝國安藝郡、山縣郡、長門國厚狹郡、豊浦郡、美濃郡、阿武郡、紀伊國名草郡等に驛家あり、驛傳を置きし郷を云ふ。

驛里 ウマヤ 和名抄備中國小田郡に驛里

ウマヤハ—ウミカウ

郷あり、高山寺本・先末也と註す。又高山寺本但馬國美作郡にも驛里郷あり。

鹿橋 ウマヤバシ マヤバシ マハバシ條に云ふべし。

馬屋原 ウマヤハラ マヤハラ 豊後國田川郡の豪族にして、源義家の弟義綱の後なりと云ふ。元龜天正の頃馬屋原元有あり。

馬結 ウマユヒ

馬渡 ウマワタリ 近江の豪族なり、マワタリ條を見よ。

海 ウミ アマ條に云へり。その條を見よ。

字美 ウミ 石清水祠官系圖に「田中道清

—房清—(字美宮掖) —房美—(字美宮掖) —房助—(同上) —什清—房瑠—(字美少別當) —房舞—(字美) —房觀—(字美) —房勝—房珍—房精—(同上) —房清—房秀—(文明の比)と見ゆ。字美は筑前精屋郡宇美八幡宮の地を云ふ。應仁天皇御誕生の地と傳へらる(記紀)。又筑前の鍛工に宇美實阿あり、博多津西蓮法師國吉の弟子なり(續風土記)。

海内 ウミウチ 越中の名族にして土師星麿の後裔也と傳へらる。

海郷 ウミガウ 肥後の豪族にして嘉吉三年菊池持朝の侍帳に海郷式部少輔頼種を載せたり。

海地 ウミヂ

海津 ウミツ カイダ條にて述ぶべし。

海塚 ウミツカ

海付 ウミツキ

海祇 ウミツミ ロタツミ條を見よ。

海沼 ウミヌマ カイヌマ條を見よ。

産小野 ウミノノ 源平盛衰記・新田入道の郎等に産小野次郎あり。ウアカタ條、及びナノ條を見よ。

海林 ウミハヤシ ウナハヤシ

海部 ウミベ アマベ條を見よ。猶ほカイ

ア條を参照せよ。

海邊 ウミベ

海松 ウミマツ ミル

海村 ウミムラ 岩代國岩瀨郡にあり。紋

は蔓(ツタ)、信州海野、望月氏の落武者と云ふ。

海山 ウミヤマ 若狭國三方郡海山邑より

起る。若狭國神名帳私考に「海山村に海山某あり、むかし其の祖黨類を率ひて他郡より此の地に移り、家を九戸たてけるが、漸く戸口を増て一村となれり。二俣明神は、その海山が家の守護神なり」と。

海和 ウミワ

雲谷 ウンコク ウノヤ 或はモヤと訓ず

ウミカト—ウミサキ

海門 ウミカト カイモン條を見よ。

海岸 ウミギシ 石清水祠官系圖に「安遠

—兼輔—兼清—頼清(第廿三別當、號常磐) —相清(少別當、號海岸橋別當) —女子(少

駿河) —任兼」と見ゆ。

海北 ウミキタ 田中家臣知行御帳に「二百五十石、海北善十郎」と見ゆ。

海口 ウミグチ 信濃發祥の氏なり。ワン

ノダナ條参照。

1 諏訪神家 諏訪神家系圖に「有信—信

信—爲頼(海口祖)と載せたり。

2 甲斐の海口氏 信濃海口主税の後なり

と。巨摩郡津金衆に海口氏あり。

ウミシリ—ウミタニ

海住 ウミスミ カイデユウ 義士に海後建徳之助宗親あり、郡司木來師神官の子也と。

海潮 ウミセ 紀伊の名族にして、續風土

記湯子川村條に「海瀨氏、家傳に其の祖保

田家に仕ふ。保田氏亡ぶる後農民となる。

日高郡龍神村龍神熊右衛門と同姓といふ」と載せたり。

海田 ウミタ カイダ 兩條の訓あれど傾

宜上カイダ條にて述ぶべし。

海谷 ウミタニ ウミヤ

ウミテ—ウムコク

海地 ウミヂ

海津 ウミツ カイダ條にて述ぶべし。

海塚 ウミツカ

海付 ウミツキ

海祇 ウミツミ ロタツミ條を見よ。

海沼 ウミヌマ カイヌマ條を見よ。

産小野 ウミノノ 源平盛衰記・新田入道の郎等に産小野次郎あり。ウアカタ條、及びナノ條を見よ。

海林 ウミハヤシ ウナハヤシ

海部 ウミベ アマベ條を見よ。猶ほカイ

ア條を参照せよ。

海邊 ウミベ

ウミテ—ウムコク

海地 ウミヂ

海津 ウミツ カイダ條にて述ぶべし。

海塚 ウミツカ

海付 ウミツキ

海祇 ウミツミ ロタツミ條を見よ。

海沼 ウミヌマ カイヌマ條を見よ。

産小野 ウミノノ 源平盛衰記・新田入道の郎等に産小野次郎あり。ウアカタ條、及びナノ條を見よ。

海林 ウミハヤシ ウナハヤシ

海部 ウミベ アマベ條を見よ。猶ほカイ

ア條を参照せよ。

海邊 ウミベ

雲梯 ウンテイ ウナア條を見よ。
海野 ウンノ 又字野ともあり。保元物語
卷二に「同國(信濃)の住人字野太郎。望月三
郎、云々」又源平盛衰記にも海野行氏を字
野太郎行氏ともあるによりて容易に知るを
得べし。信濃國小縣郡海野より起る、海野
は和名抄童女郷(乎無奈)の説ならんと云
ふ。

此の氏の出自に關しては、滋野氏系圖に「清
和天皇—貞保親王—目宮王(兼宮とも申、
母惟康親王女)—善淵王(正三位、信濃守、
延喜五年始めて滋野姓を賜ふ。滋野正幡は
望月之を傳ふ。月輪七九曜の文也。此の御幡
は善淵・醍醐天皇御宇、の御幡を賜ふ也。
此の御幡の形は、昔垂仁天王御宇大鹿島
尊、日本姫皇女、天照太神の勅を蒙り、伊勢
國五十鈴川上に定めて御鎮座、天下に之を
告ぐ。其の時御幡二流天より降る。一流は日
天圓形也、一流は月天七九曜也。内宮外宮
御尊形也。厥の御託宣により、此の二幡を
内裏に運し奉る。三種神祇と同事、之を奉納
す云々。而して善淵が此の御幡を賜ふは、
平將軍將門落中を退き、宇治に播磨の時、
善淵王此の御幡を賜ひ、大將軍となりて討

手に向ふ。遂に合戦勝利を得、將門を關東
に追下す、其の時恩賞として、此の御幡、
並に滋野の姓を賜ひ、正三位に任ぜらる。
也。海野、望月、福津、是を滋野の三家と
謂ふ也。出陣の次第、海野自ら戦ふの時は
海野幡中、左望月、右福津、望月自ら戦ふ
の時は、望月幡中、左海野、右福津。福津
自ら戦ふの時は、福津幡中、左海野、右望
月。望月紋月輪七九曜、海野六連錢) — 滋
野(信濃列宮) — 爲廣(三寅大夫、贈中納言)
— 爲通(右衛門督) — 則廣(武藏守) — 重道
(平三大夫)

廣道(善野)幸親(幸廣)野平四郎
廣重(重野)國重(國親)重忠(重義)
道直(道直)真直(宗直)宗直
と載せ、信州滋野氏三家系圖に「清和天皇
— 貞保親王(式部卿、母二條后、駿南院宮、
貞觀十年誕生、延喜二年四月十三日薨) — 目
宮王(兼宮とも云、母嵯峨第四惟康親王女)
— 善淵王(從三位、延喜五年始めて滋野朝
臣姓を賜ふ、母は大納言源昇卿の女、云
々。海野六連錢・洲濱也。案ずるに將門落
中合戦、秀郷貞盛東國に於いて合戦、勝負
なし。之に依りて善淵王下向、中途將門誅
伐云々) — 滋野王(從五位下、院列宮代、

信濃守、母太政大臣基經女) — 爲廣(敏三寅
大夫) — 爲通(左衛門督)
— 則廣(重道) — 廣道 — 幸親 — 幸廣
— 野平三大夫 — 海野小太郎 — 福津四郎
— 道直 — 真直 — 宗直
— 廣重 — 國重 — 國親

と。而して張紙に「信州海野の白取大明神
は滋野姓祖を祀り奉る。土人相傳ふ、貞秀
親王、靈號を滋野天皇と奉る。古より眞田氏
神たり、今に之を頼む。或は曰ふ、貞秀親
王の後、滋野姓を賜ふ者乎。清和天皇—貞
秀親王(號滋野天皇)—幸恒(海野太郎)、數
代を歴て彌平四郎幸廣なる者あり、壽永二
和備中水島戦の時、木曾の侍大將となりて
討死、家の紋洲濱、此の代より改めて六連
錢と爲す」とあり。
又増田望月系圖には「清和天皇—貞保親王
— 善淵(任信濃守、貞元二年庚辰) — 爲廣(號
三寅大夫、子息三人、嫡子ネノキ、コムロ、
ハヤシ) — 爲道(號野大夫、爲廣二男、始名
海野) — 廣重云々」と見ゆ。猶ほ一本滋野系
圖には「清和源氏—貞元親王—善淵—爲廣
— 爲通」とす。

には貞秀親王の後、即ち三家系圖張紙の傳
説最も古し、而して斯の如き親王は清和皇
子になく、又貞元、貞保兩親王の後に善淵
なる人なく、而して滋野氏は續日本紀、姓
氏錄等、何れも紀國造族橋原造の後とすれ
ば、此の系を疑ふもの多く、藤輪譜も「伊
豆守滋野信幸は、信濃國の住人海野小太郎
幸恒が後とぞ聞えける。其系圖に曰く、清
和天皇の御子貞秀親王と申しまし、て、
信濃國海野白取の庄に下り住ませ給ひ、薨
じ給ふ後に、白取明神と崇め、また滋野天
皇と申し奉る、親王の御子、滋野を以て姓
とす。海野小太郎幸恒と申すは、此の親王
の御末なりと云々。皇胤紹運圖等を考ふる
に、清和の皇子に、貞秀親王と申し奉るを見
ず、また新撰姓氏錄、三代實錄、皇胤紹運
圖、公卿補任等を按ずるに、滋野宿禰は神武
命五世の孫、天道根命の後なり。桓武天皇
延暦年中に、滋野東人が子尾張守家禪、滋
野宿禰姓を賜ふ、其子貞主、嵯峨天皇弘仁
十四年正月、父家禪と共に、滋野朝臣の姓
を賜る。又貞主、平城嵯峨淳和仁明文徳の
五代に仕へ、宮内卿正四位下兼相摸守に至
て、仁壽二年十二月十日六十八歳にて卒す
と云ふ、或は清和の朝まで仕へて、貞觀二

年十月廿二日五十七歳にて卒すとも云ふ。
また貞主女子二人あり、一人は仁明の皇子
本康親王の御母、一人は文徳の皇子惟彦親
王の御母なり、此惟彦と申し奉るは、清和天
皇の御兄なりき。されば貞主兩代の親王の
外祖なりければ、一家の繁昌、世に並びな
く、自らも又當時文章の譽ありて、天長八
年勅を受けて、秘府略一千卷を撰めり。思
ふに海野が祖、此貞主に出たるにや、また
貞秀親王と申すは、本康惟彦等の親王の御
事を、かくは傳へ誤りしも知らず。○平家
物語、源平盛衰記等に、海野小太郎幸氏が
事を載す、東鑑に記せる事、殊に詳なり、
幸氏後に左衛門尉に任ず、是乃ち伊豆守信
幸が廿二代の祖なり、云々と載せ、大日本
史氏族志も此の説を承けて同様に云へり、
恐らくは然るべし。
思ふに滋野貞主の一族、當國の國司となり
て在任し、土豪の女を娶り、その子、母家
の擁する處となりて此の氏を起せしなら
む。而して其の後裔に於いては貞主の如く
雲上に列せし人を皇胤なりと思考せしや想
像するに難からず。蓋し貞秀は其の諱より
見て貞主の兄弟か、貞主の兄弟には攝津守
貞雄と云ふ人もありて、貞觀元年十二月紀

に其の父「家禪の第三子」と見ゆ、然らば
貞主、貞雄の兄弟、他に猶ほありしや明白
にして、當時の命名より云へば貞〇と云ひ
しものと考へらる。然るに清和天皇の皇子
も貞〇と申し、且つ時代も貞觀中の事なれ
ば、貞秀を清和皇子と誤り、更に後世皇室
系譜を見るに、貞秀と云ふ人なきが故に、
實在の皇子貞元、或は貞保ならんと推定し
て、前引の如く系圖を改めしに外ならざら
べし。
猶ほ一本系圖には「恒隆(信濃守) — 恒成(因
幡介) — 幸俊(左馬權介、望月牧監) — 幸經
(信濃介、海野莊下司) — 幸明(海野)」と見
え、又三家系圖爲廣の弟「敦重(藏人) — 爲重
(又三郎) — 僧光(法師) — 盛弘 — 久盛 — 盛忠
(信州依田元祖)」と載せ、依田氏は清和源
氏と稱すれど、其の實信濃國造族金刺姓に
して、海野氏の發祥地小縣郡は國造治所の
ありし地なれば、貞秀或は其の子が娶りし
女は金刺姓の人にて、此の氏は古代國造の
勢力を繼承せしものと思考せらる。
海野廣通の後は滋野系圖に「廣通(海野) —
幸親 — 幸廣(野平四郎、海野、木曾侍大將、四
海合戦入水) — 幸氏(左衛門尉、號小太郎、
弓上手) — 茂氏(信濃守) — 長氏(右衛門尉)

—幸直—頼幸—則幸—善幸—幸房—幸義—
 憲廣—持幸(信濃守)—氏幸(小太郎)—幸棟
 (信濃守)—棟綱—信綱—行親(根井小彌太)
 —親忠(橋六郎、治部大夫)—と見え、淺羽
 本遊野氏三家系圖には「廣道(海野小太郎)
 —幸親(小太郎、保元亂、左馬頭義朝の味
 方をなす)—幸廣(海野彌平四郎、木曾義仲
 に屬し、備中國水島合戦大將となりて討
 死)—幸氏(海野小太郎、左衛門尉、志水冠
 者義高の伴して鎌倉へ下向、義高没落の時
 忠勤、召捕はる。頼朝却つて之を感じ、海
 野本領を賜ひ、兵衛尉に任ぜらる。日本無
 雙弓名人八人の中也、故實堪能、知らる、
 人)—長氏(海野右衛門尉)—茂氏(信濃守)
 —幸直(海野左衛門尉)—頼幸(小太郎、信濃
 守)—則幸(左近大夫)—善幸(海野小太郎、
 笛吹合戦の時、宗良親王の味方に參り、彈
 正忠に任ぜらる)—幸房(新左衛門尉)—幸
 義(小太郎)—憲廣(太郎、鎌倉にて元服、
 上杉憲○の烏帽子々たり)—持幸(信濃守、
 鎌倉元服、持氏公一字を賜ふ)—氏幸(小太
 郎)—幸棟(信濃守)—棟綱(小太郎、信濃
 守)—幸義(小太郎、左京大夫、信州に於いて
 村上義清合戦討死)—信綱(源太左衛門)、弟
 昌幸(喜兵衛尉、安房守)—信幸(伊豆守)、

また幸義の弟に眞田彈正忠幸隆、昌幸の弟
 に隠岐守信昌を收めたり。
 海野氏は保元物語に「信濃には海野、翌月、
 云々」また「宇野太郎、平家物語に「侍大將
 には信濃國住人海野彌平四郎行廣、」また清
 水冠者に附添ふ士に「海野、源平盛衰記に
 は「信濃國住人宇野平四郎行廣、」この人を
 又「海野彌平四郎行弘、」海野平四郎幸廣」
 ともあり、又宇野太郎行氏を載せ、東鑑に
 は卷九、十三、十四、十五、十七、十八、
 十九、廿、廿二、廿四に海野小太郎幸氏、
 廿一に海野左近、廿四に海野左衛門太郎、
 四六、四九に海野矢四郎資氏、五十二に海
 野彌平泰信、次に承久記三に「うんの左衛
 門の尉」等見え、後世眞田氏を出して其の
 名を天下に轟かせり。
 1 信濃の海野氏 海野氏の居城は小縣郡
 海野城なり。天文七年、村上義清と鉢楯
 し、海野左京大夫幸義大敗して討死す。
 之に依り家跡の者同郡眞田村に住宅を移
 し、眞田彈正忠と號し、當所を引拂ふとな
 り。又筑摩郡仁場山城(光村)の城主は海
 野大和なりと云ふ。寛政系譜、此の子孫
 五家を載す。家紋六連錢、一雁金。
 2 武田氏流 前條氏の遺跡を繼ぎしな

り。甲陽軍鑑に「永祿四年、信玄川中島
 に御馬を立られ、先方侍大將、仁科、海
 野、高坂、御成敗也。然れども海野跡を
 ば八十騎、其の儘に召置かれ、小草若狭
 仰せ付られ、信玄公二番目の御曹司龍實、
 十八歳に成給ふ盲目にて跡を繼がせら
 る」と。武田系圖に「晴信(信玄)—龍實
 (二郎、海野名跡となる、盲目也)」と。
 又同一流系圖に「晴信—海野次郎勝重(盲
 人、龍龍芳、海野民部丞養子、民部、永
 祿四五七誅され了、母義信同)」と見ゆ。
 勝頼の兄也。
 3 甲斐の海野氏 信州海野氏の一族な
 り。羽尾氏と關係あるべし。
 4 上野の海野氏 信州海野氏の族なり。
 東鑑仁治二年三月條に「海野左衛門尉幸
 氏と武田伊豆入道光遠とが、上野國三原
 庄と信濃國長倉保との境堺を相論する」
 事見ゆ。又海野の一族羽尾氏あり、善妻郡
 羽尾に據る。羽尾記に「上州善妻郡羽尾
 と云ふ山里に、羽尾入道何某と云侍あり
 あまた男女の子をもてり、嫡子羽尾入道
 幸全、二男海野長門守幸光、三男海野能
 登守、四男海野左衛門、第五は女、是
 は大戸心樂齋室なり。海野能登守嫡子ワ

シノ中務。第二女は赤見七郎左衛門室
 也。第三女は大熊備前守チヤリ男、大熊
 五郎左衛門室なり。中務第一の娘は原華
 人、二男原監物妻なり。第二の女は根津
 志摩室なり。第三原江左衛門、大坂にて
 五月五日討死す。海野能登守、仁王五
 代後柏原帝御宇、永正四年丁卯誕生、天
 正七年己卯十月廿二日死、春秋七十三。
 珠清、仁王百七代正親町帝御宇、元龜
 三年壬申誕生、寛永十年癸酉十二月二日
 死、春秋六十二」と見え、又加澤記に「善
 妻三原の地頭、遊野の末羽尾治部少輔景
 幸と云ふ人あり。嫡子は羽尾治部幸世道
 雲入道、二男海野長門守幸光、同能登守
 輝幸と申しけり。道雲入道は生害ありて
 命第二人は越後の齋藤越前守に屬しけ
 る。齋藤没落の節、甲府へ忠節ありて、
 三原郷御取立あつて、天正三年夏の頃、
 岩櫃の城を預けられ、善妻の守護代とな
 り、輝幸の嫡子中書幸貞は矢澤薩摩守頼
 綱の聲に成て眞田の姪なり云々」と。
 上野國志に「岩櫃城、海野長門守、沼田
 眞田安房守昌幸の時城代なり」と。又永
 祿十年「眞田持ち、海野長門を置く」と
 あり。


これより前、宗長東路の菴に「永正六年
 九月云々、大戸、海野三河守宿所に一泊
 す」と。又矢倉村(善妻郡)鳥頭大明神
 天正六年の鯛口銘に「遊野朝臣海野長門
 守幸光」とあり。又碓氷郡八幡山常安寺
 は「慈野親王後胤海野氏福津甚平開基也、
 甚平信州より來り豐岡に住す」と傳へら
 る。
 5 其他、日向記に海野是非介、紀伊日
 高郡芝村地主に海野太郎右衛門(續風土
 記)、天童織田藩の用人(武鑑)。又智福常
 陸國志に「海野、本姓は遊野にて信濃よ
 り起れり。本國に移れるもの何の時なる
 を知らず。山尾記に、小野崎義昌の時、
 海野安太郎川尻に居るとあり」と見え、
 又武蔵、備前等にも此の氏あり。武家系
 圖には源姓に收む。
 海野口 ウノクチ 清和源氏佐竹の族、
 津金嵐時の子大炊左衛門、海野口を稱す。
 信濃佐久郡海之口てふ地名を負ふ。
 雲飛 ウンビ ワネビ條を見よ。
 梅 ウメ
 1 梅宮 後水尾天皇の皇女に梅宮あり。
 2 梅氏 ウメイケ

梅浦 ウメウラ
 梅尾 ウメヲ
 梅岡 ウメヲカ 寶徳頃の繪師に梅岡備前
 守あり。
 梅香 ウメカ 下總小金本土寺過去帳に
 「梅香貞春、田島刑部内乙酉正月」と見ゆ。
 梅垣 ウメガキ
 梅川 ウメガハ 石見にあり。
 梅木 ウメキ 羽前田川郡の豪族にして餘
 目安保氏配下の將なり。安保家の滅後、梅
 木某相續せしが幾程もなく所領を失ふ。
 梅北 ウメキタ 日向國諸縣郡梅北邑より
 起る。伴姓にして肝付氏と同族なり。日向
 纂記に「肝付氏の祖伴兼貞・大隅國住人平
 大監季基の女を娶り五子を生む。五男梅北
 五郎兼高なり」と。又地理纂考諸縣郡城
 郷梅北村神林神社條に「兼貞に男子五人あ
 り、第五を五郎兼高と號す、後齋宮介と稱
 して神社の祭祀を司る(是を梅北氏の祖
 とす)」と載せ、又梅北城條に「伴兼貞の五
 男齋宮介兼高・世々居城なり、兼高地名
 に因りて、家號を梅北と改む、是梅北氏の
 始祖なり。前世を経て元弘の亂に及び、足
 利尊氏當國に來り、當城を奪ひて、其の將
 島山治部大輔直顯を城主とす」とあり。

神社社は平季基・萬壽三年伊勢大神宮の託宣を受けて建立し、水俣島津兩院の總鎮守とせしものと云ふ。鹿屋玄兼記に「三俣神社神明神は三俣の主平大監殿・伊勢宮の夢想を蒙り勸請あり、夫よりして梅北殿大宮司御持なり。大監の在所は梅北と都城との間の原に屋形あり」と。又梅北城は梅北村の益貫にあり、城内を飛水城、上村城、中城、新城の四に分つ、建武元年七月三日、島津庄日向方南郷派坊須藤謀叛人等の交名に當郷辨濟使梅北孫太郎貞兼あり。當城に居りしならん。その後裔・永祿中莊内梅北領主梅北掃部あり、高原郷松ヶ城に據る。伊東義祐此の地を侵し、屢々兵を合せ、遂に伊東方に屬し、一族伊東勘解由城主たりと。

梅窪 ウメクホ
梅小路 ウメコウチ 京都の梅小路より起る。雲上家の稱號也。

- 1 藤原北家葉室家流 尊卑分脈に「葉室顯隆—顯長—長方—宗隆（號梅小路中納言）」と見ゆ。
- 2 藤原北家勸修寺家 知譜拙記に「清閑寺共房—定矩（梅小路）—共方」と見ゆ。徳川時代御藏米五十石。院參町。寺は小川報恩寺。現今子爵。

梅小路 御合印 

梅澤 ウメサハ 相摸、下總等に梅澤村あり、それ等より起る。

- 1 平姓 相摸國餘部梅澤邑より起る。平氏の庶流なりと云ふ。
- 2 藤姓上杉氏流 下野國梅澤邑より起る、其の地の地頭たりしを氏名に負ひしにて、上杉氏の庶流なりと云ふ。深谷記上杉御普代家臣に梅澤新左衛門を載せたり。
- 3 諏訪神家流 神家の庶族にして家紋梶葉なりと。
- 4 武藏の梅澤氏 風土記稿葛飾郡條に「梅澤氏（栗橋宿）、元和八年四月台徳院殿御社參の時、利根川瀧水珠に大風にて當所船橋あやふく見えければ、先祖太郎右衛門、人夫を率ひ水中に入て粉骨を盡せし其功勞を賞し、伊奈半十郎忠治より貞宗の刀及扇子を與へり」と見ゆ。
- 5 藤原姓 鈴田越前守藤原純種の後也と云ふ。肥前にあり。
- 6 常陸の梅澤氏 佐竹家臣に梅澤氏有、會津陣物語に「佐竹義宣は兼て上杉一味

なれば、去六月下旬、家老梅澤中右衛門、戸村豊後守を大将として、五千餘騎、奥州南の關より打入る」と。

- 7 秀郷流藤原姓 田原族譜に「柏木廣高—有長—有家—高利（梅澤四郎）また「佐野忠家—頼綱—師綱—宗長—宗高（梅澤三郎）」また「武澤喜八郎沖氏—行氏—利通（梅澤内藏助）」などを載せたり。
- 8 其の他、羽後仙北郡の豪族に梅澤氏、紀伊徳川家重臣に梅澤氏、會津にもあり。又梅澤長者物語と云ふ繪巻物あり。

梅園 ウメソノ 雲上家の一に梅園家あり、藤原北家西園寺家の庶流にして、知譜拙記に橋本公夏の男實清に梅園と註す。實清—季保—實邦—久季—實繩—成季—實兄—實矩—實好—實紀にして徳川時代家領百五十石、梨木町中程西南角、寺、洛東要法寺、外樓。現今子爵。

梅田 ウメタ 攝津、遠江、武藏、陸奥等に梅田邑あり、それ等の地名を貢ふ。

- 1 清和源氏志太氏流 武藏國南足立郡梅田邑より起る。源爲義の子志太先生（志

田三郎）義廣五代孫常陸介久廣を祖とす。風土記稿足立郡梅田村明王院條に「當寺の禪僧は六條列官爲義の三男志太先生義廣、當所にありて當寺を建立し新願所とせり、後義廣右大將頼朝に敵對せし時、小山列官朝政に敗られて遂電せり。後三世の孫義純、祖父の縁につきて當所に登居せしより、其孫常陸介（小太郎）久廣に至り氏を梅田と稱す。其の十六代梅田帶刀久光、男太郎左衛門久義に至り永正の頃上京して、やがて丹後國島村城に住す。後峰山城に移る」と見ゆ。

- 2 秀郷流藤原姓佐野氏流 阿曾沼四郎大夫公卿—廣重（梅田五郎）—廣安（梅田刑部次郎）、その弟廣政（同丹後）と云ふ。又佐野實綱—秀綱—常春—常世—常行—常高—行利（梅田安藝）なりと。
- 3 攝津の梅田氏 攝津國西成郡梅田邑（今大阪市内）より起りしか。菟原郡生田邑の名族に梅田氏あり。
- 4 清和源氏南部氏流 陸奥國津輕郡梅田邑より起る。南部又次郎時實（法名實願）の三男孫三郎宗實（北殿）の後なり。南部舊指録に「北の別れ梅田云々」と。
- 5 近江の梅田氏 甲賀郡にあり、梅田木

之丞治忠劍術を好む。櫻原俊重の門木川友之助正信に鐵劍を習ふと。

- 6 其の他、梶川系圖に「正信（市郎右衛門）—正包（梶川一郎兵衛）—女（高井作左衛門妻）—女（梅田武左衛門妻、住賀州）—梅田木工丞」と、越前池田惣社大宮司にも梅田氏あり。又能登國の社家にもあり。

埋田 ウメダ 姓名録抄、拾芥抄等に見ゆ。羽後國由利郡に埋田邑あれど、關係なかるべし。

梅忠 ウメタダ
埋忠 ウメタダ
梅溪 ウメタニ 雲上家の稱號なり。

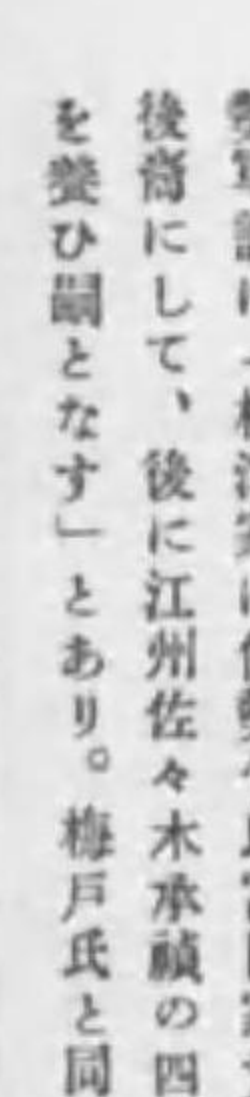
- 1 村上源氏土御門流 尊卑分脈に「土御門定實—定宗（號梅溪）」と見ゆ。
- 2 村上源氏久我家流 前項の遺跡を襲ぎしなるべし。久我通世の男季通より出づ。「季通—英通—通條—通仲—通賢—通同—行通—通修—通善—通治」にして、徳川時代百五十石。烏丸通一條上る。寺は大徳寺昌林院。現今子爵、家紋龍蹄。

梅谷 ウメタニ ウメガヤツ 次の數流あり。

- 1 菅原姓 菅公五代の裔標昭二十九代長房の後なりと云ふ。
- 2 佐々木氏流 佐々木宰相中將義秀の裔なりと云ふ。
- 3 其の他、石見、志摩、岩代等に此の氏あり。又伊勢内宮社家に梅谷氏あり、荒木田姓と稱す。

梅津 ウメツ ウメノツ 山城以下此の地名甚だ多く、其の流派諺からず。

- 1 梅津殿 山城國葛野郡梅津邑あり。東寺文書に梅津莊と載せ、又梅津長福寺文永十二年文書に梅津莊新御堂と見ゆ。尊卑分脈、近衛基實に註して「號六條殿、又梅津殿、又中殿」と載せたり。
- 2 山城の梅津氏 前透長福寺は曆應二年に梅津邑主右衛門尉清景が入元僧月林を請うて、重興開山となし、臨濟宗となしたるものにして、もとは眞言宗なりしと云ふ。
- 3 平姓富田氏流 伊勢の豪族にして、伊勢軍記に「梅津家は伊勢平氏富田家實の後裔にして、後に江州佐々木承禎の四男を養ひ嗣となす」とあり。梅戸氏と同一



かとの説あり。ウメド條参照。

4 丹波の梅津氏 丹波志水上郡條に「梅津氏子孫小野村、古家地侍也、古屋敷に石碑あり、子孫本家今梅津助右衛門、安大夫、助左衛門一黨二十家」と見ゆ。

5 和泉の梅津氏 大島郡に梅津氏あり、梅津高門景春の女、幼名乙星と呼ぶ、後山賊に囚へられ、賣られて遊女となる。即ち地獄大夫也。一休禪師との連歌に依りて其名高し、有名なる俵野野晒助は其兄也など傳へらる。

6 筑前の梅津氏 諸曲唐船に唐土と日本との戦國の際、日本に據はれし人の内に祖慶官人と云ふものあり。箱崎浦宇海門戸の梅津氏は此の裔にして、土人は此の家を唐人婆と稱ふとぞ。祖慶が日本にて娶りし後妻の裔孫と云ふ。(舊志略)。

7 筑後の梅津氏 當國の豪族なり。田中家臣知行朝頼に三百石梅津吉大夫とあるは此の族なるべし。

8 桓武平氏流 佐渡國加茂郡に梅津城あり、澁谷氏の居城にして、城主牛左衛門眞茂(六ヶ村地頭)、天正中逃れて常陸に走り、梅津氏と云ふ。

9 越後の梅津氏 古志郡の豪族にして、

梅津牛左衛門は三島谷の城主なりき。

10 羽黒山梅津氏 羽黒山三長吏の一にして田川郡添川に住す。風土略記に「添川殿とは羽黒山三長吏の一人、上旬殿の館跡なり。上旬は俗名梅津中將、其の子孫寛永年中絶ゆ」と。その起原に關しては羽黒山中興覺書に「四明寺時頼公祖國の時、三ヶ年此の山に來云々、四明寺歸國の後、當國探題として梅津中將殿を遣さる。御子三人あり、長吏職に補せられ、一月十日代に仕置を致さる。之によりて衆徒山伏等、上旬中甸下甸と、三長吏に配分にて伺公す。上旬家老太田氏、中甸家老三澤氏、神林氏、下甸家老眞田氏、吉住氏也。上甸中甸子孫断絶、下甸末葉、寛文中迄これあり。知行三十石にて女別當役を勤め、神子社人を支配す、常喜坊これなり」と見え、羽黒舊記に「大永六成年、上杉右京亮殿、添川梅津殿の城に墜る」と、又砂越大業院年代記に「大永七年、大寶寺、中將殿、同名五人生害、三月四日」と。中將は梅津中將に外ならず。

11 藤原性梅津氏 佐竹家の勇將に梅津中

右衛門憲忠あり、その後牛右衛門利忠(元祿)あり、佐竹藩の重臣なりき。又梅津五郎左衛門・十二所城々代たりし事あり。藤原氏なりと云ふ。

12 其の他、陸前の人梅津右近某あり、又伊達家の臣梅津藤兵衛、天正十八年會津を攻めて討死す。會津にも梅津氏あり、新編風土記藤田村小名梅津條に「寛政二年、肝煎梅津林之助と云者、廢田を興し民居を構ふ」と。又懸川太田藩の添役に此の氏あり。

梅月 ウメツキ 石見に此の氏あり。

梅辻 ウメツジ ウメガツジ ウメノツジ 條を見よ。

梅戸 ウメド 次の三流あり。

1 桓武平氏富田氏流 伊勢國員辨郡梅戸邑より起る。梅津氏と云ふと同一かと云ふ。長享將軍江州動座着到に「勢州梅戸右京亮」を載せたるより、相當の豪族たりしを知るべし。後佐々木より繼ぐ、ウメツ條参照。三國地志に「朝明郡田光條に梅戸左衛門尉居守」と。名勝志田光條には「永延中、田光軍則城を築き、之に居る。後姓を梅戸と改む」とあり。

2 佐々木氏流 前條氏の後を繼ぎし也。

佐々木系圖に「高頼(六角大膳大夫、法名宗格)―高實(勢州梅戸)―と見ゆ。高實は高頼の四男也、又承頼は高頼―定頼―義賢の事なり。三國地志に「梅戸高實、按、左近大夫に任ず。實は從四位下大膳大夫佐々木高頼四男、田光城主梅戸家を繼ぐ。依て梅戸と號す。永祿四年四月十日、江州高宮にて頼死す。梅戸高宗、按高實男利部少輔に任ず。天文廿三年十一月十日卒す。梅戸實秀、按、高宗弟、初め次郎高實と云、永祿十一年三月戰死」とあり。梅戸城は門前村字天水にあり。

3 清和源氏土岐氏流 土岐系圖に「池田頼忠―頼益―成頼―政房―某(號梅戸)―と見えたり。

4 信濃にも此の氏あり。又花山院家の諸大夫に此の氏あり。

梅内 ウメナイ 陸奥國三戸郡梅内邑より出でしなるべし。工藤氏の族にして南部家臣なり、家紋三引龍。

梅波 ウメナミ 松江松平藩に此の氏ありと云ふ。

梅根 ウメネ

梅野 ウメノ

1 萬名氏裔 紀伊國在田郡廣村の地士にして、續風土記に「近江國佐々木社神主萬名五郎大夫の孫奥野源次定時の後といふ」と見ゆ。

2 其の他、深谷記上杉普代の家臣に梅野彌五郎、筑後五條家文書に「梅野大野以下當御方に馳參じ候」また梅野山城守等を載せ、又越前に此の氏の名家ありと。

梅ノ井 ウメノキ

梅辻 ウメノツジ 山城國上賀茂の社人にして、賀茂縣主の後裔なりと云ふ。

梅宮 ウメノミヤ ウメミヤ 會津に梅宮氏あり。新編風土記會津上荒井舊家梅宮吉兵衛條に「蒲生氏の時より相續て、肝煎役を勤むと云、十二天神社神職梅宮舍人は當家より別ると云、と載せ、又上荒井村十二天神社條に「神職梅宮伊賀、先祖は梅宮舍人とて世世此村に住し、其子孫修験となり、華藏院と號し、當社の別當たりしと云。寛文の頃華藏院が眞野と云へるに、府下雨町鈴木兵左衛門と云もの、二子をあはせ、伊賀時得と號して此社の神職となりき。今の伊賀常信は其五世の孫なり」と見ゆ。

梅畑 ウメバタ 山城に梅畑庄あり。

梅林 ウメバヤシ 次の三流あり。

1 清和源氏滿季流 摩摩分脈に「滿季十世孫山田八郎賢實―實季―景綱(梅林十郎)―實綱(山上七郎二郎)―實光(山上又二郎)―とあり。ヤマダ條参照。

2 龜部臣性 熱田神宮社家に此の氏あり。

3 此の氏は近江、美濃、又武藏中野村天神社の社家にあり。又京都北野社々家に此の氏ありて、菅原姓なりと。武家系圖は分脈に同じ。

梅原 ウメハラ 山城、近江、武藏、上野等に此の氏あり。

1 大中臣姓 大中臣系圖に「兼平―兼澄―兼俊(號二條殿)―兼綱―兼明―兼經―經方―經政―政明―政時―政頼(薩摩國山中に有る小家に在り、名けて梅原と號す。是より梅原始也)―と見えたり。

2 秀郷流藤原性關氏流 關系圖に「關宗祐の次男宗光・梅原兵馬と稱す」と。

3 同姓佐實氏流 上野國邑饗郡梅原邑より起る。元應の頃、梅原九郎次郎時信なるものあり、眞田山長樂寺舊記に見ゆ。佐實氏の人也(後上野志)。

4 常陸中臣姓 第一項梅原の後にして、梅原平人佐頼眞に至り薩州より常陸に移

り、親鸞の徳に歸し、貞應元年入道して唯佛房と號し、那珂郡枝川村に淨光寺を建つと傳ふ。

5 伊豆の梅原氏 伊豆田方郡大見の三人衆の一に梅原左衛門あり、北條長兵に降る(伊豆志稿)。相州兵亂記に「伊豆國の住人等、火見の梅原、佐藤、上村云々、宗雲の器量なさま只人ならじとて、皆下知に隨ひける」と。佐藤氏文書に梅原太郎左衛門あり。

6 菅原姓 武藏風土記橋樑郡末長村秋元氏條に「村内増福寺八幡縁起の末に、天正十八年小田原落去の後、先祖梅原將監菅原正賢此里に來り、八代を經たりとあり。又云、正賢が父を梅原兵庫長盛とて北條家に仕へしものなりと云ふ、其餘詳なること傳はらず」とあり。

7 蒲生藩梅原氏 二本松城八千石の領主梅原彌左衛門あり、蒲生記、館基考等に見ゆ。

8 其の他、伊賀名張城主に梅原勝右衛門武政あり。

梅堀 ウメホリ

梅暮里 ウメホリ 久留米有馬の臣に此氏あり。

梅村 ウメムラ 岩村松平藩番頭、奥殿松平藩中老に此の氏あり。又梅村彦左衛門世に名ありと。志摩にもあり。

梅室 ウメムロ 1 穂積姓(源姓) 大和國吉野郡御料庄の名族にして、吉野庄司孝瀨庄司の後なり。「御料大輔正長(庄司權頭)三代後胤御料庄司、其子右衛門佐、爰に本願寺親鸞上人の齋蓮如上人一宗念佛吉野修行の時、弟子となり、毛坊主にして、右衛門佐正善と號す。敷地の内大樹の梅あり、故に里民呼んで梅本坊と云ふ(今に至つて梅本を坊と云ふ、所謂是なり)。後入道して梅本山淨徳庵と稱す。その三世御料庄司、後庄司丹後正武と號す(是より次第して里民梅本庄司と呼ぶ)。人皇一百七代正親町院御宇、永祿年中近郷の公文八旗八庄司、その外官上部庄廣橋城へ橋籠り、或は所々に群參して筒井氏と戰事數ヶ度、後に筒井氏の招に應じ、旗下に屬す。其の後從三位亞相秀長公に仕ふ。亞相逝去後庄司閑居して、其の子孫今に梅本庄司某と云々(吉野舊事記)と。

2 紀伊の梅本氏 有田郡の豪族にして、

應永中梅本覺言と云ふ人、中野廣八幡宮を勧請すと云ふ。島山氏配下の將かと云ふ。

3 菅原姓 京都北都野社の社家にして菅原姓、景行天皇の裔と云ふ。
4 其の他、南部家臣に梅本氏、筑後に梅本大五郎運定(筑後國史)。又信濃、志摩等にもあり。

梅元 ウメモト 梅本氏と同じか。
梅森 ウメモリ 源姓にして彌左衛門某の後なりと云ふ。
梅屋 ウメヤ 肥後國益城郡の名族なり。木山備後守信運天正十三年島津氏に攻められて亡ぶるや、その孤、此の家に養はれ、長じて其の家を嗣ぐ。キヤマ條を見よ。

梅山 ウメヤマ
梅若 ウメワカ 東京向島木母寺に梅若塚あり、回國雜記、梅花無靈藏等既に此の地に古塚ありしを傳へたり。諸曲隅田川に據れば、梅若丸は、落北白川の人吉田某の子なりと云ふ。諸曲家梅若氏は橋姓とも藤原氏とも稱す。又丹波に梅若氏あり、梅若門之助の末流なり(兩縣指掌)と。永祿六年諸役人附に梅若あれど、こは千若、鶴若、熊若、龍若等と共に御小者の名に過ぎず。

宇母

宇母 ウモ 拾芥抄に見えたり。
鵜本 ウモト 秀郷流藤原姓大友氏の族にして、立花系圖に「直光(戸次孫次郎、左馬頭)親矩(鵜本四郎)一直直(戸次孫五郎)一高載一直頼一能泰一親經一親久一統貞一義貞」と見ゆ。

宇彌 ウヤ 太平記十六に「宇彌左衛門次郎重氏」あれど、ワノと訓むべきか。
宇屋 ウヤ 明德記に「金野、高山、宇屋、連池」と見ゆ。

宇山 ウヤマ 又卯山とも通じ用ひらる。
1 雲石の宇山氏 尼子方の將に宇山右京、宇山飛騨守等あり、皆安西軍策等に

出づ。天文十三年、尼子晴久・其の將尼子國久、宇山久信等に命じ美作を略せしむ。久信・高田城主三浦下野守貞久を攻め、其の裏に乗じて之を陷る。後永祿二年三浦氏の遺臣に破らる(美作略史)。美作小坂田文書に「宇山七郎右衛門分同小吉郡中村云々」また伯耆日野郡樂々福神社永祿二年の棟札に「尼子右衛門督晴久代官宇山彈正」また尼子氏の最後上月城に籠りし士に宇山彌太郎等あり。(毛利家臣にもあり)
2 甲斐の宇山氏 互摩郡南部地方の名族

卯山

なり。
卯山 ウヤマ 宇山と通じ用ひらる。宇山飛騨守、同彈正を、安西軍策に卯山飛騨守、卯山彈正忠ともあり。
石見に此の氏現存す。

鵜山 ウヤマ 白河古事考永祿九年六月六日の文書に「南郷本意候者、伊香之内、鵜山平六郎忍之地方のりう願申候云々」と。
宇良 ウラ 和名抄駿河國駿河郡に宇良郷、陸奥國標葉郡に宇良郷、隱岐國知夫郡に宇良郷あり。

浦 ウラ 宇良郷も後世浦と稱し、又其の外浦の地名諸國に多し、此の氏は其等の地名を貰ふ。
1 桓武平氏土肥氏流 安藝國豊田郡浦郷より起る。小早川氏の族にして、小早川系圖に「茂平一雅平一朝平一宣平一氏實(浦)」と見ゆ。安西軍策に「浦兵部重宗勝が嫡子少輔四郎(備前國常山)」あり、浦兵部重は諸書に多く見ゆ。

2 萩雜記に「毛利家の御熱手、昔は七組、後三組、村上掃部、浦孫兵衛云々」と。
3 平姓久米氏流 阿波國の豪族にして、故城記麻植郡分に「浦殿、久米、平、立

ウメ

に引龍十文字」と見えたり。
4 筑前の浦氏 志摩郡の名族にして、應永年中浦刑部大夫次永と云ふ人あり。櫻井大宮司の先祖なり(管内志)と。櫻井大宮司とは櫻井に與止比賣明神あり、續風土記に「國主黒田忠之公、此の宮に參詣し、神殿を修作、浦某を社務に任じ、其の子毎成を京都に遣り、吉田派の唯一神道を學ばしめて國中神祇職の惣司に補せらる」とあるに當る。

5 又原田家記録に浦久左衛門見ゆ。
6 大村氏流 肥前大村家の庶流に此の氏あり。
7 清和源氏頼清流 徳川系圖に「頼清信州に配流、信濃源氏の始と號す、伊豆、村上、浦云々等祖」と見ゆ。

8 清和源氏浦野氏流 紀伊牟婁郡の名族にして、續風土記同郡江田浦條に「地士浦儀才次、駿河守忠重五代の孫浦野四郎重遠の裔小川又次郎義重の後なり。義重、美濃國より當國に來り、江田浦に住すといふ。封初以來地士に命ぜらる。大慧公の時より、大莊屋を勤め代々相續す」と載せ、又地士浦儀八等を稱む、
8 其の他、東鑑卷廿五に浦太郎、筑後星

野家七組隊長の一に浦氏あり。又石見に現存す。又下總小金本土寺過去帳に「浦伊部(備前國)」と見ゆる人あり。

浦川 ウラカハ 筑後國柳川附近に浦川氏あり。平家落武者の後裔と傳へらる。又肥前大村藩に浦川氏あり。

浦上(祖)一之泰(右衛門佐)一之盛(修理亮)一之純と載せ、また浦上系圖に「俊文一俊重一重遠一重満一行義(浦上左衛門佐)一行高(尾張守)一之泰(右衛門佐、修理亮之盛の兄)一之盛(修理大夫、續新古今作者)、弟之滿(紀見掃部助)一昌勝(河内守、歌人、和歌所愛門弟)一光信(河内守、法名宗高)、弟則宗(美作守、屬赤松)一宗助(近江守)一村宗(美作守)一宗家一宗景」とあれど、果して事實なるや否や疑ふべし。

占 ウラ ト占を職とせしを名に負ひしなるべし。

浦上 ウラカミ 和名抄播磨國梶保郡に浦上郷あり、宇良加美と註す。その他肥前に浦上の地あり、後に云ふべし。

此の浦上氏は赤松家重臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄」として其の筆頭に此の氏を載せたり。以つて其の地位を知るに足らん。而して太平記廿九に「赤松律師則祐は七百餘騎にて泣尾へ向ひたりけるが、遂に城の體を見て、敵は無勢なりけるを、一賞々て見よと下知しければ、浦上七郎兵衛行景、同五郎左衛門景嗣、云々、さしも頼しき泣尾の坂を責上つて播磨の際まで著たりける」と。又三十八に「備前國の守護勢浦上七郎兵衛行景」と。次いで明德記中巻に「赤松の上總介義則は一足も退かず云々、有野、有元、喜多野、浦上を先として此彼より馳寄」と

浦明 ウラアケ 丹後國正應元年の惣田數目録帳に「熊野郡鹿野庄十町三反百十三歩、浦明三郎左衛門」なる者見ゆ。

浦上 浦上上臣 播磨國梶保郡浦上郷てふ地名を負ふ。夷姓にして延暦廿四年三月紀に「播磨國夷第二等去返公島子、姓を浦上臣と賜ふ」と見ゆ。

此の浦上氏は赤松家重臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄」として其の筆頭に此の氏を載せたり。以つて其の地位を知るに足らん。而して太平記廿九に「赤松律師則祐は七百餘騎にて泣尾へ向ひたりけるが、遂に城の體を見て、敵は無勢なりけるを、一賞々て見よと下知しければ、浦上七郎兵衛行景、同五郎左衛門景嗣、云々、さしも頼しき泣尾の坂を責上つて播磨の際まで著たりける」と。又三十八に「備前國の守護勢浦上七郎兵衛行景」と。次いで明德記中巻に「赤松の上總介義則は一足も退かず云々、有野、有元、喜多野、浦上を先として此彼より馳寄」と

浦井 ウラキ 姫路酒井藩の番頭、用人、西尾松平藩用人に此の氏あり。信濃にもあり。

浦上 浦上上臣 播磨國梶保郡浦上郷てふ地名を負ふ。夷姓にして延暦廿四年三月紀に「播磨國夷第二等去返公島子、姓を浦上臣と賜ふ」と見ゆ。

此の浦上氏は赤松家重臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄」として其の筆頭に此の氏を載せたり。以つて其の地位を知るに足らん。而して太平記廿九に「赤松律師則祐は七百餘騎にて泣尾へ向ひたりけるが、遂に城の體を見て、敵は無勢なりけるを、一賞々て見よと下知しければ、浦上七郎兵衛行景、同五郎左衛門景嗣、云々、さしも頼しき泣尾の坂を責上つて播磨の際まで著たりける」と。又三十八に「備前國の守護勢浦上七郎兵衛行景」と。次いで明德記中巻に「赤松の上總介義則は一足も退かず云々、有野、有元、喜多野、浦上を先として此彼より馳寄」と

浦江 ウラエ

浦上 浦上上臣 播磨國梶保郡浦上郷てふ地名を負ふ。夷姓にして延暦廿四年三月紀に「播磨國夷第二等去返公島子、姓を浦上臣と賜ふ」と見ゆ。

此の浦上氏は赤松家重臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄」として其の筆頭に此の氏を載せたり。以つて其の地位を知るに足らん。而して太平記廿九に「赤松律師則祐は七百餘騎にて泣尾へ向ひたりけるが、遂に城の體を見て、敵は無勢なりけるを、一賞々て見よと下知しければ、浦上七郎兵衛行景、同五郎左衛門景嗣、云々、さしも頼しき泣尾の坂を責上つて播磨の際まで著たりける」と。又三十八に「備前國の守護勢浦上七郎兵衛行景」と。次いで明德記中巻に「赤松の上總介義則は一足も退かず云々、有野、有元、喜多野、浦上を先として此彼より馳寄」と

浦岡 ウラヲカ 丹波志天田郡に「浦岡氏、子孫菅卷村、綾部在中より來る」と見ゆ。

浦上 浦上上臣 播磨國梶保郡浦上郷てふ地名を負ふ。夷姓にして延暦廿四年三月紀に「播磨國夷第二等去返公島子、姓を浦上臣と賜ふ」と見ゆ。

此の浦上氏は赤松家重臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄」として其の筆頭に此の氏を載せたり。以つて其の地位を知るに足らん。而して太平記廿九に「赤松律師則祐は七百餘騎にて泣尾へ向ひたりけるが、遂に城の體を見て、敵は無勢なりけるを、一賞々て見よと下知しければ、浦上七郎兵衛行景、同五郎左衛門景嗣、云々、さしも頼しき泣尾の坂を責上つて播磨の際まで著たりける」と。又三十八に「備前國の守護勢浦上七郎兵衛行景」と。次いで明德記中巻に「赤松の上總介義則は一足も退かず云々、有野、有元、喜多野、浦上を先として此彼より馳寄」と

浦郷 ウラガウ

浦上 浦上上臣 播磨國梶保郡浦上郷てふ地名を負ふ。夷姓にして延暦廿四年三月紀に「播磨國夷第二等去返公島子、姓を浦上臣と賜ふ」と見ゆ。

此の浦上氏は赤松家重臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄」として其の筆頭に此の氏を載せたり。以つて其の地位を知るに足らん。而して太平記廿九に「赤松律師則祐は七百餘騎にて泣尾へ向ひたりけるが、遂に城の體を見て、敵は無勢なりけるを、一賞々て見よと下知しければ、浦上七郎兵衛行景、同五郎左衛門景嗣、云々、さしも頼しき泣尾の坂を責上つて播磨の際まで著たりける」と。又三十八に「備前國の守護勢浦上七郎兵衛行景」と。次いで明德記中巻に「赤松の上總介義則は一足も退かず云々、有野、有元、喜多野、浦上を先として此彼より馳寄」と

浦垣 ウラガキ

浦上 浦上上臣 播磨國梶保郡浦上郷てふ地名を負ふ。夷姓にして延暦廿四年三月紀に「播磨國夷第二等去返公島子、姓を浦上臣と賜ふ」と見ゆ。

此の浦上氏は赤松家重臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄」として其の筆頭に此の氏を載せたり。以つて其の地位を知るに足らん。而して太平記廿九に「赤松律師則祐は七百餘騎にて泣尾へ向ひたりけるが、遂に城の體を見て、敵は無勢なりけるを、一賞々て見よと下知しければ、浦上七郎兵衛行景、同五郎左衛門景嗣、云々、さしも頼しき泣尾の坂を責上つて播磨の際まで著たりける」と。又三十八に「備前國の守護勢浦上七郎兵衛行景」と。次いで明德記中巻に「赤松の上總介義則は一足も退かず云々、有野、有元、喜多野、浦上を先として此彼より馳寄」と

浦方 ウラカタ 和名抄武藏國豐島郡に占方郷あり、宇良加太と註す。

浦上 浦上上臣 播磨國梶保郡浦上郷てふ地名を負ふ。夷姓にして延暦廿四年三月紀に「播磨國夷第二等去返公島子、姓を浦上臣と賜ふ」と見ゆ。

此の浦上氏は赤松家重臣にして、赤松家風條々事に「當方御年寄」として其の筆頭に此の氏を載せたり。以つて其の地位を知るに足らん。而して太平記廿九に「赤松律師則祐は七百餘騎にて泣尾へ向ひたりけるが、遂に城の體を見て、敵は無勢なりけるを、一賞々て見よと下知しければ、浦上七郎兵衛行景、同五郎左衛門景嗣、云々、さしも頼しき泣尾の坂を責上つて播磨の際まで著たりける」と。又三十八に「備前國の守護勢浦上七郎兵衛行景」と。次いで明德記中巻に「赤松の上總介義則は一足も退かず云々、有野、有元、喜多野、浦上を先として此彼より馳寄」と

次に上月記康正二年大和國宇智郡に罷向ふ人數着到に浦上右京亮、長祿寛正記に「寛正二年九月二十九日、赤松も浦上美作守を以つて御禮申上らる」と。應仁の亂東軍に屬し、赤松家舊領再興に功あり、應仁記に赤松勢浦上氏屢々見え、又卷三に「浦上美作守、また「右京大夫勝元は當管領、赤松次郎政則當職なり。諸家の辻堅所分、浦上美作守則宗所司代なれば、嚴重の御警固を申けり」と。かくて浦上氏勢力を得、赤松の權此の氏に歸す。見聞諸家紋に、



赤松イ 兵部少政則被官 浦上美作守則宗

其の後則宗の孫村宗に至り、その主と争ひ、遂に赤松義村を弑し、その國を奪ひしが、享祿四年播磨津に殺さる。赤松記に「永正十五年七月云々、折節浦上掃部助村宗と、上の御間不思議の難説出來、播磨國散々に成候。とかく浦上御對治有るべきにて、十一月九日に小鹽より御馬を出され、浦上のふくりうと申を御陣にて候。其後浦上が在城備前の三石迄、御馬を寄られ候。此の三石城昔よりの名城にて

候へば、働不自由にて、相違なく御本意成り難き所に、備中より松田將監と申者浦上一味として後卷致すべしとの難説出來候間、十二月三日に御歸陣なり。翌年永正十七年、美作の住人申村五郎左衛門、浦上一味のものにして美作の岩屋と申城に捕籠候、云々。此の體にて浦上理運になり、小鹽に難説出來、とかく御隱居成され然るべしとあつかひ、同十一月御曹司機七歳の御時、浦上掃部助村宗に御渡し候。村宗請取參らせ室津へ入申候。其の後先屋形様(入道常印)を室津へ入申、浦上被官實佐寺所に囚人の様にして置申、翌年九月十七日の上、押込常印様を討果し申候」と見ゆ。當時浦上因幡守村國等は屋形方にて淡路に逃る。

屋形様内々阿波衆より内通あり、此の時親の敵浦上を御討有べき調略(赤松記)にて、赤松晴政(政村)に殺さる。赤松記に「浦上も渡邊川にて沈み果ける。又浦上六郎左衛門、同内藏助兩人・武庫河原にて討はて候、享祿四年六月四日浦上滅亡候」と。されど其の子に宗景あり、備前天神山城に據りて猶ほ勢あり。第四項を見よ。

翌年死すと云ふ。系圖「病死」、隱徳太平記には「浮田の爲に殺さる。」中國太平記「沙門となり、八十餘歳にて病死」と。備中古文書集に「和氣郡佐伯の天神山の城主浦上帶刀宗景。」又安西軍業に浦上帶刀左衛門宗景と見ゆ。(又武家系圖に「浦上、本國、備前見嶋郡、モン檢屬、美作守則宗將軍義植公仕」とあり。)備前に浦上氏現存す。

5 美作の浦上氏 雙庭寺記に「西北條郡田邊郷(材木五千)浦上諸名」と見ゆ。果して然らば本州古くより浦上氏ありしか。浦上氏勢力を得るや、當國また其の管内たり。當國浦上氏系圖に「紀長谷雄十八代浦上美作前司紀則宗(東山殿)近。元浦上は備前の住、紀氏と稱し、中頃赤松則祐播磨作三ヶ國守護たりしとき家臣たり。赤松性具入道滿祐謀反に依て、赤松一家を山名に賜るとき、山名旗本になり、應仁亂以來山名衰微す、其頃則宗登庸せらると云ふ。」宗助(近江守、京に在て細川政元同高國執事のとき軍功を立つ)』



と載せ、陰徳太平記政宗を宗景の弟、浮田直家に譲せられ、岡山城主金光宗高と共に岡山にて討たると。又興次郎は黒田官兵衛の甥となり、祝言のとき、父と同じく下野守の爲に討たると。清宗も、久松も、興次郎も皆浮田の爲に討る(系圖)とあり。

以上の外、東作志に、浦上近江守國秀(時代不知)、浦上四郎宗長(赤松滿祐代の人、則宗の父か否か)、浦上重能(應仁元年則宗の古券あり)、浦上遠江守藤榮(應仁元年の券に見ゆ)、浦上基景(應仁三年の券に見ゆ)、浦上三郎四郎宗助(系圖に所謂近江守なるべし、延徳四年の古券に見えたり)、浦上友興(明應五年の券に)、浦上宗久(永正十四年の券に)、浦上元宗(時代不知)とあり。英田郡に宗景の裔と云ふ浦上氏あり。又立石系譜に文龜二年金風呂城主浦上左馬助行豊見ゆ。

6 肥前の浦上氏 彼杵郡浦上邑より起る。浦上邑は長崎の北方にありて浦上北村、同四村、同家野村等多し。此の浦上氏は中國の浦上氏とは全く別にて、此の地方の古族ならんと考へらる。嘉祿三年十二月十九日の關東御教書案に「浦上小

大夫、同三郎」を載せ、下つて正平十八年應安五年の彼杵郡一揆連列狀に「浦上村地頭浦上沙彌淨賢、同六郎入道沙彌性四、同兵庫丞泰家、同小次郎俊長、中野次郎太郎入道覺心、家野因幡權守公平、同六郎入道正四、同源次郎入道西光、淵主計丞」等を擧ぐ、相當の豪族たりしを知るべし。而して長崎開港の傳説に據れば、浦上小大夫云々の五家長崎の土豪たりしと云ふ。

又士系録覺都座根本之事に浦上座、姫座の由來見えて、郡主浦上兵衛繁幸の名見ゆ。(此の氏の事ナガサキ條を参照せよ)、大村藩士に浦上氏あり、浦上美作守の裔と云ふ。
7 橋姓遠江氏流 小島島文書橋藤一族恩賞地大隅國種島配分事に浦上次郎公役と云ふ人見ゆ。
8 北國の浦上氏 宮縣家譜に「長享二年賊將浦上九兵衛等、加賀國河北郡高松に聚る」と見ゆ。
9 尾州紀姓浦上氏 堀田芳賀系圖に「行義—之泰—之盛(修理亮)—正純(兵部丞)—正通(加賀守)—正秀(新左衛門、仕織田備後守)—正利(勘左衛門)—正盛(加賀

守)と。第二項を参照せよ。寛政系圖此の宗流一家を載す、家紋瓜の内に二引、八本骨槍屬。

10 其の他、太平記卷九に浦上八郎、福岡黒田藩の重臣に浦上氏、京極家給帳に「三百石浦上權大夫、五條家文書に浦上長門入道道册、浦上左京入道等見ゆ。

- 浦木 ウラキ 志摩にあり。
- 浦口 ウラグチ 志摩にあり。
- 浦久保 ウラクホ
- 浦佐 ウラサ 陸奥津輕の豪族にして、波岡御所北島氏配下の將なりしと云ふ。
- 浦坂 ウラサカ
- 浦崎 ウラサキ
- 浦澤 ウラサハ
- 浦志 ウラシ 筑前原田氏配下の將にして浦志孫右衛門、同新左衛門、同良之等原田記録に見ゆ。
- 浦島 ウラシマ 中古浦島朝臣あり、拾芥抄に見ゆ。
- 浦杉 ウラスギ 信濃に此の氏あり。
- 浦瀬 ウラセ
- 浦田 ウラタ 伊勢、上總、磐城、越後等に此の地名あり、此等より起る。
- 1 浦田臣 夷姓、播磨の豪族にして、弘仁

三年正月紀に「夷播磨國印南郡權少領外從五位下浦田臣山人」と見ゆ。

2 荒木田姓 伊勢國度會郡浦田より起る。荒木田姓なれど、血系は齋藤長利次男の後裔なりと云ふ(神宮記録に月讀宮内人)。

3 藤原姓 肥前の浦田氏は藤原藤兵衛重吉の後なりと云ふ。

4 河野氏流 筑前宗像津津宮の下社家に此の氏あり。

5 其の他、南部家臣に此の氏あり、浦田光休の後なりと、又志摩にもあり。
ト田 ウラタ 丹波水上郡の名族にして、麻呂子王子家臣の裔也と云ふ。
宇良田 ウラタ

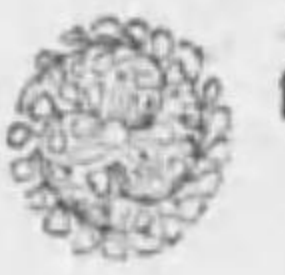
—公理—實和—公周—實字—公愛—公本—彦太郎、徳川時代、家領百五十石、今出川半町上室町東へ入、寺本満寺、外橋。現今子爵。

裏築地 ウラツジ 裏辻家に同じ、太平記卷三十、廿二等に裏築地大納言忠秀を載せたり。

浦戸 ウラト 土佐國吾川郡浦戸邑より起る。聖田小三郎經貞、建武三年の軍忠狀に「正月七日、浦戸、三宮誅罰」と見ゆ。後長曾我部氏此の地に城く。

浦野 ウラノ 尾張、信濃等に此の地名あり。それ等より起る。

1 清和源氏滿政流 尾張國春日井郡浦野邑より起る。源姓の大族にして一族甚だ多し、尾張源氏これなり。尊卑分脈に「源經基—滿政—忠重(刑部權大尉)—定宗(駿河守、右衛門大尉)—重宗(佐渡守、承平三、八、義家・國房と合戦の時討死、勅宣に依り義家朝臣之を討つ)—重實(佐渡源太冠者、號八島、鳥羽院武者



所、同院御時四天王其の一也、保延三々
 勅勅、また承平三三、父と相共に國房に
 相隨ひ、美乃國に於いて合戦と、一重遠
 (信乃守、兵庫尤、號浦野、號浦野四郎、
 義家朝臣、祖父重宗猶子となり四男に
 擬す。而して重宗勅勅追却に依り廳の責
 を蒙り畢ぬ。生國美乃國、住國は尾張國
 浦野也)一重直(浦野太郎、號山田先生、
 又尾張國河邊庄に住するに依りて河邊冠
 者と號す)一重彌(重忠)と載せ、重遠
 は平家物語卷の四に「美濃尾張には、浦
 野四郎重遠」また「八島重實の子」と見
 え、源平盛衰記にも同様見ゆ。武家系圖
 に「浦野、清和、本國尾州浦野、信濃守
 重遠、稱之」とあり。
 其の他、東鑑卷十に浦野太郎、承久記に
 浦野の太郎、及び浦野の四郎を載せた
 り。

2 滋野姓浦津氏流 信濃國小縣郡浦野

庄より起る。この地は東鑑文治二年條に
 「浦野庄、日吉社領」とあり。滋野姓海野
 氏の一族にして滋野氏三家系圖に「道直
 (福津小二郎)一貞直(神平)一宗直(福津
 小二郎)一弟貞信(浦野三郎)一時晴(三郎
 兵衛尉)」と載せ、又諏訪神家系圖に「貞
 直落の後、武州小宮領の深山洞谷に引籠
 云々等のことを記せり。されど其後の事
 蹟をしるさざれば、果して利左衛門が家
 系なるをも詳にせず」と載せ、又乙津村
 若宮八幡社神主にあり。又府中總社の
 神人にもあり。

5 藤原姓 三河國額田郡宮崎村小代城の

城主に浦野源之丞あり。寛政系譜は、此
 の氏を藤原氏支流に收むれど、寛政の家
 譜には、信濃浦野の後とせり。支庶二家、
 家紋上り藤、稻穂。

6 荒木田姓 皇太神宮小内人攝社祝部家

内帳に此の氏あり。

7 賀茂縣主姓 京都賀茂社の社家にも此

の氏あり、賀茂縣主姓と云ふ。

8 桓武平氏土肥氏流 小早川系圖に「太

郎左衛門朝平一安藝守宜平一浦野氏實」
 と見ゆ。

9 其の他、甲斐にあり、又會津藩にもあ

り、共に信濃より移る。會津浦野氏は四
 十一通の文書を藏す。信を花押のもの多
 し。

浦羽 ウラハ 志摩に此の氏あり。

浦橋 ウラハシ

浦濱 ウラハマ 攝津西成郡蒲田村の名族

ウラノ—ウラハマ

方(盛信)一新大夫貞光一貞直(福津神平)
 一貞信(浦野三郎)とあり。されど異説
 ありて、或は源姓と云ひ、或は藤姓と
 云ふ。
 即ち佐々木石に「浦野城、六孫王經基の
 二男鎮守府將軍滿政六代の孫四郎重遠此
 所に住し、郷名を以て浦野氏と稱し、信
 濃守に任じ、後代々居住、永正年中村上
 家の幕下となる。浦野民部衛門允遠(私
 曰初幸次)天文十四(乙巳)年武田家に降
 り、水内郡割ヶ嶽城、並に川中島合戦等
 に數度の軍功有、天正十(壬午)年三月十
 五日、武田家没落後、當所を引拂ふ。因
 つて浦野一族と曰ふ。宗波軒信慶、彌三
 左衛門政吉、新左衛門定次、源左衛門幸
 守、久左衛門吉忠等數家有り。一門殘ら
 ず武田家に降り、川中島、天目山等にて
 軍功ありと雖多く滅亡、今御旗下に二
 家の末葉有、民部左衛門の系にあらざれ
 ばしるさざ」と見ゆ。
 内浦野宗波軒信慶等は生島足島社の起請
 文に見え、又新編會津風土記所載天文廿
 四年(乙卯)七月十九日晴信朱印の文書に
 「今十九於信州更科郡川中島、遂一戦之
 時領壹討捕之條、神妙之至感入候、彌可抽

也。

ト藤 ウラフチ

ト部 ウラベ ト兆を職とせし品部にして
 併せて神明に奉仕す。トとは龜を灼く事、
 兆とは灼きし龜の縱横の文にて、ト兆とは
 龜を灼きて吉凶をトふを云ふとぞ。令文神
 祇官にト部二十人見ゆ。我が國には古く太
 占(フトマニ)の方あり、諸冊二尊國産みの
 條に「太占にトへて」と見え、又古事記天
 祖天石屋戸に隠れ給ひし條に「天見屋命、
 布刀玉命を召びて、天香山の眞男鹿の肩を
 内拔に抜きて、天香山の天の朱櫻を取りて
 占合へまかなはしめ云々」と見ゆ。されど
 神武紀以來太占の事明白に見えず、垂仁紀、
 景行紀等に「トふ」と云ふ文字あれど、こは
 漢文を模せしに過ぎず。而して多くは神が
 ムリの方法にて、神託を受けて神意を知り、
 事を決するを常としたれば、此等神代記紀
 に見ゆる龜卜法も、後世の事實の反映に過
 ぎずとも考へらる。されど魏志倭人傳に「其
 の俗・事を擧げ行來、云爲する所あれば、
 龜ち骨を灼いてトひ、以つて吉凶を占ふ。
 先づトする所を告ぐ、其の辭・令の龜法の
 如く、火折を視て兆を占ふ」と見ゆれば太
 古よりト法の存せしや明白なりとす。而し

ウラフチ—ウラハ

忠信者也、仍如件、浦野新右衛門どの
 と見ゆ。(此の浦野氏或は村上氏一族とも
 云ふ。)

3 上野の浦野氏 吾妻郡の名族にして、
 上野國志・吾妻郡大戸條に「何れの時よ
 りか、浦野氏此處に居る、宗長紀行に「大
 戸と云ふ所、浦野三河守が宿所にやど
 る」と云々」と見え、又加澤記に「浦野
 云々七人」と。我妻七騎の一にして「三
 島・浦野中兵衛、右頼朝公三原野狩の時
 召出さる」とあり。

4 秀郷流藤姓 武藏國多摩郡の名族にし
 て、風土記稿に「浦野氏、家系を聞するに、
 先祖は後藤太秀郷十三代の後裔大和權守
 只信に出づ。只信は伊勢國二見浦に住し
 て浦殿と號せし人なりと云。正和年中守
 邦親王の召に應じて始て關東に下向し、
 鎌倉に移住せしが、其子浦野中務少輔只
 當の時、建武年中相摸次郎時行と心を合
 せて謀反するの由聞へあつて、信濃國に
 蟄居せり。其子太郎爲仁、孫次郎只仁、
 曾孫兵衛大夫季宣といへり。季宣が時、
 文安年中武田陸奥守信春が家人となり、
 それより七代の孫四郎左衛門當時まで世
 々武田に仕へたりしに、天正年中武田家

て此の倭人傳に見ゆるト法が「骨を灼いて」
 とあるを見れば、鹿トを指すものにて、神
 代記紀の太占と同一ならむと考へらる。
 然るに中古ト部が行ひし令規定のト法は龜
 トにて、鹿トの事は既に見えず、又ト部は
 壹岐、對馬のもの多く、山城、伊豆のト部
 も、もとは伊岐より移ると云へば、太古のト
 法既に廢れ、壹岐對馬に傳はりし支那のト
 法、専ら世に行はれしを知るに足らん。即
 ち我が國にも太占と稱するト法ありしも、
 支那の龜ト・傳はるに及んで、個々のト法
 に代りしものと考へられ、而して龜トが主
 として西國出身の人によりて行はるゝを思
 へば、先づ支那より對馬壹岐に傳はり、後
 に中央にても之を採用するに至りしものと
 想像せらる。

ト部を氏とするものは、下總、常陸、陸奥、
 筑前等の中古初期の戸籍に見えたるもあれ
 ば、上古にも存せしや想像するに難から
 ず。然るに職員令に「ト部廿人」と載せ、
 又令集解卷二、職員令條に「津島上縣國造
 一口、京ト部八口、斯三口。下縣國造一口、
 京ト部九口、京斯三口。伊岐國造、京ト部
 七口、斯三口。伊豆國島直丁一口、ト部二口、
 斯三口。齋宮ト部四口、斯二口、伊岐二口、津

ウラハ

島二口、伊豆二口、國造丁直丁等、食給斷一口、と見え、又延喜式にも「凡宮主・卜部事に堪ふる者を取る。其の卜部は國の卜部優長者(伊豆五人、壹岐五人、對馬十人)を取る。若し都に在る人を取るは、卜部の群に絶するに非ざれば、輻く充づるを得ず。云々」と見え、而して又集解の文に「卜部・本何色人か。答へて曰く、臨時その事に堪ゆる人を簡取するのみ」と載せて、名を貢ふ人より採用するにあらずとす。此等によりて考ふれば、中古初期の戸籍並に古文書に見ゆる諸國の卜部氏も嘗つては卜事に携はりしより、其の名を貢ひしものならむも、神祇官に採用されし卜部は此等諸國の卜部氏にあらずして、對馬、壹岐、京、伊豆等の人より、卜事に堪能なるものを撰び、しかも其れ等は必ずしも卜部なる名を氏とせしものにあらずしを知るに足らん。此處に於いて、此等四ヶ國以外の卜部は、我が國の古卜、所謂フトマニに關係せし人々の名残にして、中古神祇官にありし卜部とは別系統なるを知るべし。

1 陸奥の占部 陸奥國戸籍に「戸主占部加豆石(大寶二年籍、戸主占部古豆彌戸、戸主子、今爲戸主)。大伴部意彌妻占部彌都(慶雲四年死)。戸主占部、戸口十人、從道移來」など見ゆ。

2 常陸の占部 常陸國年月未詳戸籍に「占部黒成女、外一人、占部島繼外九人、占部黒刀自賣外一人、また靈龜元年十二月紀に「常陸國久慈郡人占部御陸女、三男を産む、また寶龜元年七月紀に「常陸國那賀郡人占部少足、また萬葉集廿に「茨城郡占部小龍、助丁占部廣方」等見ゆ、以つて此の部の人が一國內に廣く分布せしを知るに足らむ。猶ほ次の項を見よ。

3 鹿島社の占部 常陸風土記香島郡條に「其處に有る所の天之大神社、坂戸社、沼尾社、合せて三處を惣べて香島の大社と稱ふ。因りて郡に名づく焉、云々。神戸六十五烟云々、神社周匝、卜氏居る所」と見ゆ。天平十八年三月紀に「常陸國鹿島郡中臣部二十烟、占部五烟、中臣鹿島連の姓を賜ふ」とあるは、此の卜部の事にて、上古以來鹿島社に奉仕し、太占の事に携はりし氏と考へらる。

4 下總の占部 意布郷養老五年戸籍に「占部宮麻呂、」また天平寶字六年十二月廿四日の石山院奉寫大般若經所解に「占

部小足、下總國埴生郡阿佐郷、」また萬葉集廿に「下總國防人占部虫麻呂」など見ゆ。香取社にも鹿島社と同様此の部の人ありしなるべし。

5 駿河の卜部 日本書紀風土記の駿河風土記に見えたり。

6 參河の卜部 國領磐海郡に占部神社あり、此の部のありし事明白ならむ。又額田郡に占部村あり、この部のありし地なるべし。

7 大和の占部 明匠略傳に「惠心僧都、一・前少僧都源信は、大和國葛城下郡の人也。父は占部正親也。長和二年正月一日云々、寛仁元年六月十日入滅、」また續本朝往生傳に「權少僧都源信は、大和國葛上郡當麻郷の人也云々。僧都別傳に云ふ、俗姓は卜部、大和國葛上郡人也、」と。また今昔物語十二の卅二に「今昔比叡の山の横川に源信僧都と云ふ人有り。本大和國の葛城の下の郡の人也、其の父をば卜部の正親と云けり」など見ゆ。これも葛城の神に奉仕せし古卜家の後裔なるべし。

8 和泉の卜部 和泉郡中井村夜疑神社の社家也、本村は古時唐白の使用を祭神の

忌み給ひしを以て用ひざりしが、寛保元年八月九日、特に祭事を行ひ、其の免除を請ひ、初めて唐白を用ふるに至ると云。

9 近江の卜部 建武の頃卜部左兵衛と云ふ人あり。元年三月七日、甲賀郡に不動寺を建立すと云ふ。古代占部の後裔か。

10 因幡の占部 貞觀八年十月紀に因幡國巨濃郡人占部田主と云ふ人見ゆ。

11 筑前の卜部 川邊里太寶二年戸籍に「戸主卜部乃母曾等八十四人」見ゆ。なほ卜部首と云ふもあり。當國に甚だ多かりしを知るに足らむ。

又後世宗像郡に占部甲斐と云ふ人あり、同郡草崎の古城に據る(續風土記)。蓋し古代宗像神社に奉仕せし占部の後裔なるべし。

12 對馬の卜部 當國は古代上縣國と下縣國とに分れ、而して兩國造とも神祇官卜部に關係ある事、前引令集解の文によりて明白なるべし。蓋し西睡に位置し、早く支那の龜卜法を受けしものと考へらる。上縣下縣の兩國、即ち後の上縣郡、下縣郡共に卜部氏あり、卜事に携はりしを氏とせしと考へられ、而して其の位置より見て、國造の一族ならんかと思は

る。即ち天安元年六月紀に「太宰府飛騨言上す。對馬島上縣郡擬主帳卜部川知麻呂云々」と。また貞觀十二年二月紀に「對馬島下縣郡人卜部乙屎麻呂、鶴龜鳥を捕ふる爲に新羅境に向ふ、」など見ゆ。これより前、顯宗紀三年四月條に「日神人に著き、阿閉臣事代に謂つて、曰く、祭余田を以つて、我が祖高皇產靈に獻れと。事代便ち奏して、神の乞により、田十四町を獻す。對馬下縣直・祠に侍す、」と。壹岐國の卜部と同様、當國人が卜部に採用さるゝ起原は此處に存するか。下縣郡豆酸村(和名抄豆酸郷)に高御魂神あり、顯宗紀見ゆる處の高皇產靈神、これなるべし。而して祭余田と云ふは大和國十市郡祭余の高皇產靈社にして、式帳の目原坐高御靈神社二座に當る。二座は高御靈神と天日神とを祀るなりと云ふ。

又豆酸邑に豆酸大明神あり、式帳雷命神社に當るなりと。考證引用當國社家傳來神名帳に「豆酸雷大明神、今豆酸村にて龜卜をする岩佐氏、正月に豆酸村の西なる社に詣て、此の神を祭りとす也。龜卜は雷命より傳れり。雷命は卜部(庭か)の神にて、神功皇后に隨ひ三韓に渡り、

當國に住み給ふ。阿連村其の住處也と云傳へたり。占申も今阿連村より出す也(叢書)と。雷命は早くより中臣氏の祖鳥賊津使主に當ると説かれ、天應元年七月紀栗原勝子公の奏言に「先祖伊賀郡臣は是中臣遠祖天御中主命二十世の孫意美佐夜麻の子也。伊賀郡臣、神功皇后の御世、百濟に使し、傾ち彼の土の女を娶り、一男を生む、名づけて日本大臣と曰ふ。大臣遙かに本系を尋ねて聖朝に歸す、時に美濃國不破郡栗原の地を賜ふ、遂に栗原勝姓を貢ふ」など云ひて中臣栗原連姓を賜ひし事あるも、栗原氏が勝姓なるは歸化族なる事著しく、又此の記事も史實と考へ難く、且つ姓氏錄既に之を疑ひて、中臣栗原連を未定姓に收むるを思へば假冒なるや想像するに難からず。されど伊賀郡なる人・百濟より來ると説き、又當國龜卜の法は雷命の傳ふる所と云ひ、而して龜卜は支那傳來なるや明白なれば、此處に一道の脈絡あるにて、龜卜法は支那より百濟に傳はり、次いで此の地に渡りしかと考へらる。されば此の地の雷命と中臣鳥賊津使主とは同名異人に過ぎずと想像せらる。死に角、龜卜法は早く此

の地に移り、高御魂神社の社人(下縣直)によりて部にも傳播せしものなるや必せり。

13 壹岐の下部 壹岐も對馬に次いで韓國に近ければ、早く支那の龜卜法傳はりしものと考へらる。而して中央に齋せしも對馬と殆んど同時なり。即ち顯宗紀に「月神人に著きて謂つて曰く、我が祖高皇產靈、天地を鑄造するに預る功あり、宜しく民地を以つて奉れ、我月神、若し請に依りて我に獻らば、當に福慶あらんと。奉るに山城國葛野郡歌荒種田を以つてし壹岐縣主押見宿禰・祠に侍す」と。神名帳當國壹岐郡に月讀神社、高御祖神社あり、顯宗紀所載高皇產靈、月神は此れに外ならず。而して歌荒種田の月神社は式帳の葛野坐月讀神社の根源なり。

此の事件が龜卜中央傳播と關係深きは歌荒洲田下部伊伎氏本系帳に「雷大臣命の子、眞根子命・神功皇后御世、眞根子父に隨ひて、三韓に赴き、歸朝の後、尙ほ壹岐島に留り、三韓を成る。茲によりて子孫本姓を以つて、或ひは中臣と稱し、下部と稱し、或ひは地名に依りて壹岐と稱す」と見ゆるに據りて窺ふを得ん。但

し眞根子を雷大臣命の子とし、中臣氏とする如きは全く信ずるに足らず、壹岐氏は顯宗紀に見ゆる如く、月神の裔と云ひ、又高御產靈神の後と云へば、中臣氏とは全然別系統なるや明白なればなり。

本系帳・押見を眞根子五世孫とす。而して「忍見宿禰・始めて壹伎島より遷り、山背國葛野郡歌荒洲田の地に居る、宿禰の神社・今松室の里にあり」と。忍見三世孫を下部伊吉若彦と云ふ。賀茂縁起に「志貴島御宇天皇の御世、天下國を擧げて、風吹き雨零り百姓愁を含む。爾の時下部伊吉若日子に勅してトせしむ」とあり。若彦の後は「乙等一綱田一古麻呂一宅麻呂一益麻呂一眞次一氏麻呂一氏成一是雄」なり。是雄は、貞觀五年九月紀に「壹伎島石田郡人宮主外從五位下部是雄、神祇權少史正五位上部業孝等、姓を伊伎宿禰と賜ふ。其先雷大臣命より出づる也。」また同十四年四月紀に「宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎宿禰是雄卒す。是雄は壹岐島の人也。本姓下部、改めて伊伎と名する。始祖忍見足尼命、神代より始まり龜卜の事に供す。厥の後、子孫祖業を傳習し、下部に備ふ云々」と見ゆ。此の氏

の系圖伊伎氏條に詳かなり、參照せよ。是雄の兄を雄貞と云ふ。齋衛三年宿禰姓を賜へり。斯く壹岐氏は對馬の上縣、下縣兩國造と同様早くより、龜卜法を支那より傳へて之を中央に齋し、前述の如く令集解、延喜式等にも、三氏共に、神祇官卜部の事に與りし事を載せたるに、後世對馬兩縣の人著はれずして、此の家の人太いに榮えしは、彼の根據地大和なるに反し、此の氏は山城葛野郡に居り、山城遷都後、都に近き地の理を占めたるによるならんかと考へらる。

14 伊豆の下部 伊豆の下部が對馬壹岐の下部と神祇官の卜先に與りし事は前述の如く令集解延喜式によりて明白なれど、其の起原が何によりて然るか、詳かならず。平田氏の説に伊豆の下部は世々三島大社に仕ふと、果して然らば、三島の神は仁徳朝百濟より渡り來ませりとの説あるが如く、早く韓土と往復ありて其の方を傳へしか。或は壹岐の卜法傳はりて、三島社にても早く龜卜を行ひし爲か。猶ほ研究を要す。平麻呂出づるに及び始めて聞え、終に天下神祇道の權を握るに至

る、下部宿禰條を見よ。

15 山城の下部 壹岐下部の後なり、第十三項、十七項及びイキ條を見よ。

16 卜部首 筑前にあり、卜部の部分的伴造にして筑前の卜部を管せし氏か。川邊里大寶二年戸籍に「戸主卜部首羊、外二名」見ゆ。

17 占部宿禰(伊岐流) 第十三項壹岐の卜部の後裔、氏成の長子雄貞の後なり。齋衛三年九月紀に「宮主外從五位下部雄貞、神祇少祐正六位上部業基等、姓を占部宿禰と賜ふ」と見ゆ。松尾社家系圖には「若彦一乙等一綱田一古麻呂一宅麻呂一益麻呂一眞次一氏成一雄貞一貞本一益業一業氏一宅基一業基一業孝」とありて、雄貞に「齋衛三年九月庚辰、姓を卜部宿禰と賜ふ、雄貞は龜氣之倫也」と載せ、業基に「天安元年九月庚戌、伊吉を改めて卜部宿禰を賜ふ」と註す。系圖はイキ條を見よ。

18 卜部宿禰(伊豆流) 伊豆下部の後裔なるや明白なるも、宿禰を賜ひし時代詳かならず。元慶五年十二月紀に「從五位下行丹波介卜部宿禰平麻呂卒す。平麻呂は

伊豆國人也」と見ゆる人を始祖とす。此平麻呂の出自については大中臣氏より出づと稱すれど、大いに疑義あり。先づ尊卑分脈、卜部系圖等に「大中臣清廣(右大臣)一諸魚(參木、神祇伯)一治廣(伯、智治廣)一平廣(中臣を改めて卜部と爲す。神祇權大祐)」とあれど、延喜の中臣氏本系帳を基としたる中臣氏系圖、智治廣の子に、良舟、良繼、正棟、貞棟、道棟等を載すれど、平廣の名なければ全く信ずべからず。殊に智麻呂は朝臣姓なるに、其の子平廣が其より低き宿禰を稱するの理あらんや。平廣の智治廣の子にあらざるや明白なりとす。(但し元久二年の大中臣系圖は正棟と貞棟との間に平廣を擧げ、又一本大中臣系圖は智治丸の子に日良麻呂を擧げ、卜部氏祖とす。後に補ひしや明なり。)

次に家譜は前述の業基(壹岐流)、のち平廣と稱すと云ふも、元慶五年紀に「伊豆國人」とあるを如何すべき、もし業基即ち平廣なりとすれば所實を伊伎又は山城とすべき也。猶ほ伊伎、松尾の諸系圖に其の記載なく、業基に業孝、業冬の子とあれど、平廣の子なる豊宗は見えざるな

り。要するに、以上二説は卜部氏を強ひて中臣氏系に移さんとして牽強附會せし説なるに過ぎず。蓋し平廣は伊豆下部の後にして、其系の如き尋ぬるによしなかるべきか。松尾社家系圖に「清廣一諸魚(吉田元祖)一智治廣(改中臣姓、爲卜部)一平廣」とあれど、これも後世の追加なれば信ずべからず。

平廣の後は尊卑分脈に「平廣一豐宗一好眞一兼延(一條院宸筆せられ、兼字を下さる。神祇伯長上)一兼忠(神祇伯長上)一兼親(神祇伯長上)一兼政(同上)一兼俊(同上)一兼康(神祇權大副、長上)一兼貞(同上)一兼茂(神祇大副長上)一兼直(七朝侍讀、同上)一兼藤(神祇少副、長上)一兼益(神祇權大副長上)一兼夏(同上)一兼豊(神祇大副長上)一兼照(同上、正三位)」と見ゆ。兼延、兼政等吉田社務となり、子孫世襲し、兼照に至り、吉田を以て稱號となす。また兼延の次子兼國(神祇大副)、平野社長官となる、子孫兼宗(神祇大)一兼時(神祇少)一兼友(平野社預、神祇大)一兼衛(同上、神祇權大)一兼經(神祇少)一兼頼(神祇權大)一兼文

(同上)―兼方(同上)―兼彦(同上)―兼員(同上)―兼前(同上)―兼遠(神祇大)云々と。卜部系圖これに同じ。太平記卷廿五に神祇大副卜部宿禰兼豊、平野社の神主卜部宿禰兼員を載せたり。又兼頼は宮寺縁事抄に神祇權少副とあり。代々多くの學者を出せり、先づ一條帝より兼の字を賜ひしと云ふ兼延(平麻呂曾孫)は唯一神道名法要集の作者と傳へられ、鎌倉時代に入りては古事記裏書を書きし兼頼、釋日本記の著者卜部懷賢、神代記私訓抄の作者兼直、其の後、兼方、兼通、兼好、兼俱等あり、ヨシダ條及び平野條を見よ。

雲上家卜部氏は此の流にて、吉田、萩原、錦織、藤井等の諸家あり、これを卜家と云ふ。

19 卜部朝臣 前項卜部宿禰の後なり。氏族志に云ふ、兼照吉田を以つて氏と爲す。北主後醍醐朝に仕へ、左京權大夫と爲る。兄弟祇權大副兼繁、及び族人兼遠等八人と、上疏し、改めて朝臣を賜はらん事を請ふ。諱者謂ふ、賜姓の典、其の人を褒する爲なり、審議せざるべからず焉。朝廷竟に其の請を允す(後深心院關白記)。

と。廣瀬社縁起、藤森社縁起等、卜部朝臣と載せたるもの極めて多し。

20 其の他、源頼光の家人に勘解由判官卜部季武あり、四天王の一人として人口に膾炙す。子を武俊と云ふ。

占部 ウラベ 卜部に同じ。前條に併せ云へり。

浦部 ウラベ 卜部に等しかるべし。

1 源義家の家臣浦部兵庫兼陸、始め越後國蒲原郡竹花村に來住し、後古志郡堀金邑に移る、數十世山吉長門守に至る(雲譜)と傳へらる。

2 又筑後に浦部氏あり、將士軍談を見よ。

浦邊 ウラベ これも卜部に等しきか。

裏松 ウラマツ 京都雲上家の稱號なり。

1 藤原北家日野家流 尊卑分脈に「日野時光―資康―重光(裏松、又號北小路)―義實―裏松時光(號日野)―政實―内光―晴光―時實」と、また日野一流系圖にも「資康(裏松)―重光」と見ゆ。應仁略記下に裏松殿(九月一日)とあり。

2 同日野烏丸流 前項裏松家の遺跡を繼承せしなり。知譜拙記に「烏丸光實―資清(裏松)―意光」と見ゆ。意光の後は益光

―結光―光世―謙光―明光―恭光―良光にして、徳川時代、名家、舊、百三十石、樺木町寺町西入北側、寺報恩院、外様。現今子爵。



占見 ウラミ 和名抄備中國淺口郡に占見郷あり、字良美と註す。

浦村 ウラムラ 羽後秋田安藤家配下の將に浦村兵庫頭義豊あり、三浦の城主なりき。次に越後國沼垂郡に浦村城あり。又筑後にも此の氏存す、將士軍談に見えたり。

浦本 ウラモト

浦元 ウラモト

浦山 ウラヤマ 武藏、筑前等に此の地名あり。

1 浦上氏流 美作の豪族にして、永正大永の頃、浦山左馬介(左馬九)行重あり、備前の浦上掃部助紀村宗の一族なりと云ふ。當國勝南郡金室城(金風呂山)を守り。大永三年二月廿七日、三星城主後藤左衛門佐勝政之を圍み、行重敗死すと云ふ。

2 其の他、大村落、また信濃國、磐城國に此の氏あり。

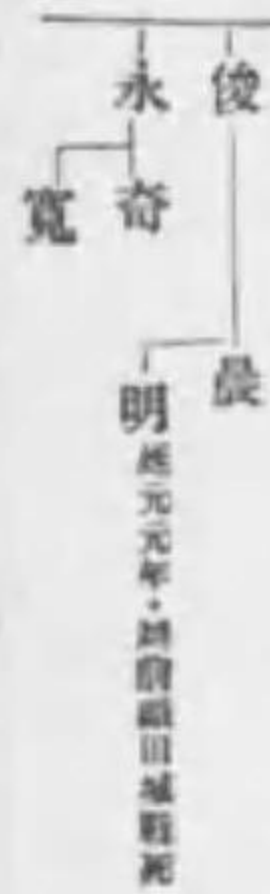
宇利 ウリ 三河國八名郡宇利庄より起る。宇利庄は康正造内程錢引付に、慈恩庵領と見ゆ。此の地より起りし豪族にして伴氏系圖に「光兼(八名郡司、海道總追捕使、號大屋介)―助行(宇利大夫、號設樂、伴五別當、設樂・富永先祖、三河半國總追捕使)―助高(號設樂、伴六介、能射手)―助弘(號宇利、伴四郎大夫)―資兼(三河大介、設樂大夫、號伴四郎、先祖の助字を改めて資字を用ふ。資兼・源義家に從ふ)―親兼(三河大介)―俊實―資成(號宇利八郎)」と載せ、又淺羽本に助弘を宇利伴四郎と載せたり。

瓜坂 ウリサカ 石見物部神社社家に瓜坂氏あり、上官代官屋役なりき。

瓜田 ウリタ 豊前の國の豪族にして、元龜天正の頃、上毛壱城郡に瓜田春長(春永)あり。

瓜連 ウリツラ 常陸國久慈郡(那珂郡)瓜連邑より起る。

瓜生 ウリフ 和名抄若狹國遠敷郡に瓜生郷、又日向國諸縣郡に瓜生郷ありて、「宇利布乃、國・野字を加用ふ」と見ゆ。其の他



越前、越後、讃岐、豊後等に此の地名あり。此等より起る。

1 嵯峨源氏 越前國今立郡瓜生邑より起る。當國の大族にして、南北朝時代、大いに闊ゆ。その出自に關して、氏族志は「按ずるに瓜生氏、諸書・其の何姓たるかを言はず。然れども保の弟を重と云ひ、照と云ひ、其の僧と爲る者を源琳と曰ふ。凡そ嵯峨源氏は皆單名なり。即ち瓜生氏は蓋し其の族ならむ。其の源琳と曰ふ、亦姓を以つて名に冠する事、猶ほ名和長年の弟が僧となりて源盛と曰ふが如き也。且つ高師泰・鼓時之役に瓜生源左衛門なる者あり。即ち瓜生の源姓なるや疑なし、故に此に附す」と云へど、武家系圖既に此の氏を嵯峨源氏に收め、又其の作製時代は詳かならざるも、次の如き兩種の瓜生系圖ありて、共に嵯峨源氏とす。

嵯峨天皇―源融―瓜生種(承久亂、官軍に屬し、宇治に敗れて越後三島郡瓜生村に退く。因つて氏となす、十八代孫也。)

貞



また一本に「渡邊綱―久―安―傳―重―親―定(源大夫、右馬助、住越後國)―學(右馬九、瀧口、實越後介備男)―種(彌太郎、住越後國三島郡瓜生村)―貞(瓜生二郎)―衛(瓜生藏人大夫、從五位下)―保(瓜生左衛門大夫判官、正六位下)」とあり。

大鹽八幡宮は王子保村大字國兼にありて、其の神官瓜生氏は文書寶器等を藏し、清原姓と稱す。蓋し原姓舟橋氏にて清原姓なりしが、瓜生謙その跡を繼ぎ、且つ舊姓清原を稱せしに過ぎず。即ち瓜生氏の嵯峨源氏なる説を妨ぐるものにあらずるなり。

此の瓜生氏は太平記卷十七に「義助義顯

三千餘騎にて敦賀の津を立つて、柚山へ打越給ふ。瓜生判官保、舍弟兵庫助重、彈正左衛門照、兄弟三人種々の酒肴を昇せて鯖並の宿に参向す。此の外夫五六百人に兵糧を持って諸軍勢に下行し、每事を一大事と取沙汰したる様、誠に他事もなげに見える云々、また「判官が弟に義盛房と云ふ禪僧の有けるが、鯖並の宿に参」と。次ぎて卷廿八に瓜生源左衛門、また三十六に「瓜生次郎左衛門父子兄弟三人」見ゆ、同族か。其の後應仁記卷二に瓜生氏、又朝倉氏家臣瓜生氏あり、瓜生城に據る。見聞諸家紋に、



瓜生孫九郎受

又後世加賀藩給帳に、「百石、瓜生夏雪、九拾石(丸内葉付瓜下一文字)瓜生喜兵衛等を載せたり。

2 清和源氏 會津耶麻郡の名族にして、新編風土記同郡吉志田村條に「館跡、著名氏の臣瓜生筑後重次と云ふ者居住せしと云」と。又舊家瓜生次兵衛條に「此村の肝煎なり。先祖は清和源氏より出しと云。天正の頃、筑後重次・著名氏に仕へて本

村を領せりと云。是より數世相續して、今の次兵衛重以に至り、即ち重次が居館の跡に住すと載せ、又赤崎村條に「三十三製音、本村の富豪、瓜生出雲建立すとあり。

生瓜津 ウリフツ 近江國蒲生郡瓜生津邑より起る。蒲生氏の族にて、蒲生俊恒此地に住して瓜生津三郎と稱す、又瓜生津甚内と云ふ者もあり。

瓜生野 ウリフノ 日向國諸縣郡(宮崎郡)瓜生野邑より起る。土持氏の族にて七頭の

一なり。南北朝の頃瓜生野八郎左衛門あり。延元元年正月、述江の政所に掃籠りけるを、伊東祐持、土持勢を待つて馳合せ、即時に城を攻落す。(土持系圖、日向纂記)

瓜生原 ウリフハラ 雲林院 ウリンケン ウジキ 洛外雲林院及び伊勢の雲林院邑より起る。

1 雲林院宮 仁明皇子常康親王を云ふ。

2 藤原南家工藤氏流 伊勢國兼藝郡雲林院より起る。工藤祐長の後裔長野祐藤四男祐高の後なり。祐高—祐顯—祐氏—持行—教祐—光晴—祐清—植清—祐基—祐光—藤高—高祐なり。ウジキ條に詳かなり。

瓜破 ウリワリ 河内國に瓜破邑あり、關聯する處あるか、安西軍策、毛利元就の近習に瓜破氏あり。

宇留 ウル 島津系圖に「忠綱(周防守、越前島津)—忠景(大夫判官、豐後守)—忠宗(大夫判官、知覽祖)—忠秀(大夫判官、常陸介、宇留祖、元弘三年五月、尊氏禰六波羅を攻む。忠秀・名越尾張將監高邦、河越三河入道圓重、云々等と二萬餘兵を率ゐ、大政官藤原宗茂を守護す)—忠繼(五郎、左衛門)」と見ゆ。

閩 ウルウ 大藏姓原田氏の族にして、三原系圖に「原田種直—種盛(右馬丞)—種家—種澄—種政(ウルウノ彌三郎)—種世(彦三郎)—種雄」と見ゆ。

宇留賀 ウルガ 信濃國安曇郡宇留賀邑より起る。此の地に宇留賀城あり、宇留賀小次郎の居城なり。此の氏現存す。

宇留窪 ウルクホ 長尾四家の一なれど、其の所在詳かならず。ナガチ條を見よ。

漆 ウルシ 漆部より起るも、他に地名を負ひたるもあらん。漆部の事はウリベ條を見よ。

1 漆君 氏族志に「孝謙帝時、丹後國加佐郡人漆君三使(東大寺古文書)」とあれ

ど、漆部の誤りに過ぎず。

2 神漆君 神社領の漆部を掌りし氏ならんか。正倉院天平勝寶七年文書等に見ゆ。

3 漆宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。漆部宿禰に同じかるべし、然らば物部氏の族なり。

4 美作の漆氏 美作の大族にして、菅家、海氏と並べて三貴家と稱せしとぞ。僧源空は此の氏より出づ。元亨釋書に姓漆氏、作州稻岡人」とあり。その五世祖元國は美作久米の押領使なりしと云ふ。詳細は漆間條を見よ。

漆川 ウルシガハ

漆崎 ウルシザキ 結城戰場物語に漆崎の小次郎と云ふ人見ゆ。此の氏、寛政系譜、藤原氏支流に收む、定經より系あり。家紋抱藁荷、五三桐。

漆島 ウルシジマ 和名抄肥後國託麻郡に漆島郷あり、其の他にもあるべし。

1 漆島宿禰 豐前の名族にして、元亨三年の宇佐宮注進狀に高家郷、大領漆島宿禰某見ゆ。

2 漆島氏 姓氏錄卷末に漆島氏見ゆ、一本漆島とあり。

3 對馬の漆島氏 天平十年の周防國正稅

帳に「對馬國史生正八位上漆島大名」と云ふ人見ゆ。

4 豐前の漆島氏 第一項漆島宿禰と同一族なるべし。宇佐八幡宮の祠官に此の氏あり。八幡本紀に「祠官、四姓、宇佐、大神、田部、漆島」と見え、また朝野群載

十二卷末に「康和二年十一月七日、漆島清貞、木工寮の申に依り、從五位下に叙せらる」と見ゆ。

5 肥後の漆島氏 託麻郡漆島郷より起る。郡内本莊村世繼明神の祠官に漆島掃部あり。

6 美作の漆島氏 漆間條を見よ。漆間氏の族なり。

漆田 ウルシダ 武家系圖に「清和源姓、小笠原庶流」と見ゆ。

漆谷 ウルシタニ 石見に此の氏あり。

漆戸 ウルシド ウルシベ 甲斐國巨摩郡漆戸邑より起る。武家系圖に「漆戸、清和、小笠原庶流」と見え、家傳に「元小佐手を稱し、先祖信安、武田信玄の命によりて、家號を漆戸に改む」と云ふ、武田の庶流也、家紋輪寶、萬字、ウリベ條を見よ。

漆野 ウルシノ 日向の豪族にして、日向記に「漆野能登守、同雅樂助、」また「漆野

切寄、漆野志摩介」などを載せたり。又漆野左衛門尉あり。

漆沼 ウルシヌマ 稻置姓なり、シツヌ條を見よ。

漆畑 ウルシハタ 此の地あり。その地名を負ふ。

漆原 ウルシハラ 上野、岩代、阿波等に此の地あり。その地名を負ふ。

1 藤原姓 上野國群馬郡漆原邑より起る。永仁四年十二月の文書に「早く藤原兼郷をして、上野國漆原村屋敷名田在家、並に阿波國富吉庄内在家を領知せしむべき事。右祖父漆原五郎兼教法師法名四念の讓狀に任せ、領掌せしむべきの狀、仰せにより下知件の如し。陸奥守、相摸守」と。

寛政系譜に、此の氏二家を載せ、藤原支流に收む。家紋龜甲の内十文字、稻穂丸に十文字。同族か。

2 阿波の漆原氏 前項氏に同じ、前項を見よ。故城記板東郡分に「漆原殿、藤原氏、竹丸中ニ車下ニ上ケ巻」と載せ、又一本に「庵中三葉柏」とあり。

3 讃岐の漆原氏 全讃史に「備前城、川東下村にあり、漆原勘右衛門勝重之に居る、細川勝元に仕へ、屢々軍功あり。賞する

に勝一字を賜ふ。巧みに箭を造り、箭造りを以て稱せらる」と見ゆ。
4 信濃にも此の氏あり。又因幡志に漆原平左衛門なる人見えたり。福田光信等と共に働くと。

漆部 ウルシベ ヌリヤ條を見よ。上古より中古に亘る大族なり。

漆間 ウルシマ ウルマ 美作の名族にして、又漆氏とも載せ、海氏、菅家と共に美作の三賞家と呼ばれる。其の系圖に「久米郡大領漆間首名、久米郡押領使漆間時國」と載せ、又「弓削少領漆間長勝」と見ゆる。弓削も和名抄久米郡弓削郷とある地にして又笠鹿寺記に「西北條郡乃介庄(鏡千臣)漆間武弘」と見ゆる北條郡も、久米北條郡の意に外ならず。以て一族・久米郡に榮えしを知り、又大領、少領等、郡領たりしより見て、當國の古族たりしを想像するに足らむ。(時國は源空上人の父也。)

此の氏は神武天皇の皇兄稻飯命より出づと云ふ。其十二世の孫豐振宿禰、三韓役に功あり。豐振六世の孫漆間師宿禰、大斧手物部宿禰と共に、雄略天皇の十八年、三韓叛ける時之を打つ。されど九州尙も不穩なり。依て更に日向國に縣を置き漆島師臣をして

之を守らしめ、縣主と稱す。十一代の後縣守縣主肥後大丞兼宇佐權大宮司より七代を経て、立石五郎左衛門漆間元邦に至る。元邦、醍醐天皇の朝、從五位下に叙し、宮内少輔に任じ、作州吉田郡大野神戶稻岡三庄を領し、神戸大夫と號す。之を當家の初代とす。

其の子盛國(天慶九年、從五位上掃部頭)、弟盛榮(天曆四年從五位上左衛門督)、數代の孫押領使左衛門時國(保元七年、白河院北面武士、伯耆守源長明が嫡男明石源内武者所定明の爲め殺さる)。其の子を有名な源空(勢至丸、法然上人、圓光大師)なりとす。

かくの如く此の氏を以て、豐前漆島氏、肥後漆島氏等同一なりとし、之を一系列のもとに收むる事は疑はしけれど、漆間を漆島氏より來るとなすは、恐らく實を得たりとなすべきか。殊に此の後裔に漆島氏と稱するものも存するをや。

又一書に曰く、「仁明天皇後胤西三條右大臣源光(或作右大臣元光)六代の後裔式部太郎源年(或作式部大輔元俊、陽明門院にて藏人兼高を殺し、美作國に配流せらる。此に於て久米押領使神戸大夫漆間元國(神戸或作

神護)の女婿となり男を生む。元國嗣子無きを以て外孫を以て家を嗣がしめ、源姓を改め、漆間盛行と號す。一盛行(或作重國)一重俊一國弘一時國)なりと云ひ、又元國以下を「元國一重國一親國一時國」ともあり。かくて漆間元邦二十四代の後立石左衛門尉漆間好昌(嘉吉年間赤松滿祐に仕ふ)一某一大宮司從五位上立石兵部少輔景泰(二宮構主たり、明應七年勝田郡入田城主後藤勝政を破る)一立石掃部佐久朝(文龜二年後藤左衛門勝基、金風呂城主浦上左馬助行豐等來り攻む。軍敗れ一族片山、菅、漆島、和田、夏目、田中、立川、森、大那、神文、市真島等と共に自及す)一彌平太郎久勝四代孫太郎左衛門久胤(毛利元就、輝元に仕ふ、慶長十九年歿)以下省略。

漆間は日用重寶記にウルシマとあり、又ウルマとも云ふ。或は漆沼氏と密接なる關係あらんか。
漆沼 ウルシマ ウルシヌマ シツヌ條を見よ。

宇留島 ウルシマ 漆島漆間氏と同一か。鎌倉實記に琵琶法師傳を引きて、「阿波讚岐淡路在廳の中、宇留島十郎元有は阿波に居りて平家に背く」と。

漆山 ウルシヤマ 羽前國村山郡(最上郡)

漆山邑より起る。風土略記に「漆山館は最上三代修理大夫滿直の三男右馬頭滿頼住居の跡か」とあり。信濃に此の氏現存す。

宇留野 ウルノ 常陸國那珂郡(久慈郡)宇留野邑より起る。佐竹系圖に「義胤一義宣一義盛(應永十四卒)一義仁(實上杉右京大夫男也、寛正六卒)一義俊(五郎、伊豫守、文明九卒)一宇留野掃部頭(諱義長)一四郎(法名賀峰慶公)一義元(四郎、實義男、賀峰討死に依り彼の家を繼ぐ)一竹壽丸(父子共、天文九、三月十四日生害)と。又「義仁一義俊一義治一義舞一武者義元(四郎、宇留野家を繼ぐ)と載せ、又佐竹支族系圖に「義俊一酒掃一四郎(法名賀峯慶公、依上の妻倉にて打死)一義元(四郎、義舞男、爲猶子)一竹壽丸(父子天文九年三月十四日生害)又「義俊一義大鳳存虎(酒掃、庶兄也)一義長(源兵衛尉)一源五郎(嫡子家督)二男右馬助、三男右近(家督、小田にて討死)、四男大山田大學、五男源十郎(家督)一源太郎(源十郎息)と見ゆ。

加志村元亨三年文書に「宇留野大輔信都安瑜、伊賀義員後家尼覺法、同子息行元と久

慈東郡加志村を相論す」と。關係あるか。

宇留野源兵衛義長(掃部介)、宇留野城に居城す、大學介に至り大山田に移る、又部垂城あり、佐竹義舞の三子義元(部垂四郎)宇留野掃部介義長の遺跡を受け移り居す。天正十八年己亥十月、宗家の嫌疑を蒙り、佐竹義篤自ら來り攻む所となり、義元戦死す、其子竹壽丸も自盡す、實に天文九年三月十四日なり城廢すと。此の氏新編國志には、宇留野、那珂郡宇留野村より起る、義俊四子義公、刑部と稱す(正宗寺本系圖)。山入氏義に黨して大繩甚六の爲に殺さる。子義長、宇留野源兵衛と稱す。子長昌、源五郎と稱す。長昌の弟右近長行あり、小名鶴松、部垂に居る、永祿六年小田に戦死す」と。紋章扇。

潤野 ウルノ ウルヒノ 上總氏の族にして盛常より出づ。千葉系圖に「上總介常家一常時一上總介常隆一盛常(潤野四郎)と見えたり。

雨霈 ウルヒ 和名抄上總國夷瀧郡に雨霈郷あり。又天羽郡にも同名郷あり。

濕津 ウルヒツ 和名抄上總國市原郡に濕津郷あり、宇留比豆と註す。

濕付 ウルヒツキ 伊賀の名族にして、比

自岐の一族、三星に一を紋章とす。

嬉野 ウレシノ 又宇禮志野ともあり。肥前國藤津郡嬉野邑より起る。河野氏の族と稱し、其の系圖に「延喜の比、豫州の住、河野高橋前司靈友久なる者あり。(孝靈天皇の苗裔たるにより、靈を以て姓と爲す。天慶の亂後、故ありて越智姓を賜ふと云ふ)。是れを始祖となす也。正暦五年、河野某、直澄公(大村家祖)に陪從して大村に來る(陪從七氏の其一也)。天文年間、嬉野刑部大輔なる者あり。累世藤津郡嬉野、鹿島を領す。故に嬉野を以て氏と爲す、是れを河野中興の祖となす也。城を淺浦に築いて居る焉。天文年中、同郡濱城に據りて、龍造寺隆信と戦ふ事屢々、防禦の術を盡すと雖、力盡きて終に戦死す。刑部大輔の子大和守通廣なり」と。又森氏の譜に「通久・森左衛門尉、藤津郡嬉野郷を領す。嬉野、森、橋瓜の三氏は一族也」と。

嬉野氏を以て河野同族となすは相當の理由あり、その傳説を同らし、又通字を等しくし、且つ河野氏の族早く肥前に往來したればなり(カウノ、ヒウガ條を見よ)。されど深堀文書に此の氏を日奉姓とすれば、古代日奉氏の裔なるや争ふの餘地なし。よりて

思ふに、最初日奉姓なりしが、河野一族の人を養子して河野氏とも稱するに至りしものか。

此の氏の人は嬉野家文書に「弘安四年云々字禮志野六郎通氏子息大童、黒童、竹村郷、祝田里、青木里、藍染里、歌安里、庚太田里、屋敷竹村郷大女里、同郷河依里云々、正應二年三月十二日、また「字禮志野六郎通直と矢上次郎法師(姓名念戒)と肥前國伊佐早庄矢上村内女子分田地を相論する事、云々、元徳二年十二月十六日、また建武元年十二月廿一日に「字禮志野六郎、貞和六年正月十七日のものに肥前國白石一族云々(シライシ條を見よ)等見え、又深堀文書、曆應三年のものに此の氏の人を日奉通廣と載せ、下つて鎮西要略天文永祿等の記事に藤津郡嬉野氏が有馬氏に従へる事を載せ、後藤家文書天正十二年四月十日の龍造寺氏に宛てたる起請文に嬉野入道一忍齋を載せ、子孫大村、鍋島兩家に仕へ、鹿島鍋島藩の用人たり。

きて虎を断ちて之を斃す。通直槍を患へ、歸朝して死す」とあり。

一本嬉野氏は藤姓にして、關白道長公六世の孫日向太郎通良より出づと云ふ。日向太郎の裔と云ふはよけれど、藤姓と云ふは當らず。日向、白石條を見よ。

宇禮志野 ウレシノ 嬉野氏に同じ、前條に云へり。

宇和 ウワ 伊豫國に宇和郡あり、又和名抄土佐國幡多郡にも宇和郷を收む。

1 宇和別 伊豫宇和郡を治めし別(皇族地方官)ならむ。景行帝の後裔にして、景行本紀に「國乳別命・伊與宇和別祖」と見ゆ。

2 宇和別君 前項氏に同じ。宇和島の南郊に三代實録所載宇和津彦神社(仁和五年從五位上)あり、一宮大明神と稱す。宇和別の氏神ならんか。

3 宇和氏 宇和別の後裔なるべし。豫章記に「伊與國宇和永長一族、同方たる上竹林寺殿に御座す」と見ゆ、正平年間の事なり。

4 橘姓 美作橘氏系圖に「中井左源太正種—左大夫正持—正直—久之丸、久大夫、或は宇和大夫と云—九十郎」と見ゆ。

宇和川 ウワカハ
宇和島 ウワジマ

エ (え) エ (ゑ)

エ	(エ)	七六	エア	(エア)	七九	エイ	(エイ)	(エキ)	(エキ)	七九
エウ	(エウ)	七〇	エエ	(エエ)	七〇	エオ	(エオ)	(エフ)	(エフ)	七〇
エカ	(エカ)	七〇	エキ	(エキ)	七四	エク	(エク)	エケ	(エケ)	七六
エコ	(エコ)	七六	エサ	(エサ)	七六	エシ	(エシ)	エス	(エス)	七九
エセ	(エセ)	七九	エソ	(エソ)	七九	エタ	(エタ)	エチ	(エチ)	七九
エツ	(エツ)	七九	エテ	(エテ)	七六	エト	(エト)	エナ	(エナ)	七六
エニ	(エニ)	七九	エヌ	(エヌ)	七九	エネ	(エネ)	エノ	(エノ)	七六
エハ	(エハ)	七九	エヒ	(エヒ)	七九	エフ	(エフ)	エヘ	(エヘ)	七六
エホ	(エホ)	七九	エマ	(エマ)	七九	エミ	(エミ)	エム	(エム)	七六
エメ	(エメ)	七九	エモ	(エモ)	七九	エヤ	(エヤ)	エユ	(エユ)	七六
エヨ	(エヨ)	七九	エラ	(エラ)	七九	エリ	(エリ)	エル	(エル)	七九
エレ	(エレ)	七九	エロ	(エロ)	七九	エワ	(エワ)	エヰ	(エヰ)	七九

引 索

江 エゴウ 江人の伴造、並に其の一族なり。江人の事はエビト條を見よ。又江(ゴウ)氏はオホエ、ゴウ條を見よ。

1 江首 江人の首長、即ち伴造なり。多臣氏の一族にして姓氏録、河内皇別に「江首、彦八井耳命七世孫來目津彦の後也」と見ゆ。エビト條を見よ。

2 伊勢の江氏 源平盛衰記に「其の頃伊勢國住人江三郎義盛とて心猛き者ありき。あたゝけ山にして伯母聲に與權守と云けるを、打殺したりし咎に禁獄せられ、

赦免の後東國に落行て、上野國荒蕪の郷に住ける」と見ゆ。伊勢三郎の事なり、イセ條を見よ。

3 伊豫の江氏 ゴウと音讀すべきか。東鑑元久二年八月條、伊豫國御家人交名に、「江四郎大夫安任、江次郎大夫信任」あり。河野氏の族なるべし。

4 薩摩の江氏 衣(エ)氏に同じ、衣、及び顯姓條を見よ。
5 大江姓 大江氏の人は大を略して江と

衣

稱し、又江家と云ふ。東鑑建保二年七月條に江右衛門尉範親、江兵衛尉虎範あり。ゴウ條を見よ。

衣 エ コロモ 薩摩國に顯姓郡あり、古くは衣と記し、單にエとのみ云ひしが、地名を二字とする詔勅により其の顯イを添へ、顯姓(エイ)となりしものとす。和名抄が顯姓に「江乃」と註する乃は助辭の「ノ」に外ならず。郡内に顯姓郷あり、後世顯姓邑と稱す、郡名の起原地なるべし。又三河國に衣氏あり、これはコロモなれば、其の條にて述べむ。

1 衣君 衣は後に顯姓郡顯姓郷とある地にして、衣君は其の地の大家族たりし也。文武紀四年六月紀に「薩末の比賣、久賣、波豆、衣の評督衣君縣、助督衣君豆自賣、又肝衛難波、肥人等を從へて、兵を持ち、竟國使利部眞木等を刺助す。是に於いて惣志惣領に勅して、犯に准じ決罪せしむ」と見ゆるにより、其の勢力の程思ひやらる。薩末は薩摩なり、評督、助督とはゴホリノカミ、スケノカミにて後の郡の大小領に相當す。即ち衣君縣、及び同姓豆自賣は顯姓を治所とし、薩摩の比賣、久賣、波豆、及び顯姓を領せし土

豪にて、大隅の肝衝(肝屬郡)の土豪・難波なる者と共に肥人(クマビト)を率ゐて亂を起せしなり。此等より考ふる時は衣君は肥人の主領なりしかと考へらる。なほ神代紀に可愛山陵(瓊々杵尊御陵)あり、延喜式に埃山陵と見ゆ。諸説あれど、高城郡新田八幡宮の地、これならむかと云ふ。上古或は此の地方まで、衣國に屬せしか。

2 三河之衣君 垂仁帝裔なり、コロモ條を見よ。

3 衣(穎娃)氏 衣君の後なれど、後に川邊氏、肝付氏より遺跡を襲ふ。エイ條を見よ。

役 エ エン 此の氏の起原詳かならざれど、承和十年正月紀・役連賜姓の條に「役民の長なるより、役を以つて氏となす」と見えたり。果して然らば役は使役の意にて役民を指す。即ち役氏とは役民の長たりし氏に外ならず。一族大和、河内に多し。再按するに役は地名ならんか。

1 加茂役君 靈異記上の廿八に「役の優婆塞は、賀茂役公氏、今の高賀茂朝臣なる者也。大和國葛木上郡茅原村人也云々。藤原宮御宇天皇之世云々」と見え、

而して高賀茂朝臣は神名式に葛上郡高鴨阿知須岐詫彦根命神社四座とある地より起りしにて、神護景雲二年十一月、及び神護景雲三年五月、葛上郡賀茂朝臣が賜ひし氏なり。よりて加茂役君は賀茂氏の一族にして、高鴨の阿遲須岐高日子根神(雄略紀一言主神)と至大の關係を有し、後に賀茂朝臣姓を賜ひ、更に高賀茂朝臣姓を賜ひしを知るべし。役の優婆塞とは役行者の事なり、次の項を見よ。

2 役君 前條氏に同じ、文武紀三年五月條に「役君小角伊豆島に流す。初め小角葛木山に住み、呪術を以つて稱せらる。外從五位下韓國連廣足、焉を師とし、後に其の能を害し、讒するに妖惑を以つてす。故に遠處に配せらる。世相傳へて云ふ、小角能く鬼神を役使し、水を汲み薪を採る。若し命を用ひざれば、即ち呪術を以つて之を縛す」とあり。役君は加茂氏より出でたるが故に、加茂役君とも、單で役君とも云ひしにて、三輪氏の族なり。小角は修驗道の開祖として名高き人にて、後世は神佛二道を基とすれど、小角は道教思想を主とせし人かと云ふ。其の傳に云ふ、「藤皮を以つて衣とし、松葉

を食となし、花汁を吸ひ、身命を保つ事、卅餘箇年、孔雀王呪を誦し、難行苦行、大驗自在、諸神を衆め断仕せしむ云々」と。

3 賀茂役首 役君の族也、養老三年七月紀に「從六位上賀茂役首石穗、正六位下千羽三千石等一百六十人、賀茂役君の姓を賜ふ」と見ゆ。千羽とは茅原か。

4 役直 姓氏錄、河内神別に「役直、高御魂尊の孫天押立命の後也」と見ゆ。前三項の役氏とは別にて河内の古代姓、高魂神の裔と云ふ。されど天押立命とは葛城國造葛城直の祖なり。然らば此の氏も、最初は前三項の役氏と同様、大和葛城より起りしにて、役君と密接なる關係あるべし。但し直姓なるにより役君とは流を異にし、葛城直と族を同じうすと考へらる。

5 役連 役直の連姓を襲へる者なるべし。承和十年正月紀に「左京人位子從八位下役連豊足等二人姓を弘村連と賜ふ。繼向日代宮(景行朝)役民の長なる鳥の枝別也、故に役を以て氏と爲す焉」と見ゆ。氏名附會の傳説に過ぎざらむ。

6 伊勢の役氏 承和十三年二月紀に「伊

勢國言ふ鈴鹿郡枚田郷戸主川俣縣主繼成の戸口・役茂麻呂の妻、川俣縣造藤原女」と見ゆ。役直の族か。

柄 エ 政事要略・天曆五年頃の人に柄朝臣を氏姓とするもの見ゆ。起原詳かならず。

又後世安藝國に柄氏あり、藝澤通志豊田郡條に「木谷邑、柄氏、先祖三右衛門、鳥銃を善するを以て、朝鮮役に從ふ。歸朝の後、豊太閤より、感狀を賜り氏を柄と賜るといふ。元祿間の三右衛門、此村二馬手浦に鯉田を開く、もと三津村に居りしが、寶永中當村に遷住す」と見ゆ。

枝 エ 東鑑卷四七に枝兵衛入道なる者見ゆ。

惠 エ 武家系圖に藤原氏とす、正訓未詳。

穎娃 エイ エ 和名抄薩摩國穎娃郡穎娃郷とある地より起る。古くは衣と稱せし地にて、此の氏は衣君の繼續なる事、その條に説きし處なり(衣「エ」條參照)。

1 肥人族 古代衣君の後なり。

2 平姓伊作氏流 後世穎娃の郡村穎娃城に據る。郡邑は穎娃郡家の所在地にして、衣評書衣君の據りし地なり。よりて此の

エイエイ

エイ

エイ

七九

氏は古代衣君の裔・後世平姓を冒せしものか、或は平姓の人・衣君の家督を襲せしものなるを知るべし。傳説に據れば、鎌倉の初め、川邊平次郎常房の次子三郎忠長穎娃を領し、氏とす。其子一女ありて男子なし、益山太郎兼純の子忠純を養ひ、女を妻す。其の後次郎左衛門尉久純、島津貞久に仕ふ。太郎憲純に至り、島津氏に反し敗る。一時島津久豊此城に移り、應永十年穎娃氏の族小牧氏に賜ふ。又穎娃氏と云ふ。地理纂考穎娃郷・郡村穎娃城條に「島津家の始祖豊後守忠久の時に、川邊平次郎常房が次子、三郎忠長・穎娃を領す、因て氏とす。忠長一女ありて男子なし。益山太郎兼純が子忠純を養ひ、女を娶せて當邑を讓る。其の後次郎左衛門久純、上總介貞久に仕へ、陸奥守元久の時、太郎憲純叛す。元久、是を討て陸奥守久豊を領主とす。久豊是に移りて國人南殿と云。應永十年又日向國穆佐に移る。此時穎娃氏の族小牧氏に此地を與へ、穎娃を以て氏とす。同廿七年庚子、穎娃某當城に據て又叛す。久豊是を討つ、穎娃氏戦ひ破れ逃亡す」と載せたり。

此の氏の居城は穎娃城の外、山川村土矢倉城と鳴川村白ヶ城とあり。地理纂考に「土矢倉城、往古山川の領主穎娃氏居城なり」と。又白ヶ城、「往古穎娃氏・福占氏と戰爭の時、穎娃氏の營所なりし」と見ゆ。

3 伴姓肝屬氏流 後肝屬河内守伴兼元の二男次郎三郎兼政當地を領し、又穎娃氏を氏とす。地理纂考穎娃城條、前引の續きに「是に因つて、肝屬河内守兼元が二男・次郎三郎兼政(後に美濃と云ふ)に穎娃を與ふ。因て又穎娃を以て氏とし、代々獅子城に在り、彌三郎久音が時、天正十六年故ありて當邑を沒收し、島津家の直隸となる」と載せ、又獅子城條に「肝付兼政以來世々居城なり。一名野首城と云ふ。穎娃氏家乘に曰く、天正十五年・左馬久虎當城を築く云々とあり。又城門の上の一樓は、工師田中土佐純員名匠を集めて造ると云ふ。久虎は久音が父なり、誤つて落馬し死せり」と見ゆ。

4 此の氏は建久八年の圖田帳に「穎娃郡五十七町内(島津同御庄寄郡)、府領社二十三町(正八幡宮論)、下司穎娃次郎忠康、公領三十四町内七段(本郡司在廳種明、

地頭右衛門兵衛尉」と載せ、又同年十二月大番備前の交名に「額娃平太」を載せたり。古代衣君の後か。猶ほ東鑑建保二年條に江左衛門尉範親あれど、こは大江氏の人にて此の氏とは關係なかるべし。次に開闢神社永仁五年三月八日の鐘銘に「額娃郡領主江左衛門尉憲純」を載せたりと。

徳川時代此の氏は鹿兒島島津藩の重臣なり、島津分限帳に「藤千二百石、額娃内膳」と見ゆ。又伊佐智佐六所大権現社記に「額娃小四郎、開闢神社々記に「元龜元年額娃九郎忠繼（桃山美濃守信久外孫）、國分長濱城に差越、其の後額娃に歸る。同年七月十三日、開闢宮へ人數六拾三人召列、參籠ありしに、土民等一揆を起し、同十六日朝野久尾城へ押懸け矢軍を致す。夫れより開闢宮へ押寄せ、社頭に於いて額娃新左衛門兼豊の爲に殺さる」と見ゆ。
永安寺 エイアンジ 下總小金本土寺過去帳に「永安寺興七郎、天文十五」及び「永安寺彦三郎」など見ゆ。

榮藤 エイドウ
榮田 エイダ
額谷 エイダニ 桓武平氏國香流にして、

基秀の後なりと云ふ。
永樂 エイラク 阿波國祖谷の傳説に「上古永樂皇子小野逃はじめて、祖谷谷を切ひらく」と云ふ。關係あるか。
英保 エイホ アガ條を見よ。
要高 エウタカ 正倉院天平勝寶五年文書に見えたり。コシダカか。

會賀 エガ 河内國志紀郡惠賀邑より起る。この地は古くより開け、仲哀天皇の惠我長野陵、應神天皇の惠我孫伏尚陵（古事記惠賀雲伏園）、允恭天皇の惠我長野北陵等あり。又雄略紀に「資財を餌香市の邊、橋本の上に露し置く、また額宗紀に「旨酒餌香市」とある惠賀市は、古代當地方の都邑にして、中古河内の國府を置かれし地なり。
1 會賀臣 安倍氏の族私氏の後也。天平神護二年二月紀に「右京人從六位下私眞綱、河内國人少初位上私吉備人等六人、姓を會賀臣と賜ふ」と見え、姓氏錄、右京皇別に「會賀臣、孝元天皇大産命の後也」と載せたり。
2 會賀連 同じ志紀郡惠賀より起る。惠賀條にて云ふべし。

惠賀 エガ 會賀氏と同様河内國志紀郡惠賀邑より起りし氏なるも、會賀臣と流を異にす。
1 惠賀連 弘仁三年八月紀に「傳燈大法師善達卒す、本姓惠賀連、河内國錦部郡の人也」と。また元享釋書第二卷に「釋善達、姓惠賀氏、内州錦部郡人、弘仁三年滅」とあり。出雲臣の一族なるが如し。
2 惠賀宿禰 榮老五年正月紀に惠賀宿禰國成と云ふ者見ゆ、大同聖業方にも載せたり。會賀臣の後か、惠賀連の裔か、詳かならず。

3 惠我（無姓） 姓氏錄未定雜姓、山城の部に「惠我、天德日命の後てへり、見え」とあり。もと河内惠賀より起り、後山城に移りしならむ。
惠賀 エガ 惠賀氏に同じ。前條に云へり。
惠我 エガ 惠賀、惠賀、會賀、會賀等皆通ず。惠賀條に云へり。
惠家 エガ 和名抄肥後國天草郡に惠家郷を收む。阿蘇系圖に武惠賀前命あり。
惠戒 エカイ 姓名錄抄に見ゆ。これも惠賀、惠我に同じきか。再按するに惠我の誤寫ならむ。
江改 エカイ

畫部 エガキベ 畫師に屬し、繪畫の事に關する品部也。雄略紀に「畫部因斯羅我、」其他正倉院天平勝寶九年文書等に見ゆ。職員令、畫工司條に「正一人、佑一人、令史一人、畫師四人、畫部六十人、使部十六人、直丁一人」と載せたり。エシ條參照。
江頭 エガシラ もと江州佐々木家の臣、故ありて肥前に移り、大村純前公の恩命を蒙りて臣となり、川棚村に住むと云ふ。有馬世譜にも見ゆ。近江國野洲郡江頭邑より起りしならむ。エガミ、エトウ參照。

江勝 エガチ
江角 エカド エツノ
江川 エガハ 和名抄播磨國佐用郡に江川郷あり、其の他伊豆、美濃、下野、紀伊、筑前等に此の地名あり。此の氏はこれ等の地名を負ふ。
1 清和源氏字野氏流 伊豆國田方郡江川邑より起る。當國の名族なれど其の出自については諸説ありて決し難し。伊豆志稿、駿河新風土記の説に據れば、大和源氏字野太郎親信・保元の亂後流浪して伊豆に來り、八牧郷江川を領し、子孫世々鎌倉の御家人たり、これ江川氏の祖なりと。又牲川系圖に據れば、「治承中、多々

真義春（東鑑治承四年條に多々良三郎重春）、源賴朝に屬し、功を以つて伊豆江川莊を食む、これ江川氏の祖也」と。或は云ふ太平記元弘三年赤松圓心と六波羅に向ひ、桂川に戦ひたる字野能登守國頼（一に國後に作る）の後裔なりと。
寛永系圖に「字野親治が後胤英治—英親—英友—友治—英信—英房—英住—英盛—英景—吉茂（初英元）江川となづく」と見え、寛政の呈譜には「親治十代孫、英治—英親—英友—友治—國頼（太平記に見ゆ、赤松圓心と六波羅に向ひ、桂川に戦ひたる人なり）—重季（江川左衛門太郎）云々」と見ゆ。吉茂の後は英吉—英長—英政—英利—英輝—英勝—英彰—英征—英毅—英龍、こは有名なる太郎左衛門垣庵なり。家紋井桁に十六葉の菊、五三桐に二つ引。
日蓮・當國に謫居の頃、江川英久あり、日蓮を敬信し、常に供養を爲す。英久會ま家居を修理す、日蓮爲に上乗符文を親書して贈る。其の文・今に存す。此の家宅は建築以來災に罹らず、其の心柱・生木に因りて梁を架す、甚だ奇なり（増訂伊豆志稿、遊豆記勝）と。長享中伊勢新

九郎早雲舉兵の頃、江川左馬助英住、これに屬し、其の子太郎左衛門英長・款を松平家康に通じ、遂に笠原軍人を撃ちて三河に走り、後家康が北條氏と和し、其の女を小田原に嫁せしむるや、英長、これに従ひて江川に歸り、北條氏の亡ぶる後伊豆の代官職となる。その後裔太郎左衛門英龍・喜永六年幕府に建議して製鐵所を造る、未だ功ならずして卒し、子の英敏・安政六年再修、遂に大小の銃炮煩數十門を鑄造す、父子西洋兵學を研鑽し國家に貢獻する處多し。
2 多々良姓野上氏流 紀伊の豪族にして日高郡江川邑より起りしならむ。多々良三家の一なり。牲川系圖に據るに、其の祖多々良五郎義春・治承年間源賴朝に仕へ、伊豆國江川莊を領す。其の四世の孫を太郎重純と云ふ。承久亂に領地を紀伊國に受け、那賀郡野上莊に住し、楠木正成の祖父掃部頭盛仲が女を娶りて三子を産む。三男重幸（重行）、江川左衛門と稱し、兄と共に楠氏に屬す（牲川系圖、名所圖會）。その後裔當國に多し。先づ日高郡上江川村の舊家に江川源三郎あり、續風土記に「玉置民部少輔の被官、井口平

左衛門の裔なり。孫源三郎大坂亂に淺野家士に屬す。後地士となる」と載せ、又有田郡の地士に江川莊兵衛、又名草郡中村の古士に江川藤七あり、慶長年中大坂陣の時、福島源五郎を生捕、淺野家へ出す。其後六十人地士となる、今其の家村中になし。或は出て仕るか、或は他邑に移りしならん(土姓舊事記)と。

3 三浦氏流 備作の江川氏は本姓三浦氏と云ふ。美作に江川四郎左衛門あり、三浦家の指物大文字の前立雛形所持すと。江川家後世嗣絶え、島田氏より嗣ぐ、百五十六舊家の一也。又備前にもあり。4 源姓 伊勢の江川氏は源姓と稱す。神宮記録に「江川(桑名神戸司)、源朝臣、同(安濃東郡司大領)」と載せたり、但し近代の事なり。

5 橋姓 第二項江川氏と同異詳かならず。紀伊國日前國懸神宮社家(福宜)江川氏は橋姓と稱す。6 會津の江川氏 新編會津風土記大沼郡根岸中田村條に「觀音堂、文永十年六月、佐布川村の住、江川常俊、女子を養ひ、菩提の爲創立す」と載せ、又河沼郡に善行者江川牛右衛門を收む。

7 陸中の江川氏 江刺郡の名族なり。封内記に「歌書邑、古壘二、其の二を松館と云ふ。昔江川善門なる者居る處。古樞あり、幾百星霜を経たるかを知らず。其の花婢約觀るべし。土人其の花の色を見て其の年の豊凶を知る」と見ゆ。

8 其の他、江川氏は長祿寛正記に「江川入道、同新左衛門(譽田若黨)」、高松松平藩の重臣、又對馬にもあり。惠川 エガハ 武家系圖に桓武平氏と云ふ。江川 エガハ 江川氏と通じ用ひらる。衛川 エガハ 攝津の名族也。傳説に據れば、藤原象家の遠裔に衛川太郎義季あり、後冷泉天皇の治曆三年島上郡に来ると云ふ、ウツノ條を見よ。

穎川 エガハ 歸化人の氏なり。本姓は陳、明の抗州の人、慶安中長崎に来り、後穎川入道と云ふ。江上 エガミ エノカミ 和名抄越前國足羽郡に江上郷あり、衣加美と註す。又筑後國三浦郡に江上邑あり、エノカミなり。1 越中の江上氏 三州志・新川郡日方江(在長檜郷、日方江村領)條に「邑傳に江上重左衛門(一作万十郎)居せしか。天正

中成政之を追ふといへり」と載せ、又豊田條にも「或は江上重左衛門居たりとも云ふ」とあり。2 大藏姓原田氏流 筑後國三浦郡江上邑より起る。原田氏の族にして、其の系圖に「春實」

秦種—種光—種弘—種實—種和
原田氏流
種門(種阿)
江上流

と。又高橋系圖に「孝建(多紀太郎)一種信(江上三郎)」と載せ、大森記に「江上家は初代江上三郎長種、二代忠種、三代次種、四代氏種、五代重種、六代近種」と載せ、九州記には氏種を八代とす。又鎮西要略に「或人曰ふ、高橋氏の筑紫に在るは、漢の高祖の後胤、大藏朝臣春實の令孫にして、原田、秋月、三池、田尻、三原、江上氏と同姓なり」と。又原田春實七世種直の後とも云ふ。筑後の地誌に據れば、延暦年中、江上三郎長種、三浦郡江上の城主となる。末裔加賀掾種冬、天正年中龍造寺隆信が三男を養つて江上の名跡を繼しむ、これ下總守家種也」と。又「居城三浦郡江上城、後ち大友幕下の少貳氏末葉の執權となり

肥前神埼郡勢福寺城に居る。元龜二年家督を龍造寺隆信の次男又四郎に譲る。當時の所領二千五百町と稱す。天正六年より十年前まで大名衆なり」とあり。猶ほ四項、六項を見よ。3 大宰少貳氏流 少貳系圖に「教賴—資—資種(江上肥前守、江上元種養子)と見ゆ。4 龍造寺流 後龍造寺隆信の三男(或は次男)又四郎家種、此の家を嗣ぐ。龍造寺系圖に「隆信(民部大輔、山城守)一家種(江上又四郎、江上石見守武種養子、肥前神崎城主)とあり。其の妻は大村系圖に大村丹後守純前が女、九州記には「大村丹後守純忠が姪を隆信が次男江上家種が室に定めて幕下の約を成」と見ゆ。石見守武種は一本加賀掾種冬、また左馬介種武ともあり。武種は肥前河上社文書に「江上左馬大夫大藏武種、肥前軍記に城原勢福寺の城主江上武種は龍造寺胤久の弟なり。江上氏は原田、秋月、田尻、皆同姓にて、九州の名家の末也」と、また「天文廿二年、江上武種、龍造寺隆信の爲に攻め破られ、其の後屈伏し、隆信の子を請ひ家を譲る、又四郎家種と稱する是也」

と見え、又四郎家種は肥後國志に「天正五年八月、龍造寺隆信の弟江上家種・大軍を率し、肥前より山鹿郡に討入る、」また肥前軍記に「天正七年龍造寺公は次男江上家種を大將に定められて、西筑前をば退治ありける」と。又將士軍談に「三男江上家種・力量の人也」と見ゆ。武家系圖に「江上、藤、本國肥前、龍造寺山城守隆信男下總守家種、稱之」と。5 彼杵藤姓宮村氏流 正平十七八年及び應安五年の彼杵郡一揆連判狀に「江上彈正忠藤原通宣」あり、猶ほ永正年中造立の大安寺本尊佛にも記しありと。宮村氏の族にて大藏姓と流を異にす。彼杵郡江上より起る、この地は博多日記裏書に「針尾兵衛太郎入道覺實(江上、小飼、鈴田領主)と見ゆ、關係あるべし(宮村は宇都宮氏の族也と云ふ)。江頭參照。6 鎮西要略延文四年七月條に「武家方江上太郎大夫」を載せ、永享六年條に「肥前國郡伯江上云々」とあり。又筑後小野村内宮權現棟木寫に「大永三云々、大名分の衆、江上殿」と。又將士軍談三浦郡江上村城跡兩所條に「江上本村の内、西江上と云る地、江上三郎忠種古城跡也。

其の地山王社の北に當て、中幸田村の境也。又江上々村の内、館の古賀と云る地、江上四郎の古城跡也。兄を四郎、弟を三郎と云(小川筆記)。代々近郷三百町を領す、九州擾亂の時亡ぶと云(實記)。按るに、開基帳に云、篠淵村高良社は嘉祿二丙申年江上備後種冬建立、土甲呂村住吉社の件には、嘉祿二年領主江上三郎忠種の末孫江上加賀種冬に作る。又江上山王社件に云、延暦年中江上氏の宗祖、江上三郎大藏長種勸請、寛延記亦同じ。但延暦十一年とあり。又云、城跡は西江上にあり、今田園となる。江上上村に同氏の城跡あり、其地を古賀と云、又曰、二百年前合戦の時、江上の家臣二百餘人戦没し、其の子孫水く絶たり。因て亡魂崇をなし、蝗有て作毛を害す。是に依て享保九年追福の爲百萬廻を修し、其の將帥を荒人神と祭り、小祠を若宮社内に建て、毎年春秋二季祭禮を行ふ。石原日記には享保十九年の事とし、城主の崇にて當所に限り蝗ある故、其の城跡に建立すと云へり」と見え、又荒木近藤氏條に「宮地村久兵衛妻も近藤家の者にて系圖一卷其の家に傳りしを、其の弟元作と云者、庄

鳥江上氏の養子となり、系圖は齊し行く
とぞ、とあり。

7 加賀藩給帳に「貳百石（丸内二雁金）
江上熊之助」と見ゆ。

惠眼房 エガンパウ 東鑑巻五に見ゆ。

住柄 エガラ 和名抄相模國鎌倉郡に在草
郷あり、後世在柄と記す。東鑑建保元年三
月條に「和田平太胤長の屋敷、在柄前に在
り」と、これによりて胤長・在柄平太と呼
ばる。

江柄 エガラ 陸中國雲波郡江柄邑より起
る。秀郷流藤原姓、川村秀清の末裔也。盛
風記に「南部信直は紫波を征伐の勢を揃へ、
不來方迄出馬有り、云々。折柄長岡にも一
換起り、江柄と柄内、和の弓箭を成して、
長岡内藏介央武を攻む。此の央武は頼朝公
の御供にて下向せし川邑千鶴丸が末にて、
江柄柄内同家也。柄内丹後、江柄式部への
所縁云々により御所の儲促に應ずるものな
し」と。此の氏、家紋遠釘貫、遠棒なりと。
江刈内 エガリナイ 陸中國岩手郡江刈内
邑より起る。奥州佐々木氏の庶流にして政
右衛門某の後なりとぞ。家紋六瓜の内に四
目結。

衣枳 エギ 出處詳かならず。

1 衣枳首 景行帝の裔にして、延暦三年
八月紀に「左少史正六位上衣枳首廣瀨
等、姓を高篠連と賜ふ」と見ゆ。

2 衣枳氏 正倉院天平勝寶六年文書に見
ゆ。

江木 エギ 中國地方に多し。

1 多々良姓大内氏流 武家系圖に「江木
多々良、大内介弘成男六郎弘房、稱之」
と見ゆ。

2 備後の江木氏 藝藩通志新市邑江木氏
條に「先祖江木助市も亦山内家人なりし
と云ふ。今の龍平まで八世」と見ゆ。山
内は當地方の大族也。

3 丹後の江木氏 奥州郡の名族にして、
江木豊後守及び江木七郎等、須津邑（吉
津村）の須津城に據る。（三家物語に大内
宮内右衛門）。

4 徳川時代細倉松平藩の中老に此の氏あ
り。

惠木 エギ 石見に此の氏あり。

江達 エギ 筑前立花氏の配下にあり。

惠義 エギ 桓武平氏三浦氏の族にして、
大多和系圖に「大多和義成の子義益（惠義）」
と註す。

役重 エキシケ 正訓不明、備前國邑久郡
にありと。

驛場 エキバ 石見に此の氏あり。

驛家 エキヤ ウマヤ條を見よ。

驛里 エキリ ウマヤ條を見よ。

江草 エクサ 甲斐國北巨摩郡江草邑より
起る。武田系圖に「信春（三郎太郎）—信滿
（太郎）—信泰（江草、號江草兵庫頭）」と載
せ、又河窪武田系圖に「加々美次郎遠光—
朝光（中條九郎、江草）その弟行長」と載せ
たり。甲斐國志獅子吼城（江草村根古屋）條
に「武田系圖に安藝守信滿の三男江草兵庫
助信泰あり、蓋し本村に據る。應永中の人
なり。見姓寺に牌子を置く、據は鹽川の東
運の上にあり、險阻の孤山なり、麓を遶と
云、鹽川の四にも入戸出し、東向、小倉、
大倉等を歴て若神子に達す。城所より壺里
許凡て衆山の尾端にて岩路なり。里談に昔
山上に怪物あり、城陥る時、吼聲獅子の如
く飛んで沙河の淺渾に没す。因て今の名あ
り」と見ゆ。

江串 エクシ エノケシ條を見よ。

江口 エグチ 攝津に有名なる江口の里あ
り、その他美濃、筑前にも此の地名あり。

1 清和源氏 家傳に「清和源氏にして、

其先は水谷正村が支族にして、輝久の時
江口に改む」と云へど、寛政系譜は秀郷
流藤原姓に收めたり。家紋三頭左巴、水
文字三。

2 出羽の江口氏 山形最上家の重臣にし
て、慶長の頃、江口道連・畑谷館主たり、
上杉氏の兵と戦ふ。風土略記に「畑谷館
は慶長年中、山形殿の臣江口五兵衛、八
千石を知行し、下長井荒砥口の防として
居住せし所なり」と見え、又御府内備考
聖天町江口氏條に「舊家作左衛門、先祖
の儀は江口五兵衛盛次と申最上義光の家
臣にて、慶長の比奥州畑谷の城を頂く、
食祿八千石を領す。其次男にて、慶長八
年の比、羽州山形を去り、夫より民間に
下り江戸に來り、淺草觀世音の傍聖天町
の邊に住居いたし、寛永年中より名主役
相勤申候由申傳候、初祖作左衛門儀は天
正十二年羽州山形産、正保元年六月三日
行年七拾五才にて死去いたし、當作左衛
門迄九代相續仕候、且居宅地面の儀は表
間口六間貳尺五寸、奥行拾參間半、御年
貫御免にて草創より所持仕候、尤町内入
用は差出申候」と見ゆ。

3 下總の江口氏 小金本土寺過去帳に此

氏多く見ゆ。即ち「江口八良左衛門、文
明十五癸卯六月」「江口衛門二良」「江
口行金、永正三五月」「江口藤四郎」「江
口但馬守、小四」「江口五良右衛門、小
四」「江口源左衛門」等、これ也。

4 樋口氏流 筑後樋口系圖に「家紋鶴甲、
藤丸。實豐—實長—惠口權介（實は實長
猶子也、實長・其の封邑味川に於いて、二
百石の地を以つて權介に與ふ。後權介、
樋口惠良兩氏を合し、氏を惠口と改め、
右衛門尉と稱す」と。家記一本二百五十
石に作る、且つ云ふ實長と同時に仕へ、
同時に致仕すと。田中分限帳に「一百石
江口權之助」とあり、此の人か非か（將
士軍談）と。

5 美濃の江口氏 厚見郡江口邑より起
る。

6 其の他、安西軍策に大内家臣江口五郎、
二本松丹羽藩重臣に江口氏、（三州志能美
郡蓮台寺）條に「慶長五年の役には、丹羽
氏の將江口三郎右衛門、蓮台寺の高處に
陟り、我援兵を尾撃せんと、長重（言送
る）と。又若狭國吉城は「栗屋勝久の死後、
江口三郎右衛門（丹羽の臣）之を守ると
云ふ。又小濱酒井藩用人、土浦土屋藩添

役、長尾家臣、津山藩（百參拾石、江口
衛助）。對馬（阿蘇）。五島有川の江口氏（捕
鯨家として名あり）。飛騨の名族（備前餘
録に小阪著性江口氏、家藏三木自綱書牋
一紙と）。筑後窪田系圖に「鶴尾—重權（稱
江口源次郎）—鎮誠（稱江口彌右衛門）」
と。家傳史料に江口文左衛門等あり。

兄國 エクニ 和名抄伊勢國飯野郡に兄國
郷を收め、衣久爾と註す。この地より起
る。宗族宿禰姓を稱す。長承二年大國莊那
當菅原成直が解文に飯野郡兄國郷、又井手
郷の人兄國子屎戸を載せ、貞治七年二月の
宮田前大宮司忠緒朝臣の紛失日記に郡司大
領兄國宿禰の署名あり。

江邦 エクニ

江熊 エグマ エノタマ條に云ふべし。

榎倉 エクラ エノクラ條を見よ。

殖栗 エクリ 和名抄山城國久世郡に殖栗
郷あり、又佐渡國賀茂郡に升栗郷あり、高
山寺本・殖栗に作り、嘉久利と註す。天平
勝寶四年十月廿五日造東寺司藤に賀茂郡殖
栗郷五十戸とあれば、此の方よし。又阿波
國名方東郡に殖栗郷あり。嘉久利なり。
1 中臣殖栗連 山城國久世郡殖栗郷或ひ
は大和國城上郡殖栗より起りしなるべ

し。興福寺遷廟記に「社司は、神宮領中臣連時風、造宮預中臣秀行也。時風、秀行は、天兒屋根命二十五世の孫太宗之息也、云々。仍りて神植栗姓を賜ふ。爾れより已來、時風、秀行の子孫社司中臣姓を下し蒙る。植栗氏は其の權與也」と。また春日社記に「神護景雲元年六月廿一日、伊賀國名張郡夏身郷一瀬河にて御沐浴、鞭を以つて驗となし立給ふ。樹となり生付く。其れより後、同國豊生中山に數月御す。時風秀行等に、燒栗各々一つ賜ひて宜はく、汝等子孫斷絶なく我に仕ふるべき者、栗植へんに必ず生ひ付くべし。即ち生付了ぬ。之によりて、始めて中臣植栗連と號す云々。また御造營・神護景雲二年・預・神官中臣植栗連時風、同秀行等奉行、など見ゆ。燒栗云々の事は氏名附會の傳説に過ぎず、これより前和銅年間・植栗の物部が植栗連を賜ふ事見え、又天平十三年正月紀に中臣植栗連登日なる人見ゆればなり。神名式に城上郡に植栗神社を載せたり。關係あらん。

植栗氏は後述の如く姓氏録に「大中臣同祖」とあれど、植栗物部の後なるより思

へば、或は物部氏の族なるべし。物部氏中にも中臣を冠するもの他にもあり。此の後裔に春日社司從五位下中臣植栗連祐通、同有實、同有兼、同祐兼(外記日記久安三年二月)あり、子孫春日社に仕ふ、カスガ、ナカトミ條を見よ。

2 植栗連 中臣植栗連に同じ。姓氏錄、左京神別に「植栗連、大中臣同祖」と載せたり。

3 植栗物部裔植栗連 和銅二年六月紀に「從七位下植栗物部名代に姓を植栗連と賜ふ」とあるより出づ。第一項第二項の植栗氏・或は此の後なるべし。

4 植栗占連裔植栗連 植栗占連の後也。天平實字八年七月紀に「大學大允從六位上植栗占連昨麻呂、訴へて占字を除かん事を請ふ。之を許す」と載せたり。ウラ條參照。

5 放奴裔植栗連 神護景雲元年三月紀に「放奴息麻呂に姓を植栗連と賜ふ」とあり。誤りて奴婢となりしものが放たれて本姓を賜ひしなるべし。

6 伊勢の植栗氏 朝明郡小牧村若宮に植栗連の墓あり。

7 上野の植栗氏 吾妻郡植栗邑より起

る。吾妻六黨の一なり、羽尾記、加澤記等に見ゆ。アヅマ條、ウツノ條參照。

植栗 エクリ ウエクリ 前條に云へり。

植栗占 エクリノウラ 植栗の地にありてト占を職となせしものならん。天平實字八年紀に昨麻呂あり、占字を除き、植栗連姓を賜ふ。前々條に云へり。ウラ條參照。

植栗物部 エクリモノノベ 物部の一種にして、久世郡植栗郷より起る、後植栗連を賜ふ。植栗氏條にて云へり。

江黒 エクロ

惠下野 エゲノ 下野國都賀郡惠下野邑より起りしか。

江越 エゴシ エノコシ 東鑑卷五十に江越小二郎と云ふ人見ゆ。

江郡 エゴホリ エノコホリ條を見よ。

江左 エサ 近江に此の氏あり。

江坂 エサカ 寛政系譜橋氏に收む、正貞の後なり、家紋丸に葛、枝橘。

榎坂 エサカ エノサカ 紀伊國の名族にして、蝦風土記伊都郡の地土に榎坂喜之助、同官兵衛、(戀野村)榎坂太郎七等を擧ぐ。

エザキ 常陸、美濃、長門等に此の氏あり。

1 清和源氏土岐氏流 土岐氏の族也、始め一色氏、藏人頼昌に至り美濃江崎に住みて江崎氏を稱すと云ふ。

2 筑後の江崎氏 筑後堤氏の家臣に江崎大膳、江崎淨心等あり。

3 其の他、新田戸田藩用人に此の氏あり、又志摩にも存す。

江崎 エザキ 江崎氏に同じ。

柄崎 エザキ

衣前 エサキ 和名抄陸奥國柴田郡(陸前)に衣前郷あり。

江刺 エサシ 和名抄陸奥國に江刺郡を收め、衣佐志と註す、今の陸中江刺郡これなり。此の地より起りし氏にて、千葉氏の族裔葛西氏配下の將なりき。即ち葛西實記に「承久兵亂の後、千葉五郎兵衛晴胤の嫡男千葉介頼胤、品有て葛西家に預けられ、其の駕となる。嫡男千葉長坂太郎、百回次郎、江刺三郎、云々」と。されど葛西氏の分れにて、葛西も本千葉氏より出でたれば、斯く誤り傳ふとの説あり。奥南指指録に「江刺は本姓葛西、天正十八年、江刺兵頭重恒、岩屋堂の城を追落れ、淺野長政の取持にて

翌年南部家へ出仕す。其の一族家人をば參と申」とあり。

郡内岩谷堂城は此の氏の居城にして、封内記に「岩谷堂館、一名柄崎城、葛西家臣江刺兵庫恒居る所」と。又奥羽水慶軍記には此の城を江刺の領主千葉兵庫頭の居城とす。又淺井邑館あり、封内記に「淺井邑幸神館、古昔江刺三河守之に居る」と。又伊達正統世次考に「江刺左衛門、諱知れず、江刺郡淺井村倉迫城に住む」と。江刺兵庫頭と參河守との關係は、南部士譜に「平隆之(江刺參河守)一隆重(江刺治部)一重恒(兵庫)一隆直(長作)」とあるによりて知るべし。天正十八年南部家に屬し、和賀郡に縁を受く。即ち和賀氏家傳に「和賀郡更木村の梅澤館に居る」と云ひ、又和賀郡更木村に「慶長庚子の比、南部家の家人江刺長作此の邊の守護を承る」と。

これより前、明應の薄衣狀に江刺彈正大弼見え、更に翻りて、江刺郡には異流の江刺氏もあり、葛西氏に減さると云ふ。

は九戸五郎行連より分る」とあり。又盛風記に「南部の一族九戸左近政實一味の者共には江刺家云々」と。

江里口 エサトクチ エリクチ 豊前の名族にして宇都宮氏の族なり。宇都宮大系圖に「宗房—業俊(江良、江里口祖)」と見ゆ。

江澤 エザハ

惠澤 エザハ

繪澤 エザハ

畫師 エシ カバネの一種として用ひられ又氏ともなれり。

1 カバネとしての畫師 繪事、彩色等を以て仕へし職名がカバネとなりし也。推古紀十二年九月條に「是の月、始めて黃文畫師、山背畫師を定む」と。また姓氏錄、左京諸蕃、大同忌寸條に「勳大登惠尊、亦繪才に工なり。天智天皇の御世、姓を後畫師と賜ふ、など見ゆ。此のカバネを有するは總べて韓漢の族也。職員令、畫工司條に「正一人(繪事、彩色)司の事を判ずる事を掌る。餘の正・事を判ずる此に准ず。佑一人、令史一人、畫師四人、書部六十人、使部十六人、直丁一人」と載せたり。エカキ條參照。畫師

は書部の長也。

2 倭書師 魏文帝の後安賞公より出づ。雄略朝四縣の人を率ひて歸化す。其の子龍(一名辰貴)繪に巧なり、武烈朝・首姓を賜ふ。其の五世の孫慈尊・亦繪才あり、天智朝・倭書師姓を賜ふと云ふ。靈龜元年五月に「從六位下書師忍勝、姓を改めて倭書師と爲す」とあるも此の族也。後神護景雲三年紀に大岡忌寸姓を賜ふ。オホチカ條を見よ。

3 書師 こは書師てふ職名を氏としたる也。後倭書師と云ふ。

4 養書師 天平十七年四月紀に養書師額戸辨麻呂なる者見ゆ。養書はヤマトにして倭書師に同じ。

5 河内書師 河内にありし書師也。正倉院天平勝寶九年四月七日文書に「書師司・長上正七位下河内書師次万呂。河内書師餘(河内國丹比郡土師里戸主正七位下河内書師次万呂戸口)。河内書師廣川(河内國丹比郡土師里戸主河内次万呂戸口)など、また天平寶字三年十一月紀に「造東大寺列官外從五位下河内書師祖足(御杖連を賜ふ)など見ゆ。姓氏條、河内諸蕃に「河内書師、同上(上村主同祖、陳思

王植の後也」と載す、即ち親人裔たるなり。

6 山背書師 推古紀に「始めて黃文書師、山背書師を定む」と見えたり。山城國に置きし書師なり。

7 黃文書師 高麗族なり。キアミ條にて云ふべし。

8 檢書師 大和の奈良にありし書師なり。ナラ條を見よ。

9 高麗書師 齊明紀に高麗書師麻呂なる者見ゆ。

10 養書師 養姓にして近江の國に在り。スハダ條を見よ。

吉野 エシヌ エシノ ヨシノ條にて云ふべし。

江島 エジマ 筑後、豊前等に江島邑あり、又相州に江の島あり。

1 高木氏流 筑後國三浦郡江島村より起る。高木氏の族にして、中納言藤原隆家の後と稱す。即ち筑後領主附に「一江島遠江守(少貳末、中關白)、三浦郡江島に居る、廿三町三段。一江島太郎(廿以下限)と。又一江島太郎・領二十三町三反」と。少貳末とあれば少貳氏の庶流なるが如きも、中關白とあれば高木、上妻

等の族とすべきが如し。

2 豊前の江島氏 宇佐郡江島邑より起る。當郡の豪族にして天文永祿年間、江島公綱あり。公綱は字佐公建の子なり、出で、江島家を嗣ぐ(字佐系圖)、又これより前、永享應仁の頃、田川郡の豪族に江島義貞あり。

3 紀伊の江島氏 續風土記若山内町條に「南、北新宮町、元和八年中野島村の江島藤六といふもの、官許を得て辨財天山の砂石を運びて平地に築きたり。よりて築屋敷とも、藤六町とも云ふ」とあり。

4 平姓 武家系圖に江島氏を桓武平氏に收む。

5 其他、新田義光の家人に江島別當あり、上杉民部少輔と争ふと云ふ。又美作に江島善兵衛、志摩にも此の氏あり。

惠嶋 エシマ 筑後國小野村内宮權現棟木寫に惠嶋殿見ゆ、江島氏に同じかるべし。

槐島 エジマ 日向記に槐島壹岐守と云ふ人見ゆ。

塚嶋 エジマ エノシマ 藤原南家二階堂行村の男元村・塚嶋二郎左衛門と號す。建保七年正月廿七日父と共に出家して行阿と號す。仁治元年卒。尊卑分限に「行政

行村(左衛門尉、隱岐守、曆仁元六於伊勢國益田卒)一行村(二郎左衛門尉、又基行、號塚嶋)一行氏(左衛門尉、號塚嶋三郎列官)一行景(三郎左衛門尉)一行行(三郎左衛門)一行雄(同上)一行久(四郎左衛門、伊勢國深矢郡地頭)と見ゆ。其の一族多し。武家系圖には「塚嶋、平、エノシマ」とあり。こはフトコロシマを誤りしならむ。

衣尻 エシリ 和名抄肥後國阿蘇郡に衣尻郷あり。ソノシロかと云ふ。

江尻 エジリ 駿河、下野、陸前、丹後等に此の地名あり。

1 藤原姓 武家系圖此の氏を藤姓とす。

2 陸前の江尻氏 伊具郡江尻邑より起る。封内記に「江尻邑、古壘あり、相傳ふ、天正中江尻紀伊なる者之に居る」と載せたり。

3 其他、備前等にも存す。

江後 エジリ 石見に此の氏あり。

惠須美 エスミ 石見に此の氏あり。

越蘇 エソ 和名抄能登國能登郡に越蘇郷あり、惠曾と訓ず。蝦夷より來るか。大同三年紀、延喜式に越蘇郷あり、後世江曾と云ふ。

惠蘇 エソ 和名抄備後國に惠蘇郡惠蘇郷

を收む。又奥州に惠蘇氏あり、建武元年十二月十四日の津輕降人交名に「惠蘇彌五郎」なる者見ゆ。

蝦夷 エソ 民族名なり。「上代に於ける社會組織の研究」第五編第一章を見よ。

江田 エダ 和名抄上總國市原郡に江田郷あり、衣多と訓ず。又備後國三輪郡に江田郷、肥後國玉名郡に江田郷、日向國宮崎郡に江田郷あり。其他上野、安藝等に江田の地あり。此の氏は此等の地名を負ふ。

1 江田忌寸 唐歸化族也。延暦十年五月紀に「唐人正六位上王希逸・姓を江田忌寸と賜ふ。情願による也」と見ゆ。

2 清和源氏新田氏流 上野國新田郡江田邑より起る。新田徳川氏の族なり。尊卑分限に「義重(新田太郎)一義季(得川四郎)一

頼成十有氏(二)一義政(三)一義行(四)一義家(五)一義家(六)一義家(七)一義家(八)一義家(九)一義家(十)一義家(十一)一義家(十二)一義家(十三)一義家(十四)一義家(十五)一義家(十六)一義家(十七)一義家(十八)一義家(十九)一義家(二十)一義家(二十一)一義家(二十二)一義家(二十三)一義家(二十四)一義家(二十五)一義家(二十六)一義家(二十七)一義家(二十八)一義家(二十九)一義家(三十)一義家(三十一)一義家(三十二)一義家(三十三)一義家(三十四)一義家(三十五)一義家(三十六)一義家(三十七)一義家(三十八)一義家(三十九)一義家(四十)一義家(四十一)一義家(四十二)一義家(四十三)一義家(四十四)一義家(四十五)一義家(四十六)一義家(四十七)一義家(四十八)一義家(四十九)一義家(五十)一義家(五十一)一義家(五十二)一義家(五十三)一義家(五十四)一義家(五十五)一義家(五十六)一義家(五十七)一義家(五十八)一義家(五十九)一義家(六十)一義家(六十一)一義家(六十二)一義家(六十三)一義家(六十四)一義家(六十五)一義家(六十六)一義家(六十七)一義家(六十八)一義家(六十九)一義家(七十)一義家(七十一)一義家(七十二)一義家(七十三)一義家(七十四)一義家(七十五)一義家(七十六)一義家(七十七)一義家(七十八)一義家(七十九)一義家(八十)一義家(八十一)一義家(八十二)一義家(八十三)一義家(八十四)一義家(八十五)一義家(八十六)一義家(八十七)一義家(八十八)一義家(八十九)一義家(九十)一義家(九十一)一義家(九十二)一義家(九十三)一義家(九十四)一義家(九十五)一義家(九十六)一義家(九十七)一義家(九十八)一義家(九十九)一義家(一百)一義家(一百一)一義家(一百二)一義家(一百三)一義家(一百四)一義家(一百五)一義家(一百六)一義家(一百七)一義家(一百八)一義家(一百九)一義家(二百)一義家(二百一)一義家(二百二)一義家(二百三)一義家(二百四)一義家(二百五)一義家(二百六)一義家(二百七)一義家(二百八)一義家(二百九)一義家(三百)一義家(三百一)一義家(三百二)一義家(三百三)一義家(三百四)一義家(三百五)一義家(三百六)一義家(三百七)一義家(三百八)一義家(三百九)一義家(四百)一義家(四百一)一義家(四百二)一義家(四百三)一義家(四百四)一義家(四百五)一義家(四百六)一義家(四百七)一義家(四百八)一義家(四百九)一義家(五百)一義家(五百一)一義家(五百二)一義家(五百三)一義家(五百四)一義家(五百五)一義家(五百六)一義家(五百七)一義家(五百八)一義家(五百九)一義家(六百)一義家(六百一)一義家(六百二)一義家(六百三)一義家(六百四)一義家(六百五)一義家(六百六)一義家(六百七)一義家(六百八)一義家(六百九)一義家(七百)一義家(七百一)一義家(七百二)一義家(七百三)一義家(七百四)一義家(七百五)一義家(七百六)一義家(七百七)一義家(七百八)一義家(七百九)一義家(八百)一義家(八百一)一義家(八百二)一義家(八百三)一義家(八百四)一義家(八百五)一義家(八百六)一義家(八百七)一義家(八百八)一義家(八百九)一義家(九百)一義家(九百一)一義家(九百二)一義家(九百三)一義家(九百四)一義家(九百五)一義家(九百六)一義家(九百七)一義家(九百八)一義家(九百九)一義家(一千)一義家(一千一)一義家(一千二)一義家(一千三)一義家(一千四)一義家(一千五)一義家(一千六)一義家(一千七)一義家(一千八)一義家(一千九)一義家(二千)一義家(二千一)一義家(二千二)一義家(二千三)一義家(二千四)一義家(二千五)一義家(二千六)一義家(二千七)一義家(二千八)一義家(二千九)一義家(三千)一義家(三千一)一義家(三千二)一義家(三千三)一義家(三千四)一義家(三千五)一義家(三千六)一義家(三千七)一義家(三千八)一義家(三千九)一義家(四千)一義家(四千一)一義家(四千二)一義家(四千三)一義家(四千四)一義家(四千五)一義家(四千六)一義家(四千七)一義家(四千八)一義家(四千九)一義家(五千)一義家(五千一)一義家(五千二)一義家(五千三)一義家(五千四)一義家(五千五)一義家(五千六)一義家(五千七)一義家(五千八)一義家(五千九)一義家(六千)一義家(六千一)一義家(六千二)一義家(六千三)一義家(六千四)一義家(六千五)一義家(六千六)一義家(六千七)一義家(六千八)一義家(六千九)一義家(七千)一義家(七千一)一義家(七千二)一義家(七千三)一義家(七千四)一義家(七千五)一義家(七千六)一義家(七千七)一義家(七千八)一義家(七千九)一義家(八千)一義家(八千一)一義家(八千二)一義家(八千三)一義家(八千四)一義家(八千五)一義家(八千六)一義家(八千七)一義家(八千八)一義家(八千九)一義家(九千)一義家(九千一)一義家(九千二)一義家(九千三)一義家(九千四)一義家(九千五)一義家(九千六)一義家(九千七)一義家(九千八)一義家(九千九)一義家(一萬)一義家(一萬一)一義家(一萬二)一義家(一萬三)一義家(一萬四)一義家(一萬五)一義家(一萬六)一義家(一萬七)一義家(一萬八)一義家(一萬九)一義家(二萬)一義家(二萬一)一義家(二萬二)一義家(二萬三)一義家(二萬四)一義家(二萬五)一義家(二萬六)一義家(二萬七)一義家(二萬八)一義家(二萬九)一義家(三萬)一義家(三萬一)一義家(三萬二)一義家(三萬三)一義家(三萬四)一義家(三萬五)一義家(三萬六)一義家(三萬七)一義家(三萬八)一義家(三萬九)一義家(四萬)一義家(四萬一)一義家(四萬二)一義家(四萬三)一義家(四萬四)一義家(四萬五)一義家(四萬六)一義家(四萬七)一義家(四萬八)一義家(四萬九)一義家(五萬)一義家(五萬一)一義家(五萬二)一義家(五萬三)一義家(五萬四)一義家(五萬五)一義家(五萬六)一義家(五萬七)一義家(五萬八)一義家(五萬九)一義家(六萬)一義家(六萬一)一義家(六萬二)一義家(六萬三)一義家(六萬四)一義家(六萬五)一義家(六萬六)一義家(六萬七)一義家(六萬八)一義家(六萬九)一義家(七萬)一義家(七萬一)一義家(七萬二)一義家(七萬三)一義家(七萬四)一義家(七萬五)一義家(七萬六)一義家(七萬七)一義家(七萬八)一義家(七萬九)一義家(八萬)一義家(八萬一)一義家(八萬二)一義家(八萬三)一義家(八萬四)一義家(八萬五)一義家(八萬六)一義家(八萬七)一義家(八萬八)一義家(八萬九)一義家(九萬)一義家(九萬一)一義家(九萬二)一義家(九萬三)一義家(九萬四)一義家(九萬五)一義家(九萬六)一義家(九萬七)一義家(九萬八)一義家(九萬九)一義家(一〇萬)一義家(一〇萬一)一義家(一〇萬二)一義家(一〇萬三)一義家(一〇萬四)一義家(一〇萬五)一義家(一〇萬六)一義家(一〇萬七)一義家(一〇萬八)一義家(一〇萬九)一義家(一〇萬一〇)一義家(一〇萬一〇一)一義家(一〇萬一〇二)一義家(一〇萬一〇三)一義家(一〇萬一〇四)一義家(一〇萬一〇五)一義家(一〇萬一〇六)一義家(一〇萬一〇七)一義家(一〇萬一〇八)一義家(一〇萬一〇九)一義家(一〇萬一一〇)一義家(一〇萬一一一)一義家(一〇萬一一二)一義家(一〇萬一一三)一義家(一〇萬一一四)一義家(一〇萬一一五)一義家(一〇萬一一六)一義家(一〇萬一一七)一義家(一〇萬一一八)一義家(一〇萬一一九)一義家(一〇萬一二〇)一義家(一〇萬一二一)一義家(一〇萬一二二)一義家(一〇萬一二三)一義家(一〇萬一二四)一義家(一〇萬一二五)一義家(一〇萬一二六)一義家(一〇萬一二七)一義家(一〇萬一二八)一義家(一〇萬一二九)一義家(一〇萬一三〇)一義家(一〇萬一三一)一義家(一〇萬一三二)一義家(一〇萬一三三)一義家(一〇萬一三四)一義家(一〇萬一三五)一義家(一〇萬一三六)一義家(一〇萬一三七)一義家(一〇萬一三八)一義家(一〇萬一三九)一義家(一〇萬一四〇)一義家(一〇萬一四一)一義家(一〇萬一四二)一義家(一〇萬一四三)一義家(一〇萬一四四)一義家(一〇萬一四五)一義家(一〇萬一四六)一義家(一〇萬一四七)一義家(一〇萬一四八)一義家(一〇萬一四九)一義家(一〇萬一五〇)一義家(一〇萬一五〇一)一義家(一〇萬一五〇二)一義家(一〇萬一五〇三)一義家(一〇萬一五〇四)一義家(一〇萬一五〇五)一義家(一〇萬一五〇六)一義家(一〇萬一五〇七)一義家(一〇萬一五〇八)一義家(一〇萬一五〇九)一義家(一〇萬一五〇一〇)一義家(一〇萬一五〇一一)一義家(一〇萬一五〇一二)一義家(一〇萬一五〇一三)一義家(一〇萬一五〇一四)一義家(一〇萬一五〇一五)一義家(一〇萬一五〇一六)一義家(一〇萬一五〇一七)一義家(一〇萬一五〇一八)一義家(一〇萬一五〇一九)一義家(一〇萬一五〇二〇)一義家(一〇萬一五〇二一)一義家(一〇萬一五〇二二)一義家(一〇萬一五〇二三)一義家(一〇萬一五〇二四)一義家(一〇萬一五〇二五)一義家(一〇萬一五〇二六)一義家(一〇萬一五〇二七)一義家(一〇萬一五〇二八)一義家(一〇萬一五〇二九)一義家(一〇萬一五〇三〇)一義家(一〇萬一五〇三一)一義家(一〇萬一五〇三二)一義家(一〇萬一五〇三三)一義家(一〇萬一五〇三四)一義家(一〇萬一五〇三五)一義家(一〇萬一五〇三六)一義家(一〇萬一五〇三七)一義家(一〇萬一五〇三八)一義家(一〇萬一五〇三九)一義家(一〇萬一五〇四〇)一義家(一〇萬一五〇四一)一義家(一〇萬一五〇四二)一義家(一〇萬一五〇四三)一義家(一〇萬一五〇四四)一義家(一〇萬一五〇四五)一義家(一〇萬一五〇四六)一義家(一〇萬一五〇四七)一義家(一〇萬一五〇四八)一義家(一〇萬一五〇四九)一義家(一〇萬一五〇五〇)一義家(一〇萬一五〇五一)一義家(一〇萬一五〇五二)一義家(一〇萬一五〇五三)一義家(一〇萬一五〇五四)一義家(一〇萬一五〇五五)一義家(一〇萬一五〇五六)一義家(一〇萬一五〇五七)一義家(一〇萬一五〇五八)一義家(一〇萬一五〇五九)一義家(一〇萬一五〇六〇)一義家(一〇萬一五〇六一)一義家(一〇萬一五〇六二)一義家(一〇萬一五〇六三)一義家(一〇萬一五〇六四)一義家(一〇萬一五〇六五)一義家(一〇萬一五〇六六)一義家(一〇萬一五〇六七)一義家(一〇萬一五〇六八)一義家(一〇萬一五〇六九)一義家(一〇萬一五〇七〇)一義家(一〇萬一五〇七一)一義家(一〇萬一五〇七二)一義家(一〇萬一五〇七三)一義家(一〇萬一五〇七四)一義家(一〇萬一五〇七五)一義家(一〇萬一五〇七六)一義家(一〇萬一五〇七七)一義家(一〇萬一五〇七八)一義家(一〇萬一五〇七九)一義家(一〇萬一五〇八〇)一義家(一〇萬一五〇八一)一義家(一〇萬一五〇八二)一義家(一〇萬一五〇八三)一義家(一〇萬一五〇八四)一義家(一〇萬一五〇八五)一義家(一〇萬一五〇八六)一義家(一〇萬一五〇八七)一義家(一〇萬一五〇八八)一義家(一〇萬一五〇八九)一義家(一〇萬一五〇九〇)一義家(一〇萬一五〇九一)一義家(一〇萬一五〇九二)一義家(一〇萬一五〇九三)一義家(一〇萬一五〇九四)一義家(一〇萬一五〇九五)一義家(一〇萬一五〇九六)一義家(一〇萬一五〇九七)一義家(一〇萬一五〇九八)一義家(一〇萬一五〇九九)一義家(一〇萬一五〇一〇〇)一義家(一〇萬一五〇一〇〇一)一義家(一〇萬一五〇一〇〇二)一義家(一〇萬一五〇一〇〇三)一義家(一〇萬一五〇一〇〇四)一義家(一〇萬一五〇一〇〇五)一義家(一〇萬一五〇一〇〇六)一義家(一〇萬一五〇一〇〇七)一義家(一〇萬一五〇一〇〇八)一義家(一〇萬一五〇一〇〇九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一一)一義家(一〇萬一五〇一〇一二)一義家(一〇萬一五〇一〇一三)一義家(一〇萬一五〇一〇一四)一義家(一〇萬一五〇一〇一五)一義家(一〇萬一五〇一〇一六)一義家(一〇萬一五〇一〇一七)一義家(一〇萬一五〇一〇一八)一義家(一〇萬一五〇一〇一九)一義家(一〇萬一五〇一〇二〇)一義家(一〇萬一五〇一〇二一)一義家(一〇萬一五〇一〇二二)一義家(一〇萬一五〇一〇二三)一義家(一〇萬一五〇一〇二四)一義家(一〇萬一五〇一〇二五)一義家(一〇萬一五〇一〇二六)一義家(一〇萬一五〇一〇二七)一義家(一〇萬一五〇一〇二八)一義家(一〇萬一五〇一〇二九)一義家(一〇萬一五〇一〇三〇)一義家(一〇萬一五〇一〇三一)一義家(一〇萬一五〇一〇三二)一義家(一〇萬一五〇一〇三三)一義家(一〇萬一五〇一〇三四)一義家(一〇萬一五〇一〇三五)一義家(一〇萬一五〇一〇三六)一義家(一〇萬一五〇一〇三七)一義家(一〇萬一五〇一〇三八)一義家(一〇萬一五〇一〇三九)一義家(一〇萬一五〇一〇四〇)一義家(一〇萬一五〇一〇四一)一義家(一〇萬一五〇一〇四二)一義家(一〇萬一五〇一〇四三)一義家(一〇萬一五〇一〇四四)一義家(一〇萬一五〇一〇四五)一義家(一〇萬一五〇一〇四六)一義家(一〇萬一五〇一〇四七)一義家(一〇萬一五〇一〇四八)一義家(一〇萬一五〇一〇四九)一義家(一〇萬一五〇一〇五〇)一義家(一〇萬一五〇一〇五一)一義家(一〇萬一五〇一〇五二)一義家(一〇萬一五〇一〇五三)一義家(一〇萬一五〇一〇五四)一義家(一〇萬一五〇一〇五五)一義家(一〇萬一五〇一〇五六)一義家(一〇萬一五〇一〇五七)一義家(一〇萬一五〇一〇五八)一義家(一〇萬一五〇一〇五九)一義家(一〇萬一五〇一〇六〇)一義家(一〇萬一五〇一〇六一)一義家(一〇萬一五〇一〇六二)一義家(一〇萬一五〇一〇六三)一義家(一〇萬一五〇一〇六四)一義家(一〇萬一五〇一〇六五)一義家(一〇萬一五〇一〇六六)一義家(一〇萬一五〇一〇六七)一義家(一〇萬一五〇一〇六八)一義家(一〇萬一五〇一〇六九)一義家(一〇萬一五〇一〇七〇)一義家(一〇萬一五〇一〇七一)一義家(一〇萬一五〇一〇七二)一義家(一〇萬一五〇一〇七三)一義家(一〇萬一五〇一〇七四)一義家(一〇萬一五〇一〇七五)一義家(一〇萬一五〇一〇七六)一義家(一〇萬一五〇一〇七七)一義家(一〇萬一五〇一〇七八)一義家(一〇萬一五〇一〇七九)一義家(一〇萬一五〇一〇八〇)一義家(一〇萬一五〇一〇八一)一義家(一〇萬一五〇一〇八二)一義家(一〇萬一五〇一〇八三)一義家(一〇萬一五〇一〇八四)一義家(一〇萬一五〇一〇八五)一義家(一〇萬一五〇一〇八六)一義家(一〇萬一五〇一〇八七)一義家(一〇萬一五〇一〇八八)一義家(一〇萬一五〇一〇八九)一義家(一〇萬一五〇一〇九〇)一義家(一〇萬一五〇一〇九一)一義家(一〇萬一五〇一〇九二)一義家(一〇萬一五〇一〇九三)一義家(一〇萬一五〇一〇九四)一義家(一〇萬一五〇一〇九五)一義家(一〇萬一五〇一〇九六)一義家(一〇萬一五〇一〇九七)一義家(一〇萬一五〇一〇九八)一義家(一〇萬一五〇一〇九九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇〇九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇二九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇三九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇四九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇五九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇六九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇七九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇八九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇九九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇〇九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇一九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇二九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇三九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇四九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五〇)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五一)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五二)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五三)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五四)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五五)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五六)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五七)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五八)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇五九)一義家(一〇萬一五〇一〇一〇一〇六〇)

記三十三菊池合戦條に江田丹波守見ゆ、又新田族也。

3 源姓信濃江田氏 前項源姓江田氏より以前、源平時代既に源姓江田氏あり。平家物語義經に従ふ士に江田源三とある、これにて、源平盛衰記には義經の郎黨、江田源三、また江田源三弘基と見ゆ。この人、義經記に信濃國人えたの源三とあれば、埴科郡英田郷(衣太)より發祥すと云ひ、又武藏風土記稿には武藏國都筑郡荏田邑の人とし、荏田村八幡社條に荏田源三と云しもの、持しなりともいへり。按に荏田源三は源義經につかへし人にて源平盛衰記等の書にも、其名みえたり、しからば、此所の人なるべし。社の背後に其人の居城の跡と云あり、されば源三が矢の根なりと云ことまきしきにや、この八幡も、もと源三が守護とせし像なりと云。」と載せたり。

5 丹波の江田氏 上野新田氏の族なる江田行義の末孫なりと云ふ。戦國時代、兵庫頭行範あり、波多野氏に屬す。何鹿郡綾部の城主也。(組井齊記)

明て雲州へ退ける」とあり。藝藩通志三谿郡條に「天良山・向江田村にあり。建武年間、江田源八泰氏、所居(江田、一に廣澤氏を稱す)太平記に、山門攻の時、備後江田泰氏數萬衆より、拔けて、杉本山神大夫定範と、力戦せし事見えたり。即ち此城主なり」と載せ、又「旗返山・三若村にあり、江田氏、天良山より、此に移り居るといふ。天文の頃は、江田尾張隆貫此に居たりしが、尾子家に志を通じければ、天文廿一年、毛利元就父子、來り攻め、落城す」と見ゆ。(筑後軍記略に備後人江田尾張守)を載せたり。

4 上總の江田氏 東鑑建久元年十一月條に江田小次郎、及び建保七年條に江田五郎(?)あり、此等の人は上總市原郡江田郷より出でたりとの説あり。

6 秀郷流藤原性廣澤氏流 太平記卷七、船上合戦條に「備後國には江田、廣澤、宮、三吉」と載せ、又卷十七山門攻の條に「爰に數萬人の中より、只一人備後國住人江田源八泰氏と名乗つて、洗草の大鎧、五枚甲の緒を縮、四尺餘の太刀所々さびたるに血の付てましくらにぞ上たりける」と見ゆる江田氏は、備後國三谿郡の江田郷より起る。廣澤和智と同族にて秀郷流藤原性なりと。但し一説には、上野新田氏の族にて、徳川四郎義季の三男世貞田次郎教氏の男、三郎家氏始めて、備後に下り、江田を領し、以て氏となすと云へど信じ難し。

7 安藝の江田氏 高田郡江田邑より起りしなるべし。通志に「江田市郎左衛門宅址・上甲立村江田にあり」と見ゆ。安西軍策に江田市助あり。

8 肥後の江田氏 玉名郡江田郷より起ると云ふ。薩摩國田原に「高城郡云々、得吉二町、名主肥後國住人江田太郎實秀」と見ゆ。但し一本沼田とあり。

9 薩摩の江田氏 建久八年内裡大番參勤交名に江田四郎を載せたり。

10 警城の江田氏 戦國の頃江田八右衛門あり、白川郡石井の城主なりき(棚倉往

11 陸前の江田氏 桃生郡の豪族にて山内首藤家配下の將也。江田七郎清通は首藤利部大輔貞通が葛西氏と戦ひて敗死せし後、其の子千代若丸を奉じ、中島城に據りて葛西氏と戦ふ。

枝川 エタカハ 常陸國那珂郡枝川邑より起る。二流あり。

1 常陸大掾族 常陸大掾系圖に「馬場資幹(時幹(枝川五郎))と見え、新編國志にも同様見ゆ。

2 秀郷流藤原性江戶氏流 前項枝川邑枝川館に據る。江戶通房の四男通弘(枝川彦四郎河内守)を祖とす。子孫此に在り、重氏(播磨守)に至り天正十八年庚寅十二月十九日、佐竹義重の攻撃する所となりて亡ぶ。新編國志に「枝川、那珂郡枝川村より起る。通房五子通信(通弘)彦四郎、河内守。子通衛・新三郎、枝川氏たり。子通清・藤四郎、二子通近と曰ひ、兵庫介と曰ふ。通近・判部少輔と稱す。子重氏云々」とあり。

3 依當忌寸 前述の計帳に「戸主依當忌寸麻呂。戸主依當忌寸大神、戸依當忌寸堅魚外八人」見ゆ。依當直の宗家にて忌寸姓を賜はれるものならむ。公卿補任、天長三年條に「藤愛發云々、母山城國愛宕郡人依當忌寸大神女」とあり。尊卑分脈には「依當忌寸」と見ゆ。名族なりしを親ふに足らむ。

12 其の他、太平記四國の宮方として江田氏を擧げ、又廣嚴寺楠木一族靈眸に江田四郎高次あり。又此の氏備前、攝津、出雲、美作等にも存す。

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

江太 エタ 江田氏と通ずべし。東鑑卷一治承四年八月條に御厨舎人江太新平次と云ふ者見ゆ。

枝久保 エタクホ 武藏の名族にして入間郡中神村三輪明神社の神職なり。慶安の頃より世々職を奉ず(風土記稿)とぞ。

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

枝 エタ 東鑑卷四十に枝兵衛入道と云ふ者見ゆ。

枝口 エタグチ

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

衣田 エタ 仁治三年の巖島文書に「安摩御庄内衣田島庄官」と見ゆ、江田島の事なり。又美作皆木氏略系に衣田兵部大夫見ゆ。草刈重繼と共に皆木氏と争ふ。

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

英多 エタ 和名抄信濃國埴科郡に英多郷ありて衣太と註す。高山寺本には觀太とあ

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

古由來記)。

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

衣田 エタ 仁治三年の巖島文書に「安摩御庄内衣田島庄官」と見ゆ、江田島の事なり。又美作皆木氏略系に衣田兵部大夫見ゆ。草刈重繼と共に皆木氏と争ふ。

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

英多 エタ 和名抄信濃國埴科郡に英多郷ありて衣太と註す。高山寺本には觀太とあ

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

衣田 エタ 仁治三年の巖島文書に「安摩御庄内衣田島庄官」と見ゆ、江田島の事なり。又美作皆木氏略系に衣田兵部大夫見ゆ。草刈重繼と共に皆木氏と争ふ。

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

英多 エタ 和名抄信濃國埴科郡に英多郷ありて衣太と註す。高山寺本には觀太とあ

江種 エタネ 山城の古代名族なり。

依當 エタフ 山城の計帳と思はるゝ正倉院文書に依當直時實と云ふ人見ゆ。依當は地名なるべし。

江平 エタヒラ 美濃の豪族なり。新編志に「里老云ふ、枝廣左衛門尉此處に居ると。而して其の傳を失ふ」と見えたり。又「土岐系圖に『伯耆守頼貞の子福光左衛門尉頼直、方縣郡福光に住す』とあるも同じ人ならむか。土岐氏連枝の多ければ枝廣と稱し、又此地に住みし故、福光とも名のりしなるべし」とあり。賤の小手巻にも覺山城主枝

廣左衛門の事見ゆ。

枝光 エタミツ 筑前國遠賀郡枝光より起りしか。筑後永祿十三年の檢地帳に枝光三郎と云ふ人見ゆ。備前にも此の氏あり。

枝村 エタムラ

枝本 エタモト 備前にあり。

枝元 エタモト

枝吉 エタヨシ

依智 エチ 又愛智とも愛知、依智ともあり。近江國愛知郡愛智より起る。又和名抄遠江國周智郡に依智郷ありて、江知と註す。

1 依智宿禰 秦氏の族にて依智秦氏の宿禰姓を賜ひしものと考へらる。姓氏錄抄拾芥抄に見ゆ。エチノハダ條を見よ。

2 遠江の依智氏 近江より分れて依智郷を起せしか。

依知 エチ 依智に同じ。エチノハダ條を見よ。

愛智 エチ 近江國愛知郡より起る。此の郡名は和名抄に衣知と註す。猶ほ尾根に愛知郡あり、アイチ條を見よ。近江愛知郡内に愛知庄あり、東大寺文書に「近江國愛智庄合水田壹拾貳町、中略、貞觀拾捌年拾壹月貳拾伍日、前豐前師安實依疑捺私印。」

嘉祥元年近江國依智の庄檢田勅注一卷。又元應元年日吉社領注進狀に近江國愛智の下庄康正二年段錢引付に愛智の上庄と見ゆ。

1 依智秦流 エチノハダ條を見よ。

2 佐々木氏流 近江愛知郡愛智庄より起る。佐々木氏の族にて、佐々木系圖に「佐々木宮神主行定一家行(愛知源四郎)」「また一本「家行(愛知四郎)」「家重(誠愛智權守)」「家康(愛智二郎)」「實家(右馬九)」と見ゆ。其の子信家「康繼」「邦康」「康宗」にて、尊卑分脈には「行定(佐々木宮神主)」「家行」



中興系圖此の氏を宇多源氏に收む。

3 應仁私記に愛智三郎大夫(源直方)を載せたり。

4 其の他アイチ條を参照せよ。

愛知 エチ 前條氏に同じ。

江智 エチ 大同類聚方七十六に大和國江智郡と云ふ者見ゆ。

江知 エチ 依智氏の裔か。

朴市 エチ 依智氏に同じ。天智紀に朴市田來津あり、エチノハダ條を見よ。

愛智河 エチガハ 近江國愛知郡愛知川邑より起る。佐々木系圖に「六角時信—直綱(號愛知河)」と見ゆ。直綱、四郎左衛門、法名中寛、其の子高信、鳥羽五郎左衛門尉と云ふ。

越智川 エチガハ 武家系圖に「越智川、源、愛智川共」と見ゆ。

越後 エチゴ 越後國名を負ひたるにて多くは父祖の受領を稱號としたるなり。

1 中原氏流 平家物語に越後の中太家光あり、木曾義仲に従ふ。源平盛衰記卷三十五には越後中太家光、越後中次家光と載せ、中次家光は上野國住人とあり、三條河原にて死す。

2 桓武平氏北條氏流 鎌倉時代北條氏の

後九郎見ゆ。

7 越後國については、城、佐々木、新田、上杉、長尾等の條を見よ。

越後谷 エチゴダニ

越後屋 エチゴヤ 屋號にて頗る多し。羽前酒田に正徳年間越後屋九兵衛あり。新田を開發す。

越前 エチゼン 越前の國名を負ひし也。即ち父祖の受領を稱號とせしものに外ならず。

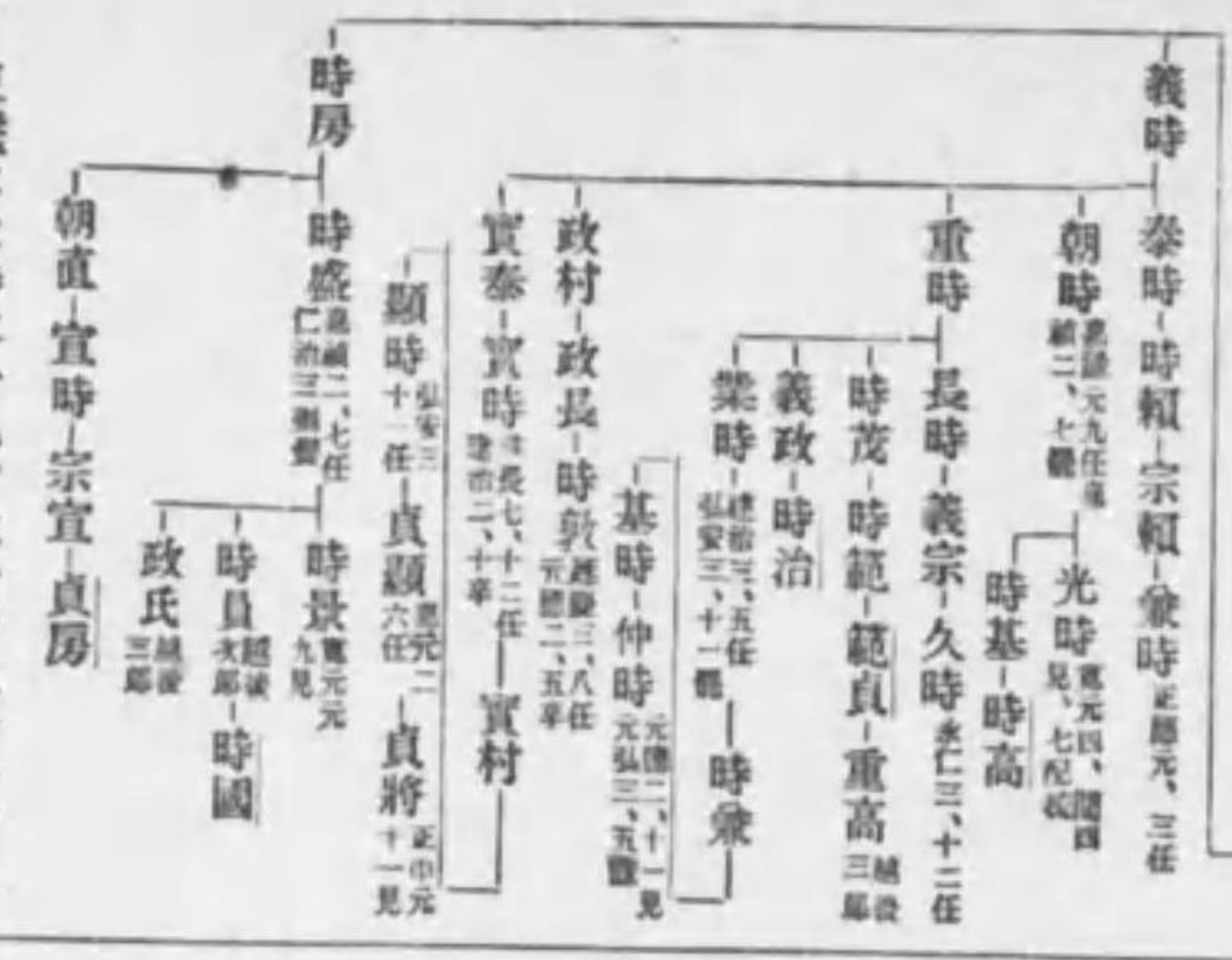
1 東鑑卷二に越前守通盛、四十九、五十、五十一、五十二に越前々司時廣の外、三十六、四十一、四十三、四十五、五十に越前兵庫助政宗、四十一に越前四郎經成、四十二、四十三、四十四に越前四郎經朝等を載せたり。

2 但馬國大田文に「日置郷百四拾六町七反百九拾四歩(地頭越前兵衛太郎長經)」と見ゆ。

3 清和源氏滿季流 尊卑分脈に「滿季玄孫爲經(高屋越前三郎)」と見ゆ。

4 越前島津氏 島津系圖に「忠久—忠綱(周防守、豊後守、越前之島津)—忠景—忠宗—忠秀—忠繼(五郎左衛門尉)」と載せ、地理考重富郷條に「元文二年二十

族多く當國々守と也越後を稱號とする者多し。以下系圖名の下の年月は此の國々守に任免されたる時日にして、名の横の線は國守となれりと云ふ傳説を有する人也。時政



3 東鑑には卷二十九、三十、三十一、三十二に越後太郎光時、二十九、三十五に越後二郎、二十九、四十八に越後三郎、二十九、四十八に越後四郎、三十一に越

二代島津繼豊、其弟周防忠紀に與へ食邑となさしむ。忠紀祖先是高祖忠久の第二子周防忠綱と云ふ。承久中忠久・越前國地頭職に任ず、忠綱守護代となりて彼國に住す。故に越前島津家と號す。其子忠行・播磨國攝津の地頭職に任じ、其地に移る。子孫承襲す。第十五代左近忠長・天文三年播磨國朝日山に戦死し、其家絶ゆ。因て周防忠紀をして其家を紹しむ。一説に此時舊名を改め、重富と號す、重富は越前國の地名なり、其を取つて此に名付くと云ふ」と見ゆ。

- 5 越前家 結城秀康の後を云ふ。マツダヒラ條にて詳説すべし。徳川時代御三家に次ぎて勢力あり。
- 6 對馬宗氏流 宗家の祖知宗の五男(重尙弟)に越前五郎あり、宗系圖に見ゆ。子孫岡村氏と云ふ。
- 7 越前守護の事は北條、斯波、朝倉條に詳かなり。

越善 エチゼン 正訓不明。

越前谷 エチゼンダニ 同上。

依智秦 エチノハタ エチハタ 近江國依智(後の愛知郡)の秦氏を云ふ。依智、愛智條參照。

1 桓武平氏 平清盛の族父盛俊・越中守たりしより其の子盛綱、盛次、越中を稱號とす。盛俊の父は伊勢守より檢非違使となる(東鑑、平氏系圖)、その弟盛久、左兵衛尉たり。皆平氏の爲に盡す。次に盛綱、盛次は平家物語に「侍大將には越中次郎兵衛盛次、上總五郎兵衛忠光、悪七兵衛景清云々」と、同書又越中次郎兵衛盛俊に作る。源平盛衰記には「侍大將には越中前司盛俊、子息大郎判官盛綱、同次郎兵衛盛次」と載せ、次郎兵衛は同書また越中二郎兵衛盛綱、越中二郎判官盛綱に作り、東鑑十三、四十二に越中二郎兵衛盛綱と見ゆ。父子三人平家に屬して頗る勢力ありしが、源平の合戦、盛俊は猪俣則綱に討たる。源平盛衰記一ノ谷條に「越中前司盛俊は逆も通るべき身にあらず、角傾ぬる上はとて思切、只一人殘留つて、馳合せ、戦けるが、猪股近平六則綱に馳並て、引組で、どうと落つ。盛俊は聞えたる大力の大の男、徐には二十人が力と云けれ共、内内は六十人して上下する大船を、一人してあつかひける者もければ、七八十人が力もや有けむ。近平六も普通には力勝たる人と云けむ。

1 依智秦 愛智郡に住居したる秦人を云ふ。東大寺延喜二年文書に大初位上依智秦眞、其の他、朝野群載、類聚符宣抄等に見ゆ。

2 依智秦公 依智秦の首長の氏なり。正倉院文書天平寶字六年四月二十日の近江國愛智郡司解に「大領從七位上依智秦公門守」なる人見ゆ、勢力ありしを知るべし。中村に大領社あり、此氏の祀りしものか。次いで仁壽四年券に「大國郷戸主依智秦公秋男、貞觀三年券に「大國郷戸主依智秦公福高、また東大寺延喜二年十一月文書に「愛智郡大目郷居住依智秦公父子、朝野群載廿二に「近江追補使依智秦公」等見ゆ。

3 依智秦造 秦氏の一族也、當郡中に最も榮えし氏にして依智秦氏の首領家とす。依智とは愛知にて、秦氏の一族當地に移り、地名を冠して依智秦と云ひし也。その移住が何時代に屬するか不明なれど、孝徳紀大化元年條に「朴市秦造田來津」なる人見ゆるにより、その移住の古きを知るべし。此の人古人皇子に與して、謀反せしも後殺されしか、天智紀稱制前紀に「小山下秦造田來津」と見ゆ。兵を率ゐて

れ共、盛俊に遇ねれば數ならず、取て押付られて働かず、云々。越中前司申けるは、や、猪股殿、盛俊は男女の子共二十餘人持て候ぞよ。我一人に侍ならば、いかでも候べし、彼等が行末の悲しきに、御邊の命を助奉る也、云々。則綱大音揚て「平家の侍、今日近來鬼神と聞えつる越中前司盛俊が頭、猪俣近平六則綱、分捕にしたり」と叫けり、誠に由々數ぞ聞えける。彼の刀は薩摩國住、源平造の物なりけり」と見ゆ。

百濟王子豐璋を百濟に衛送す、同元年紀には朴市田來津とあり。二年八月唐軍と戦ひ敗北、天を仰きて誓ひ、切齒して嘆り、數十人を殺して戦死す。

4 依智秦宿禰 依智秦造の宿禰姓を賜ひしものなるべし。朝野群載に「天曆十年六月十三日伊賀權掾依智秦宿禰正頼」なる人見ゆ、拾芥抄、姓名錄抄には依智宿禰とあり。

5 越中の依智秦公 越中國官舎納穀交替記に「醫師依智秦公廣範」と云ふ人あり。朴市秦 エチノハタ 依智秦氏に同じ。依智人 エチビト 依智秦と同族か。○依智人公 依智秦公と同族なるべし。東大寺延喜二年十一月文書に郷刀前擬大領正六位上依智人公又雄、正六位上依智人公房雄、右兵衛從八位上依智人公春雄等見ゆ。

江津 エツ 肥後に江津川あり。

江塚 エツカ 信濃にあり。

殖槻 エツキ 連姓にして高麗族なり。神龜元年五月紀に「正七位下高昌武・姓を殖槻連と賜ふ」とあるより出づ。

越中 エツチウ 越中の國名を貢ひしなり。

ありと。

- 3 宇都宮流 鎌倉時代・宇都宮頼綱の二男頼業(横田氏祖)越中守となる。東鑑四十二、四十三、四十五、四十六、五十、五十一に越中前司頼業とあるは此の人に、これより前三十七卷に越中守、三十九、四十八に越中前司とあるも此の人か。その子泰親は同書五十、五十一に越中五郎左衛門尉泰親、その弟秀頼は五十一に越中八郎秀頼とあり。泰親の子親業も越中守と見ゆ。(頼業は又古今著聞集に「承久三年の亂に宇都宮越中前司頼業、いまだ無官なりける」とあり。)
- 4 其の他、東鑑卷三十七に越中七郎左衛門次郎政員、四十に越中太田次郎左衛門尉、四十二に越中四郎左衛門尉時業、四十六に越中右衛門尉、五十、五十一に越中次郎左衛門尉長員、五十一に越中六郎左衛門尉等見ゆ。
- 5 肥前の越中氏 東鑑寛元四年三月條に有間朝澄と越中七郎左衛門次郎政員とが肥前高來郡串山郷を争ふ事を載せ(アヤマ條參照)。又深江文書に安富民部三郎入道行位と越中次郎左衛門尉長員とが肥前高來東郷内深江村についての相論(文

江戸邑より起る。秀郷流藤原姓と稱す、各種の那珂系圖、江戸系圖皆これを云ひ、新編國志にも「江戸、那珂郡江戸村より出、那珂五郎通泰の後なり。江戸氏初め那珂氏と稱す。小野崎氏と同族、藤原秀郷五世の孫公通の二子通直常陸に徙り、那珂郡河邊郷に居り、河邊大夫と稱す。子通資・那珂太郎と稱し、始めて那珂氏となる云々」とあれど、其の實那珂氏は當國那珂國造仲臣の後に、後大中臣姓と稱し、更に後世秀郷流藤原姓を冒せしものなるが如し。那珂條にて詳述せん。

かく那珂氏は常陸那珂國造の裔なる疑あり、従つて江戸氏も同様なれど、久しく秀郷流藤原姓と信ぜられしが故に、暫く舊説に従はん。正宗寺本江戸系圖に「那珂彦五郎道政、貞和六年八月、石見國三角入道を討ちし功によりて、那珂東郡江戸郷を給ひ、之より江戸氏となる」と云ひ、其の子「新兵衛通綱に至り川和田城に移る」と。新志補には「那珂通長の子通泰、尊氏に降り、正平五年(貞和六年)高師泰に従つて石見を略し、鼓崎城を拔き、功を以つて那珂東郡江戸郷を食む

(内匠、矢田部二江戸系圖)。子通高・始めて江戸氏を稱す(采女、戸村二系圖)。元中五年、小野崎通郷と共に、上杉朝宗に従て男體城を攻め、戦死す(和光院過去帳)。子通景・但馬守(戸村本、密藏院本佐竹系圖、小揚系圖)、足利氏滿・其の父の事に死するを恤み、那珂四郡川和田赤尾關等の地を與ふ(内匠本系圖)、通景・城を川和田に築て遷る(那珂家傳)、小野崎通綱と共に佐竹氏に事へて常陸守護代たり(佐竹家士系圖、里見氏書式)と。通景の子通房・通常等あり。(通高又胤通に作ると)。

通房・又但馬守と稱す。應永上杉輝秀の胤に大塚滿幹上杉氏に露せし爲、亂後その領地水戸を奪ひて、之を通房に賜ふ。よりて同三十三年六月廿一日・滿幹等が青屋の祭にて府中に赴ける間に乘じ、通房・廿三日夜水戸城を襲ひて之を取る。爾後水戸城主たり。晚年入道して道勝と號し、京師の令を奉じて足利成氏に敵し屢々功あり、よりて中興の祖と呼ばる。六地藏寺過去帳に「江戸初・道勝(慶隆祥忠) 通房」と載せ、和光院過去帳に「通房(道勝(五十六))とあるは此人なり。

道勝の後には和光院過去帳、江戸系圖等に據るに、通房入道道勝一洞勝(廿三、通秀、但馬守)一阜山(四十三歳、通長、但馬守、但馬入道、阜山道鶴、六地藏過去帳に「江戸道鶴」と)一通雅(通義道徹、和光院過去帳に「四十九歳山尾ヨリセラレイ」と。又六地藏過去帳に「通義甲寅十一月十二日」と。但馬守)一通泰(梁山道棟、和光院過去帳に「ウツノ宮ヨリ鶴シツ五歳と。但馬守)一忠通(但馬守、和光院過去帳に「忠通・中子六月五日、永祿七、十二日葬送、月山道舎、五十七、秀山大田ヨリ後ハセイカンヌカマヨリ」と。但馬守)一通政(初め通房、又通治ともあり。和光院過去帳に「通政七月十六日卯、慶山道賢、廿歳、妙壽府中ヨリ」と見ゆ。丁卯は永祿十年也)一重道(彦五郎、但馬守、同過去帳に「心巖唱安、重道、於結城、慶長三年十月初日」と)一宣通(三七、實通)なり。

東村河沈、「江戸兵庫助則忠、享徳四六月相州にて」江戸出羽守、「江戸長左衛門」等を擧ぐ。
 4 豫章記に桓根川得久三郎、江戸中津同兵衛九郎と云ふ者見ゆ。
 5 筑後田中家臣知行割帳に「屬三十人江戸備兵衛」と。
 江藤 エトウ 嘉藤、衛藤と通ずべければ参照せよ。
 1 桓武平氏千葉氏流 肥前の名族千葉氏の一族にして、其の系圖に「千葉常胤一常宗(源四郎)一常行(左衛門尉)一行氏(六郎、實は岩部主水盛氏六男)一公常(中務丞)一常氏(下野守)一常正(兵部三郎、岩部を稱す)一胤晴(六左衛門尉、建武元年千葉大隅守胤貞と共に九州に至り肥前國小城に住す、江藤氏祖)一公晴(又右衛門尉)一公將(左衛門大夫)一繁常(右馬九)一公氏(七左衛門尉)一治定(左近大夫)一公宗(新兵衛尉)一統晴(又右衛門尉、馬友家)一胤氏(七左衛門尉)一重胤(七左衛門、仕加藤家)……公生(現代)と。肥前佐賀鍋島藩は江藤新平の郷里也。
 2 肥後の江藤氏(藤原姓) 肥後國阿蘇郡

通長(但馬入道、法號阜山道鶴、弟に、隱岐守、彦二郎、彦三郎等あり)一通俊(但馬守、法名通義道徹)一通泰(但馬守)一忠通(但馬守)一通房(愛千代、彦三郎)と。次に頼田系圖には「通泰(號那珂五郎、又江戸但馬守、法名阜山道鶴)一胤道(號江戸彦五郎)一通勝(江戸但馬守)一通房(同但馬守)一通鶴(同但馬守)一勝通(同但馬守)一忠通(同但馬守)一重通(歷名土代曰、藤原重通關東江戸、永祿四八四從五位下、同日但馬守、吉社寄附狀曰、元龜元年十一月二十日元服、彦五郎重通)と見ゆ。また一本系圖に「通輝(那珂中太)一胤幹(江戸彦五郎)一通幹(那珂五郎、江戸但馬守に改む)一通泰(江戸彦五郎)なり」と。江戸系圖多けれど、和光院過去帳最もよかるべし。

江戸氏は最初佐竹家臣なりしも、後自立して佐竹氏と争ふ。江戸通雅に至り佐竹義輝と講和す(那珂家傳)。忠通に至り又争ふ、天文十四年佐竹義昭、水戸を襲はんとして成らず(關部狀)。十七年九月大部平に戦ふ、十九年七月戸村に戦ふ(妙徳寺舊記)。明年佐竹と和し、其の侵地を歸へす(和光院濟貫帳)。天正十八年豊臣

秀吉・小田原を征す、當時江戸氏紀綱廢弛す。重通小田原窮迫を聞き、始めて懼れ、使を遣し、佐竹義宣に従ふ(石川氏覺書、新編江戸系圖)、義宣之を利し、秀吉に告るに江戸氏の我が部屬なるを以つてす。秀吉之を信じ、本國の大牛を義宣に賜ふ(石川氏覺書、舊誌、佐竹藏納帳)十二月十九日、佐竹氏水戸城を襲ふ、城陥り、重通通走、結城晴朝に依る。中山信名曰ふ、彦五郎重通・從五位下、但馬守、慶長三年卒、男三七宣通、秀康君に仕へ、氏を改めて水戸と稱す、秀康君越前に移封の時、宣通從ひ行き、子孫今何存す」と。

江戸氏はかく始めは江戸城に居り、次に川和田、次に水戸にありしが、一族には竹隅、頼田、春秋等多く、又和光院過去帳に「道憲(江戸内匠助、天正十六年、戊子神主没落之時打死)」。又六地藏過去帳に「江戸藤四郎、道林禪定門(天文十四巳巳四月七日、勝倉川にて横死)と云ふをも載せたり。
 3 又太平記十七義貞北國落の條に江戸民部丞景氏あり。又下總小金本土寺過去帳に「江戸左近八郎、文明十七乙巳十月、